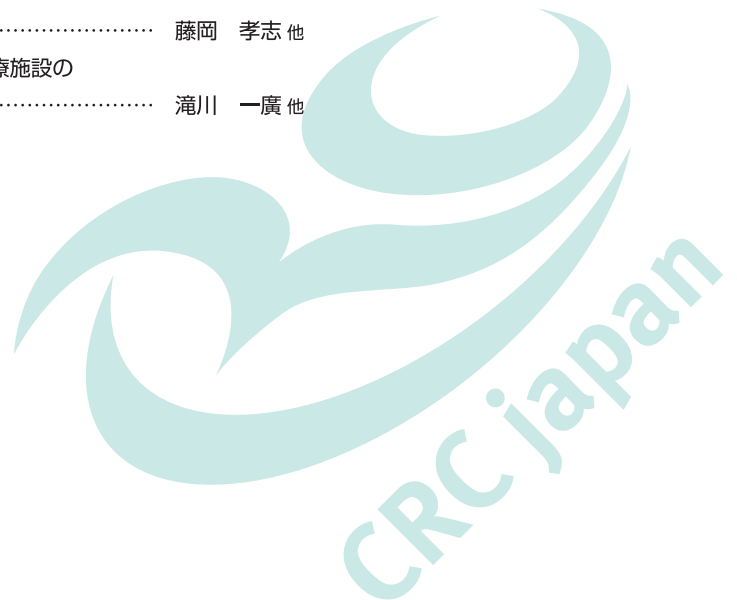


子どもの虹情報研修センター 紀 要 No.1 (2003)

発刊にあたって	岩田喜美枝	
巻 頭 に	・児童虐待はどのように豊かな社会に多いのか	小林 登
記念論文	・本当に子どもは変わったのか	小倉 清
研修講演 より	・児童養護施設の今日的課題	加賀美尤祥
	・被虐待児の理解と援助のあり方	村瀬嘉代子
	・ケースの進行管理などスーパーバイザーの役割	赤井 兼太
	・職員のサポートを考える	杉山 信作
	・虐待に対する法的手段の適切な活用	磯谷 文明
エッセイ	・医師専門研修への期待	小野 善郎
	・児童養護施設研修に参加して	福崎 洋子
	・虐待と「学校で暴れる子」 ～個別対応から学校コンサルテーションへ～	水鳥川洋子
研究報告	・児童虐待の国際比較	松井 一郎
	・身体運動による被虐待児への グループ・アプローチ1	藤岡 孝志 他
	・児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の 有効活用に関する縦断研究	滝川 一廣 他
事業報告	・平成14年度専門研修を振り返って	



発刊にあたって（子どもの虹情報研修センター紀要創刊号）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

岩田 喜美枝

子どもの虹情報研修センター紀要が創刊されますことをお喜び申し上げます。

ご承知のとおり、平成12年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。爾来、同法を児童虐待防止対策の中心として、国及び地方自治体はもとより、民間団体を含めた幅広い関係機関等による施策や取組の充実が図られ、また、広く国民一般の理解の向上や関係者の意識の高まりがみられます。

しかし、全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は近年急増し、また、その内容も親の意に反して施設入所を家庭裁判所に申し立てるといった、対応が難しいケースが増加するなど、児童虐待問題は依然として早急に対応しなければならない社会的課題であり、各方面において、児童虐待防止制度の見直しに向けた議論も活発に行われています。

虐待の背景は多岐に渡ることで、また、虐待は身体発育や知的発達の阻害、情緒面の問題、更に世代間連鎖なども引き起こすと言われており、その対応には高度な専門的知見が必要です。

このため、関係職員に対する質の高い研修機会の確保は急務の課題であることから、子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が、児童虐待及び非行・暴力などの思春期問題に対応するため、第一線の専門的援助者の養成と、高度専門情報の集約・発信拠点となるナショナルセンターとしての機能を担うものとして、平成14年4月に設立されました。

この間、センター長を中心にその専門性を最大限に発揮した各種研修や研究を実施し、各自治体や関係団体等からも高い評価を得ていると承知しております。

厚生労働省としても、貴センターがその取組を一層充実されることを期待しており、今後とも緊密な連携を図っていきたいと考えております。

もとより、すべての子どもは家庭において豊かな愛情に包まれながら健やかに育まれるべき存在です。子どもたちが未来の担い手として、個性豊かに、かつ、たくましく、そして、何より安全に、安心して育っていけるよう様々な取組を、今後とも総合的に進めてまいります。

最後に、この紀要により、子どもの虹情報研修センターについての理解が深められ、子どもの健やかな育成の一助となることを祈念いたします。

平成15年8月

子どもの虹情報研修センター紀要 No.1

目 次

発刊にあたって	岩田喜美枝	
巻 頭 に	・ 児童虐待はどうして豊かな社会に多いのか	小林 登	1
記 念 論 文	・ 本当に子どもは変わったのか	小倉 清	10
研 修 講 演 よ り	・ 児童養護施設の今日的課題	加賀美尤祥	16
	・ 被虐待児の理解と援助のあり方	村瀬嘉代子	24
	・ ケースの進行管理などスーパーバイザーの役割	赤井 兼太	38
	・ 職員のサポートを考える	杉山 信作	49
	・ 虐待に対する法的手段の適切な活用	磯谷 文明	58
エ ッ セ イ	・ 医師専門研修への期待	小野 善郎	68
	・ 児童養護施設研修に参加して	福崎 洋子	70
	・ 虐待と「学校で暴れる子」 ～ 個別対応から学校コンサルテーションへ～	水鳥川洋子	73
研 究 報 告	・ 児童虐待の国際比較	松井 一郎	77
	・ 身体運動による被虐待児への グループ・アプローチ1	藤岡 孝志他	82
	・ 児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の 有効活用に関する縦断研究	滝川 一廣他	98
事 業 報 告	・ 平成14年度専門研修を振り返って		121

巻頭に

児童虐待はどうして豊かな社会に多いのか

小林 登

(子どもの虹情報研修センター長)

現在「児童虐待」は多発していると考えられるが、昔からあったし、またいろいろな社会文化のなかでもみられている。それは文学の世界に現れる子どもの虐待からも明らかである¹。さらには、われわれに最も近いチンパンジーでも、Jane Goodall 博士は、状況によっては、大人のチンパンジーが子どものチンパンジーを虐待することを報告している²。もっとも、生みの親が虐待するかどうかについては確認していない。さらに後に述べるように、より下等な哺乳動物でも、いろいろなパターンでそれはみられている。従って児童虐待の原因となる心は、人間の原罪、あるいは業(サガ)のようなものに見える。換言すれば、われわれ人間は「児童虐待の遺伝子をもっている」とさえ言えるのではなかろうか。

本センターが紀要を発行するにあたり、その巻頭の論文として、文献に基づき、以下、表題の問題を可能な限り医学・生物学的に考えることにする。内容については内心忸怩たるものがないではないが、関係者からのご批判を戴ければ幸いである。

スペクトラムとしての児童虐待とは、Child Maltreatment と Child Abuse

現在、「児童虐待」としてまとめられている子どもを虐待する行為は、「子どもの権利」から広く見れば、親ないし養育者が、わが子を単に暴力的・心理的に虐待することばかりでなく、その昔わが国でみられた「間引き」から始まって「親子心中」まで考えられる。

アメリカの小児科学教科書でも、親ないし養育者の暴力的さらに強制的(命令的)な行動によるばかりでなく、すべての養育に関わる責任行動の怠慢・無視によって起こる、子どもの病的状態・死亡状態を、社会病あるいは社会問題“Social Issues”としてまとめ、“Child Maltreatment”としている。これを「広義の児童虐待」とよべよう³。

“Child Maltreatment”は、愛し、世話し、必要な教育や医療を提供してくれるはずの養育者によって起こされる子ども達の悲劇のスペクトラムであって、身体的や性的な虐待(狭義の「児童虐待」「Child Abuse」とよべよう)から、いわゆるネグレクトまで含まれる。わが国も同じ立場であるが、「児童虐待」という言葉には、「広義」と「狭義」の区別がないようである^{3・4}。

以下「児童虐待」という時は、「狭義」のものをさす。

子どもの虐待は、豊かな社会で増加しているのか

筆者が初めて児童虐待をみたのは1954年の秋であった。大学卒業の直後、本場でインターンをしたいと渡米して研修を始めた。2ヶ月程経ったある夜、救急当直の筆者のもとに、「ベッドから落ちた」と訴えて1歳前後の我が子を抱いて、白人の女性が現れた。骨折を疑って片手をもち上げると、赤ちゃんは激しく泣いた。筆者

の診察をみていた指導医は、全身のレントゲン写真をとるよう指示した。「なぜ？」と思ったが、写真をみるとその理由は明らかであった。疑った上肢の骨折ばかりでなく、下肢にも治りかかった古い骨折があった。すなわち、「多発骨折」である。

この事例をみて、私は何故この豊かなアメリカで、親がわが子を虐待するのかと疑った。第二次世界大戦の敗戦後10年、まだ焼け跡の残っていた東京から来て、食事・住宅などあらゆる面で、物質的に豊かなアメリカ生活を始めたばかりであったからである。更に、愛を説くキリスト教文化の国で、何故かとも思った。

親の虐待による多発骨折の事例は、1950年代に入ってアメリカの小児医療の現場に現れ、急速にその数は増加した。Kempeは、それをまとめて1962年のJAMAに、“the Battered Child Syndrome”として報告した⁵。その後、性的虐待が問題となり、併せて「身体的虐待」「Child Abuse」として整理され、さらに心理的虐待、育児放棄(ネグレクト)などの新しい問題も含めて、現在は広く「児童虐待」「Child Maltreatment」としてまとめられている。虐待の多様化とともに、“the Battered Child Syndrome”から、“Child Abuse”、そして“Child Maltreatment”と、小児医学の中でスペクトラムとして、その概念も拡大し整理されたのである。

このようにして、第二次世界大戦後アメリカで増加し、小児疾患のひとつに位置づけられた「児童虐待」は、ヨーロッパの先進国にも広がった。わが国でも、1960年代に経済状態が良くなるにつれ、児童相談所などで対応する事例は増加している。しかし、小児医療の現場には、少し遅れて現れたようである。筆者は帰国後、“the Battered Child Syndrome”を「被虐待児症候群」として小論を書いたりしていたが、実際に初めて事例をみたのは、東大病院の病棟で1970年のことで、「多発骨折」ではなく口腔の「火傷」であった。

児童相談所と違って、小児病棟でみる児童虐待は、医療の対応が必要なもので、ある意味で重症である。身体的虐待ばかりでなく、低身長などがみられる重症の心理的虐待、そして性的虐待などである。しかし、この身体的ならびに性的虐待“Child Abuse”の増加は、第二次世界大戦後に現われた現象と考えられ、発表論文をみても、豊かさとともに、事例数の増加ばかりでなく、重症化していると言えよう。

筆者の関係した調査研究によると、社会的介入を要する(広義の)児童虐待は、平成12年で年間3万5千人、0～17歳人口1,000人中1.54人と推計された。問題は1年間で解決されないもので、累積される結果、当然ながらその数は多い⁶。しかし、増加したのではなく、隠れていたものが表に現れただけという反論は、常に聞かれる。

人間は虐待の心のプログラムをもっているのか。

現在、(広義の)児童虐待“Child Maltreatment”として、主に4つのタイプがあげられているが、その虐待する親は、夫々のタイプで異なり、育児放棄(ネグレクト)・心理的虐待は、性格・人格の異常に関係し、また、特に心理的虐待では、他の虐待行動と重複する特徴を持っている。(広義の)児童虐待の親と、現在教育現場で問題になっている「暴力」「不登校」さらに「いじめ」などの子どもには、心理的に共通の基盤さえあるのではないかと考えられる。性的虐待は、当然のことながら特殊な問題である。本論文では、戦後問題になった、いわゆる「身体的虐待」「the Battered Child Syndrome」および「性的虐待」などの“Child Abuse”を中心に考えることにする。

初めに、人間は児童虐待の遺伝子を持っていると述べたのは、全くの個人的見解であるが、別の表現をすれば、人間は生まれながらにして、児童虐待する心のプログラムの根源的なものを持っていると言える。そうだとすれば、それは一体何であろうか。

一般論として、憎しみや不満さらに敵意や怒りをもってわが子を虐待するのであるから、それは正に心理学や精神医学でいう「攻撃性」「aggression」に関係すると考えざるを得ない。K. Lorenz^{7・8・9}によれば、攻撃

性は遺伝的にプログラムされていて、憎しみ・不安・不満・敵意・怒りなどの特異的な状態で発現する本能的な行動のパターンのひとつであるとしている。勿論、その逆もあって、攻撃を体験したり見たりして、攻撃性を獲得するという考えである⁹。

「子どもを虐待する心のプログラム」は、正にこの「攻撃の心のプログラム」に関係するもの、あるいは表裏の関係にあるものと言える。人間では、「攻撃の心のプログラム」と「子どもを虐待する心のプログラム」とが全く同じとすべきという考えもあるが、「攻撃の心のプログラム」が大きな柱になって、他の心のプログラムと組み合わせられて、「子どもを虐待する心のプログラム」が出来ると筆者は考えたい。

柱となる「攻撃の心のプログラム」を人間は何故にもっているのでしょうか。それは、人間進化の長い歴史の中で、自然の異変ばかりでなく、人間を含めた多くの動物と闘い、自らを守るために必要であったからであると考えられている。自らの生存を確かなものにするため、安全に対する脅威を警戒し、逃走など、それに対処する行動をとるために脳が持ったのが、この特別なプログラムであることは否定出来ない。それは、「怖れること」「憎むこと」などの心のプログラムが中心になって作動するものであり、お互いに深く関係するものであり、あるいはその組み合わせかもしれない。攻撃行動のいろいろな発現パターンをみれば、そう考えることが出来る¹⁰。

ネコの脳のある特定の部分を刺激して、背を丸め、毛を逆立て、歯をむき出すなどの攻撃的な兆候を引き出した有名な動物実験があるが、それは攻撃のプログラムの存在を示すものである。勿論、その裏には、それによって働くニューロンのネットワークシステムが存在しているのである。また逆に、脳の別の領域を除去することにより、サルは突然の危険に対して、恐怖反応を示さなくなることからも、そのプログラムの存在は支持される^{7・9・10}。

人間の脳にも、そのような特別なニューロンのネットワークシステムがあることは、関係する領域の損傷や腫瘍によって、それまでおとなしかった人が攻撃的になったり、またその逆も起こることで明らかである。そういった領域には、上述のような特別なプログラムもあって、それによってシステムが作動すると考えるのである^{7・9・10}。

勿論、そのニューロンのネットワークシステムとそのプログラムの局在は、従来の研究から、大脳基底部分にある視床下部・扁桃核・前梨状葉皮質・中脳被蓋などを結ぶ、ニューロンのネットワークシステムと考えられている。脳科学の進歩とともに、今後その詳細はさらに明らかにされ、「憎しみ」や「怒り」などとの関係も明らかにされていくであろう^{9・10}。

動物行動学や社会生物学の進歩とともに、「攻撃」とは、「他者のもっているものや権利などを剥奪するために、身体的な行為や威嚇することによって相手を自分の支配下におく」、あるいは「相手の手に入れたものを放棄させる行動」と定義されて来ている。「攻撃」は生物界でいろいろなパターンでみられているが、Wilson は下記のように整理している¹¹。

1) 縄張りをめぐる攻撃、2) 順位を決める攻撃、3) 性的な攻撃、4) 親の躰としての攻撃、5) 離乳をめぐる攻撃、6) 道徳的な攻撃、7) 捕食的な攻撃、8) 捕食者に対する攻撃。

人間の児童虐待を考えると、4) 5) にみられる哺乳動物が示す攻撃行動との関係が問題となろう。哺乳動物の「親の躰としての攻撃」は、子どもを手元から離さないようにする、自分で活動するようにせき立てる、喧嘩を止めさせる等を目的とした比較のおだやかなものである。「離乳をめぐる攻撃」も、児童虐待との関係で関心を引くが、母乳が必要な時期を過ぎた離乳期に入ってもお乳をねだり続ける場合、ある種の哺乳動物では、親が子どもを威嚇したり攻撃したりするが、これもおだやかなものである。

ダーウィンのような生存競争の立場から見れば、子どもは、母親依存によって遺伝的適応度を高め生存の確率を上げているが、逆にそれによって母親の適応度を低め、生存の確率を下げる結果になる。そのバランスをとっ

て、生存のために離乳期には、プログラムされた攻撃行動をとると説明されている。動物の攻撃のプログラムが、おだやかであることは、同じ立場から見ると、生存を確かなものにするために、それを抑制するプログラムも進化させていると考えられよう^{10・11}。

人間の児童虐待が、嫉を理由にしたりして乳幼児期の子どもに集中することは、系統発生的にみても重要なように思われる。「虐待する心のプログラム」は、「攻撃のプログラム」を柱にして、母性を含めた養育（子育て）の裏にあるプログラムかもしれない。

子どもを虐待する心のプログラムはどうして出来るか。

人間として遺伝的にもっている、多様な基本的心のプログラムが存在することを認めた上で、何故子どもを虐待する心のプログラムを持つようになるかを考えてみたい。上述のように、「攻撃の心のプログラム」を柱に、どうして「子どもを虐待する心のプログラム」が出来るのか、ということである。

筆者は、プログラムとかニューロンのネットワークシステムという用語をすでに用いたが、心の発達を、このようにシステム・情報論的な立場から考えると理解しやすいと思う。すなわち、脳の精神・心理機能は大脳皮質にあるが、大脳皮質は、その単位構造であるカラムの組み合わせであり、それが組み合わせられて領域に、さらにそれが組み合わせられて頭葉（前頭葉、後頭葉、側頭葉、頭頂葉の4頭葉）になる。それぞれのカラムには大脳の機能の基本単位を果たすニューロンのネットワークシステムとそのプログラムがあると考えられるのである。上述のように、攻撃のプログラムは本能的なもので、脳の基底部（辺縁脳）にあるが、脳の新皮質にはそれをコントロールする仕組みのあることが明らかにされている点は、特に重要である^{7・8・9・10}。

乳幼児期の脳は可塑性が高く、生活環境の情報によって基本的なプログラムを働かせながら、ニューロンのネットワークの配線図を変えて、爾後の事態に対応出来るようなネットワークとそのプログラムの複雑な組み合わせを組織すると言える。それは、下記の事実からも明らかである^{12・13}。

妊娠10週にもなれば、超音波によって胎児が手足を動かし、心臓が拍動している画像を見ることが出来る。すなわち、受精卵としての1個の細胞が分裂を繰り返し、増殖し、分化して手足が出来て、心臓が形成がされれば、それを動かすニューロンのネットワークシステムと、そのシステムにスイッチを入れるプログラムが脳の中に自己組織化される。勿論、そのネットワークとプログラムの局在は異なり、手足の動きは、大脳皮質運動野と脊髄に、心拍動は脳幹にあるのである^{12・13}。

心拍動は、生存に対して本質的な循環機能を果たすからであろうか、成長によってほとんど変化しない、ある意味でいうと固いプログラムでコントロールされているといえる。産声とともに作動する呼吸のプログラムも同じである。

手足を動かすプログラムは、成長とともに中枢支配が強くなる。胎児や新生児の下肢の動きは、反射的、非特異的で、「ステップ反射」とよばれ、新生児ではその反射運動が歩く姿に似ているところから、「原始歩行」ともよばれている。生後1、2ヶ月のうちにこの反射のプログラムは一旦消失するが、一年ほどたってヨチヨチ歩きが始まる時には、大脳皮質で、ついで前頭連合野で発達した、知性のプログラムのコントロールに入っている。すなわち自らの意志で歩くようになるのである^{10・12・13・14}。

やがて、その子どもが大きくなり、幼稚園や保育園に入れば、「まねる」「学ぶ」「憶える」などの高度の精神機能の心のプログラムによって、原始歩行の歩くプログラムを、生活環境の情報によって変えて、あるいは他のプログラムと組み合わせ、スキップしたり、ダンスしたりするようになるのである。それは、ニューロンのネットワークシステムの配線図を変えて、プログラムを組み合わせることによって行っているのである^{10・12・13・14}。

体に関係する歩くプログラムについて述べたが、心に関係するプログラムも同じである。超音波でみると、妊娠後半の胎児が笑顔のような表情をみせることがある。すなわち、胎児の脳には、「うれしい」「たのしい」「気持ちのよい」という心と、それを表情に表す表情筋の動きに関係するニューロンのネットワークシステムとプログラムの組合せがすでに存在することを意味する。当然、新生児が産湯につかってニンマリするのも、全く同じとは言わないが、同じプログラムを使って、同じニューロンのネットワークシステムを働かして微笑んでいるのである^{10・12・13・14}。

しかし、その子どもがお母さんにあやされて笑うとき、小さな子が漫画をみて笑うとき、大学生が落語で笑うときには、胎児のこの笑いのプログラムが、高度の精神機能のプログラムと組み合わせられて、その大脳皮質さらには前頭葉の知性のコントロールに入っているのである。勿論、ニューロンのネットワークシステムもお互いにリンクすると考えられる^{10・12・13・14}。

このように、遺伝子によって決まる基本的なプログラムの中で、生存に直接関係するような、呼吸・循環の体のプログラムは、成長によってあまり変化しないが、運動に関係する基本的な体のプログラム、さらには精神・心理に関係する基本的な心のプログラムは、胎児期・新生児期には、バラバラになって大脳皮質の中に分散して存在しているが、体の成長とともに、大脳皮質の中でお互いに統合され、前頭葉の支配下に入り、その指令によって働くようになる。すなわち「中枢集中化」するのであり、それが「心の発達」であるといえる^{10・12・13・14}。

筆者は、大脳基底部にある「攻撃のプログラム」も同じように考えられると思う。人類進化の中で、生存のためにもった「攻撃のプログラム」は、人間として進化によって形は変わってはいるものの、われわれの脳の中にあるのではなからうか。しかし、乳幼児の脳の柔らかい時期の生活環境によって、すなわち子育てによって、この「攻撃」のプログラムも中枢集中化して、前頭葉（知性）のコントロールに入るが、大人になっても、特別なことがなければそれが暴発することもない。この特別なこととは、戦争のような場合が代表である。この度のイラク戦争でも、それがおっていると考えられる映像も少なくない^{7・8}。

虐待する親の場合には、子育てなどのストレスにより、その中枢集中化が弱くなり、「攻撃のプログラム」が他のプログラムと組み合わせられ、「虐待のプログラム」になることがあると考えられる。そして、生活条件により起こる「憎しみ」「恐れ」あるいは「不安」などによって、それが作動すると考えられる。生活条件とは、夫婦関係、経済状態、アルコール依存など多様な問題が関係する^{3・4・7・8・9・10}。勿論、生まれながらにして、「強い」あるいは逆に弱い「攻撃」の心のプログラムを持つこともあろう。

児童虐待は人間生態学からどう捉えられるか。

人間は、生物学的存在として生まれ、社会的存在として育つ。子どもは、上述のように生まれながらにして、遺伝子によって決まる生存に必要な心と体の基本的なプログラムを持っている。その心と体の基本的なプログラムを胎児期から作動させ、脳のニューロンのネットワークシステムを働かせながら、生後は生活環境の情報によってその配線図を変え、プログラムを組み合わせ、体を成長させるばかりでなく心も発達させている。

このようにして、成長・発達した成人も、生物学的存在と同時に、社会的存在として生活する。虐待する成人の子どもの時の心の発達を、そして大人になって虐待するときの心を、豊かな社会との関係で、「人間生態学」Human Ecology の立場から考えてみた¹⁵。

人間生態学とは、動物の生態学と同じように、人間を生活環境との関係の中で捉えようとする生物科学の中の一つの分野である。子どもを含めて、人間の生活環境は、肌の接するような身近な人間関係を含めた生活環境、すなわち「微小生態システム」(micro-ecosystem)、家庭の生活環境、すなわち「小生態システム」(mini-

ecosystem) として地域や国の生活環境のような上記を大きく包む「大生態システム」(macro-ecosystem) とに大きく分けられる。更に「大生態システム」と「小生態システム」の間に「間生態システム」(meso-ecosystem) をおくことが出来、社会施設、すなわち保育園・学校・病院などのハードウェアばかりでなく、行政・ジャーナリズムなどの社会文化も入る。人間の生態系は、このような同心円状構造をしていると考えられる¹⁵。

それぞれの生態系には多様な生態因子(ecofactor)が存在する。気候とか地形の様な「自然因子」、空気・水・光などの「物理・化学因子」、植物や、人間も含めた動物、細菌・ウィルスなどの感染症の原因などの「生物学的因子」、そして人間に特有な行政、ジャーナリズムなどを含めた「社会文化因子」などに整理される。しかし、社会文化因子を除く全ての生態因子は、極言すれば「物理・化学因子」に還元され、同じように、社会文化因子を還元すれば「情報」になる。

物理・化学因子は、生体の中では呼吸器系・消化器系を中心に処理され、体を構成する材料になり、またエネルギーとして生きるために利用される。一方、情報は脳で処理され、行動として発現され、生きるために利用される。この場合、感覚器で受け取られた情報は電気信号に変えられ、脳の中で樹状突起や軸索の神経繊維を介して作られたニューロンのネットワークの中を、ニューロンからニューロンへと伝播され、処理されて、行動に発現する。ニューロンを変えて情報が伝えられるときには、シナプスを通るが、そこで伝達物質によって化学信号に変えられ、次のニューロンに伝えられ、再び電気信号にもどる。これを繰り返しながら、情報はニューロンのネットワークシステムの中で伝達・処理されているのである。シナプスで化学信号を伝える伝達物質の主な分子は約15程で、アセチルコリン・モノアミン・アミノ酸・ペプチドなどに分けられ、夫々が情報の種類によって変わるであろう^{9・10・13}。

脳は、上述のように多様なニューロンのネットワークとそれを動かすプログラムをもつカラムの薄い膜である大脳皮質でカバーされているが、前頭葉、側頭葉、頭頂葉、後頭葉との4つの葉に分けられる。大脳の前頭葉と頭頂葉の間に深い溝が入り込んで中心溝をつくり、その前方の前頭葉に運動野、その後方の頭頂葉に体制感覚野がある。運動野のプログラムが働けば体は動き、皮膚などを刺激すれば、体制感覚野にあるプログラムが働いてそれを感じる。生活情報を処理するのは、側頭葉にある聴覚野や、後頭葉にある視覚野で、それぞれ耳からの聴覚情報、目からの視覚情報を処理するニューロンのネットワークシステムと、それを動かすプログラムを、大脳皮質そして前頭葉にもっている。味覚・嗅覚は本能的なもので、それらの情報は、大脳皮質、前頭葉も関係するが、主として脳底部にあるシステムとプログラムで処理される。これらは、遺伝子によって決まるもので、上述の胎児・新生児の行動に関係している^{12・13・14}。

上述以外の大脳皮質はいわゆる連合野であって、生後の生活環境の情報によって、そこにある基本的なプログラムを働かせ、そのニューロンのネットワークシステムを機能させながら組み合わせて、高度な精神・心理機能のプログラムを発達させ、上述の運動野、体制感覚野、視覚野、聴覚野のプログラムとリンクして、いかなる事態にも対応出来るようシステムとプログラムを構成する。そのプロセスが、前に述べた分散システムから中枢集中システムへの展開、すなわち「中枢集中化」である^{12・13・14}。

ニューロンのネットワークシステムを、生態系の生後の生活情報によって働かせながら配線図を変えるという点が重要で、その時使っていないニューロンのネットワークシステムのシナプスは除去され、場合によってはそのニューロンもアポトーシス(遺伝子の作動による細胞死) を起こす。この機序によって、ニューロンのネットワークの配線図が変わるのである。乳幼児期は脳の可塑性“ Plasticity ” が強いため、それが可能である^{12・13・14}。

生活の場である生態系の情報は、「感性の情報」“ Sensitive Information ” と「理性(論理) の情報」“ Logical Information ” とに分けられる。乳幼児期に子どもが優しく育てられなければ、行動問題から犯罪まで、心の発達に障害を来すことは、広く知られ多くの報告がある。「基本的信頼」“ Basic Trust ”、それにつづく「心の理

論「Theory of Mind」の形成に、経験的にも子育ての「優しさ」が重要であると考えられる。「優しさ」は、正にポジティブな感性の情報といえる。

虐待する親の中に、乳幼児期に親の愛情を十分に受けなかった、さらには虐待された体験を持つものが多いことは、「感性の情報」が上述の心の発達の仕事に重要な役を果たしていることを示す¹⁶。これを理解するには、脳進化に基づく「脳の三位一体説」「Triune Theory of the Brain」が有用である^{13・14}。

進化論的にみると、脳は脊椎動物になって、全身に散在していた神経組織系を一つにまとめることによって出来、哺乳動物でよく発達したと言える。まず、生きるためだけの体のプログラムをまとめて脳幹“Brain Stem”が出来、呼吸・循環さらに運動とそのバランスがとれるようになった原始的な脊椎動物(魚とか爬虫類など)の脳が進化のはじめに出来た。それが、原始的な哺乳動物(カンガルーとかカモノハシなど)に進化し、自らの生存を確かなものにするために、食欲・性欲・情動などの本能的な心のプログラムをもつ「辺縁皮質」“Limbic Cortex”が脳幹脳をカバーし、「古い脳」すなわち辺縁脳が出来た。さらにこの原始的な哺乳動物の進化が進むと、社会生活・集団生活を営み、自然に適応し、うまく生きていくための心のプログラムを持った「新皮質」“Neocortex”が辺縁脳をカバーして、「新しい脳」が出来、哺乳動物の多くがそれを持つようになったと考えられるのである。さらに哺乳動物の進化とともに、この新皮質も進化し、霊長類でよく発達し、人間では特に前頭葉が発達し、文化・文明の創造まで可能にした、高度の精神心理の機能を果たす心のプログラムが出来たのである^{13・14}。

進化の順序からみれば、脳幹脳、辺縁脳、そしてわれわれの脳(新皮質脳)が出来たわけで、脳の個体発生からみても、脳の機能からみても、辺縁脳と新皮質脳は、お互いに影響し合う可能性は否定できない。

「感性の情報」は辺縁皮質、「理性の情報」は新皮質の心のプログラムに作用すると考えられるので、「小児生態学」“Child Ecology”からみれば、乳幼児期の良い、あるいはポジティブな感性の情報が、辺縁皮質をよく働かせることによって、連合野中心に行われる脳のプログラムの中枢集中化に重要な役を果たしていると考えられる。乳幼児期におけるスキンシップ豊かな子育てによる「微小生体システム」、また家庭という「小生態」のポジティブな「感性の情報」の重要性はここにある¹⁵。

情報がニューロンからニューロンに伝達される時、シナプスでは、伝達物質によって化学信号として伝えられることは先に述べた。ニューロンのネットワークシステムの中には、伝達物質として、アミンを利用する特殊な神経細胞系が古い脳と新しい脳の間であり、それが乳幼児期の脳の発達にとって、睡眠のリズムと運動機能とに関係して、重要な役割を果たすという考えがある¹⁷。「感性の情報」も、アミン系ニューロンのネットワークシステムに、直接的あるいは睡眠リズムや運動機能を介して間接的にこの中枢集中化のプロセスに関係しているのかもしれない。

ひとたび脳の中枢集中化が進めば、言語発達とともに、理性の情報が新皮質脳の心のプログラムを働かせ、高度の精神・心理機能を発揮することになる。したがって、幼児・学童期の家庭の躰、さらには学校教育の意義も出てくるわけである。もっとも、「理性の情報」で新皮質の心のプログラムが働く場合でも、「感性の情報」で辺縁脳のプログラムが円滑に作動していれば、そのプログラムもよく働く。それには報酬系Rewarding Systemも関係するが、「学が喜びいっぱい」になれば、学習効果も上がることから明らかである。ここでは、学校のような「間生態システム」のあり方が問われるのである^{9・10・13}。

上述の攻撃のプログラムの中枢集中化のプロセスに支障があって、理性のコントロールが弱く、虐待のプログラムが出来てしまったような場合は、生活環境のポジティブな「感性の情報」が少ない、また、逆にネガティブな「感性の情報」が多いと、当然そのプログラムが作動しやすく、虐待に走ると考えられる。家庭という「小生態システム」ばかりでなく、社会という「大生態システム」のあり方も考えなければならない。

われわれの社会は、現在20世紀の科学・技術の時代を終わったところである。デカルトの「方法序説」以来

366年の思想の流れの中、“Cogito、 Ergo Sum”から始まる自他分離、要素還元論を基盤として科学が体系づけられ、技術も大きく進歩した。それによって、20世紀は豊かな社会を築くことに成功した。しかし、その哲学が科学・技術を使う人間の心にも影響を与え、それによって誤った技術の使いばかりでなく、人間行動にもいろいろな問題を起こしているとも考えられる。それは、生活廃棄物・産業廃棄物の山、空気・水・土壌の汚染、自然環境の破壊ばかりでなく、学校でみられる子どもたちの行動問題、社会で見られる犯罪・行動問題など、そして児童虐待（広義）も、考えれば枚挙にいとまがない。この科学・技術に影響された人間の心、特に行過ぎた物質万能主義・個人主義・拝金主義などによるものと考えられる。21世紀はパラダイムを変えて、ある意味でカルテシアン哲学を取り込み乗り越え、「共生」を社会の柱とする「心の時代」にしなければならない。

豊かな社会を人間生態学的にみれば、社会の全ての人々が豊かに生活していることを意味しない。あれほど豊かなアメリカでも、スラムは存在し、大きな経済格差の中で生活している人もいるのである。豊かな社会の「日の当たる部分」「Bright Side」が大きければ大きいほど、「陰の部分」「Dark Side」は、それが例え大きくはなくても、深刻なものになるものである。大・間・小の生態システムは、お互いにインタラクションしているのである。

豊かさは「物質的」だけではない。「情動的」な豊かさも、またその裏には、情動的な貧しさもあろう。高度情報化社会では、情報の流れの速度と量が大きく、“Bright Side”から流れる豊かさを示す情報が、情動的に貧しい人々を逆に、不安、憎悪など、虐待のプログラムを作動させる心的要因を増加させていることも無視できない。

子育てに関係する虐待問題として、核家族化もある。豊かさを維持するためには労働力が必要となり、生産性を高めなければならない。その結果、都市化が進み、核家族化がおこっているのである。それが、さらに豊かさの“Dark Side”を強化することになっていいるのではなからうか。

まとめ

豊かな社会は、物質的な豊かさはあっても、「優しさ」で代表されるポジティブな「感性の情報」の豊かさが充分でないと考えられる。それは、ある意味では、それによって人間関係を維持しなくても、それぞれ独立して生活することが可能な程豊かであるといえるかもしれない。殆どの人は、生活を維持するのに、他人に優しくする、他人を思いやる、人の心を読みとる等の必要がないのである。そのような社会環境が、子育て不安を起し、作動しやすい虐待のプログラムを作動させ、虐待を多発していると思うのである。

全ての人には「攻撃の心のプログラム」を程度の差こそあれ持っていると考えられるので、それが「虐待の心のプログラム」として育たないように、「共生」を柱として、ポジティブな感性の情報が豊かな「優しい社会」を作り、「子育て支援」から始まって、子ども達の育児・保育・教育の質を上げ、充実させることが、児童虐待予防の第一であろう。また、不幸にして「虐待の心のプログラム」を持つようになった人に、その作動を予防するためにも、「優しい社会」を作る必要がある。それには、微小生態システム（人間関係）・小生態システム（家庭）・間生態システム（学校など）・大生態システム（社会）の感性の情報を含む情報環境のインタラクションのメカニズムを少しでも明らかにしなければならない。特に大生態システムである社会とのそれが大切である。

（本論文執筆に当たっては、子どもの虹情報研修センター顧問の四方耀子先生にいろいろとご教示を戴いた。ここに感謝申し上げます。）

参考文献

- 1 . 池田由子：児童虐待の歴史的考察．公衆衛生．64（5）．308-312,2000
- 2 . J. Goodall：私信
- 3 . C. F. Johnson . Chapter 38 . Abuse and Neglect of Children . in Nelson • Textbook of Pediatrics . 15th Edition (Ed. R. E. Behrman, R. M. Kliegman, A. M. Arvin) P.112-121 . W. B. Saunders Co., 1996
- 4 . 奥山眞紀子：子ども虐待．小児内科 35 . 増刊号「小児疾患診療のための小児病態生理」．857 - 862 . 2003
- 5 . C. H. Kempe : The Battered Child Syndrome . JAMA . Vol.18 P.12-17 . 1962
- 6 . 小林 登（主任研究者）：平成 13 年度厚生科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）児童虐待及び対策の実態把握に関する研究総括研究報告書（2002 年 3 月）
- 7 . K. Lorenz(日高敏隆、久保和彦 訳)：攻撃、悪の自然誌．みすず書房．1985 . (Das Sogenannte Bose, zur Naturgeschichte der Aggressin, Dr. G. Borotha-Schcler Verlag, Wien, 1963)
- 8 . K. Lorenz (谷口 茂 訳)：人間性の解体．新思索社．1999 (Der Abbau des Menschlichen, R. Dipier Co. Verlag, Miinchen, 1983)
- 9 . R. L. Atkinson, R. C. Atkinson . E. E. Smith . D. J. Bem . S. Nolen-Hoeksewa . Hilgard's Introduction to Psychology . Aggression as an Emotional Reaction . p.397-407 . Harcourt Brace College Publisher . 1996
- 10 . 嶋井和世（監訳）：脳と生命．秘められたメカニズム．広川書店．1987 (J. Z. Young: Programs of the Brain, Oxford University Press, 1978)
- 11 . 伊藤嘉昭（監修）：社会生物学 2、第 11 章攻撃．p.524-553 . 思索社 1984 (E.O.Wilson : Sociobiology, The New Synthesis, Harvard University Press)
- 12 . 小林 登：育つ・育てるふれあいの子育て．風濤社．2000
- 13 . D . Bergen & J.Coscia : Brain Research & Childhood Education, International Association for Child Education . 2000 . p17-18 . P.Machean . 1978
- 14 . 久保田 競：脳の発達と子どものからだ．築地書館．1981
- 15 . 小林 登：小児科学における人間生態学的立場、小児科診療．43,9 - 14 . 1980
- 16 . 滝川一廣、四方耀子、高田 治：課題研究、児童虐待に対する情緒障害短期治療施設の有効活用に関する縦断的研究．子どもの虹情報研修センター紀要
- 17 . 瀬川昌也：子どもの脳はいかにして大人の脳になるか．科学 71 . 703 - 711 . 2001

「本当に子どもは変わったのか」

小 倉 清

(精神科医・クリニックおぐら)

「最近の子どもは変わった」という言葉を、いろいろな場面で見聞するようになって、もうかなりの年月がたっているように思える。それはテレビ、新聞、雑誌などの論調でもそうであるし、教育・福祉・医療・矯正の分野でも、最近の子どもたちについて同じような印象をもつと述べる人々がふえているように思えるのである。「昔の子どもはこうだった、昔はああだったのに・・・」という具合で、大体は現状を嘆く調子の意見や論述が多いように思える。あるいは「今の子どもはかくかく、しかしかでかわいそうだ」という人もいれば、全く逆に「昔ではとても考えられないような様々の恩恵に浴して、今の子どもたちはうらやましい限りだ」という人もいる。昔より恵まれているというのは、子どもの心身両面にわたる成長・発達について、また子どもの生活条件をめぐる物理的・金銭的な面について、更には様々の選択の可能性の巾の拡がりについて、種々の論議がなされているわけである。

いろんな論戦がなされていること自体は結構なことであろうが、もし最近の子どもたちは変わったとして、なぜ変わったかが問われねばならないだろうし、またどのように変わったのか、その変化が意味する所は何かも問われねばならないであろう。そしてその際には家族・学校・社会の変化や、現在のあり方も同じく問われねばならないだろう。なぜなら子どもはまず家庭の中で生れ育ち、やがては保育園や幼稚園をへて学校にいき、そして更には一般社会での生活を営むことになるからである。つまり子どもは生れて以来、家庭・学校・社会という場で生活していて、どんな意味においてでも常にそれらからの直接の影響の下にあるのである。この3つの場はまた互いに深くかかわりあい、影響を与えあいながら、有機的なつながりの下でしか存在しあえないものなのである。したがって子どものあり方、生き方を考える時には、この3つの場のことを念頭におきながら考えをすすめるべきなのである。

家 庭

日本に古来からあった「家」は戦後、制度として消滅することになった。家父長制度の下、主婦は家にいて世継ぎ(男子)を産み、家を守るというあり方はもうない。父親が家の大黒柱としてすべてを一手にひきうけて働くということはないことになったのである。制度としてはなくなったといっても、もちろん個々の家ではそれぞれの事情がある。新しい時代の新しい要請に対して、すべての父親が心から納得してそれに従っているとは限らないだろうが、かといって無理してそれと対抗する態度をゴリ押ししても、うまくはいかないことが多いであろう。それは葛藤を生みこそすれ、スムーズな解決に向くことはないであろう。

今日では主婦の実に70%近くの人になんらかの形で働いているという時代になった。経済的な成長の一助もあって、一旦は核家族がふえて、それはまたそれでそれなりに様々の問題をかもし出す時期はあったし、今もそれはつづいているともいえよう。主婦が家の外で働くこととなれば、核家族化にもやや歯止めがかかり、実利をとって二世帯が共に暮す場合も再び歓迎されるようにもなった。とはいえ、どちらにしてもなんらかの葛藤を生じるのはさけられない。

社会的経済的な状況もあって、仕事をもつ母親はわが子を自らの手で、はぐくみ育てることが困難になり、

ごく早期から赤ちゃんは保育園なり、類似の施設にあずけられて、複数の人々によって養育されるようになってきている。働く母親の立場が優先して考えられる結果、24時間保育とか長期保育とかが、生物としての赤ちゃんの自然な成長への考慮なしに、政治的なレベルで推進されようとしている。赤ちゃんの立場に立ってものをいおうとする力は抑えつけられているのである。

最近のトピックスの一つは、半数に近い女性が結婚を願望せず、また結婚したとしても子どもを産みたくないという人が増えているということである。男性もまた、もし結婚したら小使いが半分に減るから結婚しないという人が40%近くも存在するという。

高齢化とか少子化の問題の拡がりはとてつもなく大きい。子どもを産むといっても一人だけのことが多く、それは中国での一人っ子政策が大反省の下に見直し、手直しをされているということにも示される通り、大変な問題を提示することになるのは必須であろう。2050年には日本の現在の人口は半分になるという予想もあり、様々の問題の派生が憂慮されている。要するに家庭のあり方、家庭がもつ機能のあり方が大きく問題となってきたということになるのであろう。

人の成長を考えてみると、建築でたとえるならば、その基礎工事に当たる部分が人では生れてから3才位までの間の体験ということになる。家の基礎工事というものは非常に入念、丁寧になされるものであり、しかもそれが地中にあることから建築完成後には、人の眼に直接ふれることはない。ふれることはなくても、そこに存在しているのは確かなことであり、基礎工事なしに家が建つことはない。そして基礎工事のあり方は、その上に建つ家のあり方と直接結びついている。しかも後年、増改築を行う場合には基礎工事の設計図をみることにしは、それはできないことであるという。このことを人に当てはめてみると、生まれてから3才位までの間の体験がどんなに重い意味をもつかが理解されよう。しかし今日このことが本当に重視されているとはとても思えない。3才児神話として揶揄されることはあっても、まともな論議の対象となることはない。

そもそも人は生れてその最初の3年位の間とその後の人生で体験するであろう殆んどすべての情緒的体験をするものであると信ぜられる。それらは愛、いつくしむ心、淋しさ、悲しみ、ねたみ、やきもち、しつと、怒り、憎しみ、攻撃、そう失、罪の意識、つくない、そして性愛の情まですべてを含む。そしてこれらの体験は私たちのもっとも奥深い中核をなす部分として体験されるという点が重要である。ところが今日においてはこれらが体験される場そのものが確かに保証され、支えられるものとして用意されることは、むしろ少なくなっているというしかない。つまり両親との密でひそやかな関係の中で、これらの体験が保証されるのではなく、両親以外の複数の人々との間で、断片的、非連続的にのみ提供されることがより多いのである。もっとも深いところでの人との一貫性あるつながりを安心して体験することができない。このことについての十分な認識と、そしてそのことが子どもにも与えるであろう持続的なインパクトの大きさについての認識が、一般に大変に薄いように思えてならない。

そういった状況の結果として様々の事柄が観察されることになる。たとえば、抱っこをしたときに赤ちゃんの身体が石のようにコチコチに硬く、磐石のように重く、肌にぴったりとよりそってこないというようなことがあったり、夜はなかなか寝つかず、眼を皿のようにしていて、おびえているかのように音に対して非常に敏感になり、緊張しつづけるというようなことがあったりする。あるいは冷たくさめた表情のまま、まわりに反応しない状態が続いたり、逆にいつも同じようにニコニコと笑った表情をして、誰に対しても愛想よくおじぎをしたりする。しかし結局のところは誰にもなじんではない、そしてなつかない赤ちゃんであったりする。まわりの人にはわからない理由で突然、まるで火がついたかのように泣きさけんだり、頭を壁などに打ちつけたりするようなことがみられる。赤ちゃんらしい赤ちゃん、子どもらしい子どもはもう余りみられなくなっているように思えるのである。

一般家庭の生活の中で、子どもと大人の生活の区別がはっきりしなくなり、夜、レストランに赤ちゃんも大人と一緒に来たり、雑踏や騒音の中に長時間、赤ちゃんが親にお伴したりする風景がみられたりする。幼

い子どもがパチンコ店の中に長時間とじこめられている場合もある。夜中すぎてもテレビがついている部屋で幼い子どもが、殆どヒステリックにさわいでいたりする。保育園で生活のリズムの乱れが指摘されたりするのは、そういうことの反映であることであろう。

保育園ではまた、子どもが勝手気ままで、他の子と一緒にいられなかったり、一緒に行動にまるで参加できなかったりする。おちつきがなく、他の子に噛みついたり、他の子のオモチャをいきなりとりあげて、それでたたいたりするという具合である。保育園では一定の社会性や協調性が求められるわけだが、それが身につくような訓練やしつけが準備されるような状況は、現在の家庭では存在しないようになっている。

親との関係のあり方によっては、もちろんただひたすら手がかからず、おとなしい子で、その存在が忘れられてしまいそうな子どももいる。しかしそういう子も何年かのちには、何かをきっかけとして突然、変貌して様々の問題を呈するようになるのかもしれない。きびしいしつけの下、4才で二桁の掛算・割算をこなし、漢字の音読みと訓読みに強い関心をしめした子が、小学校に入った所ですっかり意欲を失い、無気力・無関心となり、虚無感にさいなまれる状態になったりする。

臨床的な問題を呈するまでには至らなくとも、自分を信じたり、ある信念をもつことができず、その時その時の状況にただ身をまかせ、ただよっているだけのような生活を送る人になるのかもしれない。積極的で生産的であるよりも、静かで控えめで余り動きを示さず、何かストレスが加わると様々の身体症状を出したり不眠を訴えたり、あるいは他の人と協力して生き生きとした楽しい生活を送ることができないような人になったりするのかもしれない。

このようにみえてくると、家庭のあり方によって子どもの成長・発達、ことに情緒的な面での発達・分化は大きく左右されるものと考えられる。もし今日の子どもたちが変わったとするならば、それは直接・間接的に家庭のあり方やその機能が変ったことと関係が深いといわざるをえない。家庭のあり方や機能の仕方というものは、その時代の風俗一般とか文化一般と密接にかかわりあっているものであり、つまりは社会的な広がりをもったものであるともいえる。先に家庭・社会、そして次ぎに述べる学校の三者は有機的なつながりの下で存在するといったのも、この意味であったわけである。

学 校

少し古い統計でも、小・中学生の20万人が不登校、11万人の高校生が中退となっている。現在ではもっとの数になっていることであろう。

「勉強をして何になる」、「学校へゆくことにどんな意味がある」というのはよくきくセリフである。これは結局は「生きていて何になる」、「生きていてどんな意味がある」というのと殆ど同じ意味で語られている言葉であろう。これらの言葉をそのような疑義としてとらえて、さてそれに対して真摯な教育的配慮をもって教師がちゃんと答えられるのかどうか問われているといつてよいであろう。

生徒が「あの先生はよく話をきいてくれる。分かってくれるからすきだ」という。また逆に「あの先生はこちらのことをきこうとしない。一方的におしつけてくる」という。あるいは「あの先生は真剣にしかってくれる」という。これらは生徒が先生との間で人間的な心のふれあいを求めているものと解せられる。人間教育という言葉もあることである。

私たちは誰でも小学校一年生の時の担任の先生のことははっきりと憶えているものである。お名前はもちろん、そのお顔、声、しぐさ、姿勢、くせなど、何年たっても鮮明に思い出すことができるのが普通である。ところが学年がすすむほどに先生の印象はうすれる。中学・高校ましてや大学になると、余程の出来事でもない限り、印象に残る先生はいないのである。小学校以外で強く記憶に残る先生がいるようなことは、むしろ例外

といわねばならない。これはなぜか。

人は例外なく、生まれてから小学校に入るまでの間に、もう相当な体験をもってきている。そしてその大部分は自分の意にそわないものなのである。自分が受け入れられ、認められ、安心できるような類の体験はむしろ例外であって、殆んどはさんざん傷つくような体験である。子どもはまわりに依存しないではいきのびられないのだが、依存しようとするほど、よりむずかしい状況にはまることになり、その点において辛酸をきわめる体験をもつことになる。親のことを信じきれないといった所で自分の親なのである。否でも応でもかけがえのない自分の親なのである。何はどうあれ親に依存するしかないのだから、親に対して矛盾した気持ちをもたざるをえない。そんな状況の中で子どもは小学校に入学してくる。そして最初の担任の先生と出会い、交流が始まるのである。親以外の大人と毎日毎日、長時間交流をもつのである。

大袈裟に言えば、一年の担任の先生との間で新しい人生が幕を開くようなものである。先生は決して親の代わりになりうるものではないものの、親との間で満たされなかったもの、あるいは親とのやりとりの中で心の傷となって残っているものが、今度は先生とのやりとりの中で取り扱われることとなるのである。少なくとも子どものほうはそういう期待を無意識のままにもって先生に近づく。それに対して先生はどこまで応えられるのか。常識的に考えてみて、一人の先生が多数の子どものこの種の要請を十分応えられるわけがない。それでも子どものほうは勝手にというか、ただひたすら期待に胸をふくらませるのである。そしてその期待・願望の強さ故に、子どもは空想の中で生きるしかなくなる。この空想は結局はそのまんま、何十年でもその後続くのである。そんなに何十年でもつづく所以は、それがさめることのない空想であるからこそである。これは実際さめることができない空想なのである。そうでなければ人は生きていられない。それほどのものである。だから一年の担任の先生の記憶は鮮明でいつまでも残るのである。小学校に入ってきた時点での子どもの心は、事ほど左様に追いつめられている。一年生の一学期というものは、子どもにとって非常に心のエネルギーを使う時なのである。体調をくずす、つかれる、うつになって当然のことなのである。

子どもはそんな風で、学校に対して大きな期待をもっているものなのだが、学校の状況は今日、実際そんなにウエットで人間味あふれているとはいえない。もっとドライで現実的にはきびしすぎる位の課題があり、枠があり、時間的制約もある。他方また寛容度の低さがあり、思いやりや理解・想像力の乏しさがある。試行錯誤を許容しないし、だまって見守る・待つという姿勢は殆んどないといってもよいであろう。要するに人間をはぐくみ育てるというセンスがないのである。

日本の学校の教科書の内容は世界にその類をみないほど高いレベルになっている。外国から視察に来る人々はそろって首をかしげる。なぜこんなにむずかしい内容になっているのか分からないという。子どもたちは本当にこれらを理解し、こなせるのかと問う。当然こなせるわけがない。それでもかまわずどんどん先へ進んでゆく。ちなみに日本の大学における学力は、もともと世界にその類をみないほど低いのだが、昨今それが更にひどく低下してきて、多少は話題をよぶほどになっているのと好一対をなしている。

学校には個性を尊重するといいいながら、成績の点数とか偏差値とかで人を区別する面があるかと思えば、たとえば徒競走で一番二番という順位をつけてはいけないというようなナンセンスがある。昔の子どもにはなかったとされ、今日の日本では全国どこでもみられる学級崩壊、不登校、家庭内暴力、いじめ、非行一般などはただ単に学校教育に対する不満だけではなくて、大人へあるいは社会全般に対する子どもからの告発という面もあるのである。子どもの眼にはどうにも理解できぬこと、矛盾にみちていて納得できない状況ばかりが映っているであろう。子どもたちにしてみれば、そうとしかみえない事柄をありのままに提示し、さらけ出しているであろうし、それが大人からみれば種々の問題行動ということになるであろう。

そのように考えれば、教育のあり方が鋭く問われているといえようし、更にそれにとどまらず、人間としてのあり方についてあるいは新しい時代にふさわしい新しい人間像を求めて、皆で模索しなければならぬという

問題提起を子どもたちがしていることになるのであろう。学校は社会全体の動きに対して鈍感にすぎ、一人とり残されている感がある。単なる知識や技術の習得だけでは世の中はもはやまわらなくなっているという現状がいかにもはっきりしてきているのである。知識や技術のみが追い求められる結果、人の心のアンバランスや、ひいては自然破壊が大規模にすすんでしまっているという現実があるのである。そんな中で、改めて人間教育の大切さが重く認識されなければならない。

社 会

子どもが育っていく家庭には普通は複数の人々が共に生活している。その意味では家庭も一つの社会といえなくもない。「家庭」の項で述べたように、子どもはごく幼いうちから様々な情緒的体験をもつわけだが、その背景をなすのは家庭という社会的環境なのである。学校としても様々な人々がそこにおいて、様々な種類と方向性をもったやりとりが交わされる。それも一つの社会的体験となる。

そうやって子どもは年齢を追って、より複雑にからみあってゆく社会の中で生活をするようになる。そして大きな広がりをもって共同生活を営む人間集団である社会を、子どもなりに観察し、考察し、判断し、少しずつ体験を重ねていって、やがてはその一員になる日に備えてゆくわけである。

子どもはどんな幼くても、自分をとりまく環境をつぶさに観察している。6～10カ月位の年齢の赤ちゃんは、初めて会う人の眼を2～3分間でもじーっと眼をそらさずにみつめつづける。その真剣さに大人の方がたじろぐ位である。1才もすぎれば人の心の動きをじっとみすえて、すっかり見分けることができるようになるものである。2才にもなると、たとえばこんな風である。ある2才2カ月の男の子が突然、父親に向かって「パパはママのことを本当に愛しているの？」ときいた。びっくりした父親はドギマギしながら「当たり前だよ、愛しているさ」と答える。するとこの子は「そう、それをきいてボクは安心した。心配で心配でしょうがなかったんだよ。でもこれで夜もよく眠れる」といったのである。しかしそれから1年半後に父母は離婚した。

近親者の死がなかったとしても3～4才の子どもは死について真剣に考え、それを言葉にすることができる。「どうして人は死ぬの？死んだ後はどうなるの？」という具合である。家庭の外から入ってくる様々な情報にも眼を向けているし、それに反応する自分自身についても考えをめぐらせている。ある4才半の女の子は、人は嘘をつかねば生きていけなないと述べた。両親の不仲、激しいけんか、そして虐待をうけていたのである。

小学校2年の男の子は親に相談することなく、ひとりで精神科外来を受診してきて、思いつめた様子で「ボクはどんな考えで、どう生きればよいのかわからなくなったので、それを教えてほしいと思ってきました」と述べる。半身不随で寝たままでいるものの、今の社長職をやめない祖父、一家を牛耳ろうとする祖母、殆んど不在でふざけて遊びの生活にひたる父親、そして疲れきってヒステリックになる母親に囲まれて困惑しきっていた本人というわけである。この子が外来にきたお蔭で、この一家全体が家族としての機能をなんとか修復する道程に入ることができたのであった。

小3～4年の子どもは自分がもらい子ではないかという幻想をもつのが普通である。今一緒に暮している人とはどうも波長が合わない。自分は自分だ、本当の親がどこかにいるのではないかと思う。今の家を出て本当の親を探す旅に出たいと思う。そう思える子は家庭の外の社会をしっかりとみつめているわけである。幻想をもつからといって現実をみる眼がないのではない。むしろ逆で、現実が余りにもよく見えるからこそ幻想をもたざるをえなくなるのである。

小5～6年の子どもは「子ども新聞記者」としての役を立派に果たすことができるし、生活状況次第では綿密に計算された重篤な犯罪を素知らぬ顔をして実行することもできる。

そういったわけだから社会一般の動きや、その変容の有様をも子どもたちは正確に観察している。その鋭い

眼を大人たちはごまかすことはできない。今日ことにわが国では、政治・行政・司法・経済・教育・医療・産業、そしてスポーツの世界でさえ、いずれの分野においてもそこに様々の不祥事があり背信行為があり、また信じられないような事件が相ついで起っている。社会的に責任の重い立場にあるはずの人が、性懲りもなく反省することもなく、その立場にふさわしくないことをしている。そういう報道に接するたびに子どもたちはどんな思いをするのか。その影響は計りしれないものがある。そういったことの結果の一つとして、たとえば「生きていてどんな意味があるの？」という疑問をもつ。「真面目に努力し、約束事を守っていても、それで一体どうなるの？」ということになる。何しろ悪いことをする人が多すぎるのである。

また日本文化の一面として、いわゆる「横並び」がある。一人目立ってはいけない、皆と同じでなければ具合わるいというわけである。他方、個を尊重する、豊かに個性をのばすというたい文句もある。この二つは両立しないはずのものだが、現実にはこれをうまく使い分けて、上手に帳じりを合わせることが要求される。それはごまかしとして子どもの眼には映るのかもしれない。

昨今、大きく登場してきているのが環境保全の問題である。人類がその英知の限りをつくし集大成してきた技術革新の粋が、今や人類の存続そのものをおびやかしている。地球全体を激しく汚染し、破滅の危機においてやっていると事態にまでなっているのである。本当の意味で大切にしなければならないものは何かが改めて問われているのである。そんな時に子どもたちが将来について希望がもてるのだろうか。夢をふくらませることが出来るだろうか。正しいこととそうでないものの区別が信じられるだろうか。事はそんなに単純ではないはずだし、またはっきりした指針や基準が示されているわけでもない。すべての事について疑問が発せられ、明確な答えはまだ用意されていないのである。

子どもたちが大人一般、社会全般を信じられなくなっていて、何が正しいのか、何をもって生きる規範にすればよいのか、また何を指標にすればよいのか、などが分からないままになっているのである。虚無的になり、なげやりになるしかないと感じる子どもたちがふえているのではないかと憂慮されるのである。そんなこんなで子どもはどこかでそれこそ折り合いをつけ、曲りなりにも一定の倫理観なり、人生観なり、宇宙観をもつに至らねばならない。それは至難の技といわねばならない。しかしそれなしには生きていけない。ひょんなことをきっかけとして、大きくふみはずすことになるのかもしれないからである。子どもはたまたま与えられた現実的な条件の中で、そういった作業を現実的にすすめるべく期待されているのである。

まとめ

以上、大雑把にみても、家庭・学校・社会一般のいずれにおいても、様々のレベル・局面で様々の変化がおこってきている。そしてそれにつれて、子どもの生活の中にも多種多様な変化が起ってきているのが現在の一般的状況である。そういう状況の中で、否や応なしに子どもは生活するしかないのである。最近の子どもたちが変わったとして、子どもたちは変わりがたくて変わったのではないかもしれないし、選択の余地なく変らざるをえないのかもしれない。

ではどうすべきなのか。そこは未知の世界であるといわざるをえない。しかしとりあえず、まずもって現在の混沌とした状況をありのままにみつめることから出発するしかないであろう。現状をしっかりと把握し、その認識にもとづいて、さてでは今後どんな方向を目指すべきか。皆で知恵を出しあって試行錯誤するしかない。材料はほとんどすべて露呈され、皆の前に提出されているのである。様々な場、様々のレベル、様々の人のくみ合わせの中で、様々の話し合い・議論をくり返し、深めていく以外にないのである。

そういう意味ではこれまで人類は歴史的にみて常にそうしてきたのであろうし、今後ともそうしてゆくしかないであろう。

児童養護施設の今日的課題

加賀美 尤 祥

(山梨立正光生園)

平成14年度児童養護施設主任指導員・個別対応職員・主任保育士研修において行われた研修講演をまとめたものです。

はじめに

私どもの身近に子どもの問題と暴力という風なこと、あるいは子どもがその暴力の被害者になるといった事件が、毎日のようにマスメディアにのるという状況でございます。ご存知のように平成13年度、家庭の中で虐待死の件数、警察庁発表が61名、児童相談所への虐待の通告件数等についても2万を優に超えているという状況の中で、皆さま方が抱える子どもたちの問題というのは、日に日に重くなっているのだらうと思います。

家族の中で不適切な養育を受けている子どもたちの数は、われわれの予測をはるかに超えたものであるという可能性があると思っております。アメリカで虐待件数300万というのはよくご存知の通りです。そういった数的な比較からしても、今後、これまで表に現れなかった数字が、ますます顕在化をしていく。これは一つには虐待防止法の制定前後から虐待への認識が広がったということに大きな要因があるというのが大方の見方ではございますけど、これが実はまだ2万であるというところにむしろ違和感を感じている者の1人でございます。これは数年後にはうん十万という数字に、たぶんなっていくんだらうと、そういう状況を見据えながらまさに国はこの子どもの虐待の問題に特化して力を入れていかなければならないということに立っているのかなと思っております。そこでこの問題と児童養護施設の現状を、少し時代をさかのぼって整理をしてみたいと思います。

要保護児童から見る子ども・家庭をめぐる問題

かつて親がいないのに子どもが育つと言われた時代がございました。児童養護施設は戦争で親を失った子どもたちのための施設として立ち上げられたものであります。その子どもたちが一応社会的自立をしていった時期というのが、1960年代、昭和35年くらいまででありましょか。その頃には戦争で親を失った子どもたちが、なんらかの形で社会的自立をして卒業をしていき一応の役割を終えるはずの施設でありました。児童福祉法は、その戦災孤児等の受け皿の対策として法制化されたものでございますし、その後、平成9年の改正児童福祉法まで、思い切った制度的な改変というのがなく、きてしまっています。

1960年代半ば以降、しばらくの間、児童養護施設に入所してきた子どもたちの多くは幼児期の子どもたちでした。1960年代から70年代、その10年を高度経済成長期といっているのはご存知の通りでございます。その時代中学を卒業する子どもたちが金の卵と言われました。具体的には生産工場で仕事をす人として、雇われていった子どもたちでありました。中学生ですから、15歳の春にみんなかばん一つをもって、国の施策として子どもたちは都会に集められていったという事実は、しっかりと認識しておく必要があります。そしてその子どもたちが都会に集まっていったその10年の間に、日本の三大工業地帯に、日本の人口の約半分が集まりました。今でもその半分はほとんど変わらないのかなと思っております。つまりその時を契機に、都会に日本の人口が集中を

していきました。10年間に半分、これがいかにドラスティックな構造変化かというのは、ご存知だろうと思いますけれども、イギリスで産業革命以降、ロンドン等都会に人口が集中していくのに100年かかっていますから、この10年というのがいかにすさまじい人口移動であるか、構造変化であったのかということでもあります。

そういう変化の中で何が起こっていったのか、都会に集まった若人は、新しい家族をつくっていきま。つまりその時点から、日本の家族構成の中の核家族化というのが急速に進行して行って、だいたい三分の二の世帯は核家族というふうな図式が定着していきます。そこでその核家族化した、養育のなんたるかの伝承をもたない若い夫婦の家庭では、その当時まだ、保育施策といったものがまだ不十分でしたから、ほとんどの家庭では結婚すると母親は家であって子育てをする、というのが通常でございました。今日のような共稼ぎという段階にはまだ至っていない時代でもありました。その当時売れたのがスポック博士の育児書という本なんです。つまり、養育の伝承を持たない人々が子育ての指南書として求めたのがスポック博士の育児書でありました。いずれにしても周辺に、養育について相談をする誰彼もいないままに、育児を始めた母親はやがて育児負担に押し潰されていく。そしてその子どもたちに対する不適切な養育といったものが表面化をしていきます。

当時の養護施設に入所してきた子どもたちのうち、幼児期の子どもたちがとても多かった時代、その子どもたちのケースの状況はといいますと、母親の蒸発、母親の育児ノイローゼ、あるいはやがて少し日本の経済が右肩に昇っていった時代に入ると、コインロッカーが国鉄の駅等に作られますと、そこに子捨てをする。コインロッカー事件と言われた、子捨て子殺し事件が起きました。もちろんコインロッカーから救出された子どもたちの多くは乳児院であるとか児童養護施設に連れてこられたわけでございます。その子どもたちの示していた姿というのが、私の記憶に今でもかなり鮮明に残っております。緘黙というのが一番ありました。それから愛着障害と

今日言われるような姿というのはもちろんあるわけで、誰彼なし手を差し伸べる子どもであるとか、自閉の子どもたちといったようないずれにしてもいわゆる情緒的に何らかの課題をもった小さな子どもたちが、毎日のように児童養護施設に入所してきた時代でございます。ここまで記憶しておる方もいらっしゃるだろうし、あるいはそんなことだったのかなというふうにお聞きいただいた方もいらっしゃると思います。

その次の10年、1970年代～1980年代、児童養護施設にどういふ子どもたちが入ってきたかと云いますと、この時代、非行の低年齢化といったことが象徴的に言われた時代でございます。最初はポンドなんてものを吸引する子どもたちが巷にあったり、シンナー、窃盗、そのうちにスーパーマーケットがたくさん出来始めるといわゆる万引きというような不適応行動。そのうちに学校内での暴力事件、家庭内の暴力事件等々が多発します。これは、地域社会の中に広く顕在化をしていった子どもの不適応行動、あるいは逸脱行動といわれるものでありました。当然、児童養護施設に入所してきた子どもたちも同様でありまして、児童養護施設にはいわゆる高学齢児という子どもたちが入所をし始めます。そして、その子どもたちは先ほど申し上げたような様々な発達上の課題をもっていました。つまりもうみなさんおわかりの通りですね、かつてコインロッカー事件が象徴する時代に乳幼児期を家庭で過ごしていたけれども、結局、思春期を迎えたら、やっぱり家では見切れなくなった子どもたちが児童養護施設に入所してくるという図式でありました。そしてその子どもたちの抱えているのは皆さんが現在育てている子どもたちが持っている、あるいは呈するさまざまな養育上の課題そのものでありました。つまり1960年代以来、児童養護施設に入所してくる子どもたちは何らかの形で発達上の課題をもって、高学齢児になるといわゆる不適切な、あるいは逸脱化した行動を示す子どもたちとして、今日まで連続してあるということでもあります。ということ的前提にして、今われわれは、この児童養護施設の取り組みがどこかで変わらなければいけなかったという過去の検証をして

おく必要があるのだろう、という風に思うわけです。

子ども虐待の顕在化と児童養護施設の課題

もちろん制度の問題もあります。先ほど申し上げたように50年近く経って変えたけれども、やっぱりその視点はなかった。ところが平成12年に虐待防止法が取りざたをされる頃から急に、実はという話がいっぱいあちこちに出てきている。もちろんそれより以前に民間の研究者も含めて、子ども虐待の問題を日本の将来の危機としてとらえて運動を始めた有意の人々はおられたということももちろんあるわけですが、それが実体化をされるには、10年以上かかっているということでもあるわけです。いずれにしても、親がいないんだけど子どもが良く育っているという風に言われた、親を失った子どもたちの時代から、やがて親はいるんだけど子ども、子どもが育ちにくいねという風にいわれてきたと思ううちに、親がいるから子が育たないなどという風に変化をしていくまでに、あまり紆余曲折なくすーっときてしまったな、そういう思いをしておる1人でございます。

要保護児童の問題ということで、申し上げるならば、今申し上げた流れの中で今日の子どもの虐待が、その主訴という風になってきた時代まで、実は連続した問題であって、そのことは、まさに児童養護施設に関わりをもってきた人たちには、分かっていたけども、その分かっているということと、実践とが今ひとつズレがあったのかなというような思いがしております。もちろん、申し上げるまでもなく制度の問題も含めて、民間施設は昭和51年以来、6対1という配置基準に甘んじている事実もありましょうし、そして多くの先達はその最低基準の改正に向けての運動をしてきたという事実もある中で、実はなかなか制度は変えられなかった。その中で実は現場の先生方は、それぞれの場でその子どもたちにどうあるべきかという取り組みをしておられたはずですが、しかし、そこが実は十分整理をされていない為、その対応がうまくいってこなかったのが現状のように思います。つまり制度の問題の一方で、子どもの変

化に対する施設の中の子どもの養育の変革といったものが十分と組み立てられてこなかった、そんな風に考えています。

平成11年、12年、13年、この3年間についてごくごく最近全国児童養護施設協議会が調査をいたしました。その3年間に入所した子どもたちのうち、虐待を受けたとされる子どもたちの実数は、年々急速に伸びてきておりまして、平成13年の入所の子どものうち、53%、2,895人が被虐待児とされる子どもたちである、ということでもあります。これは多いか少ないか、これは、いろいろ議論があるところだろうと思いますけども、つまり虐待への認識は、それぞれの施設によって違います。特にネグレクト群、あるいは心理的虐待群等については、随分ばらつきがありまして、それでも53%という高い数字が出ているという事実を重く受け止める必要があるんだろう。つまり半分以上の子どもたちが何らかの虐待を受けた、重い課題を持った子どもたちだという事実であります。

これは実は、虐待を受けた子どもたちの、専門施設とされる情緒障害児短期治療施設にあっても同様でありまして、6割近くが被虐待群であります。かつて不登校の子ども等が中心であった施設は、今や虐待を受けた子どもたちの入所で、その子どもたちへの対応がとてども短期じゃだめだよということまでできている。児童自立支援施設においても同様であるというのが現状であるわけです。つまりこれら、児童福祉施設に入所している子どもたちの持っている課題は、まったく同じところへきてしまった。つまり子ども虐待の顕在化によって、それぞれに役割、専門性をもってたとされる施設がボーダーレス化をしてきている、ということでもあります。そういう中で児童福祉法の中身は、制定当時とあまり変わっていないままに、対象となる子どもたちの実態が変わってきた、ということについての施策的な展開がどうも欠落しているなという思いは、現場の職員の一員として長いこと思ってきております。その一方で、施設の養育現場がその子どもの実態の変化に対して、どういう養育をするべきかという視点で考えてきたらどうか。先ほども申し上げた通り、そのの

ところがいささか希薄であったということを、我々は認めないわけにはいきません。

衣・食・住を関係性の手段として

虐待を受けた子どもたちの持っている課題をどう捉えるかということについて言えば、単純に図式化して言えば、家族の中で関係性になんらかの支障をもった子どもたち、という風にいいいんだらう。関係性が形成できなかった、あるいは歪められたといったことであります。又、さらに虐待等を受けた子どもたちの持っている関係性の問題は、それぞれに個別化しているという事実もきちっと捉えておく必要があります。そこで、私が提起した、児童養護施設の内側の問題が整理をされていなかった、特に養育上の課題について、整理をされていなかったということについて、私が目からうろこのような話をできるはずもありません。ただ、この辺については、いささか自分の施設養護の場での体験、あるいは取り組みというものに特化してお話をしながら、少しでも参考にさせていただけるところがあればということでお話をしたいと思います。

少し時をさかのぼります。私が現場で指導員として子どもたちと奮戦をしていた時期でございます。まさに奮戦、1970年代以降入所してきた子どもたちの持っている課題、どうしてこんなに子どもたち難しいんだらう、と思わざるを得ない毎日でありました。入所してきた子どもたちの多くは、万引きの体験をして、あるいはシンナーの経験も、暴力的な課題をもっている子どもでした。そういった子どもたちへの対応というのは、実に毎日多大なエネルギーを必要とするものでした。学校へ行っては校内で他害行為に及ぶ、あるいはそれを止めに入った教師に対しての、対教師暴力をみせた子ども。そういった子どもたちの問題について、学校へ呼び出されて、そして謝り歩くと、そういったことが毎日のようにと言うとオーバーですけれども、本当はない時はない。あるいは万引きをして、商品を持ってきた子どもたちをつれてお金を払って謝る。通りすがりの子どもを殴ってしまって傷を負わせてしまった。その

家族に詫びを入れに行く。これは皆さん過去に1回や2回、あるいは度々経験をされておられるだろうと思います。そんな毎日が続きます。

1970年代半ば、なんとか人も少し増えてきた。というのは1976年から6対1というようなことが出てきて、そのうち年少児加算の問題も出てきてますから、そうすると少し人が増えたという風にはなっていないわけですが、人が増えてもちっとも問題は楽にならなかった。これは今日も一緒だろうと思いますけども。個別対応職員、心理職が入りました。随分現場が楽になりましたなんていうことは、たぶんないだらう。そのくらい、慢性的人手不足という状況が児童養護施設のキーワードみたいな、今日までずっと同じ状況が続いています。

その当時子どもの、提起した不適切な行動や逸脱行動の後始末のために毎日を過ごしていくことが、とても大変だったし、むなしいと感じるような状況が連日のように続く。そういう中で、この問題一体どうしたらいいんだというのが現場のみんなの話になっていく毎日でした。その時に、この問題いったい子どもの問題なのかというところを議論していくわけですね。これは、子どもが育ってきたプロセスの中で人間関係の問題だよねというところに当然到達していくわけです。そうだとすると、我々がやっている方向を少し変えないとね。というのは少しずつ出てきました。ただどう変えるかというのがなかなか見えない。

子どもたちへの対応というのは、多くの施設がそうであったように、戦後の衣食住を提供する、家族に代わって育てる、というイメージのところでは、子どもたちに衣食住を提供する、ということが毎日の仕事であった時代があります。そこではご飯を作る人がいて、それを食べさせる人がいて、という風な役割分担をしていった歴史があります。つまりこれを専門性というかどうか分かりません。つまり専門分化した。人が増えていったらば専門分化をした。調理の人、栄養の計算をして献立を立てる人、子どもをケアする人、あるいは指導するという言葉もあったでしょう。つまりそういった役割分担をしていった歴史があります。そういう中で、実は反対の

方向、つまり子どもたちの持っている課題への対応に、反対の方向に歩み始めてしまったという流れではなかったか。賢明な皆さんにはもう、そういうことかと、お分かりいただいたのかもしれませんが。つまり、そこでは子どもを自分の専門分化した役割の対象としてしまうということが起こるのではないのでしょうか。つまり、ご飯を作る人がいて、そして食べさせる人がいる。ということになれば、作るというプロセスは子どもたちにはまったく無縁のもので、食べるというところから子どもがスタートするわけです。当然そこに関わるケアワークというのは「食べさせる」という仕事になる。「食べさせる」をつきつめていくと、自分の役割時間が終えるまでに、食べさせるということが仕事になっていく。早く食べなさいというのが口癖のように、ケアワークの仕事のようになっていく危険性はなかったか。その時に早く食べさせられなかったケアワーカーはスキルがないという評価になりがちです。それは食事を一つの例とした場合ですが。

私がケアワーカーとして、子どもたちとすごしていた70年代、衣食住については、少し右肩上がり施設現場もよくなりつつある時代ではありますけども、それでも子どもたちが学校から帰ってくると真っ先に飛んで行ったのが、お勝手のおばさん。つまり食事を作ってくれるおばさん。まさにおばさんだった。決して福祉の専門家ではありません。おばさんです。たいがい子ども一人、二人は育てた経験のあるおばさん。かばんを玄関にポツと投げた子どもが「おばちゃん、今晚、飯のおかずなんだ」と、「うん、今日はね、ハンバーグだよ」とか「今日はカレーライスだよ」とかいうやりとりがあります。そのやりとりがあった後、子どもはどこか落ち着き、自分の部屋へ戻っていくという姿をよく見かけました。あるいは、洗濯のおばさんのところへ行って「おばちゃん、このズボンを細くしてくれ」とか「広くしてくれ」とか「短くしてくれ」あるいは「長くしてくれ」。そういう注文を出すわけです。そうしますとおばちゃんが「そんなことすると先生にと怒られるよ」などと言いながらもちょこっといじってくれる。そういうやりとりが、施設養護の場

で良く見られ、ケアワークの専門家といわれる保育士や児童指導員よりも、調理のおばさんや洗濯のおばさんが、子どもの人気の的になるという図式がよくありました。

そのことは大いなる示唆を与えてくれたものであります。我々はとかく指導といったような言葉あるいは処遇といった言葉に振り回されて、何か子どもにしつけする、させるといったことを、ケアワークの中心において毎日過ごす。かばんを捨てていった子どもに、「さ、宿題やろうよ」などと若い保育士や指導員が声をかけても耳をかたむけない。その子どもたちがおばちゃんの「ほら、先生のいうこと聞かなきゃダメだよ」なんていう一言で勉強に向かうなんていう場面もありました。そういったいわゆるケアワークの問題の中で、いわゆるおばちゃんが果たす役割というのが、キーになるのではないかと、いう思いはたびたびもっていました。その後、慶応大学の小此木先生という方が、今や家族は下宿人がホテルの客人のようだというようなことをものを書きました。でもその家族の中で唯一、家族が家族としているのは食の場面ではないか、などということもありました。そんなことも若干のヒントにはなったものです。そこでさんざん子どもの追っかけに、苦労している職員同士話し合いをしていきます。こういうことについてどう考えるか。われわれのケアワークとは一体なんなんだ。その結果まず手始めにケアワーカーが、子どもの食べるものを直接作るという作業に少し参加をしてみようという試みが始まります。これは昔戦争で親を失った子どもたちの施設の時代、私の母親や父親が直接子どもの食事を作っていた時代に戻る。かなり抵抗があります。時代が違う。職員も増えて、専門分化して、それぞれの役割が果たせる時代になったのに、また昔の形に戻るのか。抵抗がなかったわけじゃない。でもやってみようということになりますと、なかなかそのおばちゃんたちのところに入っていくのは、おばちゃんたちに毛嫌いされてというのがございましたけども、それでも、なんとかお手伝いというような形でケアワーカーが直接やることになりました。あるいはそのうちに繕い物、洗濯物についてもケア

ワーカーができるところはやってみようという風に、日常的ないわゆる作業といわれるようなところも具体的に実践するという試みをしていきました。食堂のおばちゃんをやってみよう、洗濯のおばちゃんをやってみようという話であります。

これはなかなか、しんどい話であったわけですが、そのことを少しずつ理論として整理をしていく必要があったわけで、何のためにするのかということが当然議論になります。そこで議論していったのは、いわゆる作業と言われるような衣食住の暮らしの中の具体的な実践といったものを、これは施設で生活をする子どもたちにとって、人と人とのやりとりをするきっかけになるものという捉え方をしてみたらどうか。もう少し言葉を代えると、衣食住は、子どもたちと職員のつなぎ役として、材料になるもの。さらに、衣食住は子どもとの関わりをもつ手段である。つまりかつて戦争で親を失った子どもたちの時代、まだ衣食住が貧しい時代には、どうしても衣食住を第一にそれを満たすことを目的として、一生懸命ものをかき集めたりして苦労した先達がいたわけです。そしてそのことはその当時してみれば大事な取り組みで、それしかなかったと言えるかもしれません。だんだん物が豊かになって、物・金社会が進展をしていく中で、子どもたちの衣食住に対する考え方も変わってきていますし、我々の考え方も変わってきました。つまり目的レベルのところはすでにもう到達してしまったという見方もありますでしょう。衣・食・住というくらしは、その中で人と人とのやりとりが起こる、というケアワークの一番大事な材料であり、それを切り捨ててきてしまったのではないかということでもあります。以来、私どもの施設で衣食住は子どもの暮らしの中で子どもと大人とが、関係を結ぶための手段であるという整理になっていきました。

そんな取り組みを始めてから、少し薄皮をはぐように、課題を持った子どもたちと職員とが同じ土俵に立って暮らしているという感慨をもてるようになった様に思いました。問題を持った子どもがいなくなったわけではありません。けれども彼らが課題を呈した時に、その課題に寄り添う職員の位置が

違ってきた。そのことは子どもたちから、職員が共に暮らす人間として認めてもらえていくという見方であるかもしれません。施設集団が大きくなればなるほど子どもの暮らしの場を合理化して管理をしていくということが通例のようになっていきます。そうせざるを得ない部分がないとはいえません。だからこそ、子どもとの関わりをもつ材料を何に求めるかということなのであります。施設養護の場は子どもの暮らしの場です。子どもが衣食住を軸として暮らしているわけです。その暮らしに関わらない形で職員が存在するというのは絶対ありえないだろうと。だから明確に衣食住は関係性の手段として位置付ける必要があるんだろうと思っています。

虐待を受けた子どもたちとの関わりにそれがどう効するか。冒頭からお話をしたとおり、入所児童の実態は、70年代、80年代から今も変わっていません。もちろん世代を連鎖して、80年代の「積み木崩し」が象徴するような子どもたちが親になって、次の世代を送り込んでいます。という風に捉えると少し重くなっているかなというのはないわけではありません。見えにくくなっている部分もあるかもしれません。けれども子どもが抱える問題の本質は変わっていないと思っています。施設養護の場は子どもの暮らしの場です。だから、その暮らしの中で彼らと関係性をつくるやりとりをどうたくさんもつつかということだと思えます。対面通路という言葉があります、人と人が対面して通りすがっていく、通っていくその道であります。関係性とはどうやって作られるのか。つまりその対面通路がいかに多くあるかということに他ならないだろう。そうすると、暮らしのすべての場面はその関係を深めるための、つまり子どもとやりとりをするための手段に使わなければ、施設養護の場においては、不適切な関係や歪んで関係を積み重ねてきた子どもたちを、もう一度変革して行くことはできないだろうと思います。子どもとのくらしのあらゆる場面でのやりとりの質・量の問題が問われているのです。つまり、そのことに特化して、われわれは施設養護の場の組み立てをしていく必要があるのではないのか、というのが私が申し上げたいことなのであります。なんだ当たり前前だそんなこ

とは、当たり前のことなんです。ただ当たり前のことが実は整理をされないで、通りすごしてしまってきた部分がたくさんあるんだろう。そこも整理をしていきたい。そういう風に思います。

建物が人を創る

その後、70年代80年代とそういった試みをして、少しずつ定着をしていく中で、その頃くらしていた大舎式の建物といわれるものも、実は大きな問題を持っているということに、だんだん気が付いていきます。現在、ほとんどが大舎式の鉄筋の建物で暮らしている施設が多いんだろうと思いますけども、その多くは、原点は刑務所。あるいは学校、病院といったものがモデルです。刑務所というのは真中にバーツと通路があって、両方に小部屋がある。つまり管理監視をする。それが学校や病院になると、危険があったらどこからでも飛び出せるという様式があります。出入りがどこからでもできる、結構そういう様式が多いだろうと思います。私も建物も昭和39年に国県の補助金で整備をしたものであります。当時モデルがないままに、学校群がモデルだったと思うんです。四角い建物で、まさに中廊下式というタイプで、その建物は当然どこからでも入れるし、どこからでも出て行けるということになりますから、この建物がどうも、子どもとの対面通路を豊かにつくろうという思いと違うということにだんだん気づきます。

ただ建物については金がかかりますから、そう簡単にはいかない。紆余曲折があって、なんとかこれを建て直すというところまでいくわけですが、その時に考えたのがやはり人と人とのふれあいを阻害する、どこからでもすりぬけてしまうような建物、これは変えたい。そこで考えたのは、ごく普通の暮らしに近いものとして、大舎ではありますけども、入り口を一つにしよう。つまり、そこは子どもが社会に出て行って、そして戻ってくる、その入り口である。そして入ってきたところには、広間があって、そこが一つの通過点、つまりパブリックなスペース。多くの人々がそこにいて、子どもたちと「いって

らっしゃい」、「おかえりなさい」というやりとりができる場。それからそこを通過してプライベートゾーンに至るというルート。これもまあ当たり前といえば当たり前でありますけども、実はかつての建物はそういう風になっていなかったのです。つまり人と人との関わりをつくるというために施設が存在するとしたら、それに役割するという建物はどうあるべきかということ、議論をしたということでもあります。

さらに、40人の定員をどれだけ小さく刻めるかということもありました。10年前でございますから、その当時、行政の考え方として、グループホームであるとか、今で言う地域小規模化みたいなアイデアについては、問題にされなかった時代です。それでもなんとか少しでも小さいものにしたいというのがあったので、あれやこれや手を尽くして、40人を15と25という二つのグループに分けました。で、それぞれの建物は、先ほど申し上げたような子どもとの対面通路の問題を取り入れる。そして、もう一方で、これは一つの課題だったわけですが、施設養護されてくる子どもたちの中に、親と養育を協働できる子どもたちと、親はおるんだけど、なんととも親の痕跡がなくなってしまうたり、親との対応ができてにくい状況の子どもたちがおったので、15人の子どもたちを親との養育を協働できない、つまり親等の社会資源がない子どもたちのグループ、それから25を親と積極的に養育を協働する、という二つのグループに分けた。これも子どものニーズに沿ったものとしてつくったわけで、あれやこれや建物をつくるについても、考えたことはそういったことだったわけですが、つまりその時のテーマはなんだったか。あのチャーチルの残した「人が建物をつくり、建物が人を創る」を掲げ、建物が人を創るという部分があるということ、しっかりと考えよう。建物は人をつくる。人を育てる、手段であるということでありました。

おわりに

まさに衣食住を、人づくりの手段とするというこ

とを、徹していくというのが我々の考え方であった、ということでもあります。ところで、それができあがって、虐待を受けて、重い課題をもった子どもたちの不適応行動が見事になりました、などという絵に描いたぼたもちみたいな話にはならないことは事実であります。しかし、基本的に彼らが養育者（親）との関係を充分にもてなかったということのために、育っていない部分を、問題を出しながら、やりとりをする場面がたくさんあるということで解決していく一つの筋道はできたように思います。絵に描いたようにはいかないけども、そういう子どもとのやりとりを繰り返し、それを豊かにもつことによって、子どもは必ず変わるという、どこかに自信は持っています。いや、持てるようになったと言えるでしょう。現在も児童養護施設の大半は、大舎で暮らしています。そしてもちろんそれぞれができるだけケア単位を小さくして、関係を豊かに持てるようにという、努力をされているだろうと思います。平成12年から地域小規模児童養護施設への取り組みも始まっています。虐待等、家族の中の不適切な養育の中で、関係性を歪められた子どもたち、その子どもたちの関係性の再構築のために、対面通路をいかに豊かにし、さらに個別的な対応を、よりよくできる形をどういうところに求めていくのかが問われています。これから、施設養護に関わる私たちの大事な課題として大いに議論していただきたいと思います。

被虐待児の理解と援助

村 瀬 嘉代子

(大正大学人間学部教授)

平成14年度児童養護施設主任指導員・個別対応職員・専主任保育士研修の第2日目に、午前中のパネルディスカッションで2つの児童養護施設の事例が報告されたのを受け、午後に行われた研修講演をまとめたものです。

1. はじめに

- 児童養護施設の子供達との出会い -

私は施設の職員として勤務した経験がございましたので、養護児童と日夜生活をともにして苦労していらっしゃる皆さんに対してお話するのは、とても僭越のような気がします。しかし私が養護施設というものに関心が、というよりこういう世界を知り、知った後でそれでは「さようなら」とはとてもできないという経験を今から12年程前にいたしました。今日のテーマに関係することなので少しお話しさせていただきます。17年位前のことです。ある学会の「近代家族の行方」と題するシンポジウムに、臨床心理学者という立場でシンポジストとして発言するようにと招かれました。席上、家族が大きく変貌していく、中にはこれから家族というものがなくなる、それは必要ないというような説を述べる研究者の方や、家族法も大きく変えて、同性結婚を認める、家族という概念を大幅に変えたい、というような意見を述べるシンポジストの方々がいらっしゃいました。そこで、ふと思いましたことは、そういう議論をしているのは、当然のこと社会の中核にある大人なのですね。しかし子どもたちは、家族という概念をそのように大きく変えてしまい、これまでのような父と母というものが家族の中核にあるというのはとらわれだというような考え方を本当に望んでいるのだろうかということです。そこで次の世代を担う子どもたちの、素直な気持ちを聞いてみたいと素朴に思ったわけです。ただ、そういう調査をすると

きに、普通、調査票を配って書いてもらえば、大量のデータがすぐ集まり数量化でき、スマートに処理も出来ますけれど、私はやはり直接子どもと会って、子どもが安心して話す中で、本音を聴きたいと考えました。大人が議論しているようなこれからの社会とか家族ということ、子ども自身が内心望んでいるのかどうかを直に知ろうと思ったわけです。

初めは言葉の話せるようになった保育園の3歳児から就学前の子どもたちに、子どもが親しみやすく感じるような熊の親子がいる非常に典型的な生活の場面の絵を何枚か見てもらい、その絵についてお話を作ってもらいました。そこで、子どもは「やっぱりこういうことはお父さん熊としたい」、「これはやっぱりお母さん熊だ」などと関わりたい大人を選びながら、私はその子の中にある生活の記述に心を傾けました。そのことで子どものもっている家族についてのイメージが捉えられると思ったのです。そうしたところ、大人よりも子どもはいい意味で保守的でした。子どもは実態に即応して、父なるものと母なるものそれぞれの特質というものを子どもの言葉で捉えていて、その両性の親が心を通わせお互いに特徴を発揮して、仲の良い家庭を築いていくのがいいなあと。それは一見当たり前のことですがけれども、子どもはとっても真剣にそういうお話を作ってくれたのです。また驚いたのは、いきなりさっきまで知らなかったおばさんが来て絵を見せてお話しすることを嫌がるかと思ったらとても喜んで、一人一回で終わるつもりなの、「もう一回やるやる」といって、多い子は4回、一回で終えた子はいませ

んでした。またさらに考えさせられたのは、その子その子がもっている父親や母親に対してのイメージは、何回聞いても同じだったことです。3歳児でもそうでした。これらのことから子どもはいい意味で保守的である、むしろ大人の方が観念から少し先取りしたような議論をするところがあるんじゃないかと思ったわけです。

そこで今度は同じことを小学生や中学生、高校生にもしてみたところ、やはり結果は同じでした。サンプルに偏りが無いよう、大体この世の中の縮図になるようにと、地域の公立の小学校中学校、それから高校は、非常にトップレベルの受験校と、中堅といわれている公立高校と、それから学年の6割以上の生徒達が、単身の親、もしくは親と暮らせていない、という定時制高校の生徒と、全部で464人のお子さんにそれぞれに話を聴きました。しかし忙しい生活の中にいる子ども達が、見知らぬ私にこんなお話なんて、嫌だと皆が言うと思ったのです。その子の家庭がどうなのか、お母さんがどんな人かというのを聞くのが目的ではなく、その子が家族というものをどう思っているか、大人になったらどういうことを一番大事にしたいかというようなことを聴いていくのですが、しかし家族は人間にとって生きていく一番根幹のことがらですから、それは自ずとその人のどこか生活に触れますね。中には家が今ごたごたしている子どもさんとか、突然お母さんがいなくなったというお子さんもいるだろうし、きっとこういう調査嫌だっという子が出てくるのではないだろうかと思いました。

それで、もしそういう子が一人でもいたら、私は途中でこの研究は止めようと思って始めたのです。ところが、どの子もすごく話すことを喜び、話を聴いた後に「どうもありがとう、時間を取ってくれて、お話とってもいろいろ考えさせられた」と言うのと、大体96、7%の子どもが「ありがとうございました」と返してくれて、使ったカードなんかをそろえてくれました。そして、担任の先生が、ホームルームの時間に「どうだい、君たち、あの調査、どうだった」と聞かれて、先生は「つまんねえ、やだよ」という答えが返ってくると思ったところ、口々に「面白

い、面白い」という答えが返ってきて、先生は「何であれが面白いんでしょうか」とおっしゃいました。私もなぜだろうって思いました。授業の邪魔にならないよう20分休みや昼休み、放課後に行い、決してこの調査のために教室に入るのが遅れてはいけないうと、ベルが鳴る少し前に、「途中だけれど、もうおしまいね」と終えようとするのですが、「じゃあまた続き話すよ」というのです。それで、いつ、どこどこで待ってるねと約束するのです。

学校では、面接室を用意して下さったのですけれど、私はそれぞれの生徒にどこで話したいかを聞きました。その子によって場所は違うのです。保育園のお子さんにどこで話したいかというのを聞くと、ある子は一緒にピアノの下に潜ってやろう(笑) ある子はここがいいといって私の膝に座り、それからある男の子は「ここがいい」と肩車をして後ろからこう覗き込みながら話す。小学校でも中学でも、面接室で話をしようと言った生徒はあまりいなくて、校庭の号令台に腰掛けて陽光を浴びながら足をぶらぶらさせて話すとか、それから階段の踊り場というのも意外に人気があるんですね。ちょっと屈折して、何かこの子は少し今日が重いんだなっていう子は、落ち着いたところに行きましょうよといって北側の日のささない校舎の裏のところで、なんか足許がじとじとしたような。子ども達がこういう会話を喜んだということは、私としてはそれはやはり嬉しいことでしたけれども、でもそれは逆にいうと、本当に聴く、語るという経験が乏しいのではないかと、思ったわけです。

私はこの調査を1987年から開始しました。最初は保育園から、3年がかりで小学生、中学生、高校生に面接調査をしました。それから1999年と2000年と、ほぼ間を10年おいて同じ地域の小学校と中学校と保育園と、もう一回同じ内容を尋ね、一体その間に子どもたちのどこが変わってどこが変わらないか、ということを知ろうと思いました。「大人になって大事にしたいもの」を8つ位の選択肢から選んでもらったところ、10年後の方が“家族の絆はさらに薄れて、家族の教育力は弱まった”といわれるようになりましたけれども、結果は、10年前も2000年当時

も「家族・家庭」が一番に選択されていました。ただ10年前はこれを選ぶ子どもは23%くらいでしたが、2000年当時になりますと、7割以上がなんとっても家族だというふうにいるんですね。そして、あまり考え深いというふうには見えない、いつも教室で注意されているんじゃないかなあというような小学生が、「これは時々やるんですか」というので「いいえ、今回こちらの学校でお話を通してくださったので、一応今回のみ」というと、「これは毎年年度の初めに一回やるといいと思います。なぜなら僕はあれから自分について考えるようになりました」と小首をかしげながら言うのです。また他の生徒さんは、「あれをやると誰でも考え深くなると思いますから、たまにやるといいんじゃないでしょうか」と。

また真冬に定時制高校に行ったとき、9時40分頃に授業が終わると、もう寒くて誰も残って居たくないわけですね。それをバイクに乗ろうとしてヘルメットを持っている生徒に、「あの、本当に申し訳ないんだけど、私はじかにあなた達の率直な意見を聞くことで考えたいと思うので、話を聞かせて。簡潔にポイントをつかんで10分で終わらしましょう」と言ったのです。「しょうがねえな、じゃあ10分だぞ」といいながら話し始めてくれました。ところがそのうち、そういうたち入ったこと聴こうと思っていなのに、「もう何度も自分は逮捕歴があって先が閉ざされている」とか、「失業した父親がまったく家に居場所がなくて、見ていても切ないけれど、自分は何の手助けも出来ない。男もあんなればおしまいだ、結婚とは恐ろしいものだ」とか、どんどん話し始めて、ふっと気が付くともう4、50分経っている。「あ、10分って言ったのにごめんなさい、もう10時過ぎた」「いいんだよ。俺、時間はいっぱいあるんだ。もっと話したい」という例がほとんどでした。受験校の生徒達も、少しでも勉強に時間を使いたいだろう、負担になると思いきや、「あれをすると気持ち整理できる。非常にためになるから受けた方がいい」というので、予定の人数より希望者が出てきた、というくらいでした。生活の基本の中に、私たち大人は本当に聴くということをこころを込めてし

ているのかということ、非常に考えさせられたのですね。

さてそこで、家族と一緒に暮らせない子どもさんは、大人になるというときのよりどこを何に求めながら、そしてそれはどのように形作られていくのであろうかと考えました。それを捉え理解することにより、子どもの成長変容に必要な要因が実証的に分かったと考えたのです。一方では当事者にとっては何か傷口に触れるような部分もあるのではないかとためらっていました。ふと、ある児童養護施設の園長先生が、「大事なことでありながらそういうことを真っ向から考えたということは、わが国では一回もなかった。うちの子どもたちに聞いてみて下さい」とおっしゃって、それでその学園にうかがったのが、12年前のことです。そこで、私は次々「はい面接」などと、どこかの部屋に子どもたちを呼んでそんな話をするのは、いろんな意味で不適切だろうと思いました。もし子どもが本当に私と話したいということであれば、私の関心がそこにあってもきくべきではないと思い、差し支えない程度に子どもとの自然な日常の生活の場面を共にして、そこで話を聴く、その内容を後でまとめたい、と思って始めることにしたのです。園長先生は「食事を一緒にされて、その時に皆に紹介しましょう」とおっしゃられ、夕食のときに子どもたちに紹介されました。突如紹介され説明されても、イメージがつかめない子が大半だろうと思いながら、食事もあるまい喉に通らないような気持ちのまま終わりの時間になりました。すると一人の子どもが、「ねえ、おばさん、馬跳びしたことある？」と訊いたので、「あるわよ。小さいとき」と言ったら、「だったら馬になって」というので、馬になったところ、その子が私の上を跳んだら他の子が次々「僕も私も」と出てきたのです。さすがに中学生は跳びに来ませんでしたけれど、大体小学校高学年くらいまでの子が順番に跳んできたんですね。それでその子の体格にあわせて、私の馬は大きくなったり低くなったりしまして、跳ぶ子は皆、一応跳べるという。で、その時に私は、「あ、これは子どもが選んでくれたんだ。だから子どもの話をやっぱりきちんと大事に聴いて、意義のあるよう

にそれを活かさなきゃならない」と思いました。

その後学園の子どもたちのお話を聞くのが始まりでしたが、同時に養護施設の現実の厳しさを知りました。今家庭の子どもは1.36人ですのに、法律的には子ども6人に職員一人ですね。東京都は5人に一人ですけど、これは大変な基準です。スペースから考えてもいろんなことを考えても、「この現実」の重さについて考えました。しかも夏休みも冬休みも、どこにも外泊に行く先がない子どもさんがいるということを知って、私はつい、「うちにちょっと来られるような子どもさんがあれば夏休みに如何でしょうか」と申しました。しかしそれを知った知人は大体皆反対しました。「あなたそんなの、いいことをやっているつもりだけど、子どもをもっと不幸な気持ちにさせるのよ。あなたの家に行って、あなたの暮らしを見た後で、その落差で余計自分の不幸を実感したりもっとひねくれるかもしれない。そんなことやらない方がいい」という人があったのです。...しかも、「施設に迷惑をかける」と言われたのですね。そこで私は「そうかなあ」とも考えて...、それは一つの理屈かもしれないけれど、しかし世の中はもともと様々な要因があって成立しているわけですし...。私はやっぱりもっと、一つ一つの事柄に手につくところからやってみて、そこで反省すべきところがあったら考えることの方が意味あるように思いました。そして実際子どもさんをお招きしてみると、そういう心配はありませんでした。子どもさん達は皆それぞれの言葉でお手紙を下さるんですけど、「村瀬さんちに行ったら家は木でした。木の家は暖かい感じがします。私も一生懸命働いて、いつか木の家を建てようと思いました」などと、その人の素直な言葉で返してくれました。

養護施設への調査とその後のささやかな関わりを通して、どんな子どもでも、問題は問題としてきちんと見ながら、人間を信じるということが可能なのだということを再認識しました。今は、他に3箇所くらいの施設のお子さんを、ほんの少しですけども、お招きするということをしております。また私は地方に行ったときに、時間があるとそこの養護施設を見学させていただくということをしてまいりま

した。10箇所くらい伺いましたでしょうか。ですから、養護施設でのお仕事のご苦労というのは、ほんの垣間見たにすぎないのですけれど、そういう中で思いますことをお話したいと思います。

2. 基盤として求められるもの

養護施設は本来養育の場所でしたが、今期待されていることは、そこに治療と、更に教育もしなくてはならない、非常に総合的なことを期待されるようになっていきます。教育とは一つのある基準というものがあって、それを原則として守って会得していくということが基本に求められる営みです。一方で治療というのは、すぐれて個人に焦点を合わせて、その人に何が要るかということを考えながら様々な方法を組み合わせ、関わっていくのが本質です。そして一方では治療しながらも、基本的には育てていく、ただ傷を治せばいいとか病気を治すとかでなく、普通の子と同じように発達の道筋に沿って伸びるようにしていかなければならない。これらを全部総合的に必要としている子どもさんがおられるのが今の日本の養護施設の特徴だろうと思います。このことを世の中はもっと十分理解してほしいと思います。

さて次に、生活をしていく日々の営みということと、こころのケア、治療的な働きは違うことであり、治療というのはもっと抽象的な、非常に技術的なもので、あるテクニックを使ってやり取りをするものだというふうに時として思われる方もおられることでしょう。しかし私はむしろ先ほど申しましたこの三つの機能が総合的に求められ、もう一度基本から生まれて育ち直ることが必要な子どもさんに対しては、日々の営みの中にこそ、本当のこころのケアがありうると思っています。だからあまり最初から細かく分化した技巧的なことに関心を向けるより、もう一度生活ということにしっかり関心を向けることが必要ではないかと思います。「いや、でも生活っていうと普通の家庭がやってるようなことで、専門的じゃないみたいだからちょっと...」とおっしゃる方もありますが、そうでしょうか。私は何気

ない日々の生活をつつがなくきちんと送るということがとても大切で、これなくして妙な技巧があって、人が癒されるとか変わるということは発想が逆転していると思うのです。このあたり率直に、少しフロアの皆様のご意見を伺いたいのですけど如何でございましょうか。

発言者A：定年を前にして、日々の営みこそ、子どもがむしろ育つんだということを今悟らされました。一緒にご飯食べて、一緒にお風呂に入って、一緒に寝ること。そういうことが大切であり原点であるということ。何か私たち専門性の向上と言われていきますけれど、自分の人間性を高める、あらためて感性を磨くということを、子どもから言われている気がします。今日先生のお話を聞いて、そうことを感じました。

発言者B：日々の営みの中にこそ人間教育の基本があるという先生のお話、とても賛成できます。それで専門的というのは、じゃあどういうことを専門的っていうのかっていう問題があると思うんですけども。(村瀬：そうですね)私は、家庭の中でお母さん、女性が担っている日々のいろいろな営み、まあそれは男性も関わっていると思いますけれど、そういうことがわりと軽く扱われてきてる歴史っていうのが結構あるように思います。子どもを育てるための仕事、洗濯物をたたむとか干すとか、掃除とか。そういうのは雑用という範疇の中に片付けられてしまいます。施設の中でも男性職員、特に大学を卒業して、福祉関係から卒業して来る職員なんですけれども、それは雑事だからそれは誰かに任せて、自分は子どもとの直接的な関わりをしたい、というのがよくあるんですね。じゃあ、そういうその生活の技術を身につけるべきものは、じゃあ誰がしていくのか。それこそが生きるための力であって、休み時間に遊ぶとか、相撲をすとか、トランプをすとか、そういうようなことしか子どもとの触れ合いとは思ってないんですね。まあそれも含まれますけれども。その日々の営みとは、生活をしていく上での技術だ

から、それこそを教えるのが専門職だと思って欲しいと私はいつも思っているのですが、なかなか納得はしてもらえずにおります。その辺の感じ方とか重要さを、施設の中だけでなく社会全体で認識してもらえればと私は思っているんですけど。

私はむしろ雑事じゃない...一番、生きるベースだと思います。今のことに関連してですけれども、よく共感性とか人の立場に立つといいですけど、例えば食事を一緒にしているときに、大鉢に盛られたおかずを、順番に取っていくときに、いかにも取り残しというのを回すのじゃなくて、自分がとって空いた穴のところをさりげなく埋めて回すというようなことが、人への思いやりを育てるのだと思います。私はそれを何か、すごく人工的な状況を使って、例えばおもちゃを使って演じながら教えるというよりも、私が言った日々の営みというのはそういうようなことです。

あるとき、苛酷な環境で育ったある統合失調症の青年が家に遊びに見えました。私が開けた筆筒を見て、そこに、他の患者さんがお土産にくださった温泉地のペナントがあったんですね。それがちょっとけたたましいデザインでしたので、壁には貼らないで、しかし捨てるというのはとてもできることではなく、その人の大切な気持ちだと思って中に入れてあったものですけど、ぱっと引き出して、「これは先生の趣味じゃない。なぜこんなもの入れてあるか」と問われたのです。それで私は今申した説明をすると、んーと考えて、「それが人の気持ちを考えるっていうことなんだね」と言ったのです。私はそういう何気ない立ち居振舞い、暮らし方というものの中から伝わるものの方が、実は効率よく確実に根付いてゆくと思うのです。

では専門とは何かということですけど、私はそういうことを公共性のある言葉で、要約して表現したときに、「あ、このことは例えば具体的な行為でいうとこういうことだな」と、ある種の様々なバリエーションである具体的な行為を、まず公共性のある、共通感覚で理解できる言葉にしながら、簡潔明快に表現し、共有していけるような力をつけることだと

思います。そういう意味では、勉強は非常に必要です。決して本読まないほうがいいのか、講習会は要らないといっているのではないです。おかしな演繹的な態度になるのではなくて、こういう臨床の場はすぐれて帰納的に、現実の行為を大切にしなければならぬというふうに思います。

それで、午前中に発表された先生が「心理の先生が定期的に面接して聴くことよりも、むしろ生活担当の職員が暮らしの中で子どもの気持ちを深く聴いていく方が」と小さい声でおっしゃいましたけれど、本当はそうではないでしょうか。私も養護施設に行き、「今日は時間にゆとりがあるので、もしお役に立てばお子さんが寝つくまで枕もとでお話して、寝付いてから帰ります」と言って、その子のそばにいて、「ああもう寝たかな」と思って電気を消してそーっと帰ろうとすると寝ていなくて、そういうときにふと「私のお母さんどんな人やろ」と質問するわけですね。その人にとって大事な話というのは、その人の時間が熟したときに、その人がこの場所で、この人に問うてみたい、そして自分の中で確かめたいというものだと思います。臨床の仕事というのは子どもから選ばれるということですね。それでは若いと無理かっていうと、決してそうではなくて、若さのフレッシュさというのは、それはまたそれで「あなたはこういうことに覚悟を持って向かえますか」と、テストと挑戦を兼ねて子どもは本音をぶつけてくれますし、それから経験が5、6年になって、少し中堅になり割と手慣れてきて、マンネリの「マ」くらいになりかけのときに、そうはならじと子どもの方がまた常に新鮮な気持ちで課題をぶつけてくるっていうふうに、子どもはいつも問い掛けてくると思うんですね。私は何か特定の状況で人工的にしつらえてそこで聴きだすというよりも、その子が選ぶその場所で、その相手に、その時を、というふうでありたい。そこで、もし担当制を決めていらっしゃるような施設であると、本当は担当の人に全部そういう話がいくと想定されてるかもしれませんが、ある子どもとしては、別にその担当の方の個人的な資質や何かがどうということじゃなくて、その子からして波長が合いやすいなどで、担当でな

い職員を選ぶこともあると思います。そこで何が大事かという、そういうお互いの間のコラボレーションというか、お互いを理解して支え合う、選ばれなかった人が選ばれた人をさりげなく支えるというような度量の深さを持つことが必要でしょう。その子がそれをみて「こんな他人同士が、しかも自分の面子が崩れそうなときに、でもあの人はちゃんと支えている、それが人間」などと学んだときに、その子の不信感が変わっていくのではないのでしょうか。

そしてほんの10分でも5分でも、例えば学校から帰ってきた子が何か言おうとするのに耳を傾けることとかが大切と思うのです。しかし、日本のいろいろな施設の職員がどういう単語を一番多く発言しているかっていうのは、意外に「待っててね」というのが多いような気がするのです。「少し後でね」と。これは本当に無理もないんですね。私は今、成人の重複聴覚障害者の施設に関わっているのですが、そこでは職員は必死になって手話や身振りで話されるのですが、仕事が多くて大変で、どうしても「後でね」となりがちですね。しかしホントはそういったときに3分でもいい、眼を合わせて「なあに？」っていう相手があったら、表現することもその子なりに洗練されるでしょうし、そして何よりも、自分の話を大事に聴いてもらって初めて人の話を大切に聴ける人になるのではないだろうかと思うのです。施設のみならず今日の子供達は、何かいつも急かさず、頭から前のめりのような生活の中にいて、小さいときから実は一見幸せに見えるような家庭でも、きちんと聴いてもらうという経験が少ないままに育っているように感じます。きちんと聴いてもらえることが、上手に話す、そして人の話を聴ける基であろうと思います。

先ほど雑用とおっしゃいましたが、私は雑用という言葉は当たらないと思います。まさしく生活の営みの基本です。それに心をこめて、大事に普通に暮らしていることの中から、大人と子どもの生きたやり取りが生まれ、そういうやり取りの中からの感性や思考は、その人のものとして根付いていくのではないかと思います。ある時私がアイロンかけをしているときに、子どもが傍らにいて、「やらせて

ちょうだい」というので、ブラウスにアイロンするんだったら全部同じようにきちんとするより、たくさんあるときは、襟とカフスと前だてはピリッとして、あと下に入るところはしわがあっても背中やここを綺麗にすればいいとか言いながらかけると、「おばさん、クリーニング屋でアルバイトしたことあるの？ やらせて」と言って、お手伝いする気がないような子どもさんでもそこから始めますね。それから、何か繕い物してると、「一緒にしよう」とそばにきて、それをしながら、「おばさん子ども育てたことあるの？」「あるわよ」「楽しかった？」「楽しいときもあるけれど、難しい・・・考え込んだり悩んだり、心配があったときもあるし」「ふーん」「あなたどう思ってるの？」「私は子どもを大事に大事に育ててく。だけど結婚は絶対したくない」などと、その子がもっている家族についての考えや、大人になってどう生きたらいいか、モデルがなくて迷っているという話をするんです。かえって何かアイロンかけたり洗濯物畳んでいるときなどに大事な話をするわけですね。こんな話をしていますと、もっと何々の理論に則る、何々の技法ということを期待されている方には、そぐわないのではないかと恐れますけれど。しかし、「抱える環境」というような概念があるのですね。どういう要因があって初めて抱えることが可能になるかということを考えていると、実は今申しているようなことになると思います。

存在を基本的に否定されたような暮らしをしてきた子どもにとっては、施設に入ってもう一度心が生まれなおすというような体験、そして自分は愛されるに値する存在だという実感をもつことが大事だと思います。例えば、初めて入所してきたときに、「これがあなたの部屋です」「机です」などと最初に伝えますね。施設にうかがってこんなに開きがあるのかと思ってびっくりしたのですが、学齢期になった子どもさんが、まだ一人の机を持ってないところもあるんですね。かと思うと一方で非常に立派なところもありますね。それはそれでいろいろな事情があると思うのですが、あるケースカンファレンスで、その子どもさんは、時間割をちゃんと調べないで、全部の荷物をランドセルと手提げがパンパンになるまで

皆入れて毎日運んでいて「だらしないんだ」という話を聴きました。それだけ聴くとその子はとてもルーズだっていうふうに見えるのですが、今申しましたように、その子の暮らしている状況は、とてもスペースが少ないんです。一方今の学校というのは私が小学生だった頃に比べると、勉強道具も含めて持ち物が多いですね。そこで、自分のスペースに持ち物を置いておくと隣の子の物とどうしても入り混じってしまうので、かえって紛らわしくなる。それなら一式皆詰め込んでいて持っているほうがいいという…。それはその子だけの考え方や振舞い方の問題ではないわけです。つまり、物事は全体をよく考えながら、そこで問題になってくる焦点の性質を見ないといけないと言うことです。例えば初めて入ってきたときに机の上に花を添えて置くなど、とても質素な場所であっても、質素なら質素なりに住まいの空間にそういう心をこめてその建物を使っているかどうかというようなことが、子どもにとって、「自分は待ち望まれていて、大事な子どもだと思われているのだな」というメッセージになるのではないのでしょうか。ある乳児院の園長先生が、字が読めない子どもさんに、自分の肌着ってというのが分かるように、その子の色を決めて、その子の持ち物にはそのリボンを縫われました。このような工夫をいろいろしていくことが大事なのではないかなと思うのです。集団でいるときというのは何か、平均化して、マスというふうになりがちですが、皆で共有する喜びを味わいながら、自分ひとりにきちんと焦点があって大事にされているという実感が大切だと思います。それがあって初めて人と協調していけるわけです。例えば幼児さんだったら、折り紙で一つ何か折ったのを、これがその子の引出しにつけたり...さりげなく伝えるような振る舞いの中から伝わるということをお大事にすることです。それが生活の中の育ち直りと治癒ということの要因だろうというふうに思います。

次に「自立と保護」ということのバランスですが、大体、人と関わる営みというのは、矛盾したことをその都度考えながら決断しなければならないから難しいわけです。いずれは自分の力で生きていく

ということを見ると、あまり過剰に手出しをしない方がいい、指示をたくさんしない方がいい、という理屈も成立します。しかし一方では自立心が育たないからという理由で、早めに手抜きして楽をしたがために十分な保護、配慮がなされないというようなことが、最近の一見恵まれたような家庭にみられる気もします。養護の仕事の特質というのは、いつもバランスを、この子にとって今は少し保護の方を多くするなど、いつもこの保護と自律という対立する二つの命題が、いろんな局面に付きまとうわけです。ここをきめ細かに、個別化して考えていくことが必要ですし、そのためには、やっぱり的確なアセスメント、その子がどんな素質を持っていて、一体今の時点で一番大切なことはなんだろうかという、いわゆる見立てをすることが必要になります。出会う子ども達はどうしてもいろいろ問題をいっぱい抱えて入ってくる、それを見ると、どれも全部気になることばかりです。そういう時に、あれもこれも直すというのはいささか無理があります。まず自傷他害のおそれに直結するようなことはやめる、そしてその子が少しでも着手できそうなことを、この一週間はこれとこれ、次はこれとこれ、というふうに、焦らずに継続していくことです。その結果として少しずつステップがあがっていくものだと思います。その意味でも、身体的・知的・情緒的にその子は本来どういう素質をもっているのか、その素質の割に発達はどれくらいで、それから生育歴や家族歴、あるいはその人がそれまで暮らしてきた場所がどんなところで、この家族が周りの人からどう見られ、どんなふうなやり取りの中で生活していたか、その子自身が自分がこれからどうなっていきたいと思っているか、その子自身の中にある将来への展望などを捉えることも必要でしょう。

非常に辛い状況にある子は、将来なんて覚束ないというところが大方ですけども、その辺りを的確に考えていくことが必要だろうと思います。本当の見立てというのは、その人の治療が終わったときにできる、ということがいわれておりますくらいにして、初めの段階でこうではないかということは、実は後からもっと違う事実が出てきて変わっていくわけで

す。換言しますと、いつも私たちが目の前の子どもについて知りえている、こうだなあとと思っていることは、仮説であって、仮説っていうのはいつも修正して変わっていくものですね。断定的とか思い込みじゃなくて、いつも少し自分の考え方に開かれた余地を残すということが大切でしょう。実際は、どう考えたらいいかなあ、わからないなあというのを抱えながら仕事をするというのは何か落ち着かないですね。しかし臨床の基本というのは実はこの不確定さに耐えられること、妙に相手を断定的にこうだと思ってしまうなくて、今の自分にはこうだと考えられるけれども、でもここからはもう少し分からない、変わりうる要素がありうると、いつも開かれた形で理解を、余地をもっているということが重要だと考えます。そしてそのことは、子どもにとって、自分の歴史は変えていける、自分の物語は自分が紡いでいくのだという気持ちにつながるのだと思います。

ブルーノ・ベッテルハイムという、シカゴ大学付属の全寮制養護学校を作られた人がおります。この養護学校では、重い発達障害や情緒障害の子どもたちに、相当の治療効果をあげました。彼はウィーンで生まれ育って、ウィーン大学を出た後に、まだ1930年代の終わりから40年代の初めにかけて、自閉症の子どもさんを二人、自宅に引き取って、6年間一緒に暮らしたのですね。その当時そんなことをするのは画期的なことでした。そうやって日々の生活を一緒にする中で、実は日常の何気ない営みを大切にすることによって、非常に重症な人でも変わりうるのではないかと、という自分なりの手ごたえを得かけた…。得かけたところで、ユダヤ人でしたので、ダッハウの強制収容所に入れられるわけです。彼は強制収容所に一年いる中で、外の社会にいたときのいろんな地位ですとか経済力ですとか、輝かしい経歴とかみんな剥ぎ取られて屈辱の状態、その人の人間性が早く崩れていく人と、そういういろんなものが奪われても、なおかつ人としての誇りを持っていて、精神的なバランスを崩さない人がいることを見たのですね。そして崩さない基というのは、きちんとした絆をもっていることだということを知り、彼の治療論のもとができたのです。幸い収容所を一

年で出ることができて、米国に逃れてから、先ほど申しましたような重度の障害児の全寮制の養護学校で相当の治療効果を収めたのです。ただ残念なことに、ベッテルハイムが亡くなりましてから、やはりこういう人というのはそう容易には現われませんで、後継者がなくてこの施設は閉鎖されております。ベッテルハイムは著作の中で、この全寮制の養護学校の経験をいろいろ書いています。その中に暴力をふるい、物などすぐ壊す、そういう子どもたちに普通、施設ではプラスチックのいろいろの食器だとか日常使うけれども、自分のところでは極端に高いものは使えないけれど、瀬戸物の割れるお皿を用意した。どうせ壊す子どもだからとプラスチックの食器で食べさせること自体が、自分はこの程度の人間だという、暗黙のメッセージに食事のたびにさらされて、もうそこから自尊心は生まれえないし、子どもは変わっていけないのだということです。このことは何ごとによらず大事なことで、決して高いものを使わなくても、同じ金額のものでも、色の配色がいいものですか、気持ちがホッとする、そういうほどよい趣味を感じさせるような状況をしつらえるというようなことも、とても大事なのではないのでしょうか。子どもに接するときに、自分の衣服をどう整えるかということもとても大事なことのように思います。お食事のときだったら、ちゃんとエプロンをとって食事するとか、ランチョンマット敷いてちょっと気分変えるとか、それからテーブルの真中に小さなお花を飾ってあるというような配慮をされたりなどの工夫も大切でしょう。言葉は大切ですが、言葉が本当の力を発揮するには、言葉の背景にたくさんのそういう無言のものややり取りがあって初めてそれを集約した言葉が力を発揮すると私は思います。現代の生活というのは、背景がなくて言葉が飛び交いすぎている。私は精神文化というものはトータルなものでなければならぬと思うのです。そういう感覚は、小学校の4年生くらいから中学生にかけて、抽象的な思考力ががすっと伸びる時期にとっても敏感になると思います。ある小学4年生のクラスを担当されている先生がおっしゃったのですが、男の子たちがあるときその先生のところに来て、

「僕たちのクラスで父兄会に来ていたお母さんを見ていて、一番顔立ちの整った綺麗なお母さん、一番金目のものを身につけているお母さん、それから別に綺麗じゃないけど感じがいいお母さん」と三人選んで、「皆が話し合っただけでこうなった。先生もそう思うでしょ」と尋ねられた、と。「いやー子どもって本当に良く見てますね、すごいそういうとこ敏感ですよ」と言われましたけれども、この時期に心遣いのセンスのある大人と一緒に暮らすかどうかっていうのは、とても大事なことに思います。決して華美とか贅沢とかいうことではなくて、一緒に暮らしている人を大事に思うから、そういう身づくろいを大事にするということです。そういうメッセージを発しながら人に影響力を及ぼせる養護施設とは、こんなクリエイティブで、日々を深く味わって生きることができる職場はそうそうないかもしれませんね。

3. 被虐待児に関わるときに問われること

それでは子ども達に関わるときの姿勢として、どういうことが必要かということを少し抽象的に整理しましょう。まずは、ものを見るときに複眼の視野で捉えるということです。どうしても単純な一個か二個のマニュアルに当てはめてものを見がちになりますけれど、でも尺度というのはなるべく幾通りも持っていたい。そして一見したところ、粗野で、なんていいですか...そんなセンスがあるとは思えないような子どもの中にこそ、実はとても繊細で、非常に緻密にものを見るまなざしをもっている。それがうまくチャンネルを見つけて行動に継続して現われていないけれども、独特の繊細なやさしさですとか、あるいはものに気づいて工夫しようというような心をもっている子どもがいます。こういう養護の仕事というのは、大体どの方も難しい子どもさんを担当されていて、気持ちは疲弊し、明日のエネルギーが何か湧いてこないような感じになりがちです。でも考えてみますと、整った容姿で、もって生まれた才能があって、いろんなことがよくできる人を見て「あの人素敵ねー」なら、誰だっていえませぬ。それよりは、ちょっと見たら何もホントにくみ上げる

ところが見つからない、「わー大変な人」という人に、人が見つけれないことを見つけてみようとする。こんなクリエイティブな楽しい仕事はないと思うと、私は明日もあさっても活力が湧いてくるように思うのです。隠れた可能性に気づくということをもっと大事にしてみることですね。

ある統合失調症の少年が、18歳のとき出会って3年半くらい経ち、かなり病気が良くなって、簡単なやり取りなら他の人ともやれて、まあなんとか自分のペースで働けるといふうになりました。それまでの間というのは、突然夜中に電話してきて延々と2時間以上話をしたり、いろいろなことがありました。私としてはもう、言葉のやり取りも時間も、それからエネルギーもいっぱい使ったと思ったのに、彼は「先生のお蔭はとても大きいけど、でも何が良かったか」といふと、一緒に行動したことだ。話したことは忘れるのに、一緒に行動したことは残る。物心ついてから自殺ばかり繰り返し、希望がなかったのが、なぜ生きていこうかと思ったかといふと、みんな病院の食堂で気持ち悪がって自分の周りに座らなかったのに、村瀬先生は本当に普通に、何にもないように傍にいて、一緒にご飯を食べたから」といふと、私はびっくりしたのです。彼の言葉は、人間としての喜びを共にして伝わることの方が、確実に相手に残っていくということを教えています。

私はふとした契機で、聞こえない上に、知的な障害、もしくは精神疾患、統合失調症やてんかん、あるいは視覚障害の方々ばかりがいらっしゃる、大体中高年の方が多い施設に関わりをもちました。そこは人手もなく、入所している方々は不安なときなどに独特の音声を出されますので、家族も一緒に住めない、地域の人をも置いておいては困るというようなことで、お正月も帰れない方々もあるというような施設です。本人がそもそも持っているハンディに加えて、家族的、地域的な背景も恵まれないという方がおられます。その中で、生まれつき聞こえない上に、10代の後半に次第に視力を失って、二十歳近くに完全失明されたという方がおられました。ご自分は聞こえないって言ってらっしゃいますけど、昔、話していたのを覚えておられて、一生懸命話されま

す。視力があつた頃、簡単な文章を書かれていたので、こちらが手のひらに平仮名を書いてのやりとりで、非常に難しいのですが、でもその方についての僅かな予備知識や今ここの施設で最近どんな行事があつて、みんながどう暮らしているかということをつなぎながら、大体、こういうことかなつていうことを想像しつつお話をしていく。手のひらに平仮名を書くときに、同じ一つの字でも力を入れるところと抜くところありますね、でもあれは、自分で目をつぶって手のひらに書いてみると、メリハリがきているとかえって読みにくい。また同じ単語でも、促音便は、小さな「つ」がなかなか分かりにくい。ですから、もっと他の表現はないかとか、ずいぶん言葉について、自ずと考えさせられるというやりとりをしてきました。年を取って世話になるだけで、恥ずかしいことばかりで、生きている意味がないというようなことを訴えられる方は何人もいらっしゃいますけれど、加えてその方は本当に苦しいことばかりの多い人生で、そんな時にありきたりの慰めをするというのは何か失礼なことですし、しらじらしい。でもその方は、そういう生活の中でも、少しでも自分で出来ることをされようとしている。私は、その生きることへの努力ってすごいなあという尊敬の気持ちを抱えながら、その人とやりとりする。そして「今日までこのようにこられたことを私はとても偉いと思います」などとゆっくり書いたりしました。そのうちに、苦しい思い出ばかりの人が、本当に一つ点のような小さなことを思い出されるんですね。私は他人ですし、そんな苦勞しておりませんし、その方と同じようには分かるわけではないですけど、語られる思い出を、こうなのだろうなあと思い描きながら、手のひらに字を書きつつ手をつないでいると、何かその方の内側からふっと気がつかれて、「私がこうやって生きているのは、たくさんの人のお蔭だといふうに思う。世話になってばかりというより、世話をされてるそのことにこれからたくさんの感謝を心からする。『感謝する』という仕事があることに気がつきました」とおっしゃるわけですよ。その方は、母親に早く死に別れ、経済的にも家族関係でも恵まれない、しかも身体に障害があるという方で

すけど、幼少の頃、お母さんが、ひょっとしてどこかで耳が聞こえるように治る可能性はないかと、乏しい経済の中からその人の手を引いて耳鼻科に行かれた。そのときの手のひらの感触を思い出したのですね。後は何にも思い出せないけれど、ふっと気持ちが変わられて「自分のすることは感謝することだ」とおっしゃったのですね。人を理解するとき、ちゃんと筋道のたった因果関係で説明がつくようにその人の歴史を考え、それによって問題行動を解き明かすという、それは基本であることには違いはありません。しかしやはりその人の時とその人の話題、そしてその場所と相手ということを考えて、時にはここのところはどうなっているのかなあと思うようなことを空白に残しながら、やがてその人がその時が来たということでその空白を埋められるのを待つことができるということ、これが長い過程の中で傷を癒し育てていくという養育にとって非常に大事なことでないかと思うんです。生活史や個人史はその人が必要なときに、その人が受け入れられる程度にどう扱うかということが大切なわけです。

これに関連して考えさせられたのは、施設に送られてくる児童相談所の記録からです。ある施設の園長先生がおっしゃっていましたが、それを読むと打ちのめされるようなことだけが列挙してあり、どうしたらいいかという手立ての記述が乏しい。若い職員はそれを読んで、「こんな大変な生活してきた子どもに私が会っていいんでしょうか」と元気がなくなる。しかも記録はボリュームが非常に多くて、こんなに忙しいのに読むのが大変だということでした。そこで送られてきた記録をB4、1枚に要約して書き直すようにしたということです。それは大変な口スでもありますよね。こうした親で、不幸は三世代にも四世代にもわたっていて、こんなことがあってここでこういうことをして、だからこの子はこうだということを、非常に鮮やかに解説して終わるよりも、なじみのなかった子どもが今日入所して暮らし始めるとい状況です。とにかくぐずぐず泣いたら、この子はこういうものがとっても好きで、これ食べてこんなやり取りしたら気分が少し落ち着きましたとか、何か一行でもそういうことが書いてあ

ると、そこからその子どもが癒され、変わっていくことの始まりになるのではないかと思うのです。個人史を明確にしようとするよりも、私はむしろ、ある語りえない、あるいはそれを思い出すことがつらいその人の、あるうつろな部分を一緒に大事に抱えて時間を待つ人があるときに、その人はそれを埋めていけるのではないか。だから時々、因果関係の解説というのは、それを知るとそうだなあと思えるのですが、よくよく考えるとそれはこちらが安心するための理屈付けではないかと思うことがあります。もちろん、生育史の理解は援助方針を立てる資料であるには違いがありませんけれども。私はよく、若い人と勉強しているときに、何とか理論でナントカ何々であるという解釈や意味付けをした後に、ではどういところから始めていくかという具象的な行為の展開が生き生きと浮かぶかがどうかと大切に申しています。それがすぐ浮かばないような、「それがどうした」という下の句が見つかる解釈は、ほとんど意味がない。ですから「それがどうした」が見つからないかを確認してから書いたり言ったりするようにすれば、次にどうしたらいいかということが思い浮かんでくる力がつくのではないかと申しています。

過去の痛手を振り返ってもう一度自分がそれを捉えなおすということは大事ですけど、捉えなおすだけの自我の育ちができていて、しかもその共同作業をする人が確かにあって、その場がそういうふうに整っているときに初めて、その経験は自分の中に別の意味合いを持ってきちんと振り返ることができるのです。雨だれがポトンと落ちる必然性があるときに、ああそうだっていうふうに扱うべきではないでしょうか。「こういう相談をするときには大体生育歴っていうのが大事で」と、そして「この辺がすごい大きなトラウマで、それが結局こういう形で自分のあるベースを作っていて...」と全部解説してくださる方が時々ありますが、何か理屈付けのようところに思考がぐるぐる回っているようで、私はあまりそれは生産的ではないと。人の話を聴くときにそうならぬようにということが大事で、そのためには待つことができるということが大切であると

思います。その個人が本当にそれを受け入れられるかどうかということに対して、極めて敏感であることの方が、何があったのだろうということを手前に聞き出そうということにエネルギーを払うより大事な気がいたします。

施設の子どもたちの示す行動は、時に憎まれ口であってもそれは自分の表現ですね。それは子どもの力であると同時に、ぱっと会ったときにその人の受け皿の度合いというを感じている、感じ取っているのではないのでしょうか。スタッフは、自分自身を見つめ、自分の人生はそれなりに意味があって、生きるということの楽しさ、喜びというものを素直に抱いているかどうかを正直に振り返っていることがとても大事です。それから必要以上に自分が感情的に駆り立てられてしまうような子どもというのは、どこか自分が触れないようにしている、自分の未解決の問題をその子の行動が引きずり出していることが非常に多いといってもいいかと思います。ですから子どものことを理解していこうということと並行して、いつも自分の一部は少し醒めた気持ちで、素直に自分のことを見つめるということが大切です。これがあるとき初めて、子どもは「この人は妙に決め付けや独断で関わるのではなくて、自分と一緒に変わり、考えていこうという人だ」と思うのではないかと考えています。そういう意味では、専門家というのは、最新の知識や理論に対して意識的で、そういう勉強を怠らない、ということも大事ですが、一方で、毎日自分が淀まないで新鮮な自分であるかどうかという自問が大切なのではないのでしょうか。このことは大人と関わる時以上に、子どもに会うときに必要なことのように思います。

淀まず新鮮であるための一つの方法ですが、その子どもの記録を、たくさん書くのは忙しくて大変ですけれども、一番やり取りに苦労したようなある出来事を用紙の3分の2くらいに線を引かして、一方にそのやり取りの事実を書く。そしてもう一方に自分がそのとき思っていたこと、書き終えて思っていることを書いておく。それを少なくとも2、3ヶ月...もう、忘れてしまつてつまびらかに思い出せないくらいになったときに、最初の事実の記録を読み、

今自分はどうかどうかを問うてみる。自分のある局面の行為を、忘れた頃に何回か繰り返し仔細に見る。そこで気づくことというのは、勉強会に行っている他の人から言われることも大切ですが、気づく力、考える力の深まりが得られます。それから前より気がつかないときがありますね。それは自分が「最近やっぱりボルテージが下がって全体に感度が落ちてる」などと、セルフモニターにもなります。人は今日の自分が受け入れられる程度に人間は意識化するわけですから、自分で気づいてゆくということはとても大切だと思います。また地方の方とか、忙しくて会議や研修などそうそう行けないというような方も、今のような方法は、お一人でもできる、確実に自分の力量が上がる方法ですね。

それと午前中のお話しの中に笑い声がないような施設で子どもが成長・変容できないという話がありましたが、その通りだと思います。笑いがあるというのはお互いが認め合い、助け合い、補い合いということを気張らないで自然にできて、自分をそのまま伸びやかに出しているということだと思います。だから管理職は、職場がそうなるように器を整えることに力を注ぐ度量が必要です。そういう方が少しでも増えるようひそかに祈っています。そして、「さあこれから会議をします」といって会議室で記録を広げてやるフォーマルな話し合いも大事ですけども、ただ何か、洗面所で手を拭きながら「実は・・・」というほんのちょっとした、数分のやり取りの中でむしろ率直に自分の着想や迷いを言葉にし、また一言、何か励みになるコメントが返るといこともなかなか、大事なような気がいたします。今世の中はどんどん専門分化して行って、何か普通のことでも敢えて細分化した理屈で言わないと、それは価値がないように思われがちですが、私はインフォーマルなやり取りを活発にする場であるように心がけると、仕事の雰囲気は大変和らぐのではないかと思います。

最後に、子どもが密かに「ああいう大人はいいなあ」と思えるようなモデルがあるということは必要だと思いますが、一方で、よき子どもらしさ (childlikeness) を職員がもっていることが大切と思

います。健康な子どもというのは、いろんなことに興味を生き生きと持って、とても活気に満ちている。いろんな意味で依存しなくては生き延びられなくて、しかもこれからどうなるかということとは分からない、すごく不確定な状況の中で、生き生きとしているいろんなことに関心をもてる。子どもと一緒に暮らす大人というのは、いくつになってもこの健康なchildlikenessをずっともっていることだろうと思います。あんまり分別の塊とか、当為の塊になると、正しいけれども、正しいことを正しく言ったからといって、それは相手に正しく伝わらないという、何か笑っても笑えない悲喜劇になります。子どもと一緒にいるときの大人に求められる要因の大きな一つは、この良い子どもらしさを、成人としてのモデルになるような成熟と同時に併せもっている、これはとても矛盾したことですけど、それが私たちの課題であり、それを本当に一人の人の中に具現化しているのが、本当の意味でのプロフェッショナルだと思います。そのことは子どもが一番よく分かって、そういう人を選ぶんじゃないかと思うんですね。

今日は大人に求められる要因についていくつかお話しして参りました。何かご質問があればどうぞ。

発言者C: 学級崩壊に至るような逸脱行動をする子どもがおりまして、学校からいろいろな指摘や要請を受けることがあります。中には父兄の苦情を、先生は直接おっしゃらないのですが、後ろの方から聞こえて、責められている感じもあります。私どもは子どもを預かって養育しているという一面と、学校に子どもを預かってもらっているという一面がありまして、どの辺で折り合いをつけたらいいのかという、非常に悩みを持つのですが。

そうですねえ。現実の問題として、学校の先生方ご自身も、疲弊感や自信を失っていらして、余裕がなくなっているような気がします。養護児童のお子さん達が小学校高学年くらいになってくると、いろんなハンディを人生の初めから多く担ってきたような自分は、如何に努力しても先行きはかなり閉ざされていて、どうやら親が歩んだと同じ道のりになり

そうだとすることを意識的・無意識的に感じ始めていて、だけどそれをはっきり話してどうにかできるようでもなく、茫漠と突き上げてくる不安にとらわれる。大人になるってというのは遠い先のことだと思っていたのが、どうやら自分の身体は大人になり、でも大人になって自分の生活は閉ざされたものになりそうだと不安をもやもや一と...。しかしそれは逃れることのない自分の課題と感じ始めたときに、学校へ行けなくなったり、行けば行っただ、だったら他の子ども一蓮托生、一緒に引きずりおろしてやろうというような気持ちになるのでしょうか。ですから、一つには、そういう個々の子どもの喉もと一枚下の、言葉になりきらないでいる気持ちをその子に即して言葉にして、思いを汲み取るようなやりとりの上で、それはいけないという現実的な制止も必要でしょう。もう一つは、皆さんが例えば父兄会などで、養護の子どもの言葉にならない真実のけなげさとか、その子に直接関わる我々のみならず、広い世の中のまなざしが大きな力になるということなどを、アピールなさったらどうでしょうか。それは先生や父兄にとっても、大切な気付きの機会になると思います。養護施設の多くの先生は父兄会などにいらしても、わりとそーっと控えめにしてらっしゃるんじゃないでしょうか？私はこれからのいい意味でのアピールなさるといっても大きな役割ではないかと思っています。

質問者D: 午前中の話にありましたが、子ども達は施設職員を「～先生」とか「～さん」とかなどと呼んでいますが、呼ばせ方がどのような意味を持つか、お伺いできれば。

この呼び方について施設にうかがうようになって、私はとても注意を引かれたのですね。職員をどういうふうにお呼びになるかは、その施設が基本的の方針としてお考えになるところから出てくるので、私が画一的なことを申し上げる立場にはございません。「お姉さん、お兄さん」ってところが5、6年前には日本で一番多いと聞きました。私は関わりをもつ前、外部で関係なくいた頃は、「先生」って呼ぶの

かなと思っていたら、「子どもたちにとっては学校に行っても先生、帰っても先生、先生だらけで休まることがないから、先生とは呼ばない」と言われて「それもそうか」と思いました。私は、もう50歳を過ぎた方もお姉さんお兄さんと呼ばれることに、最初はちょっとびっくりしたのです。でも、距離の取り方としたり、ママとかパパってというのは子どもからすれば、イコールではないのという気持ちも起きてくるでしょうし。いつか家庭復帰ということを考えて「あなたにとっての一番よりどころは家族です」というメッセージという意味では、「先生」も妥当なのかなーとも思います。しかしそこは、その施設が大舎制なのか小舎制なのか、大舎制でも子どもの人数がどれくらいか、またはその地域の文化とかいろいろなこと呼び方って決まると思うのですね。ニックネームも良いと思うのですけれど、ものごとにはメリハリが必要ということを知った上でニックネームで呼ぶ、ということが大事に思うのですね。浅くべったりした親しさと、深く的確な理解は似ているけれど違います。やっぱりどこか大人の中に畏敬を感じるということは、子どもが育っていくときには必要欠くべからざることで、親しみを持ってニックネームで呼ぶけど、きちんと大事な話をするときには、「先生」とか、折り目によってけじめをつけるということもお考えになるとどうかなあというふうに思います。

質問者D: 児童養護施設は基準定数6対1ですけれども、実際には24時間を8時間で割りますと、18対1、というような忙しさです。そういう中で子どもの心を汲み取るどころか、そういうことがまったくなわけで、そういう忙しさの中で心をフォローしていくわけです。職員は疲弊していて、どうしたらそういう状態から抜け出せるんだろうか、日々思いながらいるのですけれども。

ある学校の先生が、とても忙しい中で自分のクラスの子どもに5分間タイムというのを用意されて、20分休みと給食の後と放課後15分くらい毎日割いてクラスの子どもに、その5分は先生を独占できるっ

ていう時間を作ったのです。先生は大変ですけど、そうすると緘黙みたいだった子が話したり、とっても反抗的な子どもが、5分間の間に先生の腕時計を覗き込みながら、「お父さんは商売が失敗して夜中に二人でお母さんとけんかしていた、先生どうしよう」と話し始め、5分たって「でもいい、先生に言えたから」と話したそうです。登校途中で拾った蝉の抜け殻を見せて過ごすだけで納得した子もいたそうです。結果としてクラス生徒達は集中して、聴くときは聴く、遊ぶときはとっても元気に遊ぶようになったそうです。要するにそれはもう短い時間をどう工夫するのでしょうか。例えば買った絵葉書よりもその子の好きだと思う動物の絵をちょこっと描くとか、手作りってとっても子どもたちは好きなのかなあと思います。上手下手に関係なく、自分の気持ちをどう伝えるかというチャンネルを、いつも気持ちをフレッシュにもって、工夫しながら生きることだと思います。そうやって一生懸命考えてる方が、「疲れたー」って思って座り込むよりは、少し疲れが少なくなるんじゃないでしょうか。

ケース進行管理などスーパーバイザーの役割

赤井 兼太

(大阪府中央子ども家庭センター所長)

平成 14 年度児童相談所スーパーバイザー研修で行われた研修講演をまとめたものです。

はじめに

「ケースの進行管理などスーパーバイザー(以下、S V r とする。)の役割」というテーマでお話させていただきます。

さて、厳しい虐待問題に直面するようになり、児童相談所の業務がすっかり様変わりしました。それは、相談に来られた方に親切にご相談に応じるという従来の立場から、極めて強権的、介入的なケースワーク(以下、C W とする。)をも実践するようになってきたためです。

大阪府の場合は虐待新法ができてから、虐待相談の受付件数は少し落ち着き始めました。大阪府の人口は全国人口の 5 % 弱ですが、全国の 1 割の虐待相談受付件数にあります。

現実に虐待相談が多いことは、大阪だけが特に他の都市部と比較して子育て環境が悪いためだけで虐待相談が多いとは考えていません。これは、地域のネットワーク、発見のシステムが多く各市町村で構築されており、保健、福祉、医療、教育各分野での連携ができていることもあって、虐待の発見が早くなり、虐待ケースの捕捉が進んでいる結果でもあると思っています。

小学校高学年以上の身体的虐待などのように長期間にわたる虐待を受けていたケースが、初めて子ども家庭センターに来ることがほとんどなくなっています。勿論、性的虐待が長年にわたっており中学生の高学年、高校生ぐらいになって子ども家庭センターが初めて関与するというケースは散見されています。現状的には、乳幼児、小学校低学年ぐらいの児童の身体的虐待、ネグレクト、性的虐待に虐待相

談の傾向がシフトし始めました。このように、少し虐待相談の様相が変わりつつあるという印象です。

今年度は死亡事故が起こっていませんし、マスコミで取り上げられた、ないしは取り上げられなくても取材攻勢に遭ったような重大事故の発生は、なくなってきています。外部からの厳しい批判に晒されることも減ってまいりました。これは幸運に恵まれていることもあるとは思っています。

しかし、我々の足元を見ますと、やはり、児童の権利擁護意識はまだ社会的にも低いですし、教育、医療の分野でも、虐待問題への理解・認識はまだまだ薄い状態です。また、虐待防止法の法改正を始め、色々な支援事業・活動など国制度の部分についても、しっかりやっていただきたいと思えます。

それから、児童福祉施設の状況を見ますと、児童養護施設は秋口にかけてここ数年、定員オーバーの状態になってしまうことがあります。情緒障害児短期治療施設も児童自立支援施設も満員状態です。

虐待相談の受付件数が落ち着きを見せ始めていると言うものの、どうしても即日に保護しなければならないというケースはしっかりあり、一時保護所もほぼ常時、満員状況にあります。

最近、一時保護所で、特に目立つことは、施設入所後にフラッシュバック、パニック、性的な問題行動、集団のイジメ・無断外出・盗みなどの不適応や問題行動を発現する子どもが多くなり、これら施設入所児童を一時保護することです。

また、大阪は少年犯罪が全国一という実態があり、身柄付通告が増え、非行児の一時保護も増加しました。

しかし、大阪の場合、昭和 36 年に専門職制度を採

用しており、40数年の歴史的経過の中で、随分政策立案部門が我々現場の仕事を理解してくれており、随分恵まれた組織、人員体制にあります。いま、大阪府子ども家庭センターでは、ヒト・モノ・カネを担当する行政事務以外の職員は、所長以下、ケースワーカー（以下、CWrと言う。）心理職など、全員が専門職となっております。なお、いま専門職が30人くらい本庁におりまして、現場の情報なり考え方を伝えつつ、政策立案業務等に従事しております。このことが我々の組織、人事や業務執行にも大変役立っているのだらうと思っています。

虐待対応は、平成12年に虐待総括主査を府下4センターに4名拠点配置し、翌年の平成13年4月に虐待対応課を府下7カ所の全子ども家庭センターに設置しました。これは、従来、所長課長体制でしたが、次長制を創設し、緊急事案発生の際に所長が不在であった場合、次長がその対応を決定できるよう次長兼虐待対応課長という形にしました。7センターの虐待対応課の総員は32名で、CWr職と心理職の混成になっています。なお、管内人口の少ない子ども家庭センターの場合は、3名の心理職が他の課を兼任しています。

また、平成14年は、7センターの母子相談課にDV相談員を1名ずつ配置しました。

もう一つ大阪府の特徴としては、施設等と非常に連携・交流が活発に行われていることです。これは共同研究や合同の研修を実施したり合同のケースカンファレンスを開催したり、いろんな交流行事を一緒にする中で培ってきたものです。もちろん、対立もしますし、いろんなシビアなことが起こりますが、基本的に非常に友好的な関係にあります。

また、弁護士の先生方の絶大な支援があります。各センター5名くらいの弁護士が危機介入援助チームの委員となり、助言・指導やケースカンファレンスに出ていただいております。28条の申し立てなど法的対応は当然ですが、いろんなケース処遇上の適法性ないしは違法性がどの程度あるか、訴訟の可能性等電話でも相談に乗っていただいております。

もう一つは、市町村における虐待の取り組みが、他府県に比べますと相当進んでいると思います。本

年度中に全市町村ネットワークが立ち上がるようになっていきます。

ご存知かもしれませんが、泉大津市が設置されたCAPIO(キャピオ)というネットワークがあり、非常に有効な働きをしていただいております。早期発見、地域の社会資源でできる虐待対応、家庭復帰後の見守りをやっていただいて、機動的に動いていただいております。核になった市とそれを支えている乳児院・児童養護施設と我々とのトライアングルによってでき上がった組織です。

ケースの進行管理

さて、職員が暴行・傷害の被害に遭わない、バーンアウトしない、しかも、仕事に生きがいを持てるように、我々も一緒になってやりたいと思っています。そこで、テーマのケースの進行管理とSVが極めて肝要になってまいります。

全国の虐待対応の児童福祉司に関する実態調査を子ども家庭総合研究所がされ、その報告を読みますと、全国的には目頭が熱くなるほど、苦しい状況で涙ぐましい努力をされていることがわかります。

1. 危機管理

さて、「ケースの進行管理」は大きく言いますと、やはり重大事案、事故が起こらないようにする危機管理的観点が必要です。具体的には、虐待死、保護者の自殺、施設内事故それから著しい権利侵害事案が起こらないようにする。

それを支えるための安全管理の徹底。これは日ごろから大事なことだと思います。庁舎管理のあり方、電話の受け方、対応の仕方などや、お互いに他の職員は何をしているのかということを知っておくことが安全管理につながります。

また、むだを省く効率的な運用・運営も大事です。我々が虐待対応を本格的に始めて間もなくのころですが、いざ立ち入り調査というときに、バタバタと立ち入り調査決定通知書を起案したり、いろいろと必要な書類や物品などを用意したりするような泥縄をやっておりました。こんなことに気や手を取ら

れ、肝心なことに手をつけられない。事前に準備をしておけば良いことはやっておく、泥縄は結果的に非効率になり、事故の元にもなります。そして複数対応するときの役割分担も、相当部分の役割は想定できるわけですから、緊急連絡網だとか、組織対応だとかを手順化、マニュアル化、文書化しておくことが大事ではないかと思います。

「建物構造・設備についての安全管理」は、2方向避難のできる面接室が幾つか必要です。また、ロックアウトされない、外から開錠できる面接室の施錠の仕方が必要です。なお、高所の窓の安全管理にも気をつける必要があります。面接室に来談者だけを残して、CWRが出た際に、窓から飛び降り自殺されたら、大変です。備品については、防刃チョッキのS、M、Lサイズをそろえました。

また、危険性の高い来談者の面接の場合でも、絶えず隣の部屋で様子を伺うこともできません。険悪な空気になったときに、CWRがポケットの小さな発信機のボタンを押しますと、電波が飛んで、別室の緊急ブザーが鳴って回転灯が回るようにしています。

2. 行政機関としてのケース管理等

「行政機関としてのケース管理・事務管理等」についてですが、これは事務的な取り扱いも含めての話ですが、共有化・共通化、様式化しておくことが大事です。あまりに詳細にすると、だれも読まないマニュアルになります。使いやすさを考えた、編集の仕方が必要です。厚生労働省の虐待対応のマニュアルでさえ、読む気をそがれてしまう程のボリュームになっています。マニュアルを作ったらそれで終わりではなく、マニュアルをどう活用・手直ししていくかも考えておく必要があります。

次に、「公権力の行使」の前提には、行政機関としての虐待認定する必要があります。新法で虐待を四つに類型化した定義が定められましたが、グレーゾーンの多い虐待で、マルチリートメント（不適切な養育）がどこまで、どこから行政的な関与・介入が必要な虐待かが弁別できる臨床的な診断基準・判断基準が、まだ十分にありません。これは我々自

身が現場の実践を積み上げる中で判断基準をつくるべきだと思っています。

対応に危険性があれば警察官の派遣を依頼しますが、新法のおかげで随分容易になりました。ただ、警察は警察なりの行政目的を持っており、どうしても加害者が中心となるきらいがあります。我々のやり方と少し齟齬が生じることがありますから、どの部分・範囲をどの程度に協力を願うかの事前調整が大事だと思っています。

それから「法的・行政的なトラブル」としては、「訴訟」事案の発生だと思います。訴訟で特に困難なことは、所長個人・児童福祉司個人が訴えられる場合です。この点の制度的なバックアップ体制の創設が必要であると思っています。

「組織的対応」の必要性についてですが、組織内の報告・連絡・相談（ホウレンソウ）は当然ですが、各種の設置された会議の開催が特に重要です。

3. 専門機関としてのケース進行管理

ちょっと話しを飛ばしますが、「専門機関としてのケースの進行管理」について話したいと思います。まずは、「リスク・アセスメント」のことですが、府でも実情に合わせて作成しています。また、保健医療部門と福祉部門との間に縦割り行政の溝があり、現場的には保健師とCWRが感情的対立になったり、相手の動きを十分に理解していなかったり、共管ケースで重大事故が発生したこともありました。原因の一つに、臨床的な判断基準が違ったこともあり、2年ほど議論・協議し、共通のアセスメントをつくり上げました。お陰で、随分、円滑になっております。教育部門とも医療部門ともこのようなことをやる必要があると思っています。

次に「危機管理」ですが、まず、危険性の判断が最も重要だと思います。最近、クライシス・マネジメント、リスク・マネジメントについて、特に医療機関、高齢者施設、知的障害者施設で議論が盛んに行われ、具体的な取り組みがあります。相談機関では十分ではないと思います。危機管理理論とその実践例には、大変有益な専門的な知識・情報がありますので、ぜひ学習をしていただきたいと思います。

す。

大阪府では、施設児童を巡る深刻なトラブルや危機的状況の発生が多くなってしまっていて、施設長とセンター長の間には携帯電話によるホットラインを設定するとともに施設職員とプロジェクトチームを立ち上げ、共有する危機管理マニュアルを作成中です。

危機管理の基本は、まず事案に直面したときに、過去の経験と専門的な判断に基づき、理論的推論を立てて、最大最悪の事態をしっかりとシミュレーション（想定）して、対応策をたてることです。できるだけ多くのカード（対応策の）を前もって用意しておくことが必要です。それを現場にいるCWRといっしょに検討し提示しておく。カードを十分に持たせないで、一枚のカードだけで勝負してこいでは、現場のCWRは追い詰められてしまいます。現場状況は想定した状況とは違う状況が必ず起こりますから、カードを多く用意し、カードの選択は現場に任せる。そうすると、CWRは安心し、ゆとりのある対応ができ、ひいては事故防止につながります。現場で揉んだカードや検討したシミュレーションをきちんと残してマニュアル化していく作業は必要だろうと思います。

次に、危機管理では職員の安全確保も重要なことです。立ち入り調査や職権保護を安全に行うためには円滑にスピーディーに行動すべき場面が多くあります。移動手段の確立がその一つです。我々の経験では家庭訪問用、学校訪問用、一時保護所への護送用、それから病院搬送用という複数の配車をしました。タクシーチケットも予備的に用意しました。職員は所をあげて対応し20名ほど動員・配置しました。職員間の個人的な協力や援助だけでは危機管理できませんから、しっかりした組織的な対応が必要で、事務的な準備から役割分担と連携のあり方まで決定し、職員に周知しておくことは重要です。

訴訟を始めとする法的なトラブルという危機を管理するためには、弁護士からのコンサルテーションは非常に重要です。法的対応するときには、手間暇がかかりますが多面的に検討すべきで、必ず法的チェックをする必要があります。ただ、守秘義務の担保と弁護士の位置づけの点は、きっちりしておく

必要があります。

スーパービジョン

1. 定義

いよいよもう一つの本論、スーパービジョン（以下、SVと言う。）についてお話しますが、従来、SVは、欧米の専門社会福祉事業の方法論から生み出されてきたものであり、そういう意味で本質的に非常に専門性の度合いの強いものが伝統的なSVです。しかし、いま児童相談所のSVrと呼ばれている係長級の方々、そういったものをお持ちでない方も多いため、専門的な立場から、だめだ、だめだと言っている、建設的な話にはなりません。そこで、本質的に言われていることと、我々の所与の条件、日本の法律に従って行政機構で虐待対応をやっているという状況で、どんなSVのやり方があるかということを考え、実践していかなければならないと思います。

とりあえず、専門的SVの定義からお話します。「専門的な知識・技術・経験を有する者(SVr)が、福祉専門職(スーパーバイザー/以下、Sveと言う)の援助能力を高めるために福祉専門職を管理・教育・支援する専門的対人援助活動の過程をいう」ということです。

ここで言う、専門職とは、大学で専門的な課程を履修し、専門的な訓練を受けた人でその専門領域の業務に就いている者というように限定的なものにはなりません。しかし、我々の世界では、その仕事をまじめに取り組んでこられて、経験も積み、学んでこられた方が専門性を志向されているという幅のある意味合いで、理解したほうがいいのだらうと思います。特に、専門性として求められておりますのは、倫理性です。これは行政事務の方がおやりになるのが、心理の方がおやりになるのが、専門性の一番大事なところは倫理性です。子どもたちの命を守り、福祉を守る、健全な育成を願う、最善の利益を図るのだという価値観を守る使命・責任があるという倫理性がなければ、専門性の根拠を失うことになってしまいます。その次に必要なのは、科学性です。これは精神

医学、心理学、社会福祉学等々いろんな対人援助活動に必要な学問・理論・知識があります。科学性によって、技術が生み出され、体系化されております。我々は、できるだけ現場で実践したことを言語化し、文章化し、マニュアル化し、理論化していくというようなことをしなければ、体験主義になってしまいます。そういった意味で科学性は抜きにするわけにはいかない大切な要素の一つです。三つ目には、社会的有効性であります。いかに科学的であっても社会の役に立たなければ何の値打ちもありません。この倫理性、科学性、有効性の三つの柱をもって専門性というのが担保されるのだと思います。定義の後段で「専門的対人援助活動」という表現をしましたが、SVrとSveが対等な人間関係を結ぶことが原則であるということです。おれは係長だ、おれは課長だ、黙って聞け、というような権力的関係では、SVは成立しません。しかし、官僚組織ですから指揮命令的なことも必要だとは思いますが、対等な人間関係が基本的原則となります。これがないと、CW rは自分の悩み、苦しみ、痛みなどをSV rに伝えようとは思いません。我々がCW rを守り、CW rの仕事を支援することができません。

人間関係の力動というのは、SVは、相互のやりとりで成り立つことですから、キャッチボールのように一たんボールをミットに受けて、ボールを握り直してからゆっくりと投げ返すというようなことはあまりできません。ピンポンのように割合、即時的対応を求められます。と同時に、過去の事例をリサーチして判断するというようなこともできない。創造的なことです。そこでは、いろんなサインをCW rは出していきます。頭が痛い、おなかをこわした、ぜんそくが出たなどの体調不良や疾病などの器官言語（オーガニック・ランゲージ）を用いての表現。休む、遅れる、落ち着きがないなどいろんな行動によって伝えようとする行動言語などもあります。それから言語表現を用いての口頭言語。など複数のチャンネルでサインがCW rからでていきます。皆さん方が机に齧り付いて、CW rの顔を見ない、CW rの行動や様子を見ないでおられると、相当部分を見失ってしまう。こちら働きかけ、相手も返して

くるといえることができると思われません。そういったことがSVの定義に含まれている意味だろうと思います。ただ、役所という行政組織の中ですから、理想的なあるいは専門的な欧米的なSVは困難ですので、管理的なSVということであろうかと思えます。日本語の管理といいますが、双方向ではなく一方的な印象がありますので、私だけの造語で申しわけないのですが、「マネージメンタル・SV」という言い方をさせていただくことにしております。

2. マネージメンタル・SV

そこで、福祉行政機関の所与の条件・前提条件として、我々はいくつかの特性を持っております。官僚制というのは、本来、合理的な目的や手法で成立した組織ですが、不可避免的に権力機構というような要素もあります。その結果、専門職によって立つに必要な性質である平等、対等、自由等が削がれていくことがありますから、この点を絶えず意識しておく必要があります。

また、官僚制には安全策の優先、大過なくの事なかれ主義、前例主義などがあります。

なお、横並びなり、周りの動きを見てとか、他の関係機関に責任を押しつけてとかになると、手順・手続きがふえて、がんじがらめのマニュアルとなり、決断、決定、実施が、先送りになってしまいます。結果、現場のCW rのモラルが低下し、主体性が無くなってきます。

それから、虐待新法ができて非常に強権を与えられましたが、CWとかSVは、元来、非権力的な性格を持っているものです。クライアントの自己決定、審判的態度などの尊重、CW rとクライアントの平等性、SVにおける対等性などを見れば明らかです。この制度的・法的な権力性と専門的援助手法における非権力性とを上手に織り上げていくということが必要であると思えます。

それから、本来的にはSVには、臨床的責任あるいは道義的責任はありましても、制度的、組織的な責任は、SV rに問われることはありません。しかし、皆さん方には行政機関における管理責任を果たすことが当然求められているために、マネージメン

タル・SVという表現をしているわけです。

従来から、SVrについて、外部の人材を用いる考え方もあります。この場合、守秘義務が問題になります。また外部のSVrの方は、どうしても理想論を言われ、現実遊離する嫌いがあります。そういう意味で、よほど児童相談所の仕事、現場の我々の与えられている責任と権限、福祉施設の状況等々の現場情報をお知りにならないと役に立たないばかりか、内部のいろんな問題点を一方的に見られて、外部で児童相談所はけしからんというお話をされることにもなりかねません。

内部の人材が専任してスタッフ的にできれば一番いいかと思いますが、虐待対応の場合はやはり意思決定をしていかなければいけないという意味では、スタッフ職で専任のSVrを設置するというのも、大変難しい要素も出てくるかと思っています。

それから、ライン職がSV機能を持っていると、どうしても上司という位置づけでCW rたちは見まして、十分なCW rの感情吐露ができない。しんどいとか、堪忍してくれとか、怖いとか、助けてとかと言うと、上司は自分の人事評価を厳しくするのではないかという思いが出て当然ですし、また、そういう思いも必要な場合もあります。この辺りからアフターファイブのつき合いも時には要ることにもなるかと思っています。

また、外部のSV rを用いていない理由の一つは、日本人の器用さという面もあるかと思っています。日本人は非常に複合的な機能・役割を担いながら社会生活を送っている。

欧米ではレストランなんかでも、テーブルを掃除する係り、食事の注文を聞く係り、ワインの注文を受ける係りなどと3人ぐらいで役割分担している。日本だと1人でやっています。そういう器用さがあってできているのかなという感じもあります。

また、行政職の方で、非常に人格的に愛他精神の豊かな、人間の機微に通じたような方だったら、下手な専門職よりもずっといい仕事をしていただいていることも、見聞きします。ラインと兼務のSV rというのが現実性の高いところかなと思っていますが、一方では、このままではいけないのではない

かとも思っております。

そんなことで実際のマネージメンタル・SVの場合には、CW rを管理することも当然あるわけです。しかし、まず人間的に管理する。それから、組織人、職員、部下として管理する。そして、CW rを指揮する。この指揮ということも、一々細かく全部指揮しなければいけない人もいますが、やっぱり一部ではCW rの欠点とか癖とか知識とか意欲とか人間性とかなどを見抜いて、任せるとすることも指揮する中の一つだろうと思います。

この任せることができなくなると、CW rの自主性、自律性、創造性が育ちません。CW rのワーカビリティをしっかりと見て、任せるとすることも、指揮することの一つだろうと思っています。

それから、教育する。この仕事の基本的で重要な価値観、命の尊さ、民主主義的な人間理解などについて教育する。人間に対するスタンスの取り方。それから、必要不可欠なスキル 理論であったり、知識であったり、情報であったり、技術であったりすることを教育する。そして、次にはCWを支援する。本当の支援をしようと思ったら、親切にべたべたと甘くすることではなく、本当にCWを理解し、CWの気持ちに共感し、支えるということが支援です。

もう一つは、ケースを見立てることが、マネージメンタルSV rとしては要ります。見立てとは、ケースを分析・評価・診断し、処遇方針を樹立することです。これをおやりになるには、CW rからの文字情報、言語情報を頼りにされる他はない。この情報にはCW rの人格のバイアスがかかっています。心理のバイアス、状況等がバイアスとしてCW rからの情報に影響しています。CW rから得たことに足したり、引いたり、割ったり、掛けたりして、ケースの状況を把握されて、ケース診断を見立てることができなければなりません。この見立てができないと、CW rを支援できませんし、つぶれることすらありますし、事故にもつながりかねません。バイアスのない情報をCW rから得ようとするあまり、記録の書き方と内容、情報提供のタイミングというような事務的な手順・手続の執りかたなどにガアーツ

とSVrの働きかけが偏ってしまうと、CW rの心が見えなくなります。その上に、事故不安なり処遇不安なりがCW rの中で高じている時には、いよいよ問題が悪化します。まずは、CW rとの人間関係、人格関係をつくってから、見立てができるようにしてください。

それから、先ほどから言っています危機管理です。今の、この、ワーカー・クライアント関係は、もう危ないぞ、これ以上やるとクライアントが爆発的な攻撃行動に出るぞ、ないしはCW rが潰れてしまうぞということを嗅ぎ取って、危機管理する。こんな場合にはCW rを変えるとか、家庭訪問のときに複数対応させるとか事前に手を打つ必要があります。これらのことをするには、SV rはCW rを十分に知っていなければなりません。

CW r自身がいかにしっかりと生きているかということ。CW r自身が非常に不安定で、ないしは表層的な生き方をしている場合は問題があります。SV rをされている皆さん方自身においても同じことです。

「しっかりと生きている」ということは、「問題なく生きている」という意味や「悩みなく」という意味ではありません。悩みも、問題も、苦しみもみんながそれぞれに生活の中できつとあろうかと思いません。しかし、それをいかにきちんと捕まえて、というカッコ良過ぎるかもしれませんが、オタオタしながら、躓きながらも真剣にしっかりと生きていることが求められるわけです。そうすることによって福祉臨床における知識・情報・専門的技術が生かされてくると信じています。

CW rはクライアントから脅迫されたり、攻撃されたり、執拗にねばられたりして、感情を刺激されているわけです。そんなときにCW rはSV rによって、気持ちを受け入れられた上に、科学的に論理的にクライアントを理解・認識することができる。そういったことでCW rは情緒のかかわりを少し外して、安定して対応することができる。そういう意味では、当然虐待の原因 この親はなぜ子どもにこんなことをするようになったのかという原因分析、動機はどうなのか、家族でどんな位置づけになっ

ているのか、どんな評価を家族からされているのか、どんな期待を受けているのかというような、そういったことをしっかり分析・評価・診断することによって、CW rが安定していくというようなことになると思います。

3. 対人援助活動技術の習得

「対人援助活動技術を習得させる」ことについてお話しします。我々は、痛めつけられ、さいなまれ、苦しんでいる子どもたちの社会的代弁機能(アドボカシー機能)を果たすべき役割を担っていることを第一に認識することが重要です。すなわち代弁者のスタンスを取ることが、援助活動するときの大事な自己像の描き方だろうと思います。対人援助活動技術という、非常にテクニカルな表層的な感じにとられる表現ですので、何度も価値観だとかスタンスだとか申し上げているわけです。そして、技術などといっても、そんなに具体的なケースでこの技術を適用すれば快刀乱麻、すぐに有効性があるような技術はありません。そういう意味では失敗があったり、誤りがあったりします。そのために技術を捨てるというわけにもいきません。技術は相変わらず必要ですが。しかし、それをやったから必ずうまくいくというわけにはいかないのが、我々の今の技術の状況だと思っています。これは多分対人援助活動における本質的な性格だろうと思います。失敗や不十分なことがあっても、基本的なスタンスがあれば、やり直しや改善、修正が有効なのだというような思いを持っておくことも大事です。死亡事故がありますと、過去の経過を振り返って、あれをやっていなかった、これをやっていなかった、こうすべきだった、ああすべきだったということが、ダアーンと出てくるわけです。そんなことが全部できるほど専門性も高くないし、人員もない。事故がおこったときに、結果論的に完全に問題点の洗い出しをすると、CW rは縮み上がって仕事ができなくなってしまう。そこで、先ほどから言っているようにいるんな手立てを講じて、やるべきことはやって、なお失敗しても、死亡事故だとか重大事件に至らなければやり直しがきく、対人援助活動というものはそういうものだとい

とを、我々自身が思っていなければ、CWRに安心した積極的な気持ちを持たせられないだろうと思います。

その上で、基本的なスタンスが権力的であったり事務的であったりしなければなど、スタンスの誤りがなければ、やり直しがきいて、失敗に懲りずに、うまずたゆまずに繰り返してやることが我々の仕事なのだ。その中でクライアントが良い方向に動いてくるという確信を皆さん方もお持ちになっていただいて、SVしていただきたいと思います。

精神医学なり心理学では、人格変容ということまで言われておりますが、我々の環境と能力では、人格障害の方ないしは虐待を長期にわたって確信的にしている方の人格変容、行動変容を図ることは、ある種、おこがましいことだろうとも思います。ほぼそのことは無理なことだろうと思います。しかし、この場面のこの状況の親の行動を少し変える。このときの家族の力動を少し変えて、子どもを保護する。という少しの程度のところで仕事をしている、その安心感とそれに対する責任感というのを持っていないと、虐待の家族を立ち直らせるのだ、傷めつけられた子どもに完全に幸せな人生を送らせるのだという、あまりに大きな望みを持ちますと、我々自身がつぶれることになります。

ちょっとしたこと、大したことではないことと我々自身が思って話をしたこと、やったこと、家庭訪問した時にこっと笑ったなどということですらクライアントが劇的に変わることがあります。そういった意味で、小さなことでも大変な値打ちが生まれてくるような妙味を味わえるときもあります。

技術の理論・知識、座学は重要ではありますが、習うより慣れる、場数を踏ませることが大事かと思えます。虐待対応の経験のないCWRに難ケースから経験させ始めことは避けるべきです。ある県の課長さんが、虐待対応は公務員としての使命感でやっていただきますなどを言っていましたけれど、心意気だけではできません。やさしいケースから初めて、少し難しいケースは少し関与させて、しっかりSV、しっかりバックアップして、成功体験を積み重ねていく、自信と経験を積み重ねていくことが大切で

す。

従来の受容的、非審判的なCW理論では、虐待対応はできない。大阪市の津崎所長は、父性的CWとされていますが、どんな表現が適正なのかまだ私はわかりませんが、とりあえず私どもでは介入的CWと言っています。従来、児童相談所ですておりましたカウンセリング、セラピー、面接・指導等は、受容的なCWを基本としていました。それは相談者にニーズがあることが前提で、相談に乗って欲しいとお越しになった方に対応しておりました。しかし、従来から、養護相談の虐待と非行相談は別であり、ある意味でいうと、そこでは児童相談所は伝統的に介入的CWをしておりました。それを行政的な事務の中ですておいて、介入的手法をCW的にきちっと位置づけるということが十分してこなかったことと、対人援助活動の重要な部分を行政的、事務的にやらざるを得ないという専門職としての罪障感などが働き、自覚的にそのことを認識しないでおりました。しかし、今は相談ニーズのないケースにどうアプローチするのか、どう介入的にCWするのかが求められています。

虐待親への対応で大切なことは、虐待は許されないことだという社会の価値観をきちんと伝えること。社会はあなたのしていることを非難し、糾弾しますよ。虐待は認められないという社会的に明確な意思を伝えること。この線は譲れないという毅然たる意思表示をすることです。これをソフトに時間をかけて丁寧にするなかでクライアントとの信頼関係を築いていき、介入していく。介入的CWは、権力的に、事務的に行うことではないと思います。そういう意味でいうと、伝統的な受容的CWを原理原則としつつも、現状適応型の虐待対応CWをしていくというようなことになるかと思えます。

特に28条適用ケースなどでは、親御さん自身の自己イメージが極めて悪く、社会性に欠け、社会生活能力も低く、激情的、爆発的な攻撃性を持つての方が多くおられる。なかなか我々と人間関係が結べない。しかも、自分の問題が非常に深刻であるにもかかわらず、問題解決へのセルフ・オリエンテーションや動機づけや意欲などが低いという傾向にあります。

す。このような性格行動特徴の人が、児童の生命、人権を侵している。この状況に対して受容的CWRで臨んでいたのでは、子どもたちは救われません。そこで、納得させる、あきらめさせるなどの説得する能力が要ると思います。このためには、クライアントの持っている健全な部分を見つけて、そこを強化(エンパワーメント)していく。それから、苦労話を聞いて、それに共感する。あなたの苦労は大変な苦労だったんだという、そういう苦しみやつらさを引き出して親の持つ悩みに共感していくことを織りまぜながら、こちらの主張をしていく。同時に、相手の混乱した気持ちをそういう中で、言語化して、整理していく。矛盾を追及するのではなしに、整理をしていくことが大切です。

この方法は、クライアントへの命令や指示ではなくて、交渉技術(ネゴシエーション)だと思います。これはFBIなどが誘拐犯、立てこもり犯に対して用いる技術です。ネゴシエーションで一番大事なのは、信頼関係をまず築くことで、権威的、権力的な対応はしないことです。そのためにはCWRの服装にも気を配る。また、話すときのピッチとトーンは大切に、早口や大声でしゃべらない。相手が話しているときにかぶせて話さない、さえぎらない、一方的に話さない、タイミングを図って話し掛ける。高い姿勢で話をしないで視線を低くする。非難、攻撃や理論勝ち、理屈詰めにはしない。法律用語、専門用語は使わない。平明な言い方で相手より少し丁寧な言い方をする。

約束した日には必ず行く。お電話しますと言ったら絶対に電話する。電話すると言って手紙を出すと、だめになることもありますから。ちょっとした違いも非常に敏感に、針小棒大に反応をしてることがありますから。それは相手を人間としてきちんと位置付けた対応をするということから生まれてくることだと思います。そして、親の状況、家庭の状況、親子関係の状況で具体的にできるようなゴールをこちらが見つけて設定し、提案して、譲れるところは譲って、譲れないことは譲らないで交渉する。そんな中からCWRとクライアントとの信頼関係が深まってきます。

先ほど言いましたように、絶対に譲れない点例えばもうこのケースの在宅処遇は限界で28条を申し立てるとの判断が出れば、28条を出させていただきますということをきっちりと言う。「あなたは否定されても、我々は子どもさんからの話を聞くとの性的虐待だと思います」ということをきちんと言う。そのタイミングや場を外してしまうと、次に告知するのはなかなか難しいですから、事前にシミュレーションしておくことの一つでもあると思います。

それから、人格障害の方に多いですが、非常に針小棒大にへ理屈をこねられる。それで相手を混乱に陥れて、自分のところに引きずり込もうとされますから。そういった議論に乗っていかない。相手のすりかえの論理に反論していかない。それに理屈勝ちをしようとしてやると負けます。こちらは良識的ですから。相手の非常識な論理の展開に理論勝ちしようとしたら必ず負けます。ほかの話になかなか持っていきにくいですが、そういったことなどが技術的なことだろうと思います。

もう一つあります。こちらが社会的存在として位置づけられた機関であるという存在感を相手に伝えるということです。どうしても怖いケース、ややこしいケースには、相手からの動きや働きかけがなかったら放置してしまうことに陥りやすい。施設入所措置後に親が何も言ってこなければ放置しやすくなりますが、そこを働きかけて、そして、必ずフェース・トゥー・フェースでこちらの顔を見せて、存在を伝えていくことが大切です。

そして、家庭訪問や相手の時間帯の面接など相手の城に入っていくことも必要です。しかし、あまりCWRにそれをさせ過ぎると、CWRが入り込み過ぎてしまい、クライアントに飲み込まれる可能性があります。危険になってしまったりします。そのときには、適正な距離感を取らせるということが要ると思います。CWRとクライアントの関係がぐあい悪いというのは、転移や逆転移が起こったり、非常に強い攻撃が予想されたりすることで、これは、CWRの反応を見れば、お気づきになれると思います。

4. 専門的人格の育成

「専門的人格の育成」についてお話しします。専門的人格を用いてCWrは仕事をしております。専門性が低いから専門的人格でないという言い方も一方ではあるかもしれませんが、いくばくか乱暴ではありますが、この仕事を職業として真剣にしているということでは、そういう言い方も許されるだろうと思います。この仕事は我々の人間性、人格を使わなければならない仕事です。それをCWrがしているわけですから、CWrの人格・性格・行動特性等をしっかりと把握する必要があります。

そのためには、SVr自身が、自分の目が老眼なのか、近視なのか、乱視なのかということにお気づきになっておかなければならない。それを直せと言っているのではなく、自分は非常に消極的な性格だとか、自分は攻撃的だとか、自分はどうもコミュニケーションが下手だとか、そういう自分の性格を知って、CWrと自分との関係の距離なり状況なりを修正して、CWrとのSV関係を築くことが大事であると思います。

自分のことを知るという自己覚知は、極めて難しいことですし、苦しいことでもあります。人とのかわり、接触がなければ、自分の像、自画像は浮かんでできません。沈黙考して、黙想を重ねて自分の人格や人間性は、なかなかわかりません。自分を映し出す鏡は他者だと思って、ご自分を知りたければCWrと接触を深めていく。その中で、いろんなCWrの反応が返ってきます。その中でCWrを鏡として自分を知っていく。その自分の経験をCWrに伝えていって、CWrの自己覚知を図るということ。そういうCWrの人格をつかんだ上で、CWrとクライアントとの人間関係を皆さん方が把握していく。

特に虐待対応の場合には、虐待のシビアな状況

血だらけで子どもが傷めつけられている、やせ細って死にそうな状態、性的虐待の悲惨な状況、こんなことに馴れている人は滅多にいない。ですから、だれもが嫌悪感を持ったり、拒否感を持ったり、憤りを感じたりしますし、当たり前のことです。このようなケースに直面したときの最初の、第一段階の心理的反応というのは、見落とし、聞き落としが意

外に多いものです。これはそういうあまりに悲惨なことに直面したくないということがあります。子どもが性的虐待のことを言っていたにもかかわらず、CWrは聞いていないという場合があります。これは嘘を言ったり、責任を回避したりしてはなくて、無意識的な規制がかかって、無意識的に見落とし、聞き落としをしてしまっているのです。子どもが「私は性的虐待を受けています」と、ここまではっきり言ったら別ですが、子どもの言っていることがどう聞いても、それは性的虐待を受けているというサインではないかというようなことを、見落とししたり聞き落とししたりするのです。また、強い戸惑いがあったり、混乱したりします。その次に、この虐待に対して怒りを持ったり、親がけしからんという攻撃的な反応をしたり。同時に、自分の攻撃性を抑えるタイプの方は、自分の無力感を感じたり、何とかしなくてはいかんという焦燥感を感じたりします。次の第2段階では、責任を転嫁し、あの子のお母ちゃんを守ってないからこんなことになったという気持ちになったりします。

第3段階で、問題をなかなか直視できないままですと、虐待の認知、告知をせずに、それを横に置いておいて、テーマをほかのテーマにすりかえてしまう。妥協的に親と話をする。例えば、ケースに性的虐待とネグレクトが重複してあったとすると、ネグレクトに付随する経済的問題に話の中心を持っていって、子どもを単純養護ケースとして保護しようとする。結局、親には性的虐待、ネグレクトの問題提起を全然しないままに施設入所させる。これがなぜ問題かということ、家族の再統合につながっていない。そういう妥協によるごまかしというのは、CWrの苦しみのあまり出てくるメカニズムで逃げているという意味ではなしに現れたりする。また、事態を無視したり、自分と距離をバーンと置いてしまう等閑視があったりすることがある。そんなときに皆さん方が、問題点を露骨に断罪的に言うのではなしに、CWr自身が気づくようにSVによるコミュニケーションを通じ図る。ケースカンファレンスもそうですし、時には厳しい苦いことも言わなければならないかもしれないですけども、基本的な

信頼関係を崩さない中で、そのことをCWRに気づかせていくことが必要です。

第4段階では、サポートティブなSVを皆さん方がされていると、CWRはケースのメカニズムが理解できたり、そうならざるを得なかった加虐者の気持ちを受容ができたり、理解ができたりします。人間的理解を得ると、クライアントに対して、虐待行為は拒否して非難していても、親として人間としての存在なり、ないしは彼、彼女の持っている苦しみに共感ができるようになります。形式的に無理な共感をしていると、相手は必ず見抜きます。この見抜く能力たるや、すさまじい感性、感覚の持ち主が多く、ごまかしが絶対に通じないと思っていて間違いはありません。その中で支援しようというアクティブな気持ちがCWRの中に、第4段階になったら出てきます。これらのプロセスは直線的に第1段階から第4段階に移行するわけではなしに、行きつ戻りつが絶えずあります。第1段階から第2段階に、第3段階に来てから、また第1段階。また、ケースの様子によっては、ずっと各段階を行ったり、CWRの資質に応じて第3段階からバンと入っていくこともあります。

おわりに

というようなことでお話を終わらせていただきますが、私共は非常にシビアな中で、虐待対応をしておりますが、こんなにいい仕事は世の中に滅多にないものと思っております。しかも仲間がいて、組織的バックアップがあって、この仕事ができています。こんないい仕事をして、給料を頂いて、しかも個人的な自己実現も図れる。若い方々がこの仕事をされるときにつぶれることのないように、この職場でこの仕事をやってきてよかった、それが社会的な役に立っていて、自分の人生も豊かになれたというような、そういうスーパーバイザーに仕事をさせることができるようになると、我々ももっと幸せな職業生活を送れるのではないかと思います。

ようやく定年1年前になって気づいたのが、ただ今のような話です。もっと早くに気づいていたら、

もっといい仕事ができただのではないかと思う今日です。どうもご清聴ありがとうございました。

職員のサポートを考える 組織が病み、システムが倦むことがある

杉山 信作

(広島市児童療育指導センター)

平成 14 年度情緒障害児短期治療施設指導職員研修における研修講演をまとめたものです。

皆さんこんにちは。久しぶりに顔を合わせ懐かし
く思っております。今日のはかつての友にお目にかか
れる、そんな気分でやってまいりました。

日頃、大変な仕事をなさっておられ、こういう時
間があるのは素晴らしいことですね。私自身、こう
いった時にできた仲間の支えでここまでやってこら
れた、そんな気さえしております。

今日は、スライドを使って、まず 1 時間ほどレク
チャーをします。その間に、お手もとの用紙に、こ
んなことが話し合えたらと思われるエピソードを紹
介して下さい。事前のアンケートを読ませていた
きました。どなたもかなり疲れておられる。だれか
が悩んでいる。このままにしておいては危ないん
じゃないか、そんなことも含めてですね。

ところで、疲れているのは職員だけでなく、
施設や組織がおかしくなることもある。そこに組み
立てられているソフト、システムとかルール、そう
いったものが疲れてしまう。そういったことも実は
職員の燃え尽きと表裏にあるのではないかと。私自身
が、あるいは皆で、あるいは誰かがおかしくなっ
てしまう時に、こういう問題と照らし合わせながら考
える必要があると思ひこんな題にしました。

テーマの背景

情短施設は、子どもの問題がだんだん重く難しく
なってきております。PTSD は今まで、あまり気に
留められなかったんですが、大震災以来よく耳にす
るようになってきました。この概念自体は昔から
あったんですけども、PTSD としてまとめられた

のは、主にはベトナムの帰還兵のメンタルヘルス、
それからレイプとか犯罪被害、被害者の支援とい
うようなところからです。その中でも《複雑性の
PTSD》といわれるものですね。一回的なトラウマ
ではなく、繰り返し慢性的にトラウマ状況に置かれ
た、そういうケースを PTSD と並んで概念化しよう
とする動きがあったようです。この概念はまだ DSM
にも ICD にも採用はされておられません。ジュディ
ス・ハーマンの提唱で議論になりました。やや包括
的に DESNOS とも言われます。E はエクストリー
ムですね。ものすごいストレスにさらされた障害の、
しかも NOS (Not Otherwise Specified) その他の
どこにもうまく分類しきれないようなという省略で
す。こういう問題が情短の中にも増えております。

かねてより、そんな問題はいっぱいあったわけ
ですが、虐待が注目を集めるにつれ溢れかえってき
ました。境界性病理、境界人格形成途上の子どもた
ちが増え、情短の抱える子どもの未熟性が深刻化し、
このような研修が必要になってきたのでしょうか。

要はとても関わり難い、信頼とか安心な関係を持
ち難く、しかもすごく屈折した怒りを抱えている子
どもたち。そして、色々な揺さぶりとか試しとか、
対人関係を操り、行動化を重ねる。そういうタイプ
の子どもたちが増え、援助者が苦しい状況に置かれ
るようになり、疲れ切っているのではないかと思
います。

この背景のもう 1 つは、児童福祉法の一部改正。
'97 年ごろでしたか。情短施設を定義する条項から
「概ね 12 歳未満」という規定が外されました。し
かし、それに見合う設置基準の改正がなされないまま

現在に至っています。ハード不足にソフト不備。そういった無防備な受け入れ。ただただ責任感と情熱と誠意でケースを抱えていく。そういう無理を承知なやり方も、現在の苦境の遠因としてあげられます。今日は後半をディスカッションにしたいと思えます。

施設治療の原理

子どもの感情や親子の問題が、職員の心に響き渡る。それを我々は「共感する」とか「理解する」というふうに言っているかと思えます。そして、親子の病理が職員を相手に繰り返される。なぜなら子どもの基本的な問題ですので、園でも家庭や学校であったことが繰り返されます。それに対し、ときに、職員のなかの未発達な問題が触発されてしまったりとか、カウンターアクションが起きる。その転移は担当者1人の中にとどまるのではなく、チーム全体を巻き込んでしまって、治療者、援助者の対人関係の癖、それは親子の問題に触発されることから、親子の問題が《チーム》という拡大人格の葛藤として広がってしまう。転移の拡大ということが起きてきます。

その転移状況を理解すること、あるいはその転移状況が理解された時に湧いてくる感情に支えられて、子どもは自分自身の問題に取り組むことができる。ということはスタッフ、あるいはチームが自分自身を理解する、あるいは治療状況を理解しており、問題に気づいているということが治療の手だてになるということです。

ところが、それがまた生易しいことではありません。怒りや痛み。職員間の亀裂やさざ波を伴うものです。転移に動かされ、その解決や納得に多大な労力を要することもあります。重い病理を扱うと、こういうことがよく起きます。したがって、こちら側、自分たち、チームやシステムに起きている問題をよくつかんでおく。そういう職員の心的な能力。器の力ですね。あるいはそれは施設長の人格とってよいこともあります。そういったことが治療の成否を左右することも稀ではありません。

こういうことが、時に、我々が苦しむことの要点になると思います。従って、こういう理解をもたない、あるいはそういう関係の成立しないところでは、こんなことは全く問題にもなりません。どちらかという、治療者の資質、援助者としての天性に恵まれた将来のある人が曝^{さら}されるタイプの問題です。古き良き養護施設は、初めの段階までをスタッフの度量といいますが、愛情でもって包み込んできました。その後段の処理は個人的な素養に任されてきたのではないのでしょうか。色々な苦しさはあろうとは思いますが、それなりに明快で、こういった子どもたちを壊すことなく抱えることが出来たんじゃないかと思えます。ところが近年、心理スタッフが入り、なまじ治療しようとして、パンドラの箱を開けてしまい、現在の児童養護施設はこういった子どもを抱えられなくなりつつあるのではないか。生活スタッフとして入るのがよかったのではないか。そんなことを思ってみたりもしますが、違っていたらディスカッションして下さい。

暴力や拒否のなかで育った子どもの側から見ると

これを、子どもの側から見ますと、何がどうなっているのやら訳が分からない。何が起きるんだろう。どうなるんだろう。何をされるんだろうという状況ですね。先生たちは殴ったりするわけじゃない。色々浮かんでくることを一生懸命話してごらんなんて言うけど。本当だろうか。そんなことないと思う。そんなことあるものか。どこまでそうなんだろう。本当に自分を出していいんだろうか。また怒られるんじゃないだろうか。分かってもらえるというけど、『どうせまた裏切られるに決まってる。いつまた見捨てられるやら。信じられない。どうせ自分なんて可愛がられるはずがない。叱られても嫌われても、騒がれて構ってもらえる方がまだまし』。そういう感じと裏表をなしているでしょう。あるいは、『叩かれて拒否されてきた、こんな悪い自分、つまらない自分、いけない子を本当に誰かが大切に受け入れ続けてくれるの？本当に受け容れられるものなの？』っていうようなそういう思いもあるんだと

思いますね。極端に低い自尊心と人の親切になかなか応えることができない子どもたちの心の動きから見ると、職員の苦境っていうのは、こういう感情とセットになっているんじゃないかと思われま

危険の在り処

問題はケースの病理によるところ、つまり少し古い言葉で言えば養護問題や教護児童。要は心的外傷や剥奪を抱えた子どもたち。それも非常に早期の、心が生まれる時期、分離個体化途上の障害。見捨てられ不安に特徴づけられるようなケースの病理によるところがあるかと思えます。そしてこちら側、スタッフの心的な要因もあると思えます。具体的には、高い自我理想と強迫心性。そして我慢づよさ。転移にまつわる感情に否認の働く人。あるいは相手を悪く思うことのできない人たち。いずれも援助者としては悪くない資質なんです。そういった援助者の要件に加えて、まだ仕事を始めたばかりで経験不足である。そういう時にこの問題がこじれる。まさにそこに解決への目途が見えることでもあるんですが、まずい時には、コミュニケーションの希薄とか歪み、チームの不安が加わり、ことがどんどん大変になっていきますね。それから施設や組織にまつわること。なかなか報われない。やって当たり前の世界で認められないしいたわられない。若い施設は、管理機構がまだ整備途上であって、あちこちに不備を抱えている。古い所は古い所なりに、施設って、時に、ものすごく硬直化してしまうことがありますよね。組織の未整備や硬直化、こういったようなことでグループやチームが動きづらくなることもあります。

こんな中で燃え尽きやすいのは多忙な中堅どころです。全体の問題がかかるが、それでいてまだ十分には権限的な裏付けを得られていない。そんなところにある人。それから仕事を始めたばかりの初任者。希望に胸膨らませてやってきたんですが、あまりにも凄まじい現実のショック。やってもやっても自分がどのように役に立っているのかつかめない。それに援助者の誠実さ。そして身近に相談できる人

がない。そのうえ忙しくてコミュニケーションがない。今日はこんな研修がなされております。児童福祉法の改正以降、ただ情熱だけで仕事を走らせ、水だけで頑張れと言われてきたんですが、やっとこういう形でスタッフが生き返る。そういう研修が用意され本当によかったですね。

形成途上のところでは、システムの不備により曖昧な決定に曝されるとか、リリースのルールがまだ確立していないとか、施設やグループの未構造。そういうような問題の重なりもあるかと思えます。そして慌しく余裕のない日々。そのようなことで焼け切れるわけですね。

今日は資料の終わりに、フロイデンパーガーとパインの2つの自己チェックリストを用意しました。時には自分の燃え尽き度を、これで大丈夫なのかチェックしてみるのもいいでしょう。

愛育園の五月

私は5年ほど前に戦列を離れることになりました。当時、自分の整理のために書いてみたもの(こころの科学.98年)を資料に挙げておきました。75年に器を組み立て皆さんと一緒に仕事をして参りました。

今だから口にできますけれども、半年ほどしまして施設が動かなくなってしまったんです。重い緘黙の子どもを抱え、その子の難しさに苛立つ部分と、その子が抱えているはずの不安を汲む部分に、スタッフが引き裂かれるようなことがありました。緘黙の子どもは喋らないで自分の思いを伝えることに長けております。あちらではこう言い、こちらではああ言い、「このことはあの先生には黙っていてね」というようなことで、職員の間が暗々裏に割れ、難しいことになってしまいました。

それは引き金なんですけども、職員が幼児化してしまい、皆で浮かれ、落とし穴作って歓声を上げたり、もうまるで皆が子どもになってしまいました。職員関係のたがが外れ、どこかの同好会みたいな雰囲気です。だから遠慮会釈のない批判を加えてみたり、過剰な共感をしたり、そういうことで不仲が起きたり、関係が近すぎたりというようなことになり

ました。気がついてみたら、出来そうもない子どものグループ作りや、綿密すぎて誰にも出来そうもない生活プログラムができ上がっていました。混沌状態に強迫的で過剰な自己コントロールが働いたのでしょう。

みんなおかしくなり、暫らくスケジュールを止めて、遊ぼうということになりました。当時話題の『カッコーの巣の上で』という映画を見に行きました。帰りにお食事をして、ケースカンファレンスのスーパーバイザーの先生に入っただき、一緒に飲むとかですね。まあ、何でこんなことになるのか、全然分かってなかったわけですが、我々が思いついた方法でした。

緘黙のパッシブ・コントロールに巻き込まれているところを指摘され、皆の目が明るくなったことが思い出されます。転移に動かされるとか、そんな言葉なんて持っておりませんでした。皆でおかしくなっていたんだけど、ある子の問題に激しくあぶり出されてしまったんだとも思うことができ、おたがいを許せる気持ちになったようなことがありました。1週間ほど皆で草むしりをしたり、子どもはどんな目で見てたんだろうと思うんですが、そんなことしながら水入りになった思い出があります。

思い出されるエピソード

もう1つエピソードを紹介します。近頃は、虐待に目が向かい、些か、向き過ぎてるんじゃないかと思うこともあるんですが、ある時期、『いじめ』に皆の目が向かった時期がありますよね。いじめられていた子がいじめる側に回り、弱い子がさらに弱い子がいじめ、この間までいじめられていたのに、というようなことを連綿と繰り返す。みんな虐めを気にしていた頃のエピソードです。援助にも、その時々流行り廃りがあり、それが全てのようになることがありますよね。我々にはそういうブームやファッションの虜になるところがあります。

背景のもう一つは、先ほど施設の硬直化をあげましたが、私のいた施設は市の行政組織の中にありますので、どうしても役所の持っている雰囲気は周期

的に蔓延してくるんですね。だんだんお役人ぼくなってきた、形式論理に縛られ、自分で自分を締め付ける。臨床組織までがそんなことになってしまうと困るんですが、誰一人としてそれを上手く止められない。まるで今の国際情勢みたいなものですね。分かってるんだけど、やっぱり誰も止められない。

内輪のことで、痛みがあるのですが、職員も人の子です。それぞれにその人特有の「影」を抱えています。大きな組織の常で、適性のない人を抱え、その病理に巻き込まれるようなこともあります。全体に、無力感が漂い、子どもは連日のように問題を起こしてくれ、疲れが蔓延してきます。だんだんと物を言うのが億劫になり、ミーティングも、本来なら30分かけて、あちこちから活発に出ていた報告が、5分で終わってしまい、話すことが尽きてしまうんです。そんなことが続く経験をしたこともあります。

私はミーティングによる施設運営を目指しておりました。精神病院で考えるところがありましたので、生活と治療を重ね合わせ、治療的な場を作りながらも、ノーマライゼーションを大切に。管理は極力平板化していくのがよいと考えておりました。まあ自分の問題ですが、私自身は60年70年の子、強権を振ることができませんでした。そういうことが人を苦しめてしまった苦い思いを持っております。

それに発足したばかりの施設のことです。経験不足で技術も足りない。こういう問題があることもろくに知らない。場がこういうことに育てられ力をつける、その途上でのことでした。まあ、縦関係のきつい所では、この様なことはあまり起こらないでしょう。

メシア・コンプレックスの裏返し

やや個人的なエピソードになってしまいました。ボーダーライン・パーソナリティに当たる難しさに話を進めます。境界人格障害を抱えた時に、若い治療者の陥りやすい過ちを成田さんの本から借りてきました。何とか力になってやりたい。Rescue Com-

plexとか言われている事態です。こういう子どもたちは治療者の未熟な願望や空想を刺激します。援助者は、まさに心理療法の本領をためられている、我が事のように感じ、治療者としての情熱をくすぐられるようなところがあります。あちこちで見捨てられてきたこのケースを分かってやれるのは、もうこししかない。そんな気分になってしまいます。

ところが関わってみると、色々な病理が花開いて、「えっ」と言うようなことになってきます。ないものねだりに振りまわされ、その処理に追われ、治療者の誠意を散々試される。そのあたりから治療者は困ってしまう。「こんなはずじゃなかった」「どうして」でもどうにもならない。援助的な関わりが滅茶苦茶になってしまい收拾がつかない。それまでは援助者だったんですが、生身の個人的な側面がくすぐりだされ、援助者が裏返ってしまい、ただただ腹を立てている、ただの人になってしまう。あちこちで問題を起こし見離されてきたのも仕様のないことに思え、治療にはならなくなってしまいます。

スライドは、そういうことに対して成田さんが挙げているいくつかのポイントです。抱え込みすぎない。本人に考えさせ本人に預けていく。若い治療者はついお兄さんお姉さんの気分で助言までしてしまう。どこかで治療者の立場を踏み外してしまう。やっぱり立場をわきまえ、こちらが代わりに決めることではなく、相手側のものは相手にちゃんと返していく。1人で抱え込み過ぎないとかね、第三者的な目を取り入れていくとか、色々な知恵を書いています。『精神療法の経験』という本から引用しました。

二次受傷と共感疲弊

トラウマに接していて近頃気づかれてきたことにふれます。被害者臨床で近年言われていることに、共感疲弊、あるいは二次的トラウマ、援助職の代理受傷の問題があります。人のトラウマに触れ、しかも共感的に聴こうとする。そのことが、実は、援助者にとってもトラウマになる。DSMやICDのトラウマの定義には、自分がそういう恐怖に直面するだ

けじゃなく、近しい人の遭遇している苦悶を知ることでもまたPTSDの遠因になるように書かれています。援助の仕事にはそういう危険性があるということですね。

いろいろな出来事は知ればこんなものだということは分かる。知的には慣れてきます。知的であることは大事なんですけども、そこに流れる感情にはなかなか慣れられるものではなく、聴くたびに動揺します。怒りとか恐怖、不信や無力感に我々も苛まれます。

援助者が自分の中に起きていることを理解できないと、あるいはそういう癒しのシステムや対応のルールが確立していないと、だんだん不安定になり、援助者としての能力も落ちてくる。絶望感とか虚無感とか徒労感、そんな感情の虜になる。そうでなければ、先ほど紹介しましたような強迫状態に陥るかも知れません。時には、援助者が加害性を帯びてくるようなこともあるかも知れません。だんだんチームとうまくいけなくなり居心地が悪くなっていく。自分は向いてないんじゃないかと悩み始め、辞めたくなる。そういう時ってありますよね。

こういうことは単独では行わない。グループで取り組んで、語り合いやシェアリングを頻繁に持つ。批判じゃなく癒しあい支えあう。そういうサポーターの側の態勢が大事になります。それから自分を大切に。クライアントに接するように自分にも優しい声をかけてやり、自分の感情を共感してやるのが大事になります。

システムの未熟や場の不備

次に、構造から来る問題です。施設は分業と協業という2つのシステムからなり、外来とは一風違った、パワフルな臨床を展開します。分担に伴う役割の定義、役割の関係とか責任の範囲、物事を決めていく方法、統合や調整のシステム、そういうことが整備されていないと、職員の間には不安が持ち上がってきます。

分担が役割として納得されていること。権限の流れが熟していること。交代や異動のルールが整って

いること。職員の側にも制限や限界がはっきりしていることが大切です。意思の集約や決定のルールが合意されてないと、何をよしとしてよいのか、不全感が漂い、混乱が誘発され、チームはバラバラになってきます。

組織は色々な個性の集まりですから絶えず内紛を抱えるものです。そういう時に、葛藤を和らげ、決裂しないで済むような安全機構を備えている必要があるわけですね。仕組みとして。また文化として。職員を癒していくとか、和を構築していくような積極的な仕組みの成熟が大切なことになります。

職員の疲れとかトラウマを癒し合う催しがありますね。例えば職員旅行とかね。パレーボールチームやライダーのツーリング。そういうことにも職場のマナーが必要になります。ペアリングや周りを排除する仲良しができると、集団は幼児化し、ちゃんと抑制されていた筈の感情や集団の無意識がうごめいてしまいます。個人的な付き合いなら、職場から遠く離れてしてくれとかね。やるのであれば、誰もが入れ、嫌なら断れる、例えばそんな約束事ですとか。そういうこともまたチームを守るためには必要なことです。

皆さんアンケートにいろいろ書いておられましたね。システムとしてミーティングやカンファレンスをきちんと持つ。それから記録のことを書かれた方もありましたね。激しく動き出すと細かいやりとりの時間はなくなります。その人が書いたものを見ながら「きっとこんなことを考えたんだろうな」と分かるようなファイルや日誌が必要になります。書かれたものによる紙上（あるいはネット上）のディスカッションで補わないと、いちいち顔を合わせるのは無理になってきます。毎日2回くらいのミーティングがきちんと持てる時はそれで済みますが、だんだんと勤務体系が複雑になり、ミーティングに出られない人もあると、コミュニケーションを補うシステムとして書くことが大切になりますね。

危機への備え（リスク管理）

何か起きる度に、その都度ミーティングを開いて

たんでは間に合いません。例えば、子どもが万引きして電話が入った。どうする。どこも、一つのパターンを作って動いておられるでしょう。先ほど愛育園の五月と呼んでいるエピソードを紹介しました。その時に学んだことが、ルールブック、約束集のことです。これには職員のもの子どものもがあります。

広大に長くおられた鑑先生よりマサチューセッツのオースティンリッグスセンターでのものを頂戴しました。そこではオレンジブックって呼ばれているそうです。ドラッグを持ち込んだ時にどうするか。スピード違反で保護された時にどうするか。そういうことが細かく書かれています。コミュニティ（治療共同体）としてはどう対応するか、「場」と「治療」を守るためのルールブックですね。

それぞれの施設のオレンジブックが要ります。リスク管理の根幹ですね。文書であったり、慣例だったりするでしょう。これは、火事がおきたらどうするか、不審者が入ってきたらどうするといったことも含め、年輪を経るにつれ充実してきますが、若い人にも伝えられるよう文章にしておくことも必要になります。

ただ、こういうことには、功罪あい半ばするところがあり、あまり整備されすぎ、隙間のないシステムには息苦しいものがあります。運用の柔軟さを失うことをインスティチュショナルリズムと言います。脱施設化というとき、一番言わなきゃならないのは、施設の存在ではなく、その仕組みからくる制度の自己目的化です。行き過ぎると、施設という有機体の変化や自己の再組織化を封殺してしまう。その際たるものが軍隊や行政の組織です。戦時には必要なことでしょう。迅速さや公平性には大事な仕組みです。しかし、施設までもがそういう色に染まると大きな弊害を抱えることになります。

燃え尽き症候群

もう少し先まで話を進めます。燃え尽きのことで。今まで考えてきたことに重なりますが、やはり、仕事の質と量を見直す必要があります。休息と

が勤務時間のことです。ある学術集会で、田中万里子さんが、スタッフは被虐待の難しい子どもと、危機面接のことでしょうが、15分以上会ってはいけないというルールを持っている話をしておられました。それを越えると、虐待の子どものパターンに巻き込まれ、援助者の能力を保てなくなるということです。10分で交代できるシステムなんて夢のような話ですが、近頃は、外科の手術も時間が来れば、チームが入れ替わり、その続きをやる時代になってきています。

わたしの考えは、皆さんのアンケートとほとんど同じです。こういう研修ってとても大事ですね。初任者の研修。それからサイクリックな再研修ですね。言ってくれる人がいるって大事なことです。そういう人に恵まれない時には勉強会や学会に所属するのも方法です。私自身のことでは、師を仰ぐとか仲間を持つこともありました。

それから忘れてならないのは、自分の家族を大事にするということです。それから自分にあったリラクゼーションの方法をもつことです。人間の筋肉は収縮はするけれども伸びる力はないわけで、ストレッチをしてやらなければならない。心のストレッチですね。リラクゼーションの術を持たなければなりません。もうこれは色々で、ヒーリンググッズとか、ツボとか呼吸とか、自分の好きなものをやればいい。私はキャンドルが好きで、しんどくなると、ろうそくをいくつか灯して仕事するとか、職場では危なくて出来ませんが、ろうそくの明かりって好きですね。

ストレスへの積極的な対処ということでは皆さん専門家です。色々お考えがとおりでしょう。話し合える土壌をどう作るか。これが、また古くて新しい、分かるような、分かってもなかなか上手いかわからないところです。そういう空気をどう醸し、どう守るか。その難しさを知り、話し合うことを大切にしようとするのが、バーンアウトしないための方法になります。

職場として見ると、あまりな長時間の過重な労働はよくない。自分がちゃんと理解され、認められ、ねぎらわれている。そう思っている時には燃え尽きな

くてすむ。そういう意味では上司の力量が大事になります。

虐待病理の特性からくること

虐待ゆえに起きることをここで少し挙げておきます。この研修ですべて学んでこられたことでしょうか。まず、関係を取り結ぶことが非常に難しいこと。それから治療導入期の抵抗処理の問題です。限界を揺さぶる試みの問題。リミットテストングやセッティングの問題ですね。我々は色々な挑発に曝されます。それに対応する確かな読みがいきます。チームの一貫した態度にはチームの一体感も大事なことになります。うまくいかないと、限界を確かめる子どものアクティングアウトとの、根比べのようなことになってしまいます。

それから虐待、被虐待の子どもは、内に激しい怒りと無力感を秘めております。その攻撃性への対処ですね。身を持って抑えなきゃならないことも少なくない。タフであることも要りますし、抑えながらもそれを何とか言葉の世界へ持ち帰ろうとする努力も必要になってきます。

次に、彼らを突き動かしている原始的な心性からくることですね。どうしても巻き込まれます。それを分かっている見守ってくれるチームメイトの存在。そして時に延べられる助けの手。全く巻き込まれなければ、初めにも言いましたように、こんな苦労はありません。その転移に、少しのってやることで、子どもの深層を扱おうとしています。しかし、巻き込まれてしまうと消耗に終わります。問題を繰り返して、かつての虐待者と同じようなことに終わりがねません。したがって、時に我々を襲う徒労感とか怒りに対して、それがどういうことに由来するものであるのか、賽の河原に石を積むようかも知れないけれど、どういう意味を持ち、どういう位置にいるのか、治療のプロセスとして理解していることが大切になります。チームで話すことで浮き彫りになってくることです。

そして、虐待の反復再現傾向とか反復強迫と言われる問題ですね。子どもの行動化には、本当に自分

が受容されているのかどうかを試すような意味だけではなく、そういう自分を受け入れられ、やがて、自分を受け入れてゆくような自己受容へのステップとしての意味もあります。我々は乗りすぎず、崩さず、壊さず、見捨てず、仕返ししない。行動化は抑えるが、言葉で気持ちを理解しようとしします。しかし、それは容易なことではありません。しかし、そんなにうまくいなくても、持ちこたえるだけで救われることもありますね。解決はないけれども、同じ状況はそういつまでも続くものではない。よい関係さえ続けば時間が救ってくれる。持ちこたえたことで展開することもあります

虐待病理の特性からくること

関係形成の難しさ、無差別な愛着から極端なデタッチメント
絶えず安全を伝える細心な注意
安心、信頼、依存、共感をめぐる陰性感情～過度な従順

リミット・テストング、挑発的な言動
的確な読みとチームの一体性、一致し一貫した対応を要す
限界確認の根比べ、伝わらない失望や苛立ちが湧きやすい

激しい攻撃性と怒りへのタフで大胆な対処
行動表現の制限、安全の確保、コントロールの体験、象徴化の促進
転移・投影・同一視・解離・スプリッティングなど病的な防衛
巻き込まれ、救済者空想、境界や構造の混乱、迫害の再現
徒労感や怒りに対して、たえず意味やプロセスへの理解が必要

虐待関係の再現傾向、反復の克服と自己受容
注意すればするほど、一生懸命になればなるほどこじれてゆく
児のなめてきた体験をくみ取りながら、じっくり、ゆっくり、そっと
乗り過ぎず、崩さず、見捨てず、復讐しない もちこたえるだけでも

おわりに

利用児に、虐待・DESNOS・境界病理・思春期心性・未熟性が増すにつれ、病的な防衛や行動化が多発し、施設治療は疲弊し困窮の度を増している

“個別治療”と“組織治療”に分解還元するのではなく、チームという、個人と組織の中間に人格モデルをすえ、チーム・アプローチにより抱え、解決しようとする、その双方に見えてくるものもある

援助関係で起きることをチームのなかで捉え返し理解し対処する研修とそれにたえる人材の計画的な育成による専門性の強化と蓄積が望まれる

ゆとりのある施設環境・生活スタッフの思い切った増強がないと、ソフトだけではスタッフが燃え尽きる

問題はハードとソフトの両面に及びます。まずは、設備の問題と人的条件の問題ですね。やはり1人にでき、1人になれる空間がないとこの問題は受けられないですね。それとチームに迅速に手を伸べられる、見守りと交代のシステムがいります。チームアプローチを単位にしていることがこの問題の難しさを救うのではないのでしょうか。

次に、ソフトの問題ですね。やはり子どもの歴史性や状況性への深い理解がなければ話になりません。色々な技法や理論はあると思いますが、関係性に対する感受性を高めていくような、そういう雰囲気を欠かせません。

ミーティングが大切になると思います。それぞれの施設にあった会議システムを皆さんお持ちでしよう。

それから治療者の人格的な成熟の問題。自分のなかのサディズムを解決している程よさ、good enoughであること。そういうスタッフ個人の成熟を支えようとする施設であることも大切になります。

そして、違いに学び合おうとする意志がなければ、チームは意味のないものになります。違いを大切にしようとする気風がなければチームは成り立ちません。何の差異もない専門性のない者がいくら集まってみても、それは、ただの寄せ集めでしかありません。そのためには色々な理論やパーソナリティがあるべきですけども、やはり、どこかで、分かり合える人とでなければなりません。何らかの好感を持ち合えなければ一緒にはなれません。

それに、まあ、評価されているということ、大変な仕事をしていて、しかるべき給料をもらっている、これは当然の前提になりますよね。今日はいくらたくさんのお金をかけても、それだけではやれないお話をしました。しかし、この難しさはやっぱり高く評価してもらいたいものですね。

ということで、個人心理治療と組織的な環境療法の中間にチーム概念を導入することにより、今日の話である燃え尽きの問題、巻き込まれの問題、あるいは代理受傷の問題に少しは解決が見えてくるのではないかとお話をしました。

お話としてはここまでで一区切りさせていただき

ます。後半をディスカッションにしたいと思います。それでは、皆さんが書かれた物を見せていただいて、一休みしてから、後半に入りたいと思います。

〔とても大事なテーマであったと思います。このテーマを重視され、取り上げられた『子どもの虹研修センター』の見識に敬意を表します。また、この魅力的なテーマを私に下さいましたことに感謝します。こういった研修が続けられ、もっと多くの情短の皆さんにその機会が回ってくることを願っております。

皆さまにはこのあと、熱心なディスカッションをしていただき、もり立てて下さり有り難うございました。色々な工夫や面白い試み、アイデアを沢山いただき、私には大いに学ぶところがありました。後半の要約として整理し紹介したかったのですが、紙数によりかかないませんでした。ここにお礼をもつて代えます。

やはり、私たちも癒されなければなりません。子どもに対するように自分にも優しくなり、お互いには優しくしながら、支えあい癒し合う治療施設でありたいものです。去って行く優れた援助者の哀しみにふれるにつけ、身につまされます。

私は情短から少し離れましたが、同じキャンパスの中におり、決して離れてしまったわけではありません。久しぶりに皆さんにお会いでき、とってもいい時間でした。またどこかでお会いできればと思います。]

参考文献

- 1．成田善弘：精神療法の経験．金剛出版．1993．
- 2．B.H.スタム（小西，金田訳）：二次的外傷性ストレス．誠信書房．2003．
- 3．H.J.フロイデンバーガー（川勝訳）：燃えつき症候群．三笠書房．1981．
- 4．土居健郎監修：燃えつき症候群．金剛出版．1988．
- 5．西澤哲：子どもの虐待．誠信書房．1994．

「虐待に対する法的手段の適切な活用」

磯谷 文明

(弁護士・くれたけ弁護士事務所)

平成 14 年度新任児童相談所長研修で行われた研修講演をまとめたものです。

さて、いま児童相談所で児童虐待に対する対応に、大変労力を割かれていると思います。この児童虐待の問題は、児童相談所の仕事の中でも、特に法律と背中合わせになっている、常に法律を意識しないと仕事にならないという問題であります。なぜかといいますと、児童虐待に取り組むときには、親と真っ向から対立することが少なくないということからなのです。親と真っ向から対立するということは、これからお話ししますが親権、親の権利というものとどう対峙していくのかという問題に直面するということです。

親権について

親権というのは、民法をごらんいただきますと、民法 818 条に、「成年に達しない子は、父母の親権に服する」と書かれているわけです。成年に達しない子ということですから、我が国では 20 歳未満の子どもは親の親権に服する。ここで「服する」という言葉がでてくるんですね。

これはちょっと前時代的ではないか、あたかも支配、服従というような関係をほうふつとさせるものでおかしいんじゃないかという意見もありますが、この「服する」という関係がいろいろなところに色濃く出ているわけです。

この親権に服するというのは具体的にどういうことなのかというと、820 条をごらんください。「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」と書かれています。監護教育権などと言いますが、簡単に言えば「育てる」ということです。

子の監護教育権でおもしろいことは、監護教育をする権利を親が有しているというだけではないんです。義務も負っているんだと。通常、法律上の権利というのはだれかに何かを請求する、つまり「何かをやってくれ、金を支払ってくれ」といえる立場にある時に権利があるのであって、その相手方になる人、つまり何かしなければならぬ人が義務を負うわけですが、この条文はそうではないんです。親が子どもを育てる権利もあるし義務もあるという、そういう意味ではとてもおもしろい条文になっています。

どうしてこんなことになったのか。この条文は明治時代から変わらないわけですが、実は核にあるのは義務なんです。子どもというのは自分だけでは生きていけません。ですから、親が育ててあげなければいけない。子どもをもうけた以上それは親の義務なんです。だから、「親義務」というのが、むしろ中心にあるんです。しかし、一方でその義務を履行するために、つまり子どもをきちんと育てていくためには、一定の権限を与えておく必要がある。だから権利というものも必要になってくる。

しかし、主客が変わってしまって、権利の「権」という言葉だけが強調されるようになってしまった。何だか親に与えられた崇高な権利のようなイメージになってしまったんです。しかし、本当は中核は義務なんだよということは、今でも十分確認しておく必要があるだろうと思っています。

さて監護教育権、つまりきちんと子どもを育てていくために、幾つかの権限というものが与えられているというふうに申し上げました。何が与えられているんだろう。それは 821 条以下に、幾つか権利が

定められています。まず、821条には「子は、親権を行う者が、指定した場所にその居所を定めなければならない」と定められています。これを居所指定権と言います。つまり、子どもは親がここに住めと言ったら、ここに住まなければいけないわけです。

では、子どもが従わないときどうするかというと、法律はそれについては全然手当をしていないんです。例えば、執行官にお願いして子どもの首根っこを捕まえて、「おまえはここに住め」というふうに強制執行ができるかというと、これはできません。つまり、居所指定権はあるけれども、それはあくまでも親が日ごろの信頼関係によって、子どもを従わせるべきであって、何もにそれを外部的な強制力でやれるわけではない。そういう意味では、やはりこれは親と子の信頼関係を基礎にした権限だと言うことができます。

次に書いてあるのが822条で、「親権を行う者は、必要な範囲内で自らその子を懲戒し、又は家庭裁判所の許可を得て、これを懲戒場に入れることができる」。懲戒場。怖いですね。でもご安心ください。現在、この懲戒場というものはありません。しかし、前文のほうの「必要な範囲内で自らその子を懲戒し」という部分、すなわち懲戒権というものは今も厳然として残っています。

この懲戒権というのが実は非常に厄介なのです。大体、親が子どもをしかるという場合に、懲戒権に基づいて子どもをしかっていると自覚している親は、ほとんどいませんね。子どももまた、懲戒権に基づいてしかられているなんて考えない。やはり、しかるという行為も先ほどと同じように、ふだんからの親子の信頼関係を前提に行われるわけです。そうすると、懲戒権なんて本当は要らないんじゃないか。一体いま何に使われているんだといいますが、これは専ら児童虐待の弁解に使われるということになります。

子どもを殴った、そしてけがをさせた。そういう親が、「おれは懲戒権を行使するつもりでやったんだ、だから違法ではないはずだ」、「法律上の権利なんだから問題ないはずだ、ちょっと行き過ぎだったかもしれないけど問題ない」と、弁解をするわけで

す。確かに法律に懲戒権と書いてあるものですから、児童相談所のほうも、強く言えないんじゃないかと考えてしまいがちです。

ここのところは前からやはり問題になっておりまして、懲戒権の行使といっても、もちろん限度がある。一切たたいてはだめだということまで社会的コンセンサスがあるかどうか分かりませんが、少なくとも子どもがけがをするような暴力というのは、これはもう適切な懲戒権の行使の範囲を超えているという理解で、当然だろうと思うわけです。「児童虐待の防止等に関する法律」の2条1号に、「身体的な虐待の定義において、児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」は児童虐待だと書かれています。これが身体的虐待なのです。

つまり、どういう目的だったか、しつけの目的だったか懲罰の目的だったか、そんなことは関係ない。とにかく子どもに外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行は身体的虐待ですよということとを、まずはっきりさせたわけです。それに加えて14条には、「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と書かれている。この条文の言いたいことは、懲戒権の行使といっても、何でも許されるわけではない、やはり限度というものがあるんだということをはっきりさせたわけです。

ちなみに、第2項を見ますと、「親権を行う者は、虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権者であることを理由として、その責めを免れることはない」と書かれています。このように行き過ぎた懲戒権については、法的にある程度歯どめをかけたと言えらると思います。もっとも今、ご承知のとおり児童虐待防止法改正という動きがあって、その中ではこの懲戒権はぜひ廃止すべきだというふうな見解も出されています。

民法の823条をみてみましょう。「子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない」と書かれていて、これを職業許可権と言います。もともとこの条文というのは、子どもが悪質な使用者に搾取をされないがために設けられたものです。つまり、子どもがいかがわしいところで仕事をしよ

うとして、そこで労働契約を締結してしまうと子どもは食べ物にされてしまう。ですから、子どもが職業を営むときには親の同意が必ず必要になります。そして、それがなくなるときには、その契約を取り消すことができます。

つまり、子どもを守るための職業許可権だということなのです。しかし、最近ではなかなか困った事態になっています。というのは子どもがもう年長者になって、施設を出て自立したいという場合に、親がそれに反対するんですね。その職業につくことは許さんと。そういうふうに言いますと雇い主のほうは非常に不安定な地位に置かれてしまう。そうすると、そんな面倒くさい子どもは雇いたくないということになってしまふんですね。つまり、子どもを守るための条文というのが、むしろ子どもの自立を妨げるようなことになっている。これについては、なくしてしまえとはもちろん申し上げませんが、困った問題だなと考えています。

さて、いま幾つかの親権の中身について触れてきましたけれども、児童相談所が一番遭遇するのは、子どもを返せという親の権利行使です。例えば、一時保護、施設入所といったときに、子どもを返せ、おれは親権者だというふうな親は少なくないわけで、こういう子どもを返せという権利は一体どこから出てきているのでしょうか。これについては、実は学説上もやや異論はありますけれども、通説的な見解をベースにご説明しますと、親が子どもを返せという権利を子の引渡請求権といいます。しかし、それはこの民法のどこを見ても書いていない。つまり、条文としての規定はない。ただども、当然に親に認められている権利だという理解なのです。条文に書いていないものをどうして認めるんだということになります。これは先ほどの820条の子に対する監護教育権に由来するわけです。

例えば、第三者に子どもを連れ去られてしまうということがあります。誘拐犯が子どもを連れ去っていった場合に、親は適切に子どもを育てる権利、義務を履行することができるだろうか。やっぱりそれは無理でしょう。そうすると、その第三者に対して子どもを返せという権利を親に認めてあげな

いと、一番重要な監護教育権が行使できないということになってしまいます。ですから、子の監護教育権を認める以上、当然、子の引渡請求権を認めるべきだというわけです。

誘拐犯が連れていっている場合に子どもを返せと言えるのは当然ですね。しかし残念ながら、児童相談所が子どもを保護している場合も、施設に子どもがいる場合も、基本的な法の枠組みは同じということになります。それは善意の隣のおじさん、おばさん、あるいは病院であっても、第三者が子どもを連れ去っている場合には子どもを返せという権利がある。これがまずこの大前提になってくるわけです。

そうすると、特に児童相談所が虐待を受けた子どもを保護する場合には、子の引渡請求権というのを制限しなければいけない。その方法というのが次にご説明する児童福祉法28条の承認、もう一つは親権喪失宣告という方法によって、引取請求権を制限または剥奪していくということになるわけです。

児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置

それでは次に、児童福祉法27条1項3号の措置にお話を移したいと思います。虐待を受けた子どもを一番手っ取り早く保護してしまうのは、文字どおり子どもを児童福祉施設に入れるということですね。親も一緒に入るというわけにはいきませんので、必然的にそこで親子分離ができる。そうすると、虐待をしている親から子どもを守ることができるということになるわけです。

この児童福祉法27条1項3号の措置というのは、児童虐待における対応でしばしばとられる措置であります。条文を見ますと、児童を里親とか保護受託者に委託したり、あるいは乳児院、児童養護施設その他の施設に入所させることができる、というふうなことになっているわけです。

こういうふうな形で親子分離をするわけですが、この27条1項3号には重大な制限がかかっています。それが27条4項です。「1項3号の措置は、児童に親権を行う者又は後見人があるときは、... (中略) ...その親権を行う者又は後見人の意に反し

て、これを探ることができない」と書かれています。簡単に言ってしまうと、親が嫌だと言ったら施設に入れられないということなんですね。

しかし、実際には児童虐待のケースにおいて、親が施設入所に反対するということは少なくありません。そういう場合に保護できないということになると、虐待を受けた子どもを救うことができなくなります。そこで設けられているのが、次の28条という条文になります。「保護者が、その児童虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる」とあって、その1号として「保護者が親権を行う者又は後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、27条1項3号の措置を採ること」と定められています。

つまり、ここもまた簡単に言いますと、親が施設入所を嫌だと言った場合で、かつ、この28条に書いてあるように例えば虐待、ネグレクト、あるいはそれに限らず保護者に監護させること（保護者に育てさせること）が著しくその子どもの福祉を害する場合、ここが実は一番重要な要件ですが、著しく福祉を害する場合には家庭裁判所が親の代わりに施設入所のお墨つきをあげましょうということなんです。ここで親の説得が最終的にうまくいかなかったら、児童相談所は裁判をやらなければいけないということになるわけです。

どうでしょう。昔は結構、裁判に抵抗があったように思いますけど、最近は所長さん方はいかがでしょうか。訴訟はぜひ一度やってみたいとお考えの方も結構多いのかなと思いますけれども、訴訟といえどもいわゆる民事裁判、刑事裁判かんかんがくのように、公開の法廷で傍聴人もたくさんいる中で侃々諤々議論をやるというふうなものではありません。家庭裁判所の審判というのは非公開になっております。一応、審判廷というところをやりますけれども、テレビドラマなんかでよくやる壇上から裁判官が見おろすという構造ではなくて、あくまでも平場で、裁判官も基本的には法服を着ない状態で話をするという

ことになります。

さて、今度は今の28条を中心にお話ししていくことになります。まず、この28条の承認を求めるのは児童についてなんです。児童福祉法上児童といえれば18歳に満たない者です。では18歳になってしまったらどうかというと、これはもう児童には含まれない。したがって、児童福祉法上の措置はとれないし、それから児童虐待防止法の対象にもならない。

しかし、親権に服するのは20歳までなのです。20歳になるまでは親権に服さなければいけない。ということは、常に親権濫用の危険にさらされているということになるわけです。そうすると、18歳から19歳の子どもたちは一体どうやって守ればいいのか。実はここは立法論的にも大変課題になっています。この児童福祉法や児童虐待防止法は18歳で切っていて親権は20歳までという、この2年のブランクというものが、その間隙での虐待から子どもを救うための大きな障害になっているというのが現状です。

しかし、実は興味深い裁判例が一つありまして、18歳になってしまった子どもに対して28条の審判を出したという事例があります。これはどういう事例だったかといいますと、お母さんはずっと昔に離婚していなくなって、女の子と父親の2人家族でした。この女の子に対して父親は身体的な虐待を繰り返してしまっていて、警察が何度も保護して身柄通告をするんですけども、以前の児童相談所というのはなかなか保護してくれなかったんですね。保護してくれなかったというか、保護してくれたんですがまた結局返してしまっていたんです。返してしばらくすると、また暴力を振るわれて逃げてきて、警察を経由して児童相談所を経由して、また家に戻されるということを繰り返していたわけです。

この子が17歳になってしばらくして、また親が危険なことをやっていた。殴ったりけったりということは当然ですけども、はさみを突きつけたり階段から突き落としたということがあったんです。これでまたその子は警察に保護されまして、児童相談所に身柄通告で来た。もうこの子を返すわけにはいかんと児童相談所は考えたわけです。それで、父親に

対して施設入所に同意してください、同意しないんだったら裁判をやりますよということを、警察と一緒に言って言ったんです。そうすると、親のほうもそこに気おされてか、わかりました、では施設入所に同意しましょうと同意をしました。

施設入所後ところが、親はこの同意を撤回したんですね。やっぱり嫌だ、やっぱり返せと言い始めたんです。しかも、そう言い始めたのが、実は18歳になる数日前だったんです。慌ててその児童相談所はその日の夕方、家庭裁判所に28条の承認の申し立てをしました。しかし、家裁の審理が始まる前に18歳になってしまった。さてどうしたものかと。18歳になってしまった子どもについて、果たして28条の承認なんかできるんだろうかということになったわけです。

このケースは事前にちょっと相談も受けていたので、申し立てをした直後に私を含めてもう1人の弁護士が児童相談所長さんの代理人という形でつきまして、裁判をやることになったわけです。

それで、委任状を出した途端、裁判官からすぐ私のところに電話がありまして、「先生、これもう18歳になってしまいましたね。18歳になってしまって、家庭裁判所は承認ってできるんですかね」と言われました。私は、根拠はないですけど「できます」、「理屈は後で考えます」と答えました。「いや、先生。しかしこれ、ほかに何か方法はないんでしょうかね」、「いや、ほかに方法はありませぬ」というふうな問答がありました。裁判所のほうもとりあえず調査官に調査を命じて、いろいろ調べてみたんです。調べてみると、やっぱりひどい話だったんですね。逃げ出したいくなるのも無理ないという事案だったんです。

調査してひどいということがわかると、裁判所もなかなか引けなくなるんですね。だから、こういうケースはまず調査をしてもらおうということが大変重要なのかなと思います。いずれにしても、なるほど、これはひどいケースだと。それで、1カ月ぐらいたって裁判所のほうから、では、とにかく何とか理由が見つかるかどうか、法律上の主張をしてくださいというふうな話をしてきました。こちらもわかりましたと言って、18歳になっても28条の承認

ができるという法的な根拠を考えました。立法時の資料にあたってみますと、別に18歳で切る積極的な理由ってないんです。18歳ぐらいでない自立もできんだろうと。だから18歳ぐらいまで上げておいたほうがいいのかというようなことで、18歳にされたようなのです。だから、積極的に20歳にしない理由はついで見当たらなかったんですね。

それからご承知のとおり、児童福祉法の中でも一たん27条1項3号の措置をとった子どもについて、18歳になっても延長できるというのがある。つまり、児童福祉法自体も別に、18歳で一切この子どもへの援助を切ってしまうという考え方でもないだろうと。

こんなことをいろいろ主張したところ、最終的には裁判所も納得してくれたのが、一応わかったということで承認を出してくれました。幸いこれは即時抗告されませんでしたので、そのまま確定をしております。

こういうように、やっぱり裁判というのはやってみなければわからないというところがあるんですね。

さらに最近28条で、いろいろ新しい審判も結構出てきています。つい最近『家庭裁判月報』に、MSBP（代理によるミュンヒハウゼン症候群）のケースで28条の承認が出た事例が載っていました。これは宮崎県都城児童相談所だったと思いますけれども、そういう新しいケースも出てきています。

その後、話に聞くとところによりますと、どうも北海道や東京でも、MSBPに関する審判も出てきているようで、今までの身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心的虐待という、いわゆる4分類に当てはまらないようなものについても、著しく福祉を害するという、ある意味では少し幅の広い要件の中で解決をしてきているということになります。

これについて時々ご相談されるのは、心理的虐待について28条は無理なのかということです。

これもまた程度問題で、特に年長の子どもの長い間の親子関係で大変修復が難しくなっている状況、そして子ども自身も家に帰るのは嫌だと言っている場合で、心理的虐待が顕著であるというふうなケースでは、やはり申し立てをしていく十分な理由があ

るだろうと考えています。

それから、27条1項3号の措置というのは親権者の意思に反するときにはできない、だから親権者の意思に反するときは28条の申し立てをするというふうな仕組みであると、先ほどお話ししました。では、親権者が同意している場合、27条1項3号の措置をとっていいと言っている場合で、なお28条の承認を求められることができるのかという問題も実はあります。これは親が同意してくれるんだったらそれで解決する話ですから、普通はあまり問題にならないんです。

しかし、問題になるのは、その同意というのがアテにならない不安定な同意である場合です。私が実際に扱ったケースでは、統合失調症の母親が最初は同意しなかったんですけども、審判が継続している間に、「わかった、もういい。」ということで同意するようになったんです。しかし、このケースでは前にも母親の同意を得て児童相談所が措置をしたけれども、後から同意が撤回されて戻さざるを得なかったということがあったんです。そこで、児童相談所としては、たとえ今、同意書を書くと言っているとしても、そんな同意にはもう乗れないと。同意があるからといって取り下げをしてやっても、またいつ翻意するかわからないので、とにかく28条の承認を出してほしいと言ったわけです。

これに対してもやはり裁判所のほうから、しかし同意があるのに出すわけにはいかないのではないかと、法律上28条は「意に反するときは」と書かれているんで、意に反しないときはそもそも要件を欠くのではないかと、というような疑問が示されました。それで、裁判所から、「何かほかにもそういう類似のケースってありませんか」なんてことを聞かれるんです。こちらも裏のネットワークがありまして、そういうところにいるいろいろ聞くわけですけども、あまり参考になるケースはなかったんですが、とりあえずいくつか見つかるって、裁判所に提出しました。

ここでも法律論をいろいろ展開しました。要するに、法が、親権者の意に反してはいけない、親権者の意に反する場合は裁判所の承認が必要だという仕組みをとっているのは、親の同意があるのか、ある

いは裁判所がお墨つきを与えるか、どっちかなければいけないということでしょうと。どっちかがあればいいんだったら、どっちもあつたっていいだろうと、こういう理屈を言ったんです。親の同意もあつてかつ裁判所の承認があつたっていいでしょうと。そういう趣旨で主張したわけです。これについては裁判所のご理解もいただけて承認をいただきました。

親権喪失宣告

次に「親権喪失宣告」のお話に入りたいと思います。この親権喪失宣告というのは、児童虐待から子どもを救う、親権の濫用から子どもを救う非常に強力な制度になっています。

ちょっと条文を見てみましょう。民法834条に「父又は母が、親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、家庭裁判所は、子の親族又は検察官の請求によって、その親権の喪失を宣告することができる」と定められています。

親権を喪失されると、先ほどいろいろご説明した監護教育権、そしてその中にいろいろありました懲戒権、職業許可権、子の引渡請求権といったものもみんな根こそぎ奪われてしまう、何もなくなってしまうんです。従って非常に強力な宣告と言えます。今、何もなくなってしまうと言いましたけれども、親子関係そのものがなくなるわけではありません。つまり相続であるとか扶養であるとか、こういった点については残ります。

ですから、親権喪失宣告を親子関係を断ち切るもののように誤解されている方が時々いらっしゃいますがそうではありません。しかし、子どもに対するさまざまな権利、権限、義務といったものはすべて奪われてしまう。ですから、親権喪失宣告になりますと子どもを返せとは言えなくなるということになるわけです。条文をごらんいただければおわかりのように、宣告をするのは家庭裁判所ということになります。

では、家庭裁判所はいつでも宣告できるのか。例えば、路上を歩いていて、どうも子どもをしかり飛

ばしている親がいる。この親はけしからん、おまえは親権喪失宣告だというふうなことができるかという、できないですね。家庭裁判所はあくまでも申し立てがないと親権喪失宣告をできない。では、だれが申し立てをできるかという、子の親族、検察官、そして児童相談所の所長です。この児童相談所の所長に申立権が認められているということは、児童福祉法の33条の6に規定されています。

しかし、この民法834条は、実に機能していない制度だと指摘されています。最近は、多少申し立てが増えているように聞いていますけれども、少し前までは年間の申立件数は全国でも大体100件ちょっとぐらいでした。これは児童相談所長の申立件数だけではないですよ。むしろ親族によるものが多いと思われるかもしれませんが、そういった申立のなかで認容されるのは大体18件とか20件とかそのぐらい。年によって変動はありますが、そんなような数字で推移している。それで、こんなに少ないなら、この制度というのはほとんど機能していないんだというふうに、家族法の学者からは指摘されていたわけです。

これが機能していない理由は幾つかあります。そのひとつは、申立権者が皆さん申し立てに消極的だということです。子どもの親戚、法的にいうと6親等内の血族、3親等内の姻族ということで、通常おじいちゃん、おばあちゃん、おじさん、おばさん、いとこ、そのあたりはみんな含まれますけれども、まずこういった人たちに申立権がある。しかし、こういった人たちもこの申し立てには非常に消極的なのです。

私どもは以前、知的障害を持った女の子に対する性的虐待について、この親権喪失申し立てをやったことがあります。このとき、私どもはこの子の親族に対して片っ端から連絡をとって、何とかこの子を助けるために親権喪失宣告の申立人になってくださいとお願いしました。しかしながら、ことごとく断られる。こういう児童虐待が問題になる家庭というのは、言葉を選ばずに言うと、大体、親がトラブルメーカーであることが多いんです。そうすると、親族もあの親にはもうかわりたくないと思っていること

が少なくない。この間、親に何か注意したら包丁を持って押しつけてきた、なんてこともあります。ですから、親族は、あんな家族とは金輪際、関わり合いたくありませんということもあるのです。

しかし、そういった気持ちも無理もないかも知れませんが、やっぱり子の親族といっても一般の市民で、後ろで守ってくれる人がいるわけではないのです。そういう中で我が身を顧みず申し立てをするというのはよほど正義感があるか、あるいはその子とのこれまでのさまざまな信頼関係といいますが、そういったものがないとなかなか踏み切れないという状況にあります。

それでは、検察官はどうでしょう。検察官は公益の代表者であって、正義感の強い方々が多いでしょうから、率先して申し立てをしていただけるようにも思われます。しかし、実際には検察官もまた大変多忙でありますし、家事事件にはあまり慣れていられやらないという事情もあって、ほとんど申し立てをすることはありません。実は検察官の申し立てというのは、私を知る限り1件だけということになっています。

それでは、児童相談所の所長さんはどうか。皆さん、いかがでしょうか。このあたりは大変難しい問題があるんですが、実際には親との対立を避けたいという気持ちが強く、申し立てはとても少ないと言わざるを得ません。それで結局、親権喪失宣告制度は機能しない。

ですから、一部の弁護士が主張しているのは、立法論になりますが、各地の弁護士会の会長にもこの申し立てをくださいということです。そうしたらもっと積極的に親権喪失宣告制度を使えると思うわけです。

ともかく、今のままではやはり機能しないだろうと思います。確かに、虐待防止法で、この親権喪失宣告の申し立ては適切に運用しなければならないと規定されましたが、そういうスローガ的なお話で解決するようなことではないと思います。

親権喪失宣告制度が機能しないもうひとつの原因は、要件の点にもあります。

民法834条を見ますと、親権喪失宣告の要件とし

て、「親権を濫用し、又は著しく不行跡」とあります。親権濫用そのものがあればすぐ親権喪失になるんだったら話は簡単ですけれども、この親権を濫用というのは、ちょっとトートロジーみたいなところがありますが、実際は親権喪失をするだけの親権濫用でなければいけない。それで、このハードルが非常に高くなってしまっています。

しかし、このあたりは民法 836 条をごらんいただきますと、実際には「前 2 条に定める原因が止んだとき」、つまり親権濫用とか著しい不行跡がなくなったとき、「家庭裁判所は本人」、この本人というのは親ですけれども、「(親)又はその親族の請求によって、失権の宣告を取り消すことができる」。つまり、いったん親権喪失宣告をしても、それをまた元に戻すことができるという規定を、法は設けてくれているわけです。ですから、本当はもっとこの親権喪失というのを使っていいはずなんです、なかなかそうっていない。

もう一つ重要なのは、戸籍に載るという点で、ここも裁判官が宣告をためらう理由のひとつになっていると言われていています。戸籍にはっきり親権喪失と記載されますので、何か親失格という烙印を押しているような感じなんです。しかも、戸籍は後々まで残ります。しかし、よく考えてみますと、子どもは実際にいま虐待で苦しんでいるわけですから、子どもの救出と戸籍上の記載と、一体どっちが大切なんだというような話です。私としましては、あまり戸籍を重視するのはいかがなものかと考えています。

親権濫用というのは、「アビューズ」、すなわち本来の目的に沿わず、例えば親がうっぷんを晴らすためにたたくとか、親が悪いことをやったのを隠すために保護に反対するとか、そういったことに親権を使うということです。身体的虐待は懲戒権の濫用と言えるでしょうし、ネグレクトも監護権の消極的濫用と言えるでしょうから、いずれも親権濫用に含まれると解されています。一方、「著しい不行跡」というのは何だかよくわからない表現です。国語辞典で確認すると「よくない行い」とか書いてあったりする。よくない行いで親が親権を剥奪された日には、大変なことになると世のお父さん方は心配するで

しょう。しかし、これは実際には、戦前、例えば夫が戦死したり病死したりして、妻だけが残って子育てをしているという状況で、妻がほかの男性と交際したりしますね。そういうときに、死んだ夫側の親族からあの女はふしだらだと、著しい不行跡だという形で主張されてきました。

もちろん今はもうそんなことはありません。この著しい不行跡については一つおもしろい裁判がありました。常盤御前判決なんて言っていますが、要するに今のように戦死したんだか病死したんだか、お父さんがいなくなってしまった。それで、お母さんは子どもを抱えて一生懸命、女手一つで生計を立てていくわけですけれども、これまた非常に厳しい時代で、女性 1 人でやっていくというのはなかなか難しい。そういうなかで、ある男性のお妾さんになるという、妾契約を結びまして生活をやっていったというような事件があったんです。これで、やはりだんなのほうの親族から、あの女はけしからん、妾になるなんてとんでもない、あんな女に自分のかわいい孫をまかせておけんということになりまして、親権喪失宣告を申し立てました。

しかし、裁判所はここでおもしろい判決をしたんです。なるほど、お妾さんになるということは道徳的にはあまりよろしくないことかもしれない。しかし、親権喪失で重要なのは道徳的にどうかということではなくて、その子どもにとってどうなのかである。このお母さんはあくまでも子どもを育てるというために、この厳しい時代にお妾さんになった。それが道徳的に正しいかどうかは別にして、これがために子どもの親として不適格だということにはならないというような判断をしまして、親権喪失の宣告の請求を棄却したという事例がありました。この判決を契機に、「著しい不行跡」という要件についても、子どもの福祉を基準に判断すべきではないかという議論が主流になってきたものと理解しています。

さて、親権喪失宣告がなされますと、子どものために親権を行使してくれる人がいなくなってしまうから、原則として後見人を選ぶということになります。そこで、だれが後見人になるのかという問題が浮上します。最も穏当なのは、しっかりした親

族の方がいらっしゃれば、その方をお願いするということになりましようけれども、なかなかそのあたりがうまくいかない。ここも親権喪失宣告が機能しない理由のひとつとされています。

では、児童相談所の所長がやってはどうか。しかし、そうしますと、現行法上は未成年者の後見人は個人で、かつひとりでなければなりませんので、児童相談所の所長さんが個人として後見人にならざるを得ません。人事異動で他の部署に移っても、なおその子どもの後見人であり続けることになります。これはキツイですね。いわゆる成年後見ですと複数でできたり、あるいは法人でも構わないということになっていますが、未成年後見は「子育て」も含まれてきてしまうものですから、今のところはまだそこまで至っておりません。法改正を要する点だと考えています。

この親権喪失宣告には、いかにせん時間がかかります。ですから、実務上は保全処分というのをあわせて申し立てをします。正式な名前は「親権者職務執行停止決定」というものですが、これを親権喪失宣告と同時に申し立てをしておく。何で同時でないといけないかという、親権喪失の事件が継続している状況でないと、親権者職務執行停止決定というのは法律上申し立てられないということになってきますから、先行するわけにはいかないということになっています。

保全処分は比較的短期で決定が出ます。従って、保全処分によって、とりあえず親権者の職務執行を停止させておいて、後はゆっくり親権喪失させるかどうか検討しましょう、ということができそうです。

ちなみに親権者職務執行停止決定をとりますと、同時に親権代行者という人を定めます。私どもは「仮パパ」とか「仮ママ」なんて呼んだりしますが、この親権代行者の資格は特にありませんが、一般的には後見人候補者が就任したり、弁護士や児童相談所長が就任したりすることが多いようです。親がわりといっても実際に引き取って育てるということはあまりありませんが、必要な親権行使というのはやはりございますので、そういうときには親権

代行者を決めます。

最近、興味深いケースがありましたので、ちょっとご報告したいと思います。これは同意入所で子どもを施設に入れたケースです。父親による身体的虐待で、父は暴行罪で略式起訴されまして罰金を払った経緯があります。そのときは親も施設入所で構わないと児童相談所に対して同意をするんですね。それで、施設に入れて1年ぐらいが経過したんですが、突然、施設に親があらわれまして、私たちはこの子の親で、この子を引き取って帰りますと言って拉致していなくなってしまった。

これは非常にびっくりしまして、一体どこにいったんだと探し回ったわけですが、しばらくして、別の県のもともと家があったところにも行っているようだ。しかし、そこでも一切、外とは接点を持たないような形で完全に閉じこもっており、中で一体どうなっているかわからない。このままでは非常に危険なので何とか保護をしないと。しかし親側は完全にガードを固めていまして一時保護は事実上できない。

しかし、これは施設からさらっていったんだから、何かそのあたりで取っかかりができないかというふうにも考えましたが、これは同意入所だったので28条の承認を得ているわけではない。親が子どもを連れ去ったということは親権者の意に反することが明確になった。だから27条1項3号の措置を継続しておく適法性がなくなった。ただそれだけの話なのです。そこでいろいろ考えまして、この親権喪失宣告を使おうということになりました。たまたま母親側の親族で、大変しっかりした方が非常に遠隔地にいらっしゃいまして、その人のご協力も得て児童相談所長さんが親権喪失宣告の申し立てをしました。あわせて先ほどの保全処分もやりまして、親権代行者を親族の方をお願いしたいということをやったわけです。それについてはもちろん刑事事件にもなっていますから、そのあたりの資料を出してやったんです。

家庭裁判所の対応は比較的早かったですね。約2週間で保全処分の決定が出まして親権代行者としてその親族の方が選ばれたんです。そうすると、今度

すぐ親族の方から子どもを返せ、引き渡しなさいという書面を送ったんです。内容証明とか普通郵便とか、ファクスとか、いろいろな方法で送ったんです。もちろん、「はいはい、わかりました」なんて渡さないだろうと思っていましたけど、とにかく親権代行者から、「私に引き渡せ」ときちんと言ってもらおうということが重要なわけです。それで言ってもらったが引き渡さない。

そこで、何をやるかという「人身保護請求」なんです。人身保護請求というのは、その身柄拘束の違法性が顕著である場合に、身柄の解放を求めるものです。通常、親権者のままですと、親権に基づいて子どもの身柄を確保しているわけですから、違法性があるとは言えません。もちろん、虐待だということが立証できればまた違うのかもしれませんが、人身保護請求というのは地方裁判所の迅速な手続の中でやりますので、難しい立証なんてできないんです。

そうすると、まず家庭裁判所がかかわった状況で親権代行者を定めている。親権代行者を定めるということは、親のほうは逆に親権を一時的に行使できなくなるわけです。親権代行者のほうは返せと言っているのに返さない、これは違法な身柄拘束なわけだというふうなことになるわけです。人身保護請求というのは裁判所から子どもを裁判所に連れてきなさいという命令が出まして、その命令に従わないと処罰されます。つまり、一定の強制力が働くこととなります。場合によっては警察がかかわって、乗り込んで身柄を捕まえてくるということも可能なわけです。こういうふうな形で対応した。

しかし、実際にはそこまでいきますと親のほうも折れまして、児童相談所には絶対に返してやらない、だけど親族には返してやろうというところで和解ができたようです。結局、その親族の方が子どもの身柄を引き取って随分遠くのほうに行かれて、いま平穏に暮らしています。親権喪失宣告をこのように使ったケースもありました。

いわゆる医療ネグレクトでも、親権喪失宣告ないし保全処分が使えるのではないかと、あるいはそれしか手がないのではないかなどとも言われています。

何かと大げさに見えてしまう親権喪失宣告ですが、児童虐待問題を解決する上で、ひとつの強力な選択肢として認識しておく必要があるでしょう。



医師専門研修への期待

和歌山県子ども・障害者相談センター 小野善郎

児童相談所に勤務するようになっておよそ8年になるが、児童相談所の精神科医としての研修を受けたこともなく、さりとて孤独な専門職であるため上司からの指導も少なく、自己のアイデンティティの確立に悩み苦しむ青年期のような毎日を過ごしてきたようにも思う。そもそも児童精神科医というものの自身がきわめて少ない我が国において、児童相談所の精神科医(常勤)となると更に稀な存在となり、平成14年度に筆者らが行った全国調査では、常勤精神科医が勤務する児童相談所は全国に18か所(兼務も含む)で、医師数は23人に過ぎない状況であった。この医療の世界においても児童福祉の世界においても、圧倒的なマイノリティである「児童相談所の精神科医」に対して、研修の機会や業務のガイドラインが与えられていなかったとしても、それほど不思議なことでもないであろう。

そんな児童相談所の精神科医たちの世界に、最近大きな変化が起きてきた。深刻化する児童虐待問題に対して、児童虐待防止法が制定され、児童相談所が児童虐待への対応の第一線機関としての役割を担うことがより明確になったことで、児童相談所における精神科医の必要性が今まで以上に認識されるようになったと思われる。このことは厚生労働省が策定した「すこやか親子21」の中に、2010年までに全国のすべての児童相談所に常勤の児童精神科医を置くことが目標として明記されたことにも反映されていると思われる。そして、今回新たに創設された児童相談所と情緒障害児短期治療施設の医師を対象とした専門研修もまた、児童福祉に関わる児童精神科医の必要性と重要性の表れであるに違いないと、私は勝手に思いこんでいる。

ともかく、こうして公式な研修の機会が与えられたことは、我々にとっては願ってもないことであっ

た。何よりも、こういう機会をつうじて全国の児童相談所と情短で勤務している児童精神科医とのコミュニケーションが可能となり、さらには同業者のネットワークができることは、孤独な専門職にとっては本当にありがたいことである。2日間の研修の内容は、単なる知識や技術の習得ではなく、参加者相互が活発な議論をする形に重点が置かれていて、非常に良質なコミュニケーションの機会が得られた。これらのコミュニケーションは、自分たちの仕事への示唆に富んだものであり、とても貴重な収穫となった。本研修が提供するネットワークとコミュニケーションから、今後さらに期待したいことをアメリカにおける児童相談Child Guidanceの歴史と重ねながら少し書き綴ってみたい。

アメリカの児童相談は、1922年に私的慈善団体であるコモンウェルス基金が非行防止プログラムとして、少年審判所に対して非行少年への精神医学的診断や心理アセスメントのサービスを提供することで始まった。その活動の場として児童相談クリニック Child Guidance Clinic (CGC) が設置され、最盛期には全米に500か所以上のCGCが展開した(児童相談運動)。CGCが生まれた頃のアメリカには児童精神科の医療機関は数カ所あったのみで、CGCは間もなく非行だけでなく、さまざまな問題を呈する子どもたちの診断や治療を行うようになり、子どものメンタルヘルスに関する専門機関としての位置づけを確立していった。1920年頃の児童精神医学の診断では、今日の精神遅滞に相当する feebleminded と精神病である insane が主な診断であり、このどちらにも属さない非行やさまざまな問題行動を示す子どもは「正常な子ども」であり医療の対象にはならなかった。これらの問題行動を示す「正常な子ども」を扱っ

たのが児童相談であり、CGCの臨床経験と調査研究は今日の児童青年精神医学の基礎となったことは、その後のCGCが大学病院や子ども病院の付属施設に併合され、児童精神科医療の普及とともに姿を消していったことからもうかがい知ることができる。

1920年代から40年代にかけてのアメリカの児童相談運動が残した功績として、(1)子どものメンタルヘルスサービスの実践の場としてのCGCを作り、(2)精神科医、心理学者、精神科ソーシャルワーカーという専門職による標準的なサービスモデルを確立し、(3)これらの専門職の養成を行ったことが挙げられる。アメリカのCGCはクリニックという表現に表されているように、あくまでも精神科医を中心としたメディカルモデルであるのが特徴であった。専門職の養成、特にソーシャルワーカーの養成にコモンウェルス基金は多大な貢献をしているが、心理学者や児童精神科医の養成のためのフェローシップ・プログラムも提供していた。このフェローシップを受けた心理学者の中には有名なカール・メニングァーが含まれ、児童精神科医のレオ・カナーも1928年から30年にかけてフェローシップを受けてアドルフ・マイヤーの指導を受け、1935年に児童精神医学の初めての教科書であるChild Psychiatryを出版した。CGCの専門職のグループは、1926年にアメリカ矯正精神医学会 American Orthopsychiatric Associationという団体を組織し、精神医学の世界において一定の位置を確立していったのであった。

戦後制定された児童福祉法に基づいて設立された我が国の児童相談所は、1940～50年代にアメリカで全盛期を迎えていたCGCの強い影響を受けて整備・運営がなされたが、クリニックとしての機能は弱く、かなり性格の違うものとして展開し、アメリカのCGCに相当する機関はほとんど存在していない。それどころか、我が国では依然として児童精神科医療機関がきわめて少なく、子どものメンタルヘルスサービスはまさにこれからの課題という状況にある。この状況はアメリカで児童相談運動が始まった1920年代と似ていて、児童精神医学の「夜明け前」の状態なのかもしれない。そうだとすれば、我々児童相

談所でさまざまな問題を抱えた子どもたちと日々接している精神科医は、アメリカにおける児童相談運動のようにサービスの場を作り、サービスモデルを確立し、そして人材を養成することによって子どものメンタルヘルスの向上に寄与すべく努力していくことが、沈滞している日本の児童精神科医療を普及することにも繋がるのではないかと思ったりしている。

そこで、これからの期待である。少し話が大きくなりすぎるかもしれないが、医師専門研修を通じて児童相談所や情短に関わる精神科医が、互いに参加し協力することによって児童福祉に密接に関連する精神科臨床、すなわち「児相臨床」とでもいべき分野を確立することができればと思う。この「児相臨床」は、病院での臨床とは異なり、より予防的な視点も持った子どもの精神保健サービスとしての性格の強いもので、さまざまな専門職と協同する学際的なものである。また、さらに話が大きくなるが、人材の養成についても、単に児童相談所や情短で働く精神科医を養成するだけでなく、大学医学部に児童精神医学の講座がほとんどない我が国では、児童精神医学を志す若い精神科医を対象としたトレーニングコースをも提供できるようになれば素晴らしいことだと思う。

ここまで話が大きくなると、もはやファンタジーの世界になってしまうかもしれない。1920年代のアメリカの児童相談では、過度のファンタジーは「前非行状態 predelinquency」の兆候とされ、早期に対処しなければ非行少年になり、さらには成人になって犯罪を犯すことになる「啓発」されていたらしい。非行中年になってしまっても大変なので、私のファンタジーはこのあたりで止めることにしたい。とりあえず、児童相談所の精神科医としての自分自身のアイデンティティーを一日も早く確立し、精神科医としての青年期を卒業できるよう、医師専門研修が手助けしてくれることを期待したい。



児童養護施設研修に参加して

大村子供の家・主任指導員（個別対応職員） 福 崎 洋 子

私が大村子供の家に勤め始めた頃、30年以上も昔の話ですが、指導員・保育士は今の様に専門的な知識を要求される職業ではなかった様な気がします。お母さん役としてこどもを愛し、子どもと共に生活し、子どもと共に成長しようという思いがあり、様々な問題行動を持つ子どもも居たけれど、子どもと一緒に居ることが心から楽しいと思う毎日だった様に思います。

最近、虐待を受け入所してくる子どもが増加してきました。その子ども達の示す衝動的、攻撃的な言動、又その家族も人格障害やアルコール依存、男性依存、買物依存等の問題を持ち、職員は子どもが怖いという親への関わりもなかなかうまく行きません。このような現状の中、個別対応職員としての指名を受け1年半平常の業務を兼ねながら子ども達の休日を利用し、個別に話しをしたり、コラージュや描画を作ったり、書道の指導や野菜作り等をしながら、子どもの心を少しでも癒し、心を開かせることが出来ればとやって来ました。しかし、子ども一人に関われる時間は限られており、多くの子ども達に関わることができません。

心理担当職員にしても専門的立場から対応していますが、心理療法対象児童が49名もいる中、非常勤1名では全ての子どもに充分に関わって行くことは難しい現状です。

子ども達は私も私もと一緒に遊ぶことを求めて来ます。子ども達の希望に添えずにいることが多くなっています。

そのため、施設の職員全員が心理療法的なケアの出来る技量を持たなければ難しいのではと考える毎日でした。

そんな思いをしている中、今回の研修参加への案内を受け取りました。

研修事前課題として、フェイスシート アンケート ケース概要 の提出を求められました。

ケース概要については、下記のとおりA君のケースを発表可能として提出しました。

A君 現在の年齢 16歳（高2）

生育歴概要

それぞれ会社に勤める父と母は、仕事に追われあまり家庭をかえりみない。

本児は2人兄弟の長男として生まれ、母は完璧を求めがちで、父とも本児への要求水準が高く、度々厳しい躰をされたが、それなりの愛情も受けていた。母は本児を自分の所有物の様に扱っている。

中学生になり、反抗的になった本児を母はうまく受け入れることが出来ず、母と本児の仲も悪くなる。その頃母に親しい男性が居ることが解り父母の仲も、本児と母の仲も悪くなり手がつけられない位になり施設入所となっている。

子どもの問題をどの様に理解しましたか。

幼少期から充分に保護された環境ではなかった様でネグレクト、心理的虐待等、解離状態まで呈す背景を考えた時、本児の行動が少しは理解できる。

当初立てた援助方針はどの様なものですか。

受容的に接し、愛情欲求、承認欲求を満たし自己評価を高めて行くこと。進学を強く希望しているので、高校受験に向けた学習指導を行う。

母親との面会は本児の気持ちを十分確認した上で、職員同席で行う。帰省は父親が居る時に行う。

経過の概要

入所当日

職員が、本児及び児童相談所の職員を駅まで迎えに行く。母と一緒に来園する予定であった

が来ていない。

口数が少なく、声をかけると返事はする。表情は暗い。おとなしい感じがする。

遅れて母親が来園し本児と面会する。本児とは1ヶ月ぶりに会うとのことであったが、身体を硬直させ、両手のひらを震わせ興奮を抑えきれない様子。

二人を離し、本児を別室に連れて行くが、外に出て壁を蹴り上げ気分の高まりを抑えきれず。大丈夫なのかと声をかけるとポロポロと涙を流す。話せるようになるまで時間がかかる。

入所後の様子

学校は友人も出来たと毎日楽しそうに登校するが、気に入らないことがあると授業中に、ガムを噛む事や、ウォークマンのボリュームをわざと大きくすること等があった。

躰の厳しさからの虐待と聞いていたが、かたづけ等も一切出来ず、自分の持ち物もよく無くし、それも他人のせいにして小さい子に当たる。

毎日喫煙がある。

小さい子に当たっているとき、職員が止めようとすると職員に当たる。特に優しく対応する職員に当たる。

一つの目標であった高校合格は達成出来た。

高校入学当初は、高校教師、友人、先輩とのトラブルが多かったが現在は随分落ち着いている。

今振り返ってみて子どもの理解や方針で

A. これで良かったと思う点

- ・ 目標の高校へ合格出来たこと。
(学習指導は男性指導員が1:1で行った。)
- ・ 担当職員以外の職員と話をする時間をもった。
- ・ 心理担当職員のカウンセリング。
- ・ 問題が発生する度に職員は逃げず対応した。
- ・ 医療機関でのカウンセリング。
- ・ 友人を受け入れた事。(施設へ遊びに来る一見問題のありそうな子ども達を。)

B. こうすれば良かったと思う点

- ・ 担当保育士との関係が母の口調に似ているという理由でうまく行かずもう少し積極的な関

係調整が必要でなかったか。

- ・ 通院していた医療機関のドクターは、母親との関係修復にはあまり賛成ではなかったが、(本児の要求に母親が応えられなかった時の本児の行動を考えて)やはり少しでも介入することが必要ではなかったか。

数日して、研修センターの係の方から小倉先生が助言して下さるので事例を発表してみませんか、との電話をいただきました。人前で話すことの苦手な私ですが、今一番悩んでいるケースでありお願いする事にしました。

研修第3日目 ケースカンファランス1

関わりにおいて困難なケース として取り上げていただきました。

参加者66名が2つのグループに分かれ1グループが私の発表。小倉先生の助言ということでした。

私のケースの説明を聞いていただきながら、その度々に、小倉先生が質問なりアドバイスなりをして下さるとい形式で進められました。

例えば、「人見知りせず、素直で優しく茶目っ気な所もある。」と説明すると、「それは本当の姿ではない。ただシッポをふっているだけ。」「精神科医のカウンセリングを受けています。」という説明には、「精神科医への通院で得られるものはない。医者はずぐに薬を出す。」「でも病院へ通院していることで私たちは安心感があります。」と述べると、「病院へ通院することで安心するのですか?」と言われフロアーからは笑いがもれる。「皆さん自負を持って下さい。子どもをしっかりとらえて声のかけ方、目を見て話をするのです。」

この様に楽しい雰囲気の中、一つ一つの言葉に適切なアドバイスがなされました。

私が今回の事例発表で一番知りたかったのは、解離性障害というのは暴力的な行動が終わって行くと、次にどのような行動を起こすのか。という事でした。

先生は、このケースの場合、解離とは思えないのだが...、と前置きされ、自分は解離という患者さんには会ったことはないのだが、演技の場合が多い。

一回やって成功すると病みつきのなるのだろう。ということでした。

振り返って見ると、本当にその通りだ。入所当日の行動であせんとさせられ、それが意識しているのか、していないのかわからないけれど、本児の思い通りになったのだろうと考えさせられました。それだけではなく、その状況を目にしている他児達も暴力を振るうと、自分の思い通りになる、職員も引いてしまうと思うのか、同じ様な行動を取る様になり、かき回される事になってしまいます。

フロアーの皆さんからは

- ・自分の所でも同じ様なことがあったが、(職員に対する暴力について)措置変更した例等自分の施設の経験談が沢山出ました。
- ・措置変更してもその子の問題行動は改善されていない。どちらが良かったのかわからない。
- ・実際に貴方はその子に何をやっているのですか。
- ・職員がその様に傷ついていることに対し、貴方の施設の危機管理はどの様になっているのですか。

等々同情や叱咤激励、又厳しい意見も出ました。言われている事は全て納得行くもので、本当に私は何をしているのだろうと思いました。今回の研修会に参加して、A君のケースから、関わりについてどこが、何が大切だったのか。そして、施設には今何が欠けているのか見えたような気がしました。

A君も最近では暴力的行動が少しずつ治まりつつあります。しかし頭痛がするといって学校を休む事が多くなっており、不登校症状が出ています。

小倉先生のアドバイス「一度成功すると、くせになる。」を頭に入れ小さい問題でも正面から向き合い、あきらめずにねばり強く、そしてあせらずに関わって行きたいと思います。

これまで、沢山の研修会に参加してきましたが、実際にそこで得た知識や情報が職場ですぐ活用出来るのは少ないと思います。講演会でも、そうだと納得しても、だからそれをどうすればよいか、とそこまでの解答を得られるのは少ないと思います。グループ討議でも研修会のあり方によっては、グルー

プの誰か一人が自分の施設や自慢話で終わってしまう様な事が多くありますが、今回の研修は、システムとしても、必ず全員が話しをしなければならない様になっており、全国各地から施設で中心となって活躍されておられる皆さんが一同に集い、それぞれが色々な難問に直面されておられる体験から活発な討議をされました。

研修が終了し、九州から参加された方達と空港や飛行機の中でもお話をし、何だか来る時の気持ちとは異なり気持ちがスッキリし、施設に戻ったらやっぱりこうしようとやる気満々…。参加して良かったと思いました。

小倉先生他講師の先生方、参加者の皆さん、研修センターの皆さんへ心より感謝申し上げます。

最後に、提出ケースは、プライバシー保護のため、ケースの本質を損なわない程度に改変を加えていることをおことわりします。

○ 虐待と「学校で暴れる子」

～個別対応から学校コンサルテーションへ～

千葉県柏児童相談所 水鳥川 洋子

1. 心理判定員から児童福祉司になって

昨年1月末、前任者の急死に伴い、当時、県庁児童家庭課にいた私に突然現職への異動辞令が発令された。児童相談所では心理職として仕事をしてきた私にとって「児童福祉司」の職は初めてな上、その「長」としての職責が果たせるか不安な気持ちで一杯の中、2月から仕事が始まった。そして、主に所内で仕事をする心理判定員と違って、相手方の現場に出て行って仕事をする児童福祉司のしんどさを身にしみて感じるとともに、課員を支援するためには自分にもっと的確な判断ができなければならないと感じていたところで、子どもの虹情報研修センターでのスーパーバイザー研修に参加することができた。

私は児童相談所を離れていた時期もあり、他県の児童相談所の人々と接触するのは、十数年前の横浜での全国心理判定員セミナー以来であった。10年前のセミナーのテーマは「養護問題」であり、心理判定員として「心理治療」を志向していた私にとって、「養護ケース」こそ児童相談所の基本で、それは判定員にとっても同様であるということを強烈に認識させられた研修であり、その後の仕事の仕方に大きな影響を与えられた。

そして、今回同じ横浜で密度の濃い研修を受け、他県の方々から様々な刺激を受けることができた。他県の方々の経験とそのまとめられたものの力強さに圧倒され、正直に言うと自分が「遅れてきた児相職員」の思いが強くなったが、今は私なりにできることからやってみようという思いでいる。

また、スーパーバイザー研修には心理判定員出身の方もかなりいて、同じように苦労しながらスーパーバイザーとしての仕事をする中で、現在の「心理判定員」のあり方を危惧している人も多かった。

児童相談所では、当事者の相談ニーズが低く医療モデルが通用しないケースがますます増えてきており、「泥臭い現実に対応できる心理」としての専門性が求められているといえる。特に、問題を抱えながら相談に来所しない親子に対すると、このような状況をもたらした社会環境をどうにかしなければと強く感じる。

2. 現代の子どもたちと虐待

平成8年、3年ぶりに大人の相談所から児童相談所に戻った私は、児相で会う子どもたちの変化に驚いた。そこで、一時保護課の保育士たちと最近の子どもたちの変化を整理してみたところ、パニックを起こし暴れる、注意されたとき素直に聞かない、甘え強く、身体接触を求めてくる、自信がない、自分を大切にしない、被害的に捉えやすい、基本的な生活習慣が身に付いていない、持続力がなく、落ち着きがない、見通しを立てる力が弱い、遊ぶことが下手、言語表現力が乏しいなどの姿が浮かび上がってきた。そして、これらの傾向は、保育所や学校の先生も最近の子どもたちに同様な印象を持っていることが分かるとともに、現在、ますますその傾向が強くなっていると思われる。

これら現代の子どもたちの様相は、虐待を受けた子どもたちの特徴と重なる部分が多い。

そして、また、心の発達の見点から見ると、エリクソンのいう基本的信頼感、自律性、自主性、勤勉性の獲得が不十分なしは失敗しており、そのため、外界に対する不信が強く、自信や自尊心に欠け、自律性＝自己コントロール力や自主性及び勤勉性が乏しく、恥の感覚や罰への恐怖が強く、劣等感が強いと考えられる。このことは、現代の子どもたちの多くが心の育ちを阻害する虐待環境に育ってきてい

るといえる。

それは、現代の子どもの問題が単に親の個人的な問題ではなく、社会の変化による面が大きいということである。例えば、おんぶをする母親をほとんど見なくなって久しいと同時に子どもの描く人物画に手足の関節が描かれることが少なくなっている。つまり、子どもたちは親に直接的に肌に触れられることが減り、自分の身体感覚の育ちが不十分であるとともに、共感性も乏しくなっているのではないか。また、テレビが家に1台であるときは否応なしに自分の欲求を抑えたり、主張したりという訓練がなされたが、何台もあるようになるとそのような訓練の機会がなくなる。かつては意識しなくても子どもの心の育ちを保証していた環境が逆に阻害するような環境に変化してきているといえる。

一方、最近、虐待相談の増加とともに目立つのは性格行動相談、中でも特に「学校でパニックを起こし暴れる」という相談の増加である。そして、そのような相談の中には、原因か結果かはともかく虐待が絡んでいる場合が少なくない。以下では、学校と険悪な関係となっている父母の対応について「虐待」ということで相談を受けたが、主訴を子ども自身の問題行動（パニック）と捉え直し、親子に直接アプローチできないため、パニックを起こす子どもへの対応方法について学校にコンサルテーションした事例を紹介したい。

3. 虐待と学校で暴れる子

(1) 主訴の整理・・・問題は何か？

昨年12月半ば、ある小学校長が「父母に虐待されている子のことで相談したい。」と担任とともに来所。主訴は「学校で授業には参加せず、少しのことでパニックを起こし大暴れする小学2年生A男がいる。父母にそれを伝えると体罰で対応し、A男はそれで家に帰りたがらない。1年の担任は療休を取り、2年の担任もノイローゼ寸前である。学校はA男はADHDと思い、専門医の受診と情緒障害児学級入級を薦めたところ、父母はB病院の小児科を受診し『病気ではない』と言われたという。父母は大学卒の専門職で、『A男は家では問題ないので、学校

で暴れるのは学校の指導が悪い』という。教員委員会等にも相談し援助を受けているが、A男の状況はますます悪くなるばかりで、父母とも話し合いができない状態である。何とか児童相談所で父母の指導をして欲しい。」というものであった。なお、6年生の姉は優秀で問題はないとのことであった。

主訴を整理すると、「学校で暴れる」ということが問題であり、現学級では指導困難なため「情緒障害児学級に入れたい」、そのために児童相談所に「話し合いに応じず、体罰で対応する父母の説得をして欲しい。」というものである。（但し、現状では学校や教育委員会が父母を児童相談所につなげることは困難とのこと。）

そこで、現段階では児童相談所が「虐待通告」を受けた形で父母に強制介入することはさらに問題をこじらせる心配があること、父母の体罰はA男が学校で色々問題を起こすことが原因であるので、まずは学校でのA男の対応を一緒に考えたい旨伝えた。現状で強制介入することの危険性は理解してもらえたが、A男への対応の具体的助言に対しては、「そういうことはすべてやってきた。」と否定的であった。その日は、学校での対応方法をこれ以上説明しても耳に入らないと判断し、近いうちに児童福祉司が学校訪問し、A男の様子を見て、今後の対応を検討することを伝え、面接を終了とした。

(2) 問題の明確化と対応方針

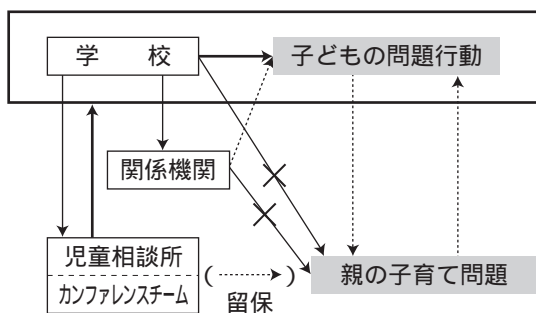
・・・学校コンサルテーション

校長は「虐待」であるから児童相談所で親を何とかして欲しいという考えだったが、問題は「A男のパニックを中心とした問題行動に学校が対応できないこと」であると考えた。もちろん、A男の問題行動の背景には親子関係の不調があるが、虐待というより、性格行動相談と捉えた。さらに、学校側はA男のパニックはおそらくADHDによるものであり、普通学級では対応困難と考えていたが、家庭及びB病院の診察場面では多動ではなく、パニックも起こさないとすることから、対応方法によりパニックはコントロール可能と考えた。ただ、学校は、1年以上A男への対応に様々な努力をしたにもかかわらず、問題が改善しないことで学校内での問

題解決の可能性に希望を持たなくなっていた。

そこで、いかに学校をエンパワーメントし、パニックは押さえられると言うことを信じてもらい具体的対応に取り組んでもらえるかが課題と思われた。そのため、相談所が現段階で指導の対象とするのはA男ではなく、「学校」であり、学校全体を対象とする以上、こちらもチームで対応する必要があると考え、担当福祉司（元中学教員）に加え元小学校教員の福祉司を本ケースの担当とし、さらに毎回の学校訪問の前、及び訪問後に私を含めて福祉司とカンファレンスを開き、何をどのように伝えるかについて検討した。（図1）

図1



(3) 具体的援助・・・ホールディング

私は、パニックを起こす自閉症児を一時保護し、そのパニックと取り組んだ体験から、学校で暴れる子は、自律心が育っていない、自分の衝動が自分で抑えられないので、教師が断固抑えてあげることが必要であり、その抑えはホールディング（抱っこ）でなければならないことを学んだ。つまり、暴れる子に対して大人は全身の力で暴れを抑止するが、その時の気持ちと言葉かけは子どものどうしようもない気持ちを受け入れるとともに「大丈夫、絶対この暴れを抑えることができるからね」と子どもの力を信じるもの（基本的信頼感）であることが大切である。むずかって暴れる乳児を抑える親のような態度であり、ホールディング（抱っこ）である。（図2、3）

図2

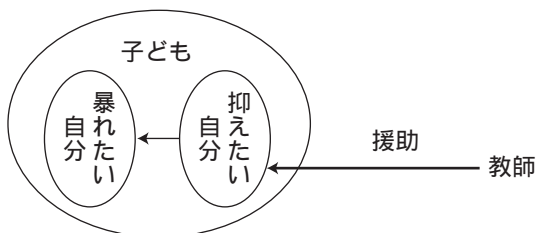
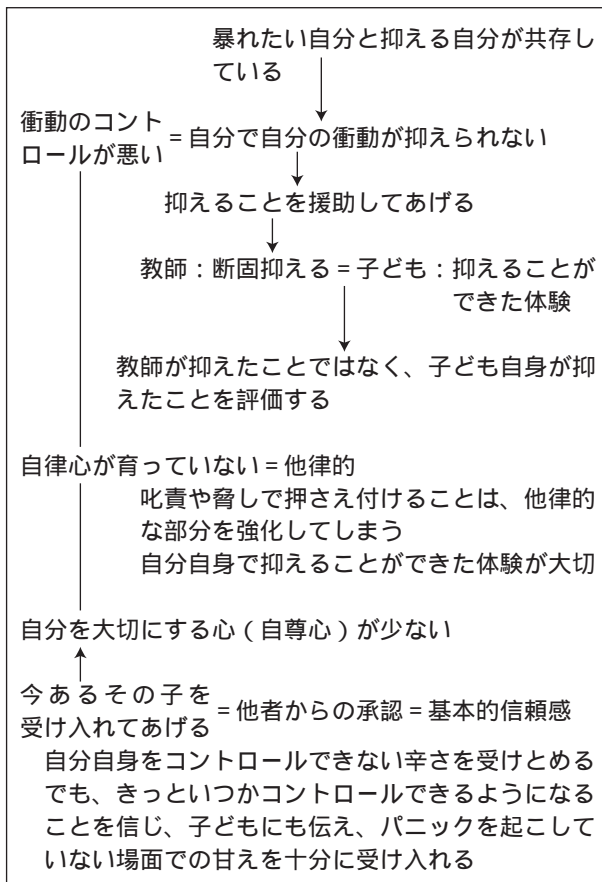


図3



私は過去の体験から、教員が1つにまとめ、きちんとホールディングができれば1ヵ月以内にA男のパニックは一応落ち着くと考え、福祉司とカンファレンスを繰り返して、それをもとに2人の福祉司が学校訪問して説明。学校側も校長、担任はじめ関係教員、及び教育委員会、教育出張所指導主事そして児童相談所福祉司でA男プロジェクトを作り、学校全体で取り組んでいった。しかし、児童相談所が関わるまではパニックを起こさせないよう腫れ物に触るような対応をしてきた教員に、ホールディングについてなかなか理解が得られないでいた。しかし、A男の保育所時代の様子を調査した上で福祉司が表にして説明したことが功を奏し、3月になり、毎週3回くらい学校訪問していた指導主事が、ホールディングをし、A男のパニックを抑えることができた。教員と一緒にA男に取り組んできた指導主事がホールディングの手応えを感じたことで、学校教員の中にホールディングをやる人も出てきた。まもなくパニックが減少してきて、何とかかなりそうだという雰

困気で3学期を終了することができた。そして、この4月からはパニックを起こすことなく教室で授業を受けるようになり、5月はじめの運動会には初めて他児と一緒に参加。母親は涙を流して喜んだという。5月の連休明けから崩れたが、逆戻りがあることを事前に伝えていたこともあり、学校側は落ち着いて対応。母親ととてもよい雰囲気面接ができ、母親は叩かないことを約束したという。そして、翌日からA男の行動は落ち着いた。

ようやくA男に自律心が芽生えてきたがまだ脆弱であり、今後も揺れ戻しは繰り返される可能性があり、児童相談所としては、学校への支援とともに、これから、親子関係不調の問題に取り組んでいくことが課題である。

A D H Dの3割が被虐待児であり、被虐待児の3割がA D H Dであるとも言われている。

彼らの問題は薬や個別の心理治療だけでは解決せず、学校・地域での援助が不可欠である。

児童相談所が学校・地域の「家庭及び彼らを抱え、支援していく力」を高めていく具体的方法が求められていると言える。そして、1人の暴れる子を支援した体験は、発達課題の獲得が不十分な現代の子どもたちへの対応に様々なヒントを与えてくれるものと思われる。

児童虐待の国際比較

松 井 一 郎

(子どもの虹情報研修センター・研究主幹)

はじめに

筆者が虐待問題に系統的に取り組んだのは、1986年の事であるから18年を経過している。国立小児病院に小児医療研究センターが新たに設置され、その職場(小児生態研究部)で全国主要病院小児科の被虐待児調査を行ったのが端緒であった。以降多くの論文や、研究発表を行ってきたが¹⁻⁴、筆者が「全く手が出せなかった」児童虐待の課題が幾つか存在する。そのひとつは、表記の国際比較の課題であった。語学に堪能でなく、法制度の理解に弱い筆者の非力のためであるが、最近の国内外の虐待関連情報の豊富さ(氾濫?)をみると時代の変化を痛感する。

英語圏の情報は著書や論文(日本語、英語)あるいは最近ではインターネット・ホームページで豊富な情報入手が可能となっているが、日本の虐待問題を考える際に英語圏だけの情報で良いのか?、という問題がある。つまり、非英語圏を除いた情報だけで、虐待対策や要保護児童対策を考察するには大きな問題があると感じていたわけである。

2002年に子どもの虹情報研修センターが発足し、筆者も参画する事となった。そこで、児童虐待研究の諸課題のひとつに、国際情報を取り上げ、論議を広げ、深めることを意図した。その事が日本の虐待予防や対応、治療や政策のうえで役立つよう期待したく考えた。今回はまづ英語圏の情報を鳥瞰・整理し、次回にフランス、ドイツなど非英語圏での取り組みを紹介したい。

英米・英語圏の情報の整理

1) 児童虐待に関する情報(論文、書籍)の急増

日本では過去15年間に児童虐待が20倍に激増し、

最近の実態調査⁵)では年間の新規虐待発生数は35,000人と推定された。2000年に児童虐待防止法が制定され、3年後の見直しが予定されており、それは今年の秋に当たる。大きな論議が予想される。

児童虐待防止法が制定された3年前頃から、国内の虐待関連の著書が増加し、それらは、事例解説、総説、虐待の歴史や児童福祉論、虐待対応マニュアル、活動(地域活動の紹介)、子どもの権利と虐待、欧米の現状の紹介、翻訳書、治療・指導書、その他多岐にわたっている。

実際の著書数や日本語論文数は、我が国の各領域のデータベース整備が遅れているため、何編、何タイトルといった全体数の具体的な数字は把握できない様である。

欧米の英文医学論文検索の標準は、米・国立医学図書館(NLM)のパブメドデータベース(PubMed)で無料開放されており、インターネットで容易に接続できる。児童虐待(child abuseなど関連用語)で検索を行うと、約15,000件が表示され、1960年以來のNLMで整備された論文数で、これだけの数の児童虐待関連論文が存在する事を示している。医学学術雑誌のキーワード検索だから、単行本は含まれない。論文は疫学から臨床、心理、治療、性虐待、予防、全ての領域を網羅している。ごく少数は、非・英語の翻訳が含まれるがこれらの論文はタイトル表示のみが多い。

手近に入手できる児童虐待専門誌は、国際児童虐待防止協会(ISPCAN)発行のChild Abuse and Neglect: The International Journal(Pergamon社発行)と、Child Abuse Review(Wiley社発行)で、前者は33年の、後者は12年の歴史を有している。英文書籍(単行本)は統一的なデータベースがないと思うので、商業用の検索エンジンを使って、英文図

書の虐待キーワード検索を試みると、2,000以上の書物がリストされる。多数の虐待関連図書の出版があり、日本の急増傾向も欧米の反映かも知れない。これらの中には、Classic Papers in Child Abuse など虐待古典論文の再録著書もある⁶。遡って50年の歴史をもつこの領域の憶昔の左証であろう。

2) 英語圏の虐待対応の現況

欧米諸国の児童虐待への対応は30～40年の歴史と苦悩があり、それぞれの国の社会制度、法制度、歴史や文化に従って具体的な体系の整備が進められている。第二次大戦後の児童虐待の啓蒙と対応は米国に端を発した。米国、英国、カナダなど英語圏の状況については、研究報告、著書などでこれらの国々の児童虐待の現状や対応の情報把握が可能である。インターネットホームページでも多くの情報を入手できる。

米国の詳しい状況については、明石書店から子ども虐待問題・百科事典の翻訳が発行された⁷。この書は事典形式をとっているが、米国における虐待の歴史と制度の変化、すなわち時系列と、各州の対応や特徴、諸統計にみる横の広がり記載がある。虐待の定義や、どこから虐待とするかの線引き - ジレンマ問題なども率直に論じている。用語解説や添付の参考資料も有用で、特に医学・保健・予防の用語を豊富に見出しとしておりその解説も極めて適正である。

英語圏とはいえ、異なった制度の国々の虐待対応を比較する事は容易ではない。児童福祉の国際比較については、平成13年度厚生科学研究のなかで、吉田恒雄論文：児童虐待防止法制度の国際比較から見た我が国の法制度上の課題〔児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究 - 主任研究者鈴木博人〕にまとめられている⁸。

論文は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ドイツ、イギリスを対象とした比較研究で、その要旨は以下である。

1. 児童虐待防止法制度として、児童虐待防止法のような単独法によることなく、民法、児童福祉法等により総合的に対応することも可能であること。
2. 家庭の維持を優先的に考慮し、親子分離はやむを得ないときの手段として、位置付けられている

こと。

3. 家庭維持の目的を達成するために、児童福祉関係の資源が質・量ともに確保されていること。
4. 虐待の定義規定が設けられていない国もあること。
5. 通報義務付け法を持たない国もあること。
6. 虐待家庭への援助に当たり、その処遇決定に当事者の参加が保証されていること。
7. 児童福祉機関による援助が、裁判所の手続きにより担保されていること。
8. 親子分離が必要な場合は、タイムスケジュールに沿って、適正手続きの理念にもとづいて、司法的判断がされていること。
9. 親子分離中の親および公的機関の権限が明らかにされていること。
10. 懲戒権のあり方について、各国の対応は多様であること。

なお、結びに代えて以下を論じている。

…諸外国においては、こうした問題に対して、民法の伝統的手法によりまたは新たな立法により、対応を試みてきている。これらの試みがすべて成功しているとは言い難いが、我が国に先立って重大な児童虐待問題を経験してきた国々に学ぶべき点は少なくない。社会文化的背景や法制度の差異から、諸外国の制度をそのまま移入することは出来ないし、これらの国々における制度改正が、十分な時間と論議の積み重ねの上に行われていることにも留意しなければならない。児童虐待問題は子どもの養育をめぐる家族（親）と国家の関係にかかわる基本的な問題だけに、国民的な論議が今後さらに深められ、十分なコンセンサスを元にして、児童虐待防止制度のあり方が検討される必要があろう。

筆者も全く同感であり、諸外国の経験を、英語圏のみならず、ドイツ、フランスなど、非英語圏の主要国の実態も可能な限り実地調査し、参考にすべきであろうと考えている。

3) 児童虐待 / 英語圏の主要比較

巻末論文の引用から、表1のごとく、アメリカ合衆国（全体）、カナダ（オンタリオ州）、カナダ（ブリティッシュコロンビア州）、イギリス（イングラン

表1 児童虐待/主要点の国際比較

国名	アメリカ合衆国 (全体)	カナダ (オンタリオ州)	カナダ (ブリティッシュコロンビア)	イギリス (イングランド)
報告者	厚生科学(鈴木班) 山口亮子、桐野由美子	著者:高橋正子 著書、厚科:高橋重宏	庄司純一、岩井宣子 木村真理子	著書:峰本耕治、雑誌:D.ゴフ、 事業団報告:町田美保
現状	連邦厚生省まとめ 通告:297万、被害82万 通告者:半数は専門家 残りは家族近隣 調査迄の時間:64時間 サービス:156万 里親:被虐待児17万	州人口:1,187万 全人口の38% 保護:4万 /257万17歳以下 通告の半数:インテイク 半数:ファミリー サービス	州人口:385万 通告:2.1万 /児童93万 要保護:通告の24%	イングランド人口: 子ども人口:1,100万 通告数:16万 調査:14万 保護会議:4万 保護登録:2.5万
法制度 /政策	虐待防止の州法、1963 - 1967までの期間に全州で 1974年虐待防止の連邦法 連邦の役割、州支援 対応手続き、... 1996 改正 1980 養子縁組促進および 児童福祉法 1993 家庭維持と家庭支援 サービス法 1997、2001 安全安定家庭促進改訂法 各州独自に家庭維持、 支援プログラム	1984 子ども家庭サービ ス法 1999 大幅改訂	1984 子ども家庭サービ ス法 1994 子ども青少年家庭 権利用語法・改正 1996 子ども・家庭・コ ミュニティサービス法	1980 児童保護法、児童青少年 法 1988 Working together... 英保健省の要保護児童のガイ ドライン 1989 児童法 1996 家族法 1999 ワーキング...改正 1999 子ども保護法 1998 Quality Protects Programme 2000 Framework for assessment of Children in Need and their Families 2000 リーピング・ケア法
対応機関	連邦厚生省 全国児童虐待情報センター 州政府:市・郡のサービス 部門が通告・調査・裁判 の業務 連邦と州の関係 司法:民間研究所	子ども保護援助協会	州:子ども家庭省 公益法人:子ども家庭 サービスセンター アドボケート(子ども の権利擁護者)	地方当局の福祉担当部門 " 法務部門 警察:専門チーム設置 共同調査、72時間保護 裁判所:親子分離に関する命令、 訴訟公証人制度 子ども保護会議(ACPC) 問団体:National Children's Home 全国児童虐待防止協会: 児童の登録
通告制度	通告義務者 罰則規定	通告義務すべての大人に 専門家が通告を怠った場 合は罰則規定	通告義務 違反罰則	一般的な通告義務 罰則規定なし 通告受理機関 緻密なガイドライン
対応手続き 通告 終了 (二次予防)	ペンシルバニア州の場合 通告 監護(24時間まで) 暫定拘束命令(24時<) 未決拘束審理(72時>) 事実認定審理(10日>) 処分決定審理(20日<) 恒久的計画審理 親権終了審理 養子縁組審理	通告 子ども保護援助協 会・インテイクチーム が中心 ・徹底調査 ・安全確認&介入 ・保護の権限 ・リスクアセスメント 子ども福祉裁判/イン ケア/ファミリー・ サービス・何れか	通告 インテイク 保護の調査/ 家庭支援サービス ケアに入る ・一時保護と家庭引き 取りに向けた支援 ・引き取り困難で永続 的代理養育	保健省作成の緻密なフローチャ ートあり 通告 初期評価 援助は不要 終了 援助は必要 コア・アセス メント 援助必要+重大侵害 1 1ストラテジー討論 2 2犯罪調査 3 3虐待と認定+告訴 +子ども保護ケース会議 保護登録、諸施策と連動...
親(子ども) へのケア (三次予防)	連邦法に基づく家庭維持、 家庭支援のプログラム ペアレンティング クラス 子育てや効果的なしつけ の実際的なスキル教育 治療プログラム	インケア: 里親 グループホーム 治療施設	?: 自助グループ? 代替ケア	家族グループ会議 ペアレンティング 自助グループ カウンセリング
"at risk" children 対策 (一次予防)	言及なし	子ども保護援助協会: 16歳以下の子どものケ アプログラム、予防プ ログラム(詳細不明)	言及なし	visiting nurse(訪問看護婦)の記 載はあるが、連係機能として位 置づけされていない (注)全ての新生児・乳幼児に対 し助産婦・看護婦の健康訪問が なされているが、保健活動 福 祉の連動は薄い(松井)

ド)の4カ国の作表を行った⁸⁻¹³。

報告者の論文と著書から、現状、法制度/政策、対応機関、通告制度、対応手続きなど主要点を所定のコラムに挿入したために、かなりの省略や無理があった。

しかし、それぞれの国で、極めて大きな対応策の相違があることが瞥見できる。

虐待が発生してからの、二次予防すなわち、早期発見、早期対応、地域虐待対応ネットワークなどの諸活動と、三次予防、治療と再発防止などは、それぞれの著者・報告者により詳細な記載がなされている。また、これらについては、インターネットを通じての日本からの検索でもある部分までは資料の収集が可能となっている。

しかし、一次予防すなわち、育児支援や健全育成の確認、リスク軽減、子どもの安全教育、など地域子ども関連機関の連携等については、これらの児童擁護や保護・福祉の調査では殆ど記載されていない。実際には地域の母子保健活動が活発に行われている国も少なくないし(英国は優れた母子保健活動を行っている!)、実情の報告がないと言うよりも、主題を虐待に絞ったために母子保健活動の記載を省略したものであろう。あるいは、福祉と保健の連携が必ずしも良くないのかもしれない(縦割り行政の弱点)。地域の母子保健活動としては、“at-risk children”が二次、三次システムの対応に連結する状況を知りたいものである。

児童福祉関係者の研修・教育プログラム等は、欧米の幾つかのホームページで知ることができるが、社会福祉活動資格取得と地域研修との関係も国の施策と関連して調査したいものである。

4) 国際児童虐待防止協会 (ISPCAN) の国際調査¹⁴

米国デンバーのケンプ子どもセンターに本拠を置く国際児童虐待防止協会 (ISPCAN) は定期の Child Abuse and Neglect: The International Journal の雑誌発行と併行して児童虐待の啓蒙・研修その他の諸活動を行っている。資源としての活動機関の国際的な調査を行っており、2002年で第5回目の World Perspectives on Child Abuse をまとめた。児童虐

待の世界展望であるこの調査はISPCAN会員を対象としたかなり主観的な部分も含まれるが、世界的に見た虐待対応の進展が記載されている。ISPCAN 会員所属の国々が、発展途上国から先進国まで、人口や経済指標、健康指標なども区々であることから単純な比較は出来ない。

通報義務を課す国は56.7%、任意通報は29.9%、不明13.4%となっている。

虐待対応の組織化、治療、予防、司法関係の活動度で全体の評価をみているが、先進国で得点の高い国は、フランス、スコットランド、米国などであった。調査自身がバイアスをもつが、概要把握の指標として価値があろう。

5) 海外 (英語圏) 情報に有用なインターネットホームページサイト

近年インターネットが重要な情報流通手段となっている。表2に有用と思われる英米系のサイトの幾つかを一覧した。

インターネットホームページは組織や官公庁の情報周知手段として極めて重要となってきた。政府の各省庁も国内向け及び海外向けのホームページを用意しており、後者は殆どが英訳となっている。

表2は、1)ユネスコ・国連機関、2)児童擁護・児童福祉の国際活動、3)米国の虐待防止諸活動を中心に区分し、まとめた。成書の引用^{7、15}のほか検索で有用な情報サイトを閲覧評価し一部をリストしたものである。児童福祉や虐待防止のホームページは膨大な数が存在し、それぞれの工夫があり、参考になる点も多く、公的機関・民間を問わずどの国においても児童虐待の対応と防止に苦慮していることが理解できる。

検索は簡単なブール演算が可能であるから、国別のサイト抽出も可能であり、各国の概要も見当づけができる。こうした受身の情報収集、周知啓蒙活動のほか、最近では双方向通信のサイトも増加している。

虐待防止の諸活動において、インターネットの重要性は一層増加すると思う。余談であるが、筆者も含め英語が苦手の方も多いと思う。最近人工知能搭

表2 海外（英語圏）情報に有用なインターネットホームページサイト

サイト区分	サイトアドレス	内容・特徴・その他
ユネスコ (UNESCO・全般)	http://www.unesco.org	ユネスコ全般の紹介HP。 検索で児童虐待情報へ。
ユネスコ (情報展望)	http://www.unesco.org/webworld/observatory/index.html	最新のユネスコ情報および連結したデータベース。
ユネスコ (コンピュータ倫理)	http://www.unesco.org/webworld/infoethics_2/index.htm	1998年の国際会議記録、専門家による倫理提言など。
国連機関 UNICEF	http://www.unicef.org	子どもの権利保護や援助、とくに発展途上国、戦争犠牲に対して。
国連機関 WHO	http://www.who.org	世界保健機構の全容。児童虐待の検索で2,000件以上。
国連機関 ILO	http://www.ilo.org	国際労働機構の全容。最低労働時間や子どもの権利と労働問題。
国際組織 国際チャイルドネット	http://www.childnet-int.org	子どもの福祉、教育等のNGO団体のHP。
国際ネットワーク 児童虐待防止	http://childhouse.uio.no/workshops	国際的NGO集団HP。1996年世界会議より継続。children@riskとの闘いを目標としている。
子どもの権利の 国際ビューロー	http://www.ibcr.org	1994年以降国際会議を継続しているNGOのHP。
国際クリアリングハウス 子どものメディア暴力	http://www.nordicom.gu.se/unesco.html	スウェーデン政府とユネスコが協力。メディア暴力対応が主な内容。
セーブザチルドレンの 国際活動	http://www.savechildren.or.jp	英国で80年前に始まった運動で120国が参加している。NGO日本支部のHP（日本語）。啓蒙と募金活動。
国際児童虐待防止協会	http://www.ispcan.org	世界最大の虐待専門組織で多数の国、個人、団体が加入し、年次の国際学会、地域学会を開催している。啓蒙、研修、会議開催、出版など。1976年より学会誌を発行。活動は全世界に広がっている。
インターネット看視機構	http://www.iwf.org.uk	警察・政府・ソフトプロバイダーに働きかけてインターネットの不正利用、特に暴力場面の減少に貢献している。ホットライン通報を設けている。
インターネット看視の サイバーエンジェルズ	http://www.cyberangels.org	インターネット上の児童ポルノやストーカー行為に対し、インターネット利用者の防衛教育のためのNPO。英・独・仏・スペイン語あり。
児童福祉の ヨーロッパフォーラム	http://www.efcw.org	22ヶ国参加の国際児童福祉NGOのHP。子どもの権利保護と健全育成推進。
母の連帯と子どもの保護 (米国が中心)	http://www.soc-um.org	カルフォルニアから発したNPO組織。虐待の啓蒙・教育・予防に関する情報提供。 (Safeguarding Our Children-United Mothers)
子どものインターネット 教育漫画 (米国が中心)	http://www.wiredkids.org	両親、子ども、教師等の一般啓蒙と安全教育に有用な情報をディズニー方式で分かり易く提供。
英国こどもチャリティ 基金 (英国)	http://www.nchafc.org.uk	@risk children、youthと家族支援の英国内ボランティア組織。虐待対応の諸活動も含まれる。

表2 海外（英語圏）情報に有用なインターネットホームページサイト（続き）

サイト区分	サイトアドレス	内容・特徴・その他
米国児童虐待情報の 連邦クリアリングハウス	http://www.calib.com/nccanch	虐待・ネグレクト情報の連邦レベルの集積データベース。統計、論文、出版物、マニュアル、研究、助成金、その他諸活動が網羅されている。
米国保健サービス省 子ども家庭行政局	http://www.acf.hhs.gov	総括的なHPで、児童福祉の法律、行政、里子、養子制度、児童虐待、統計、研究、研究助成、出版まで膨大な資料集積となっている。
米国養子縁組の 連邦クリアリングハウス	http://www.calib.com/naic	米国で養子制度が進められているが、法律、実践状況、関連情報が集積されている。
米国乳児突然死 症候群 (HPは多い)	1) http://www.sidscenter.org 2) http://www.sids.org 3) http://www.sidsalliance.org 4) http://www.nlm.nih.gov/medlineplus/suddeninfantdeaths.html	揺りかご死 (crib death) として昔から話題となった。一部に虐待死が含まれ、予防の啓蒙教育の実践活動が進められている。
米国揺さぶられっ子 症候群 (HPは多い)	1) http://www.dontshake.com 2) http://www.shakenbaby.com	1) 揺さぶられっ子症候群予防のナショナルセンター 2) 揺さぶられっ子連盟HPで具体的な予防法を提示。
米国子ども家族のための 国家法律支援センター	http://www.nationallawcenter.org	首都圏の連邦啓蒙活動に連動している。
米国子ども保護弁護活動 の国家連盟	http://www.naccchildlaw.org	NPO専門家で構成する啓蒙活動。子どもと法律、支援技術、虐待、保護政策など。
米国州政府法廷に関する 国家連盟	http://www.ncsconline.org	NPO組織による法源的情報集積、啓蒙、出版活動など。
米国青少年関連法に 関する国家連盟	http://www.youthlaw.org	カリフォルニア（オークランド）のNPO専門家が母体の活動で個別課題も多い。
児童虐待の米国専門家 協会	http://www.apsac.org	米国における虐待支援専門家の最大組織。サービス、教育、年次大会、出版など多彩な活動を行っている。(American Professional Society on the Abuse of Children)
米国子どもの保護協会	http://www.americanhumane.org	子ども及び動物への残虐行為の防止活動団体。1873年のMary Ellen事件を機に設立をされたとされている。
ケンプ子どもセンター (米国)	http://www.kempecenter.org	デンバー大学小児科ケンプ教授が米国医師会を牽引して虐待対応を進めたが、記念施設として全世界の防止活動の中心となっている。
英国保健・社会サービス 諸統計	http://www.doh.gov.uk	保健・社会サービス・医療の総合統計。要保護児童や虐待統計も含む。

(注) 1) HPはホームページの略

2) @risk = at risk, vulnerableの意味

3) 文献7、15がホームページ検索の参考になるが、一般の検索エンジン「Yahoo!」「Google!」などでもウェブサイトのリンクが可能。後者は英文専用検索エンジンで、アルファベットならどの国の言語でも検索が可能。

載の翻訳エンジンが多く発売されているが、訓練次第で意外と使える！との印象をもっている。

今春「子どもの虹情報研修センター」の発足にあわせてホームページの整備を行ったが、このセン

ターの将来性を考えて、筆者が英文ページを作成し、センター紹介、日本の児童虐待の現状、我国の虐待防止法を世界に紹介した。これらが活用される日を願っている。

引用文献

- 1 . Tanimura.M,Matsui.I,Kobayashi.N : Child abuse in one of a pair of twins in Japan . Lancet 1990 . 336 . 1298-9 .
- 2 . Tanimura.M,Matsui.I,Kobayashi.N : Analysis of child abuse cases admitted in pediatric service in Japan . 1. Two types of abusive process in low-birth weight infants, and 2. Backgrounds of child abuse in non-low birth-weight infants . Acta Paediatrica Japonica 1995 . 37 . 248-254, and 255-261.
- 3 . 松井一郎、谷村雅子：児童虐待と発生予防．母子保健情報 2000 . 42号 . 59-68 .
- 4 . 松井一郎、谷村雅子：児童文学にみる虐待の親子像．小児内科 1995 . 27 . 1563-71 .
- 5 . 小林登（主任研究者）：児童虐待および対策の実態把握に関する研究．平成 12・13 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）
- 6 . Donnelly AC, Oates K, Ed : Classic Papers in Child Abuse . 2000 . Sage Publ.Inc. London .
- 7 . クラーク他編、門脇、萩原、森田訳：子ども虐待問題・百科事典．2002．明石書店
- 8 . 鈴木博人（主任研究者）：児童保護システムと児童福祉法の国際比較研究．平成 13 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）
- 9 . 英国保健省・内務省・教育雇用省（松本伊智朗他訳）：ワーキングツウゲザー．医学書院．2002 年
- 10 . 滝井泰孝：英国における児童虐待の実態と取り組みについて．子どもの虐待とネグレスト．2000 . 1-1 : 4-11 .
- 11 . ゴフ.D. : ヨーロッパにおける児童虐待問題．子どもの虐待ネグレクト．2000 . 1-1 : 18-28 .
- 12 . 嶺本耕治：子どもを虐待から守る制度と介入手法．2001．明石書店
- 13 . 松原康雄：児童虐待 - その援助と法制度．2000．エディケーション．
- 14 . Kempe Children's Center : World Perspectives on Child Abuse . 2002 . Elsevier Science .
- 15 . Arnaldo CA : Child Abuse on the Internet . 2001 . UNESCO Pbl. Paris.

身体運動による被虐待児へのグループアプローチ 1

運動課題の設定を中心に

研究代表者	藤岡孝志	(日本社会事業大学)
共同研究者	山下聖隆	(横浜いずみ学園)
	今村享史	(横浜いずみ学園)
	上神谷周子	(元横浜いずみ学園)
	高田治	(横浜いずみ学園)

はじめに

被虐待児の特徴として、人との信頼関係の築けなさ、外界に対する恐怖感、独占欲の強さ、被害感の強さ等があげられる(四方・増沢 1999)。しかし、被虐待児の特徴は心理面、対人関係面だけにとどまらない。被虐待児と接していると、よく転ぶ、手から物をすぐ落とす、「気をつけ」の姿勢がとれない、なわとびが飛べない、よく人や物にぶつかるなど、身体面、運動面における様々な不器用さも目立つ。運動機能、感覚機能が育っていない、または統合されていないようで、それが心理面、対人関係面の問題と相まって、彼らの成長をはばみ生きにくくさせている。

本研究の対象となるグループワークは、入所施設(以下A施設)において上述のような特徴をもつ子ども達の機能改善を目的として始められた。

運動機能、感覚機能改善のために身体に働きかけることは、機能改善という変化を引き起こすだけにはとどまらない。援助法として様々な身体を通じたアプローチがあるが、その多くは身体の機能改善と共に、日常生活における構えや人格の発達をも視野に入れている。例えば、臨床心理学の動作療法では

「課題通りの動作をしようと努力するプロセスの中で得られる様々な体験が、当人にとって必要・有効・有用な治療体験として経験されることが真の狙いである」(成瀬 2000)とされている。また、障害児教育のムーブメント活動でも「自己の身体を動かすことにより、諸行動を適切に行うために必要な要素としての感覚・運動技能の修得と身体意識の形成を図りながら、心理的諸機能を高め、究極的に子どもの『健康と幸福感』の達成をねらいとする」(小口、小林、高山 1981)とされている。

本グループワークも、当初は身体運動の機能改善を主目的としていたが、回を重ねるごとに、心理面・情緒面の発達や生活面での変化が目的の中心になっていった。本稿ではグループワークの目的が変化・発展していく過程と、プログラムの変遷・発展を中心に記述した上で、子どもたちの心理・情緒面にも働きかけうる運動課題の設定に必要な視点を考察する。(本グループワークでの個々の子どもの変化や、グループダイナミクスの問題等は別稿で論じる予定である。)

本研究の対象となるグループワークは、A情緒障害児短期治療施設(以下A施設と略す。)において以前よりあった「グループワーク・トレーニングB」を継続発展させたものである。そのグループについて論じたものとしては 増沢高 下木猛史 竹下洋子 岡部美穂「グループワークにおける治療的側面 グループワーク・トレーニングの変遷を通して」『心理治療と治療教育 情緒障害児短期治療施設研究紀要 第4号』1992 がある。

グループの構造

身体の動きがぎこちないA施設入所中の子ども達4人で、一つのグループを作った。施設職員がグループを運営し、外部の臨床動作法のスーパーヴァイザー有資格者（以下SVと略す）が、グループに参加すると共に、子どもの動き、グループの進め方、プログラムの組み立て等について助言を行った。参加児童4名に対し、スタッフ（SVも含め）5名が参加して、個々の子どもの身体動作をしっかり補助、観察できるようにした。記録にはビデオを用い、終了後撮影したビデオを見ながら、子ども達の動きの特徴や次回のプログラムについて検討を重ねた。撮影については子ども達にあらかじめ了承を得た。

本グループワークは毎月1回、施設内の体育館で、2002年5月から2003年3月まで計7回、各回45分間で行った。

参加した子ども達には、幼少期から心理的、身体的虐待を受けてきたという共通点がある。

参加児童（在園年数は2002年5月開始時）

- Aさん（小5・女子 在園3年3ヶ月）
- Bさん（小4・女子 在園2年2ヶ月）
- C君（小5・男子 在園3年4ヶ月）
- D君（小3・男子 在園1年7ヶ月）

運動課題の具体的内容、そのねらいについては資料1を、毎回のプログラムと子ども達の様子については資料2を参照していただきたい。

結果

グループワークの目的の変化

本グループの当初の目的は機能改善であり、非移動性能力の運動（スティック体操）、移動性能力の運動（歩行、走跳運動）、感覚を刺激することをねらった運動（毛布ゆらんこ、ローラーボード）の三種類

の運動から、それぞれ課題を一つずつ選び、プログラムを組んだ。子ども達に多様な動きを体験してもらうために、なるべく異なる運動課題を取り入れた。

そのようなプログラムを行う中で、子ども達の動作の特徴が、生活場面でのあり様と密接に関連し、重なり合っていると、気づいたことが大きな転換点となった。身体面、運動面における不器用さは、身体機能自体の問題もあるが、それ以上に心理情緒的問題が根本にあるのではないかと、考えられた。そして、その心理情緒の問題に運動という観点からアプローチする道を探ることになった。その結果として、プログラムも、前述の三つの分類にはこだわらず、対象の子ども達にあった運動課題を反復、継続する形に変化していった。

以下では、身体運動という観点からの心理治療的アプローチについて、特に子ども達の発達や構えの変化に寄与できた三つのプログラムの発展過程と子ども達の動きの変化とを関連させながら、記述する。

なお、本文、資料ともに子ども達の発言は、スタッフの発言は「 」で表わすこととする。

スティック体操（#1～#4）・バランスボード（#5～#7）

「スティック体操」「バランスボード」は共に、非移動性能力の運動にあたり、身体の軸の安定性や、体軸のバランスを保つことを中心とした課題である。「スティック体操」はリーダーの様々な動きを真似することで、身体の動かし方を身につけると同時に、身体を伸ばす際の心地よい感覚を味わってもらうことが目的であった。

「スティック体操」は子どもによって取り組み方や身体の動きが大きく異なり、動作についての様々な情報を得ることができた。例えば、普段落ち着かないC君は意外にも、ゆっくりと身体を伸ばしたり、曲げたりすることが得意で、また、その際に心地よい感覚を味わうことを楽しんでいた。Bさんは腰がひけ、お尻が出っぱった体勢しかとれず、身体

本論文では、毎回のグループワークにおける運動課題の一連の流れを「プログラム」、一つ一つの運動課題は「課題」とよび、明確に区別する。

を前後に傾けるとすぐに倒れてしまう。また、身体を伸ばすように補助すると、伸びきる直前に身体の軸をくずして、まっすぐに伸びることに抵抗をしめた。D君はリーダーの真似をして身体を動かすことすらできなかった。また、一度バランスが崩れ始めると、その動きを止めて、バランスを立て直すことができなかった。例えば、上半身を横に倒すと、そのまま身体ごと倒れてしまうなどの特徴が見られた。

「スティック体操」は、子ども達の動作の特徴が現れ、見立てを得るには有用であった。しかし、動きが多様で課題としては拡散していたため、準備体操の域を超える課題にはならなかった。

そこで#5からは、静止することのできないD君に着目した。D君は生活場面で些細なきっかけでイライラし、それを収めることができず、パニックに至るまで興奮することが目立った。D君がグループの中で見せた、自分の身体を静止させられない様子は、自分の身体をコントロールできないこと、自分の身体が自分のものである、もしくは自分自身であるという感覚が弱いことの現れと考えられた。そのような運動面・心理面の両方の問題にアプローチするために、不安定な床の上で、自分の身体を立ったまま静止させることを課題とする「バランスボード」を導入した。

#5ではボードを前後左右に傾けた状態で、立位を保持することを課題としたが、D君は板を前に倒せば、その勢いが強すぎて、身体ごと前に倒れてしまうことが目立った。しかし、できないからと課題を拒否することはなかった。#6では、倒れる前に職員が補助することにした。最初のうちは、板を傾けた方向に倒れるなど、前回と同じような様子が見られたが、補助されるうちに少しずつコツをつかみ、自分で様々な方向にボードを倒し、試しながら取り組む様子が見られ始めた。#7でようやく、体重をかけたまま静止することができるようになり、

日常でも転ぶことが減るなど、身体の軸が安定してきた。

毛布ゆらんこ（#1）・毛布口デオ（#4～7）

「毛布ゆらんこ」は、大きな毛布の上に子どもが寝転がり、それを大人二人が向かい合って持ち、ゆりかごのように左右にゆっくり揺らすという課題である。

「毛布ゆらんこ」は毛布の揺れが心地よく、以前行っていたグループワークでも子ども達に人気があった。その目的は毛布の揺れに身をまかせることによって安心感を得てもらふこと、前庭感覚刺激を経験してもらふことがあげられる。

#1では子ども達は2回ずつ「毛布ゆらんこ」を行った。1回目は仰向けになって身をまかせ、2回目は途中で仰向けからうつぶせに体勢を変えるというように課題に変化をつけた。ところが、C君は1回目には揺れのリズムよりかなり早いリズムで手足を動かし、ふざけてしまい、2回目ではうつぶせに体勢を変えようとしてもうまく行かず、ただ毛布の上で暴れるだけになってしまう。D君は揺らされると、興奮したのかケラケラと高笑いをして、「もっとはやく」と揺らしている職員に頼んでいた。＜気持ち良かった人？＞というリーダーの質問には二人とも手を上げるものの、こちらが想定していた心地よさとはかけ離れている感じがあり、違和感が残った。その後のクールダウンでも、C君とD君は静けさに耐えられず、笑い出し、なぜか二人で顔を軽くはたきあってしまった。

「毛布ゆらんこ」は感覚を直接刺激するには適した課題である。外界に働きかける力が弱い自閉症の子どもや、精神遅滞の子どもにとっては、良い刺激となるのであろう。しかし、被虐待児のように、日々暴力にさらされ、次に何が起こるか分からない状況で育ってきた子ども達は、いわゆる不快な刺激だけではなく、「毛布ゆらんこ」のようなゆったりとした

「毛布ゆらんこ」は元々ムーブメント教育の運動課題である。ムーブメント教育は「脳幹に深く関連した触覚・前庭覚・公有感覚等感覚刺激となるムーブメント(運動刺激)が脳幹の機能を高めることになる。」(小口他 1981)という考えに基づいて、様々な運動課題を考案している。

刺激にも身を委ねられず、自分に合ったリズムを保持しようと抵抗するうちに、自分のコントロールを失ってしまうことがあるように思われた。グループにいること自体がC君、D君にとっては強い刺激であり、それに「毛布ゆらんこ」での刺激が加わり、お互いに顔をはたきあうまで興奮してしまったようである。そのため、まず全員が継続してグループに参加できることを優先して、#1以降は「毛布ゆらんこ」をプログラムからはずした。

毛布を使った課題は、「毛布ロデオ」という異なる形で#4から再びプログラムにとり入れられた。「毛布ロデオ」は、毛布の4つ端を持った4人のスタッフが自由に毛布を揺らす。子ども達は四つんばいでその毛布の上に乗りながら、体勢を保持する課題である。その際の子どもの様子がロデオに似ているので、この名がつけられた。

「毛布ロデオ」が#4で導入されたきっかけは、Aさんの特徴的な動きにあった。Aさんはグループワーク開始当初からすべての課題を無難にこなし、これといった動きの特徴は見えてこなかった。しかし、#3の「スティックバランス」では、他の三人の子どもはスティックを倒さないように、自分の身体を動かしてバランスをとろうとした。しかし、Aさんだけは全く動こうとせず、スティックが手のひらから倒れだすと、即座にもう片方の手でとってしまう。そして再びじっと姿勢を正し、手のひらにそっとスティックを乗せ、同じことを繰り返していた。#3の「セラピーボール乗り」でも同じような動きが見られた。ボールに腹這いになって、うまくバランスをとった後は自分の身体をほとんど動かさない。自分の身体がボールからずり落ち始めても、そのまま動こうとせず、棒のようにゴロリと落ちてしまった。

これらの様子から、Aさんはたえず変わる環境に対して能動的に自分で働きかけることができない、またはそのような能動性を発揮できない環境に育ってきたと考えられた。生活の中でも自分ができなるとみると、努力することはなく、すぐ文句を言い始め、止まらなくなることが多かった。文句を言って周囲を責めたり、周囲を動かしたりすることは、自

分の動けなさにバランスをとるための対処方法なのだろう。環境の変化に対して、Aさんが能動的に関わろうとする力をどう引き出すかが重要であった。

身を委ねることが得意なAさんにとって、「毛布ゆらんこ」は好きなプログラムであり、毛布というなじみのある素材を用いて、4人の大人に囲まれているという安心感の中ならば、環境に能動的に働きかける力が引き出せるのではと、「毛布ロデオ」がプログラムに加えられた。

初めて「毛布ロデオ」が導入された#4では、Aさんはがんばって踏ん張ろうという意識はあるが、一度身体をひっくり返されると、体勢を立て直すことはできず、毛布の揺れになされるがままになった。#5では、揺らす時間を5秒・5秒・10秒と区切り、耐える時間に見通しをつけやすくし、体勢を立て直す機会を作った。このように課題を工夫するうちに、失敗しても文句は言わずに体勢を直す姿が見られ、#6では「分かった。T先生が一番揺らすから、T先生の動きを見ていればいいんだ」と、自分なりのやり方を発見し、試してみるなど、自分の置かれた状況に文句を言うやり方ではなく、不器用ながらも、楽しみつつ前向きに対処しようとする構えが確実に生まれた。

「毛布ゆらんこ」ではゆったりした揺れに身をまかせられず、興奮してしまったC君、D君も、「毛布ロデオ」の早い揺れは楽しむことができた。Aさんと同様に、他の子ども自分なりの対処の仕方を発見していった。例えば、Bさんは「頭を(毛布に)つける」であり、D君は「毛布をしっかりと両手でつかむ」であった。それぞれの子どもが課題を達成するための方法を生み出し、#5には自分の発見を他の子ども達に伝え、共有しようとする姿も見られ始めた。

セラピーボール乗り(#3 ~ #7)

「セラピーボール乗り」は、当初は感覚を刺激する運動課題として取り入れられた。感覚刺激を目的とした運動としては、#1で「毛布ゆらんこ」を行なった。しかし、前述したように、参加した子ども達には合わなかった。#2で「ローラーボード」を行なったが、発展性に欠ける印象があり、#3では「セラ

ビーボール乗り」を試すことにした。すると、課題自体はかなり難しいものの、子どもが動くことにそれに対応してボールが動き、同時にボールの動きに合わせて子ども自身も動かさなければならない、という循環が起こり、あたかも人間同士の関係のような相互性をもっていることが明らかになった。そのため、この課題は単に感覚刺激の課題としてではなく、子ども達の対人関係での問題と重なり、その問題改善に役立つ可能性がある課題と考えられた。

職員が子どもの様子を見て揺られ方を変えられる「毛布ロデオ」に比べると、「セラピーボール乗り」は、弾性のあるボールの跳ね返りは、すべて子どもの働きかけのみに左右される。環境に働きかけると同時に自分の身体のバランスにも働きかけねばならず、「毛布ロデオ」より高度な課題と位置づけられた。

また、「セラピーボール乗り」の課題は、ボールの弾力感が醸す楽しさだけではなく、落ちるかもしれないというスリルと緊張感がある分、「毛布ゆらんこ」のように楽しさが強すぎて、自己コントロールを失うことは少なかった。

3ではセラピーボールに自由に乘って、5秒間耐えるという課題設定をしたが、皆ボールの弾力は楽しめたものの、課題自体は難しくうまくいかなかった。そのため# 4では1回目はセラピーボールの両端を大きなマットではさみ固定し、ボールを前後にしか動かないようにした。左右をマットで守られ、前後のバランスのみ集中すればよいため、課題

としては簡単になったが、身体の重心をうまくボールに乗せられない子が多かった。# 5でも同様に左右をマットで挟み、前後から職員がゆっくり転がして、それに合わせて体勢を動かしていく課題を試した。するとC君は腕をうまく使ってセラピーボールを引き寄せるようにして自力で前にボールを転がし、自分から課題に働きかける姿が見られた。それを見た他の子ども、自分の力で乗ってみたいと課題に積極的に関わろうとした。グループ全体に意欲がでてきたこともあり、# 6からは子ども自身が、セラピーボールに乗り、それを前後に動かすことを中心の課題とした。すると、他の子は課題が難しくなったにもかかわらず、積極的に課題に取り組んだが、C君だけは集中できなくなり、# 7では足でマットを押さえて、バランスをとっているように見せるなど、課題に対してごまかしてしまうことが増えた。また、他の子が課題に取り組んでいる最中にちょっかいを出すなど、C君の生活場面での気になるあり方が表れるようになった。

考察

上記の過程をふまえて、グループワークの核となった運動課題の設定に必要な視点を提示し、対象となった被虐待児との特徴との関連について考察を行い、まとめとしたい。

・楽しめるもの - 素材、感覚の吟味

この三つのメニューを考察するのに、自体操作、対象操作という概念を導きとすると理解しやすい。自体操作とは自分の手を口を持っていく、身体のかゆい部分を手でかくなど、自分の身体そのものをうまく使うことである。また、対象操作は机の上にある鉛筆をとる、相手に向かってボールを投げるといように、外の世界に自分の身体を働きかけてゆくことである。発達の観点から考えると、人は生まれるとまず指しゃぶりなどによって自分の身体像を形づくり始める。その後、外の物を触ったり、口にいれたり探索行動をして、外の世界と接触していく。人間の成長においては自体操作がまず生じ、その後対象操作が生まれ、加齢と共に両者がお互いに密接に関わりながら発達していくと考えられる。

この観点から考えると、「バランスボード」は自分の身体を静止させるという自体操作を中心とした課題である。また、「毛布ロデオ」「セラピーボール乗り」は対象(毛布、ボール)に働きかける課題であると同時に、自分の身体も意識してバランスをとらなければならない、自体操作、対象操作の両方を見据えた課題である。しかし、「毛布ロデオ」は、職員が毛布から子どもが落ちないように調節しているため、自分の体勢に意識をそれほど向ける必要がなく、対象操作に重点がある。それに対して、「セラピーボール乗り」は自分の身体のバランスにも気を配らなければ、すぐにボールから落ちてしまうので、自体操作、対象操作の両方もが重要となる。したがって「セラピーボール乗り」は、他の課題に比べて高度な課題と位置づけられる。

させられるのではなく子ども達から課題に積極的に関わるためには、単純に楽しめるもの、安心感を得られるものが適している。そのため、課題選択の際には、素材やその素材が子ども達に与える感覚の吟味が必要となる。上記で述べた三つの課題に共通しているのは、足場のゆらゆらとする不安定感であり、それが子どもたちに適度なスリルと面白さを与えている。また、「毛布ロデオ」の毛布の肌触りのよい、柔らかい質感や、「セラピーボール乗り」のボールの持つ弾力性などは、子ども達が、その素材に触れたいという感情を喚起させ、活動への参加動機を高める。参加動機が高まることで課題への不安が軽減される。

一方で、スタッフが心地よいと感じる感覚が、同じように子ども達にも心地よい感覚であるかは吟味が必要である。「毛布ゆらんこ」のゆっくりした揺れに身をまかせることは、外界に対して緊張している子ども達にとっては、不安をかきたてられるようで、楽しめる課題にはならなかった。

・前向きにとりくめる課題の設定 - 見立て

グループや課題への不安感が軽減し、安心感を抱けるようになると、子ども達は課題に前向きに取り組むようになる。しかし、そのためには子どもの運動発達についての見立て、それに基づいた課題設定が必要となる。各々の子どもに合った課題とは、過去の環境の中で十分味わえず、未だに達成できていない課題である。なおかつ、支援を受ければ、挑戦し、超えられるレベルの課題設定が必要となる。例えば、「毛布ロデオ」は、Aさんが能動的に外界に働きかけていくことを支援する課題であったが、当初の課題設定では、Aさんにはまだ難しすぎるように感じられた。そこで5秒・5秒・10秒のインターバルをいれ、課題を簡単にした。Aさんが課題の難しさに圧倒されず、能動的に働きかける力を発揮できるようになるには、そのような工夫が必要であっ

た。

逆に、課題設定と子ども達への見立てとが食い違うこともある。例えば、#5の「セラピーボール乗り」で、職員がマットに挟まれたボールを前後にゆっくり転がし、その動きに合わせて子ども達がバランスを保って進む課題の際に、C君が自分の腕を使って、セラピーボールを引き寄せて動かし、自分から課題に働きかける姿が見られた。環境に適切に働きかける力が子ども達についてきていたので、課題を難しくし、セラピーボールに乗った子ども自身が、そのボールを前後に動かしてバランスをとりながら進むことにした。すると、他の子は課題が難しくなったにもかかわらず、積極的に課題に取り組むことができたが、この課題設定のきっかけを作ったC君は、この課題に集中できなくなり、#7では足でマットを押さえて、バランスをとっているように見せるなど、課題に対するごまかしが増えてしまった。

C君は、自分から外に積極的に働きかけるものの、外からの刺激に合わせて自分を調節して動くことが難しかった。生活の中でも、前を見ずに走って友達と正面からぶつかる、食事中に台ふきをとろうとして、それに気をとられるうちにひじでコップを倒すなど、自分の周りの状況にお構いなく、自分勝手に動くことが目立った。

#5の「セラピーボール乗り」で、C君はボールからの跳ね返りに合わせて自分を調節したのではなく、偶然うまくいって動きをスタッフが過大評価してしまったのである。#1の「毛布ゆらんこ」の際に、揺れの刺激に耐えられず、暴れるだけになってしまったC君や、#3の「セラピーボール」でうまく乗ったにもかかわらず、わざと落ちてしまったC君の姿を忘れてしまったのである。課題の難しさが、C君の対処能力を超えたようであった。子どもの見立てと課題設定の食い違いが、不適切な対処方法を引き出してしまった。

本グループワークの過程を眺めてみると、C君の不適切な対処方法の現われは、多義的な解釈が可能で、思春期の観点やグループダイナミクスの観点からも考察することができる。それらの観点については別稿で扱うこととし、本論文は課題設定という観点からのみ論じることとする。

・反復し、克服できると感じられるもの

課題には自発的に試行錯誤できる余地（時間・気持ちの余裕等）がなければならない。運動課題はスタッフが決定したものであるが、それを子ども達が自分自身の課題として引き受け、試行錯誤することが必要である。その試行錯誤の結果、前よりも自分がうまくできるようになったという成功体験が伴えばさらに望ましい。

子ども達の動きがその子の心理・情緒的問題と関連していることが分りはじめたグループワークの後半では、その子どもに必要と考えられるプログラムはできる限り反復して行なうことにした。多くのプログラムが継続性をもったことで、1ヶ月に1回のグループワークにもかかわらず、子どもたちの中には連続性の感覚が生まれ、前回と同じメニューを今回はどうやってみようかと工夫し、試行錯誤する姿がみられるようになった。

参加者は、幼少期から虐待を受け続けてきた子ども達であり、幼いころから次の瞬間にはどうなるかわからない環境に翻弄され、無力感にさいなまれながら生きぬいてきた。そのような子ども達にとって、自ら環境に働きかけ、反復して練習することによって、できなかった状態ができる状態に変わっていくことは大変重要な過程である。その過程で自己肯定感や自己信頼感を得ることができる。反復強迫が苦手な場面の克服につながるのと類似した治療的意味があるだろう。反復し、その状況を自力で克服し、操作できるようになることは被虐待児にとって、特に重要な視点である。

・他者と努力を共有できるもの - グループへの帰属感

集団で身体を動かす場面はできる・できないが明確にあらわれる場面である。学校の教科で体育ほど好き嫌いが分かれる教科はない。その理由は、できるできない、得意不得意が、誰から見てもはっきりと分かってしまうことにある。また、体育の目標として課題（マット、鉄棒など）ができるようになることを目指しているのだから、できなかった時に挫折感や失敗感を強く感じてしまうのだろう。

本グループではできる・できないが明確にならな

い工夫や課題、できなくても楽しい課題を選ぶことが重要であった。できる子（C君）とできない子（D君）が明確だった「バランスボード」では、4人一緒に課題に取り組み、課題をゆるやかにして自由にボードに取り組む時間をとる工夫をした。「毛布口デオ」は、苦手な子には比較的ゆるやかに、得意な子には激しくと、職員が揺れを調節するため、できる子できない子の差がなくなる。「セラピーボール乗り」は誰もが職員の補助を必要としている上に、そもそもできるということがあまり明確でない。

「毛布口デオ」「セラピーボール乗り」など、できる・できないが不明確な課題に取り組む中で、自分の発見したやり方を他の子に教え、他の子のやり方も認め合い、他の子の取り組みを応援する子ども達の姿が見られた。被虐待児はできないことに敏感で、日常生活では、自分よりできない子をばかにしたり、できることを必要以上に自慢したりすることばかりで、上記の姿はそれを見ていたスタッフに感動を与えるほどの出来事であった。

そもそも皆がうまくできない課題だからこそ、評価を気にせず、他人と比べての競争にむきになることもなく、それぞれの子どもが自分自身に向き合い、前回よりもできる自分になることを目指し挑戦していく方向性が生まれたように思えた。また、そのような課題設定は、同じ立場で同じ目的に挑戦しているという仲間意識を強め、グループとしての一体感や、個々の子どもへの帰属感を強めることにつながった。

本グループワーク終了後、他の運動グループについていけなくなったC君が、このグループに戻りたいと言ったことがあった。集団の動きには全く無頓着で、自分勝手に動いてしまうC君にとっても、できるできないが明確でない課題設定の中で皆それぞれが自分自身に挑戦していた本グループが、他のグループとは異なり、帰属感を得られた貴重な場所となっていたことが窺われた。

まとめ 環境作りと支援

最後に、エリクソンの子どもの遊びについての定

義を援用し、本グループワークの意味を考察してみたい。エリクソンは子どもの遊びについて「遊びは事態の雛型を創造し、そこで過去の諸側面を再体験し、現在を再演し再生し、さらに未来を予測するという生得的形成の幼児的形態を提供するもの」(Erikson 1977)と述べている。本グループワークでの子ども達の運動課題への取り組みは、エリクソンの述べる、遊びと同じ意味を持っていたのではないだろうか。

このグループワークが行ったことは、子ども達に安心感を与えつつ、それまで生きてきた中で十分獲得できなかった能力の成長を促す課題を設定したことである。例えば、自分の身体の感覚に向き合う、相互作用のある環境で自分から働きかけてみるなどである。その課題は一つの運動課題であると同時に、それまで子ども達が圧倒され、自分の力を発揮することのできなかつた「事態の雛型」である。

子ども達はそのような課題に自発的に取り組むことで、それまで圧倒されてきた環境や、その環境において無力であった自分という「過去の諸側面を再体験」していく。しかし、過去と大きく異なるのは、場の安心感やスタッフの支援を後ろ盾に、その課題を自発的に反復することで、何とか対処でき、やっていけるといふ自己肯定感や自尊心を得られた点である。課題に取り組むことによって「現在を再演し再生し、さらに未来を予測する」ことができたのである。

スタッフは、子ども達が楽しさや安心感を抱ける工夫をし、子ども達の課題への努力の過程を支え、共有しながら、その子の抱える心理的課題を具体的な形を持った運動課題として提示することを繰り返した。個々の子どもの抱えている問題と、運動課題の目的が明確になるにつれ、その子が苦闘していれば、励まし、うまく達成できれば喜ぶなど、子どもの重要な経験・感情に即した応答がより実感を伴ってできるようになった。子どもの成長と共に、スタッフも、グループも成長していたのである。

今後は、子ども達の動きについての見立てをより精緻化すると共に、その見立てに即した様々な運動

課題を考案することが必要となる。

本論文で検討した課題についての4つの観点は、個人心理面接においても適応可能なものである。様々な運動課題を開発し、積み重ねることで、新たな治療技法として確立することも可能ではないだろうか。

引用文献

1. 四方耀子・増沢高：「虐待された子ども・虐待した親への援助 - 重い被虐待児へのかかわりを中心に」『心理療法のできることできないこと』。鍋田恭孝・福島哲夫編。日本評論社。1999。
2. 成瀬悟策：『動作療法』。誠信書房。2000。
3. 小口勝美、小林芳文、高山忠雄編：『障害児のムーブメント教育 原理と指導の実際』。フレーベル館。1981
4. 小林芳文：『運動・動作の指導内容与方法』。学研。1993。
5. Erikson, E.H.: 『Toys and Reasons: Stages in the Ritualization of Experience』。W. W. Norton & Company, New York. 1977. 近藤邦夫訳：『玩具と理性 - 経験の儀式化の諸段階』。みすず書房。1981。
6. 増沢高、下木猛史、竹下洋子、岡部美穂：「グループワークにおける治療的側面 グループワーク・トレーニングの変遷を通して」『心理治療と治療教育 情緒障害児短期治療施設研究紀要 第4号』。1992。
7. 大野清志、村田茂編：『動作法ハンドブック 初心者のための技法入門』。慶応義塾大学出版会。1993。

資料 1

運動課題の具体的内容とそのねらい

運動課題の選定については、運動遊びを通して他の諸機能の発達も促すという考えに基づく障害児教育のムーブメント活動(小林 1993)を参考にした。

ねらいについては当初想定していたものだけでなく、グループを進めるうちに新たに見えてきたものも列記してある。

・準備体操・ランニング(# 1 ~ 7)

屈伸、伸脚、アキレス腱伸ばし。手首、足首、首などを柔らかくする。体育館の中を5周ランニング。けがをしないよう体をあたためることが目的である。ランニングは競争にならないようにリーダーより前を走らないことを約束とした。

・スティック体操(# 1 ~ 4)

長さ80センチ程度のスティックを両手で持って、自分の体を前後左右に曲げたり伸ばしたりする運動。何も持たない時に比べて、筋肉が伸ばしやすく、身体の動きが意識しやすい。自分の身体の動きを知るとともに、しっかり立てるようになることも目指した。

・バランスボード(# 5 ~ 7)

木の板の下に高さ2.5センチの半球状のゴムをつけ、前後左右に傾けることができるようにした。その上に乗ることで、不安定さを楽しみながら、自分の重心を傾け、傾けたままバランスをとることを目的とした。

・輪っか飛び(# 6)

直径50センチ程度のフラフープを基点として、リーダーの指示通りの方向(前後左右)にジャンプし、もう一度フラフープの中に戻ってくる。一度動き出した自分の身体を止めることを目的とした。

・ローラーボード(# 2)

4つの車輪のついた板の上に、座ったり、寝転がったりし、それを職員に押してもらい楽しむ。感覚を刺激することがねらいで、特にスピード感を味わってもらう。

・毛布ゆらんこ(# 1)・毛布ロデオ(# 4 ~ 7)

毛布ゆらんこは、毛布の上に子どもが寝転がり、その両端を大人二人が持ち、ゆりかごのようにゆっくりとゆらす。感覚に刺激をあたえることや気持ちよく体をまかせることを目的としている。

毛布ロデオは、毛布の上に子どもが四つんばいになり、毛布の4つ端にいるスタッフがそれぞれ自由に揺らす。子どもはその揺れに負けないように耐える。楽しみつつ、自分から不安定な環境に耐えたり、環境に能動的に働きかけたりすることを目指す。

・スティックバランス(# 3)

スティックを手のひらにのせ、それを落さないようにバランスをとる。バランス感覚を養うとともに、スティックと自分との相互の関係をコントロールしていく。

・サーキットトレーニング(# 1 ~ 3)

サーキットトレーニングは平均台やマット、フラフープなどを使った簡単なアスレチックである。移動運動や手足の協応に焦点を当てている。

・セラピーボール乗り(# 3 ~ 7)

子どもが直径1メートルぐらいの弾性のあるセラピーボールの上に乗る、それを職員が前後に転がす、子ども自身がバランスをとりながら静止する、などいくつかのバージョンがある。セラピーボールの柔らかい感覚を楽しむとともに、環境(ボール)と自分自身との相互作用を楽しみつつ、それをコントロールする構えを身につける。

・クールダウン(# 1 ~ 7)

体育座りをする。目をつぶる。簡単な整理体操をするなど。ねらいとしては、それまでのメニューで興奮した心と身体を落ち着け、日常生活に戻る準備をする。

資料2

グループ1回ごとの子どもの動きの特徴

1 (5月)	Aさん	Bさん	C君	D君
参加の態度	非常に「いい子」でこの場にいる。何事にも一所懸命。全体的に動きがよい。	少し固い表情、担当の先生に髪の毛を結んでもらい、初めての人、初めての場所への防衛といった感じ。常にお尻が突き出た姿勢でいる。	日常と変わらず、緊張は見られない。ビデオにピースするなど、ビデオを意識しているのが緊張かもしれない。	
準備体操				
スティック体操 上に伸ばす 左右に倒す 前後屈 ねじり		後ろに体をそらせようとすると、そりきる寸前に、身体の軸をくにゃっと崩すか、耐えきれず後ろに倒れる。	身体はまっすぐ伸ばせるが、腕は曲がってしまう。	うまくつかえない。身体が倒れるまでねじってしまう。
毛布ゆらんこ 1回目 あおむけ 2回目 あおむけからうつ伏せに動いてみる	慣れている。2回目の変化すばやくできる。	結んでもらった髪の毛が気になり、身体を固くしてゆだねることはできないが、 <気持ちよかった人>には手を挙げる。	マット準備にお構いなく、マットに乗り、勝手にはね始める。「楽しい」と言うが、ふざけた感じ。2回目の変化は、うまくできず暴れるだけになる。	興奮しケラケラ高笑い。「もっとはやく」と。2回目の変化はうまくできる。 <気持ちよかった人?>には手を挙げる。
サーキットトレーニング 1. フラフープの中をケン・ケン・パで進む 2. ロープ渡り 3. 平均台かに歩き 4. 肋木からマットへジャンプ		途中で「あの人(SV)は見ていただけなの?」と確認。3では、お尻が突き出た姿勢のためうまくできない。<カニさんだよ>と声をかけると、手をカニのようにし、その途端、姿勢がよくなりうまくできる。2も練習の慎重な時より、本番でスピード乗った時のほうが上手。	3の平均台かに歩き、勢いを調節できず、最後までわたりきれず、落ちる。 4. 肋木はわざわざ高いところからジャンプしようとするが、ジャンプ自体は慎重。	幼児のようなぎこちない走り方が目立つ。 1ではケン・ケンが同じ足で連続してできず、パーも両足そろわない。 3はできず、平均台から落ちる。 できないこと多く、課題をごまかしてこなす。
クールダウン			静けさに耐えきれず笑いが止まらなくなり、D君と顔のはたきあいになる。	静けさに耐えきれず笑いが止まらなくなり、C君と顔のはたきあいになる。

2 (6月)	Aさん	Bさん	C君	D君
準備体操	屈伸や伸脚で後ろに倒れる。	伸脚で後ろに倒れる。	伸脚で後ろに倒れる。	不参加
スティック体操 上前下に伸ばす ジャンプしてしゃがみ、のびていく、木をイメージしてゆっくり上に伸びる 左右に倒す スティックに片足を乗せる	スティック体操では木が伸びるイメージを『トトロの木が伸びる場面』と重ね、うまくやる。	スティック体操は「これ嫌い」と。職員が補助して身体を伸ばそうとするが補助しづらい。拒否される感じがある。身体が伸びきる寸前に膝をまげたり、身体の軸を崩したりする。身体の感覚ははっきりしているようで、利き足での片足立ちでは「こっちは得意」「見て見て」とスタッフに声をかける。	スティックをもっての上方への伸びでは、しっかり地面をつかんで身体を立ち上げていった。そのまま左右に曲げても体軸はずれないで残っている。リーダーのところまできて「もっと伸ばして」とお願いする。	
ローラーボード うつ伏せに乗り職員に押しもらう×3	乗りなれている。止まりそうになるとボードを自分で動かす。	乗りなれている。止まりそうになるとボードを自分で動かす。	怖いのか、すぐに手でブレーキをかけてしまう。4つ足で進む。	
サーキットトレーニング ¹ 1. フラフープを並べた中をどちらの足も使いケン・ケン・パ 2. ロープで作った道に沿ってローラーボードを走らせる 3. 平均台をカニ歩き 4. 肋木に登ってぶら下がる			3では平均台にまっすぐ向かっていき、派手に転ぶ。 2ではロープをまったく無視し、力の調整ができない。調節する気がない。	
クールダウン				

1 この回はビデオのバッテリーが切れるアクシデントがあり、「サーキットトレーニング」についてはそれぞれの子どもの動きを詳細に記述することができなかった。

3 (7月)	Aさん	Bさん	C君	D君
準備体操	伸脚で後ろに倒れる。			
スティック体操 ジャンプしてからしゃがみ木のイメージを利用してだんだん上に伸びる横に倒してみる 体を回転させてみる	腰の入りが悪い。	肩があがり、腰が引けて、背中が前屈みになる姿勢目立つ。 (Gパターン) ²	しっかり地面をつかんでいる。立ち上がり完璧。	スティック体操では一つ一つの動作の間隔が短く、止まる瞬間がない。身体を横に曲げるとそのまま倒れてしまう。
セラピーボール乗り 1回目 (姿勢自由)補助の手を離し5秒耐える 2回目 うまくいかないで補助をつけて5秒耐える	1回目は座って、じたばたと耐えようとする。 2回目で四つんばいになった時は、何もせずに落ちる。	2回目、補助があると手足を伸ばして飛行機の真似。のびのびすぞす。	うまく乗った後、わざとゆさぶり、落ちる。課題に対して、あきらめているのかも。	一所懸命だが、じたばたしてしまい逆にそれが事態を悪化させる。 自分の時も、他人の時も笑いがとまらない。
スティックバランス	姿勢はいいが、スティックが傾き始めると、さっと逆の手でとってしまう。			懸命だが、じたばたしてしまい逆にそれが事態を悪化させる。やはり笑いがとまらない。
サーキットトレーニング うさぎ組 <テンポ良く軽快に> 1. フープを使ってケン・ケン・パ 2. テープで線路を作りそれに沿って歩く(広いのから段々狭く) 3. 幅・高さ違い平均台 4. 肋木(上方のタンバリンをたたいてからジャンプして降りる)	軽快に動ける。		1ではフープの位置を見ていない。フープをとばしていく。	1では、右足、左足の両方を使うように置いてあるフープ通りには動けない。全部利き足で無理矢理こなす。
サーキットトレーニング かめ組 <ゆっくり確実に> 1. フープを使ってケン・ケン・パ(赤のフープでは停止) 2. ロープで作った道を、バトミントンの羽を拾いながら歩く 3. 幅・高さ違い平均台後ろ歩き 4. 肋木ぶら下がり	前の子に追いつき始めると、気になるのか、集中できず、失敗しがち。	1の課題には乗れない。表情悪い。 2は「これ難しい」と。 3は慎重に一人すり足で。	1ではフープを見て、しっかり動ける。慎重にできる。	1では、赤フープで止まることできない。 3の後ろ平均台を中心に、バランス崩した時にリカバリーができない。
クールダウン		ストレッチで片手を挙げると体軸がずれる。		

2 「Gパターン」とはあご、肩、背中、腰、股、膝を屈曲させた姿勢のことをいう。横から見るとその姿勢がアルファベットのGに似ていることからその名がついている。新生児期の身体を丸めた胎児姿勢のような、全身的で非活性的な緊張が特徴であり、脳性麻痺の子どもには、Gパターンを崩せないで、かなり大きく成長した後も、身体を丸める緊張や姿勢パターンが残っている場合も多い。(大野 村田 1993)

4 (10月)	Aさん	Bさん	C君	D君
<p>スティック体操 朝起きたときのイメージを使って上に伸ばす 左右に曲げる 体を回す 片膝立ち（腰入れ） 体を前後左右に傾ける</p>		<p>前後左右に身体を傾ける課題では、完全に職員に身体を預けてしまう。その時には腰がしっかりしているが、身体を伸ばす時はくにゃっと崩れる。 スティックをもって体を回す課題では、自分の前側でしか回せない。後ろではでっ尻の姿勢のせいで回らない。</p>	<p>きれいに伸び、身体 の軸がずれない。</p>	<p>両手をまっすぐ上に伸ばせない。 アキレス腱のばしできない。 静止できない。 腰入れは、膝立ち自体が難しい。</p>
<p>毛布ロデオ×2</p>	<p>1回目 左右にすぐ倒れてしまう。楽しくて笑いがでる。 2回目 がんばる気があるが、一度崩れてしまうと立て直せない。</p>	<p>人に任せつつ自分で持ちこたえところが楽しそう。笑いながらも「くそっ、くそっ」とがんばる。</p>	<p>1回目 笑ってすぐ裏返しになる。 2回目 笑いも減り、しっかり耐える。</p>	<p>比較的うまく、毛布のゆれに身体を合わせる。</p>
<p>セラピーボール乗り （静止してバランスを5秒間とる） 1回目 マットで両側をはさみ、前後のバランスをとる 2回目 マットなしでバランスをとる</p>	<p>左右のついたてがない2回目も棒のように乗る。（他の三人は足でボールをはさむように乗った。）</p>	<p>左右の感覚が薄いのかまっすぐ乗れない。</p>	<p>身体や筋肉がしなやかでないのか固い。力が入っている。怖さもあるのか。左右の感覚が薄くまっすぐ乗れない。 自分の思うバランス位置と実際のバランス位置がかなり異なる。</p>	<p>まっすぐに乗っていたのに、ばたばたして逆にバランス崩してしまう。 補助してもどこに乗ればよいのか分からない。</p>
<p>クールダウン</p>		<p>ストレッチ、座っていてもお尻がでっばっている。</p>		

5 (1月)	Aさん	Bさん	C君	D君
準備体操 軽いランニング			なぜかスキップ。	アキレス腱のばしできない。まっすぐ後ろに足を伸ばせず、外側に崩れてしまう。 ランニングゆっくりでも5周ついてこれない。
バランスボード 前後左右に傾ける 回転 片足立ち	慎重に取り組む。		うまい。どうやっても倒れそうにない。後ろに傾いた時にも膝を使ってバランス取れる。	勢いが強すぎて、板を傾けた方向に、そのまま倒れてしまう。
輪っか飛び		横に飛ぶ時、どうしても斜め後ろに飛んでしまう。		一所懸命だが慣性の法則にしたがい、右に飛べば、そのまま右に倒れてしまい、勢いに負ける。戻れない。
毛布ロデオ 今回は5秒・5秒・10秒と秒数を決め、数回立ち直るための間を入れながら	耐える気がないように感じられてしまう。一度倒れると笑ってしまい、体勢を戻せない。	頭を毛布につけて前かがみになり工夫している。いつもの背中をそった姿勢ではない。自分のこの発見を皆に教えてあげる。	力を抜いて乗っており、うまい。真剣に取り組める。	毛布をつかんで耐えようとする。
セラピーボール乗り(ボールの空気がかなり抜けている) マットで両側をはさみ、前後のバランスに集中する 1回目 職員が前後で補助して動かす 2回目 座ってバランスをとる	動かないことで調整している。「腹に力を入れたほうがいい」と皆にアドバイス。	1回目まっすぐ乗れない。	1回目は、腕で引き寄せようと前後に動かし、自分から働きかける。 2回目一人だけ、10秒間乗っていられない。重心が分からない。	1回目はC君のまねをしようとするが、ボールにお構いなく自分勝手に暴れて落ちる。 2回目はじっとのれない。自分で勝手に課題を変えてしまう。
クールダウン				

研究報告

6 (2月)	Aさん	Bさん	C君	D君
準備体操 軽いランニング	きれいな走り方。	姿勢よい。でっ尻が目立たない。	遅い時はスキップで、速度を調整？	5周もたない。
バランスボード 前後左右に傾ける 回転 指示した方向に倒し静止 自由遊び	傾けて安定するまで時間がかかる			やはり難しい。
毛布ロデオ 秒数(5秒、5秒、10秒)を決め、立ち直る時間を入れて	ある職員の動きを見てそれに合わせる方法を考え出す。回を重ねるごとにコミットしていく。	毛布つかむ。(前回のD君の方法) 笑いながらもしっかり耐える。	毛布の動きに合わせて動く。(新しい工夫)	
セラピーボール乗り(ボールの空気は抜けたまま) マットで両側をはさみ、前後のバランスのみに集中する 職員がボールを前後に転がし移動する	やる前に職員とどうすればいいか考えている。 乗るのは下手だが、うまく手を使って進む。	課題に対して真剣で、一番上手。腕でうまくボールを引き寄せ、その間に身体を浮かせながら進む。他の子がやっている間、マットの上で遊んでしまうが、注意は聞ける。	ボールの上でバランスを取ることすらできない。 課題が難しくなってきたのか、集中できない。	前に進む時は担当職員がいたため、飛びついていく遊びのようになってしまう。 後ろに進む時は慎重にできる。 課題を課題通りに行わず、変えてしまう。 想像の中ではスーパープレーをしているかの様子。
クールダウン				
全体的様子				課題ごとの合間には崩れてしまうが、課題には真剣に取り組む。

7 (3月)	Aさん	Bさん	C君	D君
参加への態度			来たたんから奇声あげる。自分の座る位置をなかなか定められない。	C君に影響され、奇声などまねをするが、声かけで戻る。
準備体操 軽いランニング			ランニングではわざとリーダーの邪魔をする。むらのある走り。	5周走りきれない。
バランスボード 前後左右に傾ける 指示した方向に倒し静止(8秒) ボードを床につけないで静止(3秒)	<膝をつかってごらん>という声かけにすんなりのことでき、こつをつかむ。	傾けた状態で体勢を保持した後、ボードなしで立ってもらおう。<足下しっかりしない?>に「ほんとだー」と実感する。 出っ尻はほとんど目立たなくなった。	安定して乗れる。	落ち着いて取り組めるが、時々派手に倒れる。
毛布ロデオ 秒数(5秒・10秒・10秒)を決め3回に分け立ち直る時間を入れながら 3回目は毛布ゆらんこを選ぶのもOK		最初は毛布をつかんでいたが、ゆれが激しくなると、それに合わせて、トランポリンのように飛ぶ。	3回目は「毛布ゆらんこ」を選択するが、「コマネチ」のまねでふざけてしまう。楽しすぎる?	地蔵のように耐える。最後は毛布の揺れに合わせて自分で飛んでみる。
セラピーボール乗り (今回はボールの空気を少し入れて) マットで両側をはさみ子どもがバランスを取りつつ転がりながら進む(前後にスタッフの補助あり)	すぐ落ちるが、笑顔でやりなおす。 自然な身のこなし。	横向きに乗り、そのままうまく動く、<縦にのってみて?>には「難しいこというね」と言いつつ、しっかり取り組める。なおかつ上手。	身体が大きくなり、ボールが小さいのが乗りにくい。足でマットを押さえるなど、課題に対してごまかしが目立つ。途中で他の子が課題にとりくんでいるのにちょっかいを出し注意される。	
クールダウン				

「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の 有効活用に関する縦断研究」(中間発表1)

研究代表者 滝川 一 廣(大正大学)
共同研究者 四方 燿 子(子どもの虹情報研修センター)
高田 治(横浜いずみ学園)

1. 目的

本研究は児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設でのケアの実態、有効性、問題点を調査をもとに分析し、情緒障害児短期治療施設の児童虐待への治療的課題を整理し今後の方向付けを目的とするものである。先に行われた滝川他2001「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効利用に関する調査研究」(平成12年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書)恩賜財団母子愛育会 所収)に続く縦断研究である。

深刻化する児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設(以下、情短と記す)の具体的な活用のあり方についての研究は未だ不十分であり、特にその治療効果についての実証的研究は少ない。先の調査研究においても入所児童の退所時の状態や治療効果については明らかにできなかったため、被虐待児のケアの実態、有効性、問題点をとらえる上で課題が残された。本研究は児童の在所中の状態を縦断的に調査し、退所時の状態の調査結果と併せて分析し、虐待問題への情短の治療的課題を整理し現実的かつ具体的な指針を示すことを目的とする。5年間の縦断調査の途中であり、縦断調査の終了を待って報告する予定である。今回はその中間報告である。

2. 調査方法

滝川他(2001)の調査は、全国情緒障害児短期治療施設協議会の協力のもとに行われた。全国の情短の入所部門に2000年9月1日現在在籍していた子ども

も全員を対象とし、調査用紙を各施設に郵送し、2000年10月から11月にかけて、各施設の職員が各子どもについて「入所後6ヶ月程度に見られた状態像」と「調査時点での状態像」を評定してもらった(入所して6ヶ月たたない子は入所後の状態像のみ評定を求めた)。返送された回答をチェックし回答漏れを指摘し返答を得ている。

本研究の縦断研究においても全国情緒障害児短期治療施設協議会の協力のもとに行われ、滝川他(2001)で調査した全国の情短17施設の対象児童について、2004年まで毎年10月に同一項目の状態像の調査を同様の手順で行う。また、退所した児童については退所時の状態等の調査も行い、併せて分析を行う。

調査質問項目の分析については、滝川他(2001)のデータおよび上記のデータを用いる。

3. 調査項目

(1) 子どもの状態像に関する調査

性別、入所年齢、被虐待児か否か、入所年月日の他、185の状態を示す項目からなる。

(2) リスクアセスメント指標

加藤他(2000)の「リスクアセスメント指標」を用いた。

(3) 退所児に関する調査

退所児の退所時点での状況を調べるために、「治療効果」「退所の形態」「転帰」「進路」「退所後の援助」について回答を求めた。

4. 調査結果

(1) 2000年調査の対象集団とその特徴

17施設571名、虐待経験の有無と性別による入所年齢の平均(()内は標準偏差)は以下の通りである。

被虐待児	男子 168名	9.86歳 (2.41歳)
	女子 130名	10.69歳 (2.70歳)
非被虐待児	男子 169名	11.86歳 (2.35歳)
	女子 99名	12.05歳 (2.29歳)

虐待の種別

虐待の種別の人数は以下の通りである。ただし重複がある。

身体的虐待	192名 (被虐待児の64.0%)
ネグレクト	159名 (被虐待児の53.0%)
心理的虐待	115名 (被虐待児の38.3%)
性的虐待	18名 (被虐待児の6.0%)
虐待の発生前年齢の平均(()内は標準偏差)	
男子	5.31歳 (3.56歳)
女子	5.87歳 (3.92歳)

である。

養育者(表1)

両親のそろっている家庭が少なく、母子家庭が多い。父子家庭も1割近く見られる。

実母-継(養)父、実父-継(養)母など再婚家庭も多く、複雑な家庭事情がうかがわれる。

虐待者(表2)

実母からの虐待が半数を越える。実父からの虐待が3割強である。

子どもの負因(表3)

情短の対象が、知的な遅れや身体障害などを除くことから、この数字になったと思われる。精神薄弱児施設や肢体不自由児施設の実態を参考とすべきである。

入所前の環境、様子(リスクアセスメント(表4)より)

半数以上の家庭が経済的な問題を抱え、夫婦間に問題があり、社会的サポートが得られていない状態にある。半数以上の子どもの養育者は養育知識にも問題があり、虐待の自覚も乏しい。

(2) 被虐待児の状態像の分析

被虐待児の状態像

入所後6ヶ月の全項目について、被虐待児と非被虐待児を分け、該当人数(例えば「寝付きが悪い」の項目に のついた人数)をクロス表にした(表5)。

各領域での「問題のない」とされる項目をみると、「睡眠領域」「食欲」「排泄」「身体運動」「身体発育」「特定の大人との関係」「生活上の問題」ではほぼ半数以上の子どもが問題がないと評定されている。一方、「情動の傾向」「大人に対する態度」「他の子どもに対する目立った行動」「自分自身に対する構え」といった領域では大半の子どもが何らかの問題があると評定されている。

個々の質問項目では、該等人数(出現率)が少ない項目が多い。被虐待児の特徴としてよく挙げられる項目に関しても、過半数の被虐待児には見られないという結果である。

ほとんどの質問項目で被虐待児の方が非被虐待児よりも出現率が高く、虐待体験が子どもの成長のすべての領域に影響していることが予想される。

状態像に影響する因子

各状態の出現に影響する因子(性別、虐待の種類別など)を推定するため、ロジスティック回帰分析(標本数529名)を行なった。表6に各状態の出現に関与する因子(有意水準5%)をまとめた。

a 虐待経験の影響

虐待の種類にかかわらず虐待的養育は、「睡眠」「食欲」「大人に対する態度」「大人に対する行動」「生活上の問題」の各領域に何らかの問題を出現させる率が高く、生理的な面と大人への態度といった生活の基本的な面に影響を与えるようだ。「夜尿」「痛覚の敏感さ」「情動の過敏さ」「衝動性」「大人に対する「不自然さ」「浮き沈み」「大人との関係」「不安定さ」「手のひらを返したような態度」

「両価的な態度」といった、過敏さ不安定さを示す項目に影響を与えている。「自分に無関心」、「自分の外見」、「将来」、「他者から好かれること」に対するなげやり、諦めの態度に影響することが特徴的である。虐待体験を受けたことにより、自分を大切にできないなげやりな生き方に傾くことが示されており、虐待の根本的な問題が浮き彫りになっていると思われる。

b 身体的虐待の影響

「約束を守れない」、「嘘」など「社会的ルールや約束」の問題、多動、衝動性、粗暴行為、大人に対する反発や操作的な態度と他の子どもに対する喧嘩、妬みなど、虐待との関係でよく指摘される面は身体的虐待経験に影響される面である。さらに「痛覚の敏感さ」、「鈍感さ」、「温度感覚の鈍感さ」など「身体感覚」の問題への影響が特徴的である。

c ネグレクトの影響

ネグレクト経験の有無で出現率が影響を受ける項目は少ない。ネグレクトを受けた子どもは著しい問題を生じないため、このような結果になったと思われるが、根深い問題が現場では関知されている。「浅眠」、「悪夢」、「苛められ」といったあまり目立たない状態との関連は示されており、職員、友人との関係が安定しないことなども気になることである。

d 心理的虐待の影響

心理的虐待は基準が曖昧で認定しづらい虐待であるが、「不活発」、「意識の解離」、「感情の解離」、「自傷」、「養育者への拒否感」といった問題に影響している。

e 性的虐待の影響

性的虐待が認められる子どもの数が少なく、特徴の推測には限界があるが、問題行動や攻撃的な様子に加え、「抑鬱」、「不安」といった情緒の問題や、「自分」、「未来」に対する諦めの様子、「自信のなさ」、他人に対する攻撃だけでなく自傷行為も見られ、幅広い領域に影響を与えている。特に、解離については、「痛

覚の鈍さ」と「感情面での解離」が見られ、性的虐待体験の影響がうかがわれる。

f 入所年齢

年齢的要因であるが、「夜泣き」、「夜尿」、「遺尿」、「転びやすい」、「多動」、「注意の持続ができない」といった問題や、「生活上の問題」の領域に影響していることは理解しやすい。

g 虐待の発生年齢について

虐待を早い時期から受けた方が、大人に対する態度、行動、他の子どもに対する行動、ルール違反といった問題を呈しやすい。人間不信が強くうかがわれる結果である。

h 性差

多動、衝動的、暴力、物品の破壊など粗暴傾向は男子であることと関連が示される一方、女子は憂鬱、悲哀、感情の浮き沈みなど情緒面の問題や職員に対してのかかわりの問題が出現しやすいことが示されている。

上記のように、虐待の種別の特徴などが顕著に見られる一方、種別を越えて虐待経験に共通する特徴もある。虐待経験で一括りにした議論が散見されるが、今後は虐待の種別などを分けて論じる必要が示されている。

(3) 情短入所による治療効果

退所児について（中間報告）

a 治療効果、転帰

2000年11月から2001年10月のあいだに、被虐待児300名中104名(34.7%)、非被虐待児271名中138名(51.0%)が退所した。平均在所期間は、被虐待児27.3ヶ月、非被虐待児26.1ヶ月で、入所して半年から3年以内の子が大きな割合を占めていた。退所時点の改善度(図1)を見ると、被虐待児の約31%が「改善」、54%が「やや改善」で、それなりの治療効果が上がっているといえる。興味深いのは、非被虐待児の改善度もあまり変わらないことで、虐待でもないのに家庭から離して入所ケアに及ばねばならなかった児童は、それだけ重い問題を抱えており、虐待だけが深刻

な問題ではないことを示している。

被虐待児の117名(59%)は、最初の調査時点から2年以上経てもなお退所できない児童で、非被虐待児の67名(25%)と大きな差があり、平均在所期間の差も広がると予想される。非被虐待児も被虐待児も1、2年を越えるケアが必要だが、被虐待児の方が改善の勾配がずっと緩やかで、より長期にわたる粘り強いケアが必要であることを示唆している。

退所後の約半数は家庭復帰ができていない(図2)が、半数はやはり家庭復帰は困難である。注目したいのは非被虐待児においても、退所後、家庭復帰できず他の福祉施設を受け皿とするケースが10~15%でていることで、家庭基盤の脆弱な子どもが非被虐待児にも一定の割合いることを示している。

b 退所時の状態(図3)

被虐待児によく見られる睡眠障害、過食異食、遺尿遺糞、身体感覚や身体運動のアンバランスなど身体にまつわる障害は早期に改善し、退所時点での改善率も高い。また安定した対人関係を培うことの困難さも被虐待児の特徴だが、そのなかにあって担当スタッフなど「特定の大人との関係」も高い改善率を示していることは注目される。一対一の個別のなかかわりを重視する情短の伝統と、そのなかで身の回りのこまやかな保護的なケアを大切にするという方法が、被虐待児の治療に有効なことを示唆する。それに支えられるように食事、洗面、トイレ、着替えなど基本的な生活習慣も退園時にはかなりの改善率をみせている。「生活の問題」「社会的ルールや約束」「大人に対して目立った行動」「特定の大人との関係」「特定の子どもとの関係」「問題行動」などが50%近くまで改善されており、集団生活を営む上で大事にされていることが、退所の判断や治療効果の評価に関与しているのかもしれない。

激しい暴力などに代表される問題行動や社会ルールの逸脱も入所6ヶ月目に比べると退

所時にはかなり改善しているが、なお「問題あり」が半数いる。ここに被虐待児特有の攻撃性の深さという問題と、この改善率をさらに高めるにはどうすればよいかの課題が浮かび上がる。ただ、「有無」だけでなく頻度によって重みをつけた経過(下記、図4)を見れば治療期間とともに、特に対職員暴力は明らかに軽度化しており、これは「特定の大人(職員)との関係」の改善と相関している可能性があり、治療のヒントがありそうである。

これに対して子ども同士の関係のあり方は、なかなか改善しない。虐待の再現現象でどうしても傷つけあったり、大人を奪いあったりで親密な友人関係が育ちにくいことが推測される。こうした際などには職員が手数をかけて介在し、子ども集団が否定的な影響を与えあう集団にならないようにして、子ども同士の親密な関係を育て上げることが必要だが、現実にはそこまで手がまわらず、大きな課題となっていると思われる。

これに併せて自己評価の低さと、その改善率の悪さも気になる。下位項目(表7)を見ると、自己評価のうち、被虐待児がしばしば抱く「なげやりで自分に無関心(どうでもよい)」「未来へ関心、希望を持たない」といった自己存在に対する否定感は改善しているが、「自分に対する自信」が非常に伸び悩んで自己評価を低めていることがわかる。学力の低さなどが、端的な自信のなさにつながっている可能性が大きい。また一般家庭の子どもと比べたとき、物心ともども恵まれていない施設生活を余儀なくされている事実自体、子どもがプライドや自信を育むのを妨げている現実を無視できない。最低基準の見直しは、こうした観点からも重要だろう。

対養育者との関係の改善の低さは、虐待という問題の性質のしからしめるところで、家庭復帰の困難さにつながっている問題である。しかし、この改善率の低さの割には約半数の

子どもが家庭復帰していることは注目される。上記の他の領域の改善率を考慮すると、情短ケアのなかで子ども自身が改善し成長し、養育者との直接的な関係改善が得られなくても、それなりに折り合いをつけて家庭復帰をしてゆく子どもが少なくないことが十分に推測される。退所時点の家庭環境のデータがないため推測の域をでないが、彼らが虐待体験による傷を抱えながら歩む道は容易でない。復帰後のアフターフォローの必要性を示唆している。

被虐待児の在所中の変化について

入所から各調査時までの月数（在所月数）をもとに在所期間別に各状態の出現率を求めた。在所期間は在所月数により、0 - 6月、7 - 18月、19 - 30月、31 - 42月、43 - 54月に分けた。で挙げた結果と、大きな相違は見られない。今後縦断調査が進めば、在所期間による変化の様子、どのくらいたてば改善が始まるかといった特徴が推定できると思われる。

結語

本報告では、2000年10月のデータを用いて、母集団の特徴を考察し、ロジスティック回帰分析により各項目（状態）に影響を与える要因（性別、虐待の種類等）を探った。性差や虐待種別の特徴など興味深い結果も見られた。また、中間報告として、改善の様子も探ってみた。縦断調査のデータがそろえば、各項目の変化の様子などが探れ、情緒障害児短期治療施設の治療経過についての考察が深められる手応えが得られた。今後の縦断調査の重要性が確認され、その成果が期待される。

（追記）統計的解析は、国立成育医療センター研究所 成育社会医学研究部長谷村雅子先生と同研究部共同研究員大熊加奈子さんの協力を得た。また、統計解析には SPSS11.0J を用いた。

参考文献

1. 加藤他：「重症度判断と危険度について」子どもの虐待とネグレクト .vol 2 . (1) . 2000 .
2. 滝川他：「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する調査研究」恩賜財団、母子愛育会平成 12 年度児童環境作り等の総合調査研究事業報告書 . 2001 .

表1 被虐待児の養育者

	男子(168名)	女子(130名)		男子(168名)	女子(130名)
実父母	16.1% (27)	18.5% (24)	実母-継父	4.2% (7)	8.5% (11)
実母のみ	45.7% (63)	32.3% (42)	実母-養父	2.4% (4)	2.3% (3)
実父のみ	9.5% (16)	9.2% (12)	実母-義父	0.6% (1)	
継母のみ	0.6% (1)	1.5% (2)	実母-内夫	0.6% (1)	
継父のみ	0.6% (1)	0.8% (1)	実母-祖母	1.2% (2)	
義母のみ	0.6% (1)		実母-姉		0.8% (1)
義父のみ	0.6% (1)		実父-継母	4.2% (7)	5.4% (7)
養母のみ			実父-養母	0.6% (1)	1.5% (2)
養父のみ	1.8% (3)	0.8% (1)	実父-祖母	0.6% (1)	
祖母のみ	6.5% (11)	0.8% (1)	養父-養母	0.6% (1)	
祖父のみ		0.8% (1)	祖父母	1.2% (2)	3.1% (4)
祖父のみ		0.8% (1)	祖母-叔母		0.8% (1)
叔父のみ	0.8% (1)	0.8% (1)			
実姉		1.5% (2)			
里母		0.8% (1)			
養育代行者	0.8% (1)				
施設	3.0% (5)	2.3% (3)			

表2 虐待者

	男子(168名)	女子(130名)		男子(168名)	女子(130名)
実父母	17.3% (29)	16.9% (22)	実母-継父	3.6% (6)	4.6% (6)
実母のみ	30.4% (51)	33.8% (44)	実母-養父	0.6% (1)	2.3% (3)
実父のみ	16.1% (27)	16.2% (21)	実母-義父	0.6% (1)	
継母のみ	2.4% (4)	3.1% (4)	実母-内夫		0.8% (1)
継父のみ	3.0% (5)	3.1% (4)	実母-祖母		1.5% (2)
義母のみ	0.6% (1)		実母-兄	0.6% (1)	
義父のみ	1.2% (2)		実父-継母	2.4% (4)	2.3% (3)
養母のみ	0.6% (1)	0.8% (1)	実父-養母		
養父のみ	3.0% (5)	2.3% (3)	実父-祖母	0.6% (1)	
祖母のみ	1.2% (2)		養父-養母		
母方祖母のみ	0.6% (1)		祖父母		0.8% (1)
養育代行者	1.8% (3)		実母-継母		1.5% (2)
内夫	1.2% (2)		実母-元義父	0.6% (1)	
兄	1.2% (2)		実母-同居人		0.8% (1)
			実母-知人	0.6% (1)	
			実父-養父		0.8% (1)
			義兄-義姉	0.6% (1)	
			継父-里母		0.8% (1)
			実母-実父-叔父	1.2% (2)	
			実母-実父-祖母	1.2% (2)	
			実母-実父-継母	1.2% (2)	0.8% (1)
			実母-祖母-祖父		0.8% (1)
			実母-実父-祖母-兄	0.6% (1)	
			実母-継父-継祖母	1.2% (2)	

表3 被虐待児の特徴

	該当率(度数)	
	男子(168名)	女子(130名)
知的な遅れ	4.2% (7)	10.0% (13)
脳波異常	6.0% (10)	2.3% (3)
未熟児	3.6% (6)	4.8% (8)
慢性疾患	1.8% (3)	2.3% (3)
身体障害	3.0% (5)	0.8% (1)

表4 - 1 リスクアセスメントの該当率

		該当率(度数)			該当率(度数)		
		男子(168名)	女子(130名)		男子(168名)	女子(130名)	
1. 傷の程度	生命/重度	6.0% (10)	9.2%(12)	中 度	19.6%(33)	10.8%(14)	
	軽 度	27.8% (47)	15.4%(20)	不 明	28.4%(48)	42.3%(55)	
	部 位	頭 部	14.2% (24)	13.1%(17)	顔 面	17.2%(29)	11.5%(15)
		性 器	0% (0)	0.8% (1)	頸 部	0.6% (1)	1.5% (2)
		内 蔵	0.6% (1)	0% (0)	臀 部	1.2% (2)	3.1% (4)
		上 肢	14.3% (24)	11.5%(15)	下 肢	10.1%(17)	9.2%(12)
		状 態	血 腫	1.8% (3)	1.5% (2)	骨 折	1.8% (3)
		裂 傷	4.2% (7)	2.3% (3)	火 傷	5.4% (9)	3.8% (5)
		打 撲	14.3% (24)	10.0%(13)	脱水症状	0% (0)	0.8% (1)
		あ ざ	16.7% (28)	14.6%(19)	みみずばれ	1.4% (4)	1.5% (2)
	皮膚疾患	0% (0)	0% (0)				
2. 虐待の継続	は い	62.5%(105)	66.2%(86)	や や	22.0%(37)	13.8%(18)	
	いいえ	7.7% (13)	6.9% (9)	不 明	6.0%(10)	8.5%(11)	
	繰り返す	29.8% (50)	36.2%(47)	常 習	17.3%(29)	21.5%(28)	
	子を何日も放置する	8.3% (14)	3.8% (5)				
3. 虐待歴	は い	33.6% (57)	26.9%(35)	や や	7.7%(13)	7.7%(10)	
	いいえ	46.4% (78)	50.8%(66)	不 明	6.5%(11)	3.8% (5)	
	入 院	4.8% (8)	6.2% (8)	施設歴	16.7%(28)	11.5%(15)	
4. 性的虐待	は い	0% (0)	13.8%(18)	や や	0% (0)	3.1% (4)	
	いいえ	87.5%(147)	66.9%(87)	不 明	6.5%(11)	10.0%(13)	
	擬	0.6% (1)	12.3%(16)	性 病	0% (0)	0% (0)	
	妊娠等	0% (0)	0.8% (1)				
5. 関係機関からの情報	は い	60.7%(102)	68.5%(89)	や や	10.7%(18)	6.9% (9)	
	いいえ	22.0% (37)	19.2%(25)	不 明	1.8% (3)	1.5% (2)	
	医 療	6.5% (11)	10.8%(14)	警 察	13.1%(22)	10.0%(13)	
	保 健	0% (0)	0.8% (1)	学 校	47.6%(80)	45.4%(59)	
	保健所	4.2% (7)	3.1% (4)	福祉事務所	12.5%(21)	15.4%(20)	
	民生児童委員	10.1% (17)	10.0%(13)	再三の近隣報告	5.4% (9)	7.7%(10)	
6. 身体状態(子ども)	は い	32.7% (55)	26.2%(34)	や や	10.1%(17)	6.9% (9)	
	いいえ	50.0% (84)	57.7%(75)	不 明	1.8% (3)	0.8% (1)	
	障 害	4.2% (7)	1.5% (2)	持 病	5.4% (9)	5.4% (7)	
	発達遅れ	10.1% (17)	9.2%(12)	発育不全	11.3%(19)	7.7%(10)	
	アレルギー体質	7.7% (13)	4.6% (6)				
7. 精神的状態(子ども)	は い	59.5%(100)	66.9%(87)	や や	29.2%(49)	20.8%(27)	
	いいえ	8.9% (15)	12.3%(16)	不 明	1.2% (2)	0% (0)	
	不 安	26.2% (44)	40.0%(52)	恐 れ	17.3%(29)	18.5%(24)	
	鬱 的	4.8% (8)	7.7%(10)	チ ック	7.7%(13)	1.5% (2)	
	脱 毛	1.8% (3)	3.1% (4)	夜 尿	11.9%(20)	17.7%(23)	
	遺 尿	3.6% (6)	10.0%(13)	異 食	1.2% (2)	0.8% (1)	
	無表情	10.1% (17)	14.6%(19)	攻撃的	41.1%(69)	30.0%(39)	
	暗い表情	14.9% (25)	30.8%(40)				

表4-2 リスクアセスメントの該当率

	該当率(度数)			該当率(度数)	
	男子(168名)	女子(130名)		男子(168名)	女子(130名)
8 .日常的状態 (子ども)	はい	41.7% (70)	やや	22.6%(38)	25.4%(33)
	いいえ	30.4% (51)	不明	3.6% (6)	3.8% (5)
	衣食住の監護なし	17.3% (29)	非衛生、不潔	18.5%(31)	18.5%(24)
	医療の放置	8.3% (14)	監督不十分	41.7%(70)	25.4%(33)
9 .問題行動 (子ども)	はい	66.7%(112)	やや	14.3%(24)	6.2% (8)
	いいえ	16.7% (28)	不明	1.2% (2)	1.5% (2)
	暴力	25.0% (42)	盗み	36.9%(62)	33.8%(44)
	家出	24.4% (41)	虚言	19.0%(32)	27.7%(36)
	性的逸脱	3.6% (6)	自傷行為	3.0% (5)	7.7%(10)
	深夜徘徊	14.3% (24)	怠学	13.7%(23)	6.2% (8)
10 .意思・気持ち (子ども)	はい	57.7% (97)	やや	14.3%(24)	15.4%(20)
	いいえ	19.0% (32)	不明	8.3%(14)	5.4% (7)
	親を嫌う	14.9% (25)	帰りがらない	20.8%(35)	23.1%(30)
アンビバレントな気持ち	35.7% (60)				
11 .精神的状態 (養育者)	はい	25.0% (42)	やや	8.9%(15)	10.0%(13)
	いいえ	50.6% (85)	不明	11.3%(19)	12.3%(16)
	鬱的	6.5% (11)	精神症状	8.9%(15)	18.5%(24)
	通院	12.5% (21)	服薬	8.9%(15)	13.8%(18)
疑いはあるが通院歴なし	8.9% (15)				
12 .性格的問題 (養育者)	はい	61.3%(103)	やや	19.6%(33)	18.5%(24)
	いいえ	7.1% (12)	不明	10.7%(18)	7.7%(10)
	衝動的	25.6% (43)	未熟	39.3%(66)	40.0%(52)
	攻撃的	26.2% (44)	偏り	17.9%(30)	22.3%(29)
	共感性欠如	16.1% (27)			
13 .アルコール/ 薬物(養育者)	はい	16.1% (27)	やや	6.0%(10)	5.4% (7)
	いいえ	53.0% (89)	不明	22.6%(38)	21.5%(28)
	依存	8.3% (14)	酔うと暴力	8.9%(15)	10.8%(14)
		有機溶剤や覚醒剤乱用の疑い	1.2% (2)	4.6% (6)	
14 .被虐待歴 (養育者)	はい	28.6% (48)	やや	7.1%(12)	3.1% (4)
	いいえ	15.5% (26)	不明	46.4%(78)	55.4%(72)
	被虐待歴	12.5% (21)	愛されなかった思い	19.6%(33)	21.5%(28)
15 .子感情/態度 (子ども)	はい	32.7% (55)	やや	13.1%(22)	14.6%(19)
	いいえ	32.7% (55)	不明	19.6%(33)	23.1%(30)
	子ども嫌い	4.8% (8)	産まなければ	4.2% (7)	6.2% (8)
	アンビバレントな気持ち	25.6% (43)			
16 .虐待自覚なし (養育者)	はい	51.8% (87)	やや	22.6%(38)	17.7%(23)
	いいえ	16.7% (28)	不明	8.3%(14)	6.2% (8)
	問題意識なし	31.0% (52)	体罰容認	14.9%(25)	11.5%(15)
しつけ主張	25.6% (43)				

表4 - 3 リスクアセスメントの該当率

	該当率(度数)			該当率(度数)	
	男子(168名)	女子(130名)		男子(168名)	女子(130名)
17. 養育意欲/能力	はい	32.1% (54)	やや	25.0% (42)	13.1% (17)
	いいえ	34.5% (58)	不明	6.5% (11)	3.8% (5)
	意欲なし	21.4% (36)	能力低下	19.6% (33)	32.3% (42)
	知的障害	4.2% (7)			
18. 養育知識	はい	55.4% (93)	やや	20.8% (35)	10.8% (14)
	いいえ	16.7% (28)	不明	5.4% (9)	5.4% (7)
	若年親	8.9% (15)	知識不足	16.7% (28)	20.0% (26)
	不適切	48.8% (82)	期待過剰	13.7% (23)	13.1% (17)
19. 社会的サポート	はい	52.4% (88)	やや	23.2% (39)	11.5% (15)
	いいえ	17.9% (30)	不明	6.0% (10)	9.2% (12)
	孤立的	50.6% (85)	親族の対立	15.5% (26)	16.2% (21)
	親族過干渉	3.6% (6)	保育なし	1.8% (3)	2.3% (3)
	転居	7.7% (13)			
20. 夫婦問題	はい	68.5% (115)	やや	9.5% (16)	8.5% (11)
	いいえ	14.3% (24)	不明	6.5% (11)	6.2% (8)
	夫婦不和	20.8% (35)	夫婦間暴力	15.5% (26)	14.6% (19)
	別居	8.9% (15)	家出	6.0% (10)	7.7% (10)
	離婚問題	39.9% (67)			
21. 経済問題	はい	54.2% (91)	やや	12.5% (21)	16.2% (21)
	いいえ	27.4% (46)	不明	5.4% (9)	8.5% (11)
	ローン	10.7% (18)	生活苦	42.3% (71)	37.7% (49)
	失業	6.0% (10)	転居	7.1% (12)	3.8% (5)
	計画性欠如	23.2% (39)			
22. 生活環境	はい	23.2% (39)	やや	16.7% (28)	13.1% (17)
	いいえ	47.6% (80)	不明	8.3% (14)	12.3% (16)
	劣悪住居	20.2% (34)	安全確保への配慮なし	8.9% (15)	13.8% (18)
23. 協力態度なし	はい	13.1% (22)	やや	17.9% (30)	25.4% (33)
	いいえ	61.3% (103)	不明	1.2% (2)	2.3% (3)
	機関介入拒否	7.1% (12)	接触困難	11.9% (20)	14.6% (19)
24. 援助効果なし	はい	21.4% (36)	やや	31.5% (53)	32.3% (42)
	いいえ	39.3% (66)	不明	1.8% (3)	6.2% (8)
			調整改善期待できない	10.1% (17)	7.7% (10)
25. 子を守る人なし	はい	36.9% (62)	やや	23.8% (40)	16.9% (22)
	いいえ	29.2% (49)	不明	4.2% (7)	6.9% (9)
日常的に子供を危険から守る人がいない				16.1% (27)	16.2% (21)
危険な時、子の逃げ場がない				11.3% (19)	16.2% (21)

表5 - 1 各項目の出現率

領域	項目	略語	出現率(%)			
			男子		女子	
			被虐待児 168名	非 169名	被虐待児 130名	非 99名
A. 睡眠領域						
	特に問題なし	なし	56.0	66.3	56.2	66.7
	ねつきが悪い	寝付	26.2	20.7	27.7	11.1
	夜中に目を覚ましやすい、眠りが浅い	浅眠	13.7	13.0	23.8	16.2
	早朝に目が覚めてしまう	早朝覚	5.4	4.7	5.4	3.0
	夜泣き、激しい寝ぼけ、夜驚	夜泣	4.8	0.6	6.2	2.0
	悪夢の訴え	悪夢	6.0	0.6	15.4	5.1
	その他		8.9	7.7	7.7	6.1
B. 食欲						
	特に問題なし	なし	48.2	72.8	64.6	70.7
	食欲がない、拒食傾向	拒食	7.1	7.1	8.5	7.1
	異常なほどの食欲、過食傾向	過食	13.1	4.7	5.4	8.1
	むさぼり食い	貪り食	10.7	1.2	3.1	0.0
	極端な偏食	偏食	13.7	5.3	10.8	14.1
	極端な味付け（調味料のかけすぎなど）	過味付	11.9	3.0	5.4	1.0
	盗み食い	盗食	5.4	0.0	3.8	0.0
	異食症（食べられないものを食べてしまう）	異食	0.6	0.6	0.8	0.0
	食欲の極端なむら	食むら	13.1	7.1	10.8	7.1
	その他		9.5	7.1	9.2	4.0
C. 排泄						
	特に問題なし	なし	73.2	79.9	65.4	82.8
	頻尿	頻尿	3.6	2.4	6.9	3.0
	遺尿もしくは遺糞	遺尿	7.1	3.6	10.8	2.0
	頻繁な夜尿	夜尿	14.3	3.6	14.6	2.0
	トイレ以外（居室など）での排尿便	他所尿	5.4	1.2	5.4	0.0
	頻繁な便秘	便秘	0.6	2.4	5.4	5.1
	頻繁な下痢	下痢	0.6	3.0	0.8	2.0
	その他		7.7	7.1	4.6	5.1
D. 身体感覚						
	特に問題なし	なし	62.5	72.2	63.1	80.8
	痛みに敏感（わずかな痛みも大きく訴える、わずかな怪我にもパニックなど）	痛覚敏	12.5	6.5	20.8	2.0
	痛みに鈍感（痛みを感じないかのように、怪我に気づかないなど）	痛覚鈍	6.0	3.6	8.5	0.0
	暑さ・寒さに敏感（極端に暑がる、寒がる）	温覚敏	1.2	2.4	3.1	3.0
	暑さ・寒さに鈍感（夏でも平気で厚着、冬でも平気で薄着など）	温覚鈍	20.2	10.1	4.6	3.0
	過敏さと鈍感さが混在していて、ちぐはぐ（身体感覚の異常）	敏覚鈍	2.4	3.6	4.6	6.1
	その他		1.8	5.3	5.4	5.1

表 5 - 2 各項目の出現率

領域 項目	略 語	出現率(%)			
		男子		女子	
		被虐待児 168名	非 169名	被虐待児 130名	非 99名
<u>E. 身体運動</u>					
特に問題なし	なし	78.6	79.2	82.3	86.9
大きな運動機能のまずさ（転びやすい、ボールがよけられないなど）	易転倒	7.7	7.7	6.2	2.0
微細な運動機能のまずさ（極端な手先の不器用さ）	不器用	13.1	11.3	8.5	7.1
運動発達の遅れ（極端に足が遅いなど年齢に比して著しい運動発達の遅れ）	遅発達	8.3	3.0	2.3	5.1
その他		3.0	3.6	0.8	3.0
<u>F. 身体発育</u>					
特に問題なし	なし	62.5	79.3	76.9	76.8
その年齢の標準に比して低身長・低体重	低身長	28.6	11.2	16.2	12.1
その他の身体発達上の問題		7.7	9.5	8.5	11.1
<u>G. 情動の傾向</u>					
特に問題なし	なし	7.7	17.8	4.6	28.3
元気がない、ふさぎ込み（抑うつが目立つ）	抑鬱	8.3	14.2	22.3	23.2
表情が乏しい、もしくは不活発で硬い表情が目立つ	不活発	24.4	26.6	34.6	26.3
すぐ泣き出す、すぐ涙ぐむ、悲しげ（悲哀が目立つ）	悲哀	6.5	5.9	16.9	20.2
不安、もしくは怯えの表情が目立つ	不安	13.7	10.7	24.6	15.2
過敏な反応（ぎくっと驚愕したり、怯えを示すなど）	過敏	12.5	9.5	19.2	8.1
過度の落ち着きのなさ（多動傾向）	多動	39.3	17.8	15.4	5.1
注意の集中や持続の困難が目立つ	注意	45.2	27.2	27.7	24.1
衝動性が目立つ、衝動のコントロールが困難	衝動	48.8	25.4	33.1	11.1
不自然なはしゃぎやハイテンションが目立つ	不自然	26.2	16.0	42.3	24.2
気分の浮き沈みが激しい、感情が移ろいやすい	浮沈	11.9	12.4	29.2	25.3
些細な刺激やきっかけで癇癢やパニックが起きる	癇癢	31.5	13.6	23.1	7.1
周りには訳が分からないことで、突然キレたり激しい癇癢を起こしたりパニックを起こす	キレル	14.2	8.3	9.2	1.0
ぼーっとして、心がどこかに行ってしまったような表情を示す、叱られたり注意されたときに起きやすい、その間のことはほとんど頭に入っていない（意識の解離）	意解離	9.5	4.7	10.8	4.0
ふつうなら激しい感情反応（泣くとか怖がるとか）が引き出されるはずの状況で、まるで何も感じてないかのような無反応さ・無感情さを示す（感情の解離）	感解離	6.5	4.1	11.5	3.0
些細なことへのこだわりが目立つ	拘り	19.0	20.7	10.8	17.2
その他		6.0	8.3	7.7	8.1

表5 - 3 各項目の出現率

領域	項目	略語	出現率(%)			
			男子		女子	
			被虐待児 168名	非 169名	被虐待児 130名	非 99名
<u>H. 大人(スタッフ)に対する態度</u>						
	特に気づく点はない	なし	8.9	16.0	6.2	15.2
	無関心で関わりを持とうとしない、或いはどうでもよいという様子	無関心	8.9	11.8	6.9	5.1
	拒否的で関わりを拒む、或いは放っておいて欲しいという様子	拒否	9.5	7.7	9.2	7.1
	攻撃的で怒りやイライラをぶつけてくる、或いはつっぱった態度	攻撃	30.4	8.9	23.8	10.1
	凍りついたような目つきや様子	凍り付	6.0	1.2	11.5	3.0
	表面的で、心を開かない様子	表面	20.2	20.7	23.8	16.2
	おずおずとした態度、おどおどとした態度	オドオド	17.3	17.2	16.9	12.1
	近づきたい様子はあるが、うまく近づけない	難接近	23.2	20.7	22.3	26.3
	過剰に接近しがち(べたべたする、過度なじゃれつきなど)	過接近	27.4	11.2	36.9	19.2
	そのときそのときで近づいたり離れたり不安定(安定しない距離の取り方)	不定	19.6	7.7	21.5	10.1
	極端な依存や見捨てられ不安がうかがわれる態度(つきまとい、しがみつき)	過依存	7.7	3.0	20.8	8.1
	オーバーな甘え方と手のひらを返したような無視の態度	両極	2.4	1.8	15.4	4.0
	大人に合わせてできるだけ「いい子」として受け入れられようとする態度(不自然にこやかさ)	いい子	17.3	12.4	26.2	17.2
	相手の様子にお構いなく身勝手に近づいてくる	勝手	19.0	15.4	30.8	19.0
	その他		4.2	6.5	2.3	4.0
<u>I. 大人(スタッフ)に対して目立つ行動</u>						
	特に気づく点はない	なし	17.3	38.5	13.1	39.4
	スタッフの注意を引こうとする(逸脱した振る舞いなどによって)	気引く	26.8	9.5	32.3	13.1
	思いどおりに動かそうとする(操作的)	操作	20.8	6.5	19.2	14.1
	裏表のある言動、相手によってまったく異なる言動	裏表	15.5	6.5	18.5	12.1
	反発や攻撃	反発	23.2	10.7	23.1	6.1
	神経を逆なでしたり、かっとなせるような言動	逆撫	23.8	14.2	16.9	5.1
	独りじめしようとする	独占	19.0	3.6	26.9	8.1
	顔をうかがう	顔窺	39.9	22.5	36.9	25.3
	甘え(依存)と反発(拒否)が入り混じる(アンビバレンツ)	両価	29.2	12.4	28.5	19.2
	スタッフへの好意や愛着を強く示そうとする(過剰なサービス)	過好意	10.7	8.9	21.5	10.1
	その他		3.6	6.5	6.2	2.0

表5 - 4 各項目の出現率

領域	項目	略語	出現率(%)			
			男子		女子	
			被虐待児 168名	非 169名	被虐待児 130名	非 99名
<u>J. 他の子どもに対する目立った行動</u>						
	特に目立つ行動に気づかない	なし	7.1	21.9	6.9	15.2
	一緒に遊ばず、孤立している	孤立	28.6	28.4	35.4	26.3
	すぐに喧嘩や衝突になる	喧嘩	38.1	13.0	33.1	14.1
	すぐいじめる	苛め	16.1	6.5	18.5	3.0
	いじめられやすい	被苛め	33.3	22.5	21.5	11.1
	ねたみやすい、嫉妬心が強い、すぐうらむ	妬み	17.9	8.9	25.4	6.1
	ひがみやすい	僻み	22.6	11.8	33.1	10.1
	攻撃的、他の子を口でやっつけたり、或いは暴力に訴えやすい	子攻撃	36.9	16.0	28.5	10.1
	支配的、他の子を思うように動かそうとする	支配	17.3	7.1	14.6	7.1
	他の子の言うがままになりやすい	被支配	16.7	16.0	18.5	20.2
	競争心が強くすぐはりあふ	張合う	13.7	4.7	23.8	8.1
	競争を避ける、しり込みする	避競争	11.3	14.8	13.1	17.2
	独占欲が強い、物や人を独り占めにしたがる	子独占	14.3	3.6	23.1	7.1
	物への執着が薄く、すぐ他児に譲ったり取られても気にしない	無物執	4.2	3.6	6.9	0.0
	依存的で他の子に頼る、一人ではできない	依存	3.6	10.1	10.0	10.1
	物品などで他の子の好意や関心を得ようとする	物で釣	8.3	4.7	7.7	4.0
	神経を逆なでするような、かっとさせるような言動	子逆撫	23.2	13.0	20.0	6.1
	その場の様子を気にせず、勝手なので嫌われる(傍若無人)	子勝手	20.8	16.6	24.6	17.2
	他の子が叱られるのを喜ぶ	喜他叱	5.4	0.6	6.2	0.0
	告げ口が多い	告口	13.7	5.9	17.7	7.1
	性的な遊びをする(同性と)	性的遊	3.0	1.2	8.5	0.0
	その他		8.9	5.9	5.4	8.1
<u>K. 社会的なルールや約束</u>						
	特に気づく点はない	なし	25.0	46.7	38.5	60.6
	わかっているが自己コントロールができず守れない	守れず	43.5	26.6	30.0	14.1
	反抗や反発からわざと破る	反抗	15.5	6.5	14.6	5.1
	注意されたり指示されたことが残らない、ルールや約束をすぐ忘れる	忘	29.8	18.9	16.9	5.1
	虚言が多い 責められることを避けようとしての嘘	嘘逃げ	21.4	8.3	16.9	2.0
	関心を引こうとしての嘘	嘘気引	4.2	1.2	5.4	3.0
	空想やファンタジーがいろいろあった嘘	嘘空想	6.0	0.6	6.2	1.0
	その他	嘘他	1.2	0.6	0.0	0.0
	ルールに過度に忠実、融通がきかない、強迫的にこだわる	強迫	7.7	7.7	3.1	8.1
	ルールに無頓着	無頓	15.5	13.6	13.1	5.1
	その他		6.5	3.0	6.9	7.1

表5 - 5 各項目の出現率

領域 項目	略語	出現率(%)			
		男子		女子	
		被虐待児 168名	非 169名	被虐待児 130名	非 99名
<u>L. 特定の大人との関係</u>					
特定の大人(スタッフ)と親しい関係を持ち、その関係は持続的で安定	職持続	50.6	56.2	47.7	59.6
特定の大人(スタッフ)と親しい関係を持つが、その相手がよく替わり一定しない	職不定	22.9	6.5	13.8	7.1
特定の大人(スタッフ)と親しい関係を持ちにくい	職難係	29.2	32.5	34.6	25.3
その他		7.7	4.1	5.4	8.1
<u>M. 特定の子どもとの関係</u>					
特定の子と親しい友人関係を持ち、その関係は持続的	友持続	27.4	41.4	30.8	39.4
特定の子と親しい友人関係を持つが、その相手がよく替わり一定しない	友不定	13.7	17.2	19.2	13.1
特定の子と親しい友人関係を持ちにくい	友難係	53.6	37.3	44.6	45.5
その他		4.2	5.3	6.2	4.0
<u>N. 自分自身に対する構え</u>					
特に気づく点はない	なし	11.3	14.8	11.5	19.2
どうせ・・・となげやりで自分に無関心(どうでもよい)	自無関	32.7	16.6	30.0	13.1
自分の外見や人目(身なり、服装や体の清潔など)に無関心で注意を払わない	外見	26.2	13.6	20.0	9.1
自分の健康や身体の状態に無関心で注意を払わない	健康	11.9	4.7	11.5	3.0
自分の未来への関心ないし希望を持たない	未来	19.6	8.3	22.3	12.1
自分が他の人から好かれる(愛される)とは思っていない、或いは好かれる努力を放棄している	棄評価	18.5	7.7	18.5	5.1
自分にいろいろ自信がない	自信無	52.4	59.2	54.6	52.5
自分のことしか考えない、自分のことで精一杯	自のみ	38.1	26.0	37.7	35.4
その他		2.4	4.7	3.8	3.0
<u>O. 認知能力(知的能力)と基本的な学習能力(読み書き、計算など)</u>					
知的発達は普通で、それ相応の学習能力がうかがわれる	普普	35.7	34.3	37.7	45.5
知的発達は普通なのに、それに比して学習能力の低下やバランスの悪さが目立つ	普低	39.9	39.6	34.6	24.2
境界～軽度の知的遅れがあり、それ相応の学習能力がうかがわれる	遅普	11.3	16.0	14.6	17.2
境界～軽度の知的遅れがあるが、それ以上の学習能力の低さやバランスの悪さが目立つ	遅低	11.3	8.9	13.1	9.1
中度以上の知的遅れがみられる	知遅	0.0	0.0	2.3	2.0
その他		3.0	1.8	3.1	4.0

表5 - 6 各項目の出現率

領域	項目	略語	出現率(%)			
			男子		女子	
			被虐待児 168名	非 169名	被虐待児 130名	非 99名
<u>P. 生活上の様子</u>						
	特に目だった点はない	なし	35.1	66.3	53.1	73.7
	食事中ひどく落ち着かない	食多動	32.7	10.1	11.5	2.0
	だらだら食べていて、なかなか終わらない	食ダラダラ	20.8	8.3	19.2	7.1
	人の膝にのれない、爪切りをこわがる	膝乗	3.6	0.6	6.9	1.0
	入浴中背中を流させない	入浴	3.6	3.6	6.9	1.0
	下着を取り替えない	下着	8.3	2.4	8.5	1.0
	生理の始末ができない	生理	0.0	0.0	6.2	4.0
	トイレが怖い	WC怖	7.7	3.0	9.2	1.0
	トイレでお尻をふかない	不拭	7.1	3.0	4.6	0.0
	水が怖くて顔が洗えない	水怖	1.8	0.6	0.0	0.0
	時計が読めない	時計	9.5	5.9	10.0	3.0
	空想の世界に入りきっている姿が目立つ(踊ったり、学級委員などの役割与えられたときなど、何かのりうつっているような)	空想	3.0	4.1	6.2	4.0
	その他		15.5	12.4	7.7	13.1
<u>R. 主たる養育者に示す愛着と拒否</u>						
	自然な愛着や愛情欲求が示される	養自然	11.9	26.0	14.6	24.2
	愛着もしくは愛情欲求が過度に強い	養過度	14.3	17.8	20.0	17.8
	愛着や愛情欲求を示すが弱い(相手をうかがっているような)	養弱	23.2	18.9	15.4	15.2
	愛着や愛情欲求よりも不信や拒否感情の方が優位に示される	養不信	11.3	7.1	11.5	10.1
	愛着や愛情欲求はほとんど示されず、不信や拒否感情が強く示される	養拒否	8.9	3.6	10.8	3.6
	愛着や愛情欲求と不信や拒否感情との間で揺れたり混乱する(アンビバレンツ)	養両価	26.2	14.8	26.2	19.2
	あきらめたような、さめたような様子でいる	養諦め	12.5	7.7	16.9	14.1
	いずれも示さない、或いは無関心	養無関	4.2	4.1	1.5	3.0
	不明(よくつかめない)	養不明	4.2	4.7	2.3	3.0
	養育者がいない	養無	1.2	1.2	1.5	0.0
	その他		3.6	3.6	0.8	4.0
<u>T. 児童精神科領域についての医学的ケア(投薬、診察、医師によるアドバイス)の必要性について</u>						
	受ける必要がない	医不要	29.8	42.0	41.5	33.3
	常時、定期的に医学的ケアを受けている	医常時	14.9	10.7	10.0	15.2
	定期的に経過観察のために医学的ケアを受けている	医定期	10.1	16.0	6.2	11.1
	状態によって受けることがある	医不定	8.3	10.1	3.8	10.1
	受けていないが、適切な医療があれば受きたい	医希望	3.6	1.2	1.5	1.0
	子どもは直接医学的ケアを受けていないが、職員が児童精神科医師の指導助言を受けている	助言	30.4	10.1	31.5	13.1
	子どもは直接医学的ケアを受けていないが、職員が児童精神科医師の指導助言を受けたい	助言求	4.2	1.2	3.8	3.0
	その他		3.0	1.8	3.1	3.0

表5 - 7 各項目の出現率（Q問題行動）

頻度 4 しじゅう：毎日のように 3 しばしば：週に1～2度くらい 2 ときどき：月に1～2度くらい 1 たまに：何ヶ月に1度くらい			出現率(%)			
			男子		女子	
			被虐待児 168名	非 169名	被虐待児 130名	非 99名
大きな「問題行動」はない			27.4	54.4	46.2	67.7
項目	略語	頻度				
無断外出・無断外泊	無断泊	4	1.2	1.2	2.3	1.0
		3	2.4	0.0	2.3	4.0
		2	3.0	0.6	2.3	2.0
		1	10.1	6.5	11.5	2.0
窓ガラスを割るなど公共物・共有物への器物破壊	公破壊	4	1.8	0.6	0.8	0.0
		3	4.8	0.6	2.3	0.0
		2	9.5	3.6	1.5	2.0
		1	13.1	8.9	1.5	0.0
他の人の私有物への器物破壊	他破壊	4	0.0	1.2	0.0	0.0
		3	3.6	0.6	3.1	0.0
		2	8.3	2.4	3.1	1.0
		1	5.4	1.8	2.3	1.0
大人（スタッフ）への、けがを負わせる暴力	職傷害	4	0.0	0.6	0.0	1.0
		3	0.6	0.0	0.8	0.0
		2	2.4	0.0	0.8	0.0
		1	1.8	1.2	1.5	0.0
大人（スタッフ）への、けがを負わせない程度の暴力	職傷軽	4	6.5	0.6	0.8	1.0
		3	6.0	1.2	3.1	0.0
		2	4.2	1.2	3.1	1.0
		1	3.6	0.0	0.8	3.0
他の子への、けがを負わせる暴力	子傷害	4	0.6	0.6	0.0	0.0
		3	0.6	0.6	1.5	0.0
		2	4.2	1.2	0.0	0.0
		1	4.2	1.2	1.5	0.0
他の子への、けがを負わせない程度の暴力	子傷軽	4	6.5	1.8	0.8	0.0
		3	7.7	4.1	4.6	0.0
		2	14.9	5.9	3.8	4.0
		1	7.7	10.7	5.4	2.0

表5 - 8 各項目の出現率（Q問題行動）

頻度 4 しじゅう：毎日のように 3 しばしば：週に1～2度くらい 2 とときどき：月に1～2度くらい 1 たまに：何ヶ月に1度くらい			出現率(%)			
			男子		女子	
項目	略語	頻度	被虐待児	非	被虐待児	非
			168名	169名	130名	99名
自傷行為	自傷	4	1.2	1.2	1.5	0.0
		3	0.0	0.6	4.6	0.0
		2	0.0	0.0	3.1	1.0
		1	2.4	0.0	3.1	4.0
自殺企図	自殺	4	0.0	0.6	0.0	0.0
		3	0.0	0.0	1.5	0.0
		2	0.6	0.6	0.0	0.0
		1	0.6	0.0	2.3	1.0
施設外での盗み、万引きなど	万引	4	0.0	0.6	0.0	0.0
		3	1.8	0.6	1.5	0.0
		2	1.8	1.8	3.8	2.0
		1	6.0	3.0	6.2	5.1
施設内での盗み	内盗	4	0.6	0.6	2.3	2.0
		3	5.4	1.8	4.6	0.0
		2	3.0	0.6	6.9	1.0
		1	4.8	4.1	6.2	2.0
喫煙	喫煙	4	0.6	3.6	0.8	0.0
		3	1.8	1.8	0.0	0.0
		2	0.0	1.8	0.8	1.0
		1	3.0	1.2	3.8	1.0
飲酒	飲酒	4	0.0	1.2	0.0	0.0
		3	0.6	0.6	0.8	0.0
		2	0.0	0.6	0.0	0.0
		1	0.0	1.2	0.8	0.0
性的な逸脱行為	性逸脱	4	1.8	1.2	0.8	1.0
		3	0.6	0.0	0.0	0.0
		2	2.4	0.6	4.6	0.0
		1	2.4	1.8	3.8	2.0
その他			11.1	5.9	8.5	7.1

表6 - 1 入所6ヶ月以内の状態像 - 各症状の出現に影響する因子 -

(ロジスティック回帰分析で、虐待有無、年齢、発生年齢、性別が関与すると推定された症状)

(): 負の影響

症 状	虐待有無		身 体	ネ グ	心 理	性 的	入所年齢		発生年齢		性 別		
	虐 待	非					年 少	年 長	早 発	晩 発	男	女	
A 睡眠	寝付 夜泣	なし	悪夢 (寝付) 浅眠 悪夢		浅眠 浅悪夢		夜泣 なし	浅眠				悪夢	
B 食欲	貪り食 盗食	なし	過食		(過食)		異食	なし	偏食 過味付			貪り食	
C 排泄	夜尿		他処排			遺尿 便秘	遺尿 夜尿 他処排	なし		下痢		便秘	
D 身体 感覚	痛覚敏		痛覚敏 痛覚鈍 温覚鈍 (なし)			痛覚鈍						温覚鈍	
E 身体 運動					(易転倒)		易転倒 不器用 遅発達	なし					
F 成長			(なし)						低身長				
G 情動 傾向	過敏 衝動 不自然 浮沈		(不活発) 不安 多動 注意 癇癩 キレル (なし)		不活発 意解離 感解離 (なし)	抑鬱 不安 注意 癇癩 キレル 意解離	多動 注意 癇癩	抑鬱 浮沈	衝動			多動 注意 衝動 癇癩 キレル	抑鬱 悲哀 不安 不自然 浮沈
H 対大人 態度	不定 両極 いい子	なし	攻撃 凍り付 過接近 勝手	過接近	表面	攻撃 過依存 いい子	過接近 勝手	表面 オドオド	攻撃 凍り付 オドオド 過依存	いい子		凍り付 過接近 過依存 両極 勝手	
I 対大人 行動	両価	なし	気引く 操作 反発 独占 顔窺 (なし)	独占 顔窺	逆撫	反発 独占 過好意	独占		気引く 操作 裏表 反発 逆撫 過好意		逆撫	独占	

表 6 - 2 入所 6 ヶ月以内の状態像 - 各症状の出現に影響する因子 -
 (ロジスティック回帰分析で、虐待有無、年齢、発生年齢、性別が関与すると推定された症状)

(): 負の影響

症 状	虐待有無		身 体	ネ グ	心 理	性 的	入所年齢		発生年齢		性 別	
	虐 待	非					年 少	年 長	早 発	晩 発	男	女
J 対子供	僻 み 喜他叱		喧嘩 妬み 子攻撃 子独占 物で釣 子逆撫 性的遊	被苛め (子攻撃)		孤 立 喧嘩 妬み 子独占	喧嘩 子独占 無物執 子逆撫	避競争	苛め 被苛め 子攻撃 支配 張合う 子勝手 告 口	依 存 な し	被苛め 子独占 性的遊 張合う	
K 社 会 ルール			守れず 反 抗 嘘逃げ 嘘気引 嘘空想 (なし)				無 頓	嘘気引	守れず 反 抗 忘 嘘逃げ	な し	守れず 忘 無 頓	な し
L 特 定 大 人				職不定 (職持続)								
M 特 定 子				友不定 (友不定)					友難係	友持続		
N 自 己	自無関 外 見 未 来 棄評価					自無関 未 来 自信無		自信無	健 康 自のみ			
O 学 力			遅 低 (普普)	普 普 (遅普)							普 低	知 遅
P 生 活		な し	WC恐	膝 乗 入 浴	食ダラダラ	食多動 食ダラダラ 入 浴 WC怖 不 拭 時 計	な し	食多動 膝 乗 下 着		食多動 生 理 な し		
Q 問 題 行 動	無断泊		公破壊 他破壊 職傷害 職傷軽 子傷害 子傷軽 万引き (なし)	職傷軽	自 傷	無断泊 公破壊 他破壊 職傷害 職傷軽 子傷軽 自 傷 自 殺 万 引		無断泊 喫 煙 飲 酒	内 盗 性逸脱	公破壊 他破壊 職傷軽 子傷害 子傷軽	自 な 傷 し	
R 対養育	養両価		養不信 養拒否		(養自然) 養拒否 養諦め		養過度	養両価		養拒否		養諦め
S 対虐待			虐拒否 (虐不明)	虐過度 (虐自然) 虐拒否				虐両価	虐 弱	虐拒否		
T 医 療	助 言	医不定	医希望 助 言 助言求 (医不要)	(医希望) 医不要	(医定期)	助言求						

表7 入所時の状態像と退所時の状態像

*は5%、**は1%水準で有意な対

		被虐待児男子		非被虐待児男子		被虐待児女子		非被虐待児女子	
		入所時	退所時	入所時	退所時	入所時	退所時	入所時	退所時
N	自分自身に対する構え								
N 1 自無関	自分に無関心、投げやり	0.30	**0.17	0.17	0.12	0.31	**0.15	0.13	0.09
N 2 外見	自分の外見や人目に無関心	0.24	0.16	0.12	0.07	0.23	**0.07	0.05	0.01
N 3 健康	健康に無関心	0.13	*0.05	0.06	0.03	0.14	0.06	0.03	0.01
N 4 未来	未来への関心、希望なし	0.22	0.14	0.09	0.09	0.26	**0.09	0.12	0.05
N 5 棄評価	好かれることを放棄	0.18	*0.08	0.09	0.06	0.19	0.12	0.05	0.07
N 6 自信無	自信がない	0.60	0.50	0.59	0.51	0.52	0.51	0.55	0.49
N 7 自のみ	自分のことで精一杯	0.40	0.27	0.30	0.25	0.36	0.32	0.44	0.35
N 8 なし	特になし	0.09	*0.21	0.14	**0.26	0.11	**0.26	0.20	0.24
O	認知能力と学習能力								
O 1 普 普	知的に普通で、相応の学力	0.32	0.29	0.34	0.35	0.43	0.40	0.45	0.45
O 2 普 低	知的に普通で、学力が低い	0.43	0.47	0.41	0.40	0.31	0.30	0.23	0.29
O 3 遅 普	知的に遅れ、相応の学力	0.10	0.11	0.14	0.16	0.15	0.18	0.17	0.20
O 4 遅 低	遅れ、それ以上の学力の低さ	0.06	0.11	0.09	0.09	0.11	0.10	0.13	*0.03
O 5 知 遅	中度以上の知的遅れ	0.00	0.01	0.00	0.00	0.04	0.01	0.03	0.03

図1 2000年11月から2001年10月に退所した児童の効果

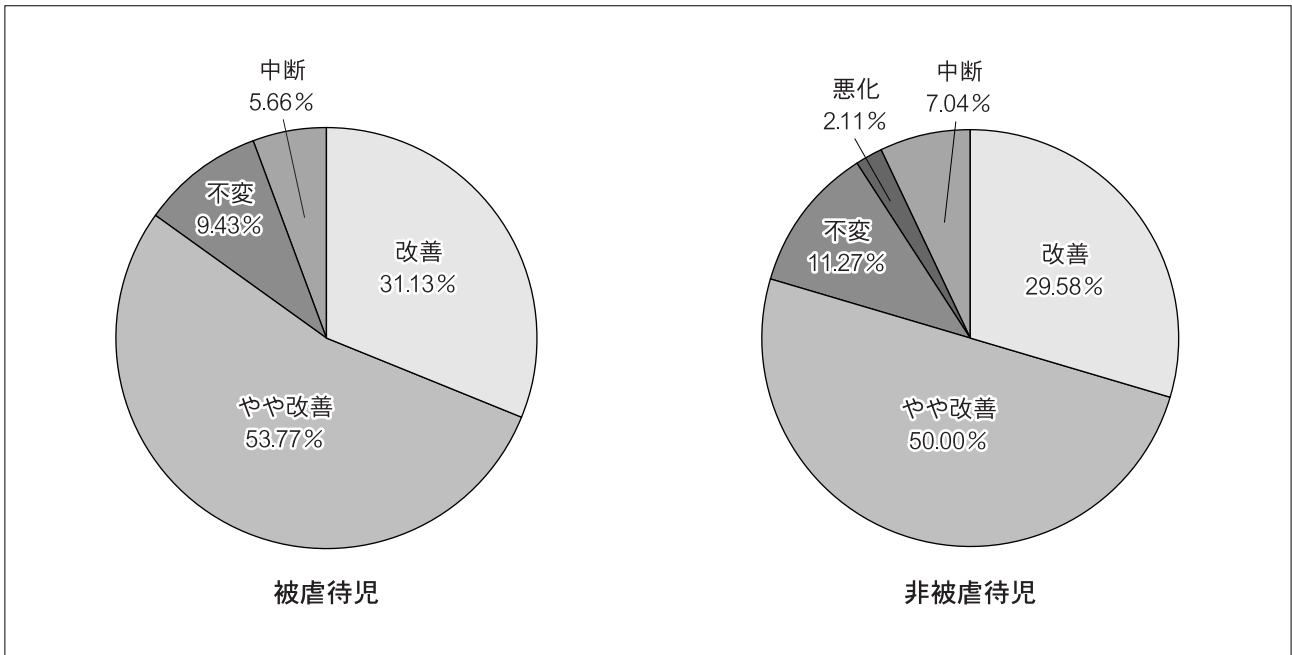


図2 2000年11月から2001年10月に退所した児童の転帰

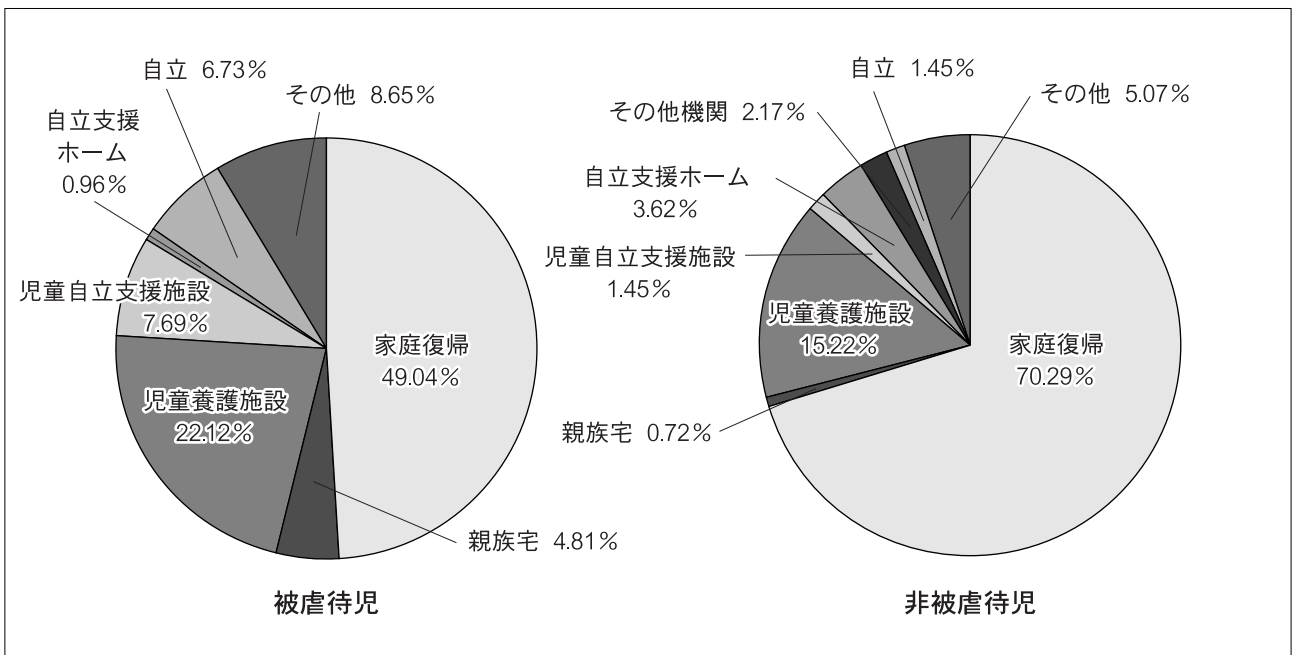


図3 - 1 退所時の状態

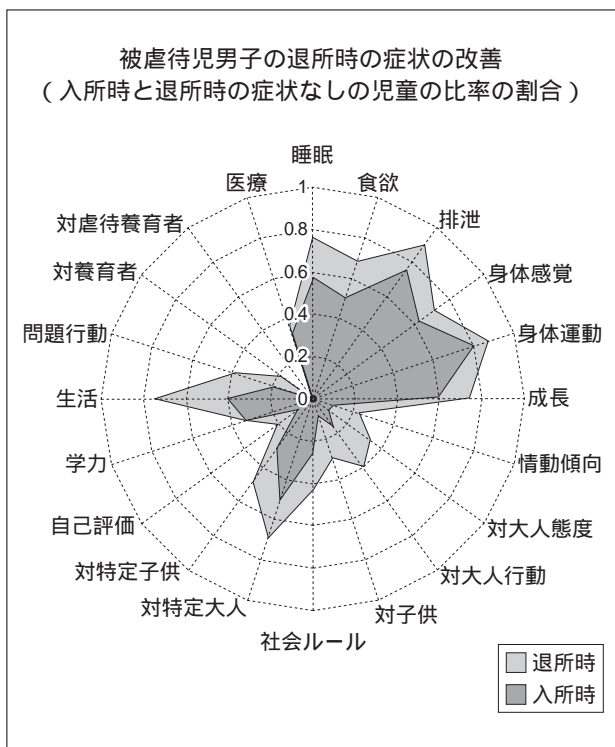


図3 - 2 退所時の状態

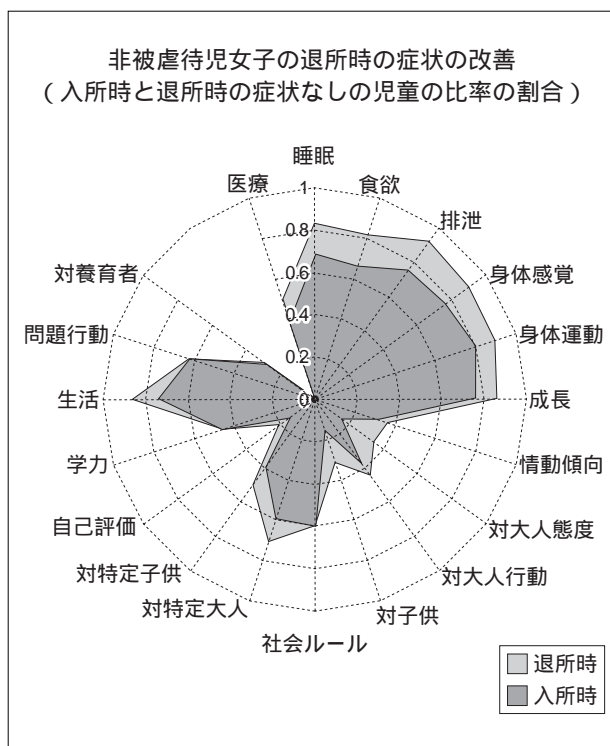
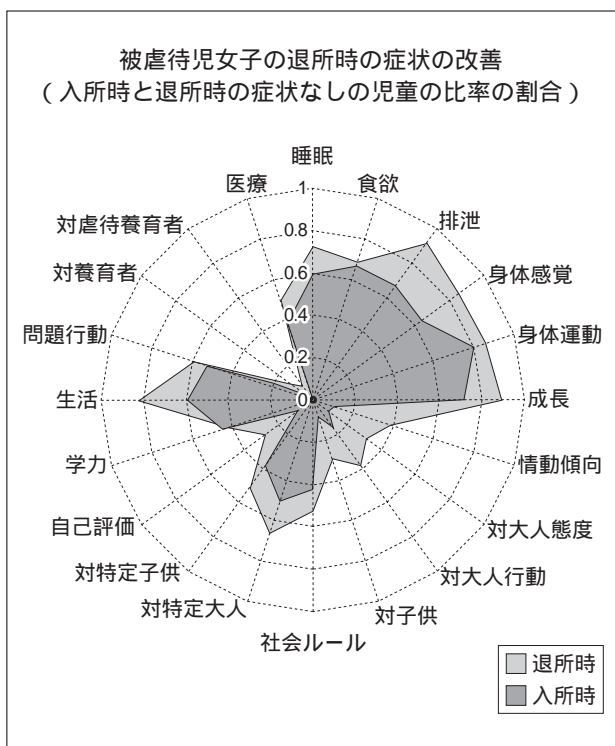
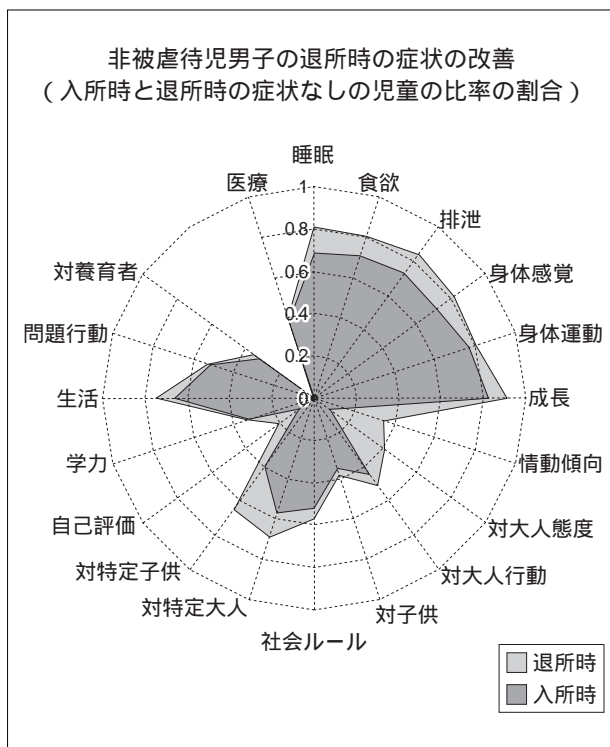
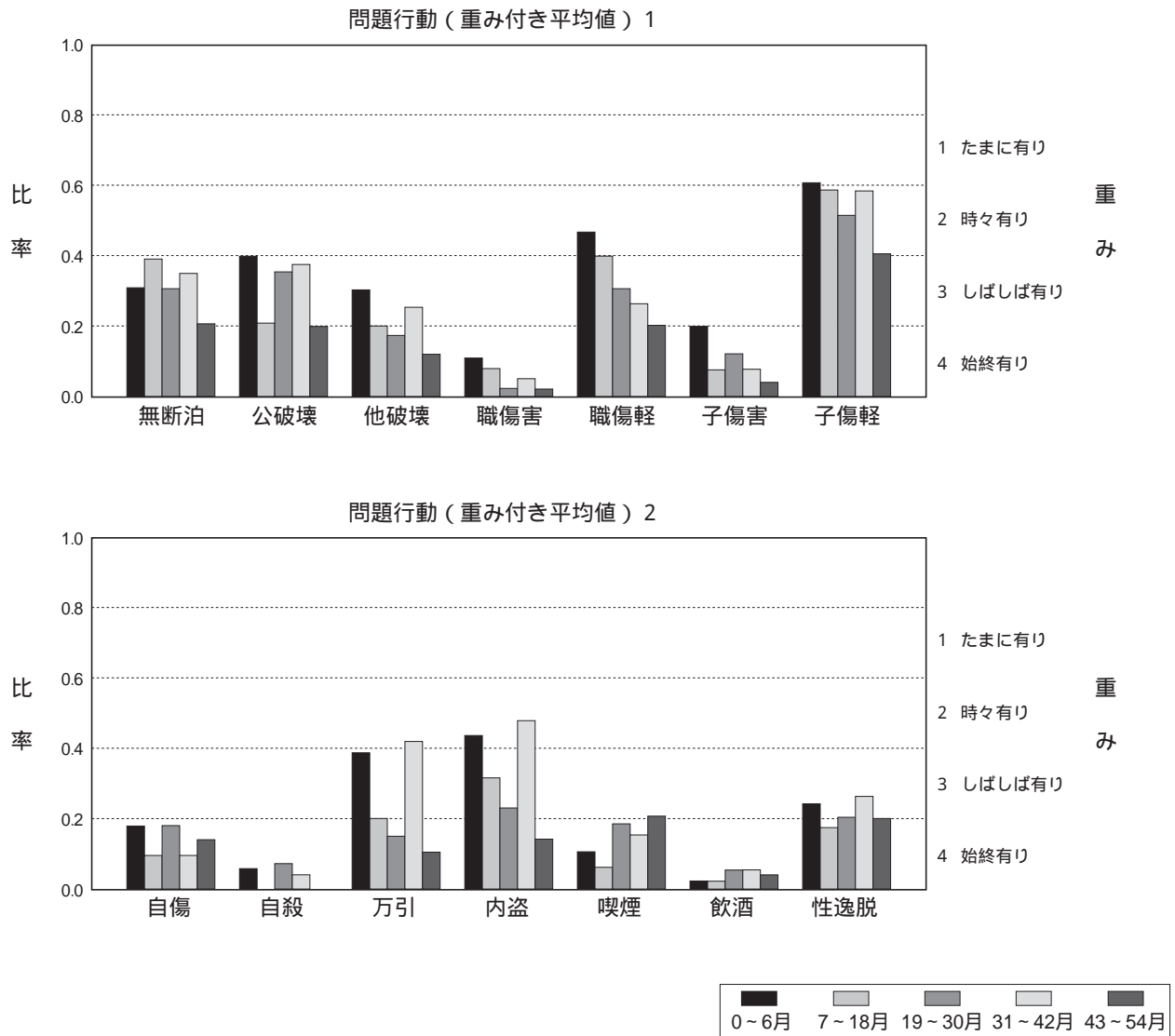


図4 問題行動（重み付け）の出現率の経年変化



平成 14 年度専門研修を振り返って

1. 研修の基本方針と実施した研修

(1) 基本方針

平成 12 年に施行された児童虐待防止法において、児童相談所職員や児童養護施設職員などこの問題に関わる援助者の研修の充実がうたわれました。こうした背景のなかで子どもの虹情報研修センター（以下、虹センター）は関わる職員の専門研修を企画実施することになりました。しかしこの問題に関わる機関や職員は多岐に及び、その全てに対して研修を実施することは不可能です。そこで虹センターの研修は中央研修として位置づけ、参加された職員が中心になって地域研修を実施していただき、その後方支援を可能な限り行うといった構想を描きました。従ってセンター研修の基本理念として、児童虐待、思春期問題対応を中心に、地域における子ども家庭支援について高度な実践力を有する指導者を養成するとともに、高度な支援技術を開発することとを掲げました。この基本理念をベースに次にあげます 5 つの基本方針を設定しました。

現場に対応する実践的研修
グループ討議などを重視した参加型研修
研修成果の持続性の確保
知識・技術の効果的な普及
全国的・分野横断的な人材ネットワークの構築

(2) 本年度の研修の特徴

上記の基本方針にもとづいて、本年度の研修は次のような事柄や視点を取り入れ、実施いたしました。

現場の状況を把握するためのアンケートの実施：研修ごと、現場の状況を把握するためのアンケートを作成し、各参加者に回答してもらいました。これを集計し、研修会の参考資料といたしました。

参加者の活動内容を紹介するフェイスシート：参加者の所属機関の紹介や参加者の業務内容や活動内容などをまとめてもらいました。これらを印刷し冊子として作成の上、研修会でのグループ討議や参加者同士の交流に役立ててもらいました。研修後の参加者ネットワークの構築にも役立ててもらおうと考えました。

ケース概要の作成：参加者がそれぞれの現場で関わっている事例を一つ取り上げて、まとめてもらいました。ケースをまとめることで、自らの援助を振り返る機会とすることと、研修参加の目的の明確化、参加意欲の向上、事例検討等を行う上でのベースとして役立てばと考えました。

グループ討議、ケースカンファレンスの実施：必須事項を講義により理解し、それらをベースとして、参加者同士が話し合い、研鑽を深められるような研修プログラムを意識しました。グループは可能な限り少人数で、経験年数や参加地域が固定しないように配慮いたしました。

現場に役立つプログラム：各現場で課題となっていることや困っていることを把握し、それに適ったプログラムを工夫しました。講師も現場実践の豊富な方をお願いしました。

交流の場、憩いの場の工夫：多忙で困難な課題を抱え、疲弊度が高い福祉現場職員が、研修に参加することで現場から離れ、少しでもくつろぎ休めるような時間を設けました。本年度は交流会の実施やり

ラクゼーションタイム（大道芸）などをプログラムに盛り込むなどしました。

研修後アンケートの実施：研修直後に各プログラムについての評価をしてもらいました。現場に役立つ研修を行う上で、参加者の評価や要望は必須です。今後の研修計画の貴重な資料となりました。なお研修参加1年後にもアンケートを実施し、研修が現場実践のこういったところで役立ち、あるいは役立たなかったか、研修参加後の実践で新たにこういった視点の研修を必要とするのかなどを尋ねる予定です。センター研修の質を高めるための貴重な材料になるものと考えます。

（3）研修事業を支える運営委員会と企画評価委員会

研修事業の企画運営にあたりましては、虹センターの研修スタッフのみでは到底ありません。研修の全体構想や実施計画などについては、保健・医療・福祉・法律等の各分野の児童虐待等に関わる機関や団体の代表者・学識者から構成されます運営委員会の協議（年2回）の上に企画されております。さらに研修のプログラム、講師の推薦、研修形式・内容の工夫など、具体的に踏み込んだ助言をいただく委員会として企画評価委員会が設けられています。企画評価委員会はソーシャルワーク、保健医療、精神科医療、心理、乳幼児母子臨床、法律、司法、児童福祉などの領域で第一線におられる有識者の方々に構成されております。委員会は年2回開催されておりますが、各研修ごと随時相談し、助言をいただいております。

（4）平成14年度に実施した研修一覧

平成14年度に実施しました研修会と参加者数は表1の通りです。全研修で510名が参加されました。

表1 平成14年度に子どもの虹情報研修センターで実施した研修一覧

	研 修 名	期 日	参加者数
1	新任児童相談所長研修	H14年7月15日（月）～16日（火）	31
2	児童相談所スーパーバイザー研修 第1グループ	H14年9月9日（月）～13日（金）	47
3	児童相談所スーパーバイザー研修 第2グループ	H15年1月27日（月）～31日（金）	31
4	児童養護施設主任指導員・個別対応職員・主任保育士研修 第1グループ	H14年10月8日（火）～11日（金）	72
5	児童養護施設主任指導員・個別対応職員・主任保育士研修 第2グループ	H15年1月14日（火）～17日（金）	65
6	児童相談所心理職員指導者研修	H14年11月11日（月）～15日（金）	49
7	児童相談所・情緒障害児短期治療施設医師 専門研修	H14年12月5日（木）～6日（金）	30
8	情緒障害児短期治療施設指導職員研修	H15年2月3日（月）～7日（金）	19
9	乳児院個別対応職員及び家庭支援専門相談 員研修	H15年2月25日（火）～28日（金）	61
10	保健機関と福祉機関の指導職員合同研修	H15年3月12日（水）～14日（金）	105

2. 全体の参加状況を振り返って

(1) 経験年数別参加状況

各研修参加者の平均経験年数(児童養護施設経験年数～年、児童相談所経験年数～年など同種施設でのトータルな経験年数)を表2に示します。全ての研修について言えることですが、経験年数が0年(全研修で37名)から30年以上(全研修で24名)と非常に幅がありました。

表2 研修別参加者の平均経験年数(年)と経験年数別参加者数(人)

1	新任児童相談所長研修									平均	5.0年
	0年	10	1～3年	6	4～6年	6	7～9年	3	10～14年	0	
	15～19年	2	20～24年	1	25～29年	1	30年以上	0	無記入	0	
2	児童相談所スーパーバイザー研修 第1グループ									平均	9.7年
	0年	3	1～3年	6	4～6年	6	7～9年	10	10～14年	12	
	15～19年	4	20～24年	1	25～29年	3	30年以上	0	無記入	0	
3	児童相談所スーパーバイザー研修 第2グループ									平均	8.6年
	0年	2	1～3年	8	4～6年	6	7～9年	4	10～14年	8	
	15～19年	1	20～24年	1	25～29年	1	30年以上	0	無記入	0	
4	児童養護施設主任指導員・個別対応職員・主任保育士研修 第1グループ									平均	13.7年
	0年	0	1～3年	7	4～6年	12	7～9年	7	10～14年	15	
	15～19年	9	20～24年	11	25～29年	10	30年以上	1	無記入	0	
5	児童養護施設主任指導員・個別対応職員・主任保育士研修 第2グループ									平均	20.0年
	0年	2	1～3年	2	4～6年	4	7～9年	10	10～14年	13	
	15～19年	15	20～24年	7	25～29年	5	30年以上	5	無記入	2	
6	児童相談所心理職員指導者研修									平均	8.3年
	0年	3	1～3年	8	4～6年	9	7～9年	11	10～14年	9	
	15～19年	6	20～24年	3	25～29年	0	30年以上	0	無記入	0	
7	児童相談所・情緒障害児短期治療施設医師専門研修									平均	6.9年
	0年	2	1～3年	8	4～6年	6	7～9年	7	10～14年	1	
	15～19年	2	20～24年	0	25～29年	0	30年以上	0	無記入	4	
8	情緒障害児短期治療施設指導職員研修									平均	4.7年
	0年	6	1～3年	3	4～6年	3	7～9年	1	10～14年	3	
	15～19年	1	20～24年	0	25～29年	0	30年以上	0	無記入	0	
9	乳児院個別対応職員及び家庭支援専門相談員研修									平均	13.6年
	0年	6	1～3年	9	4～6年	11	7～9年	5	10～14年	4	
	15～19年	7	20～24年	6	25～29年	8	30年以上	5	無記入	0	
10	保健機関と福祉機関の指導職員合同研修									平均	12.9年
	0年	3	1～3年	10	4～6年	9	7～9年	9	10～14年	13	
	15～19年	13	20～24年	19	25～29年	16	30年以上	13	無記入	0	

専門研修の基本的理念として現場の指導者の養成を掲げており、全ての研修について経験年数10年程度を想定してプログラムを編みました。従って経験年数が少ない方には難しく、長い方には物足りないという状況が生じたように思います。経験年数が10年ともなりますと、現場では中心的な存在で、現場を離れにくいという実状もあり、むしろ「新人に研修を」という声も聞かれました。討議などでのグループ編成はさまざまな立場の意見が集まるようにと、あえて経験年数がばらけるようにいたしました。キャリアの長い参加者からは、「討議を深めるためにも経験年数別のグループ構成にしてほしい」との声も聞かれました。一方経験の浅い方には、経験の多い方の意見はとても参考になるとの感想がありました。どの経験年数層にターゲットを絞ってプログラムを作るのかは、非常に難しい課題と感じました。

なお研修の要項を研修対象となる機関全てに送付いたしました。現場職員から「研修の存在を知らなかった」「要項が届いていない」などの苦情が時々ございました。送付過程の手違いか、届いているものの職員への周知が図られていないかのどちらかが考えられました。

(2) 都道府県指定都市別参加状況

都道府県指定都市別の参加状況を表3に示します。

都市部と地方とでは人口規模も異なり単純な比較はできませんが、地域ごとで参加状況が異なるようです。この背景として、その地域における、センター研修の周知の程度、児童虐待問題に対する関心の程度、機関の人員配置、研修予算などの諸事情が推測されます。

表3 都道府県指定都市別の参加状況

地域名	人数	地域名	人数	地域名	人数
北海道	14	青森県	5	岩手県	13
宮城県	12	秋田県	5	山形県	6
福島県	5	茨城県	3	栃木県	2
群馬県	7	埼玉県	11	千葉県	10
東京都	50	神奈川県	18	新潟県	11
富山県	6	石川県	12	福井県	4
山梨県	6	長野県	8	岐阜県	10
静岡県	9	愛知県	18	三重県	10
滋賀県	5	京都府	6	大阪府	11
兵庫県	13	奈良県	4	和歌山県	5
鳥取県	7	島根県	3	岡山県	6
広島県	11	山口県	10	徳島県	7
香川県	7	愛媛県	4	高知県	2
福岡県	10	佐賀県	5	長崎県	14
熊本県	10	大分県	4	宮崎県	7
鹿児島県	13	沖縄県	11	札幌市	7
仙台市	3	千葉市	2	横浜市	13
川崎市	6	名古屋市	8	京都市	13
大阪市	6	神戸市	10	広島市	4
北九州市	2	福岡市	6		

3. 各研修を振り返って

ここでは、各研修ごとについて振り返ることにします。それぞれについてのプログラムと担当した講師名、時間配分等を表4～11に示します。

(1) 新任児童相談所長研修(表4)

平成14年度に児相所長として新任された方の研修です(表4)。

表4 平成14年度新任児童相談所長研修

日	形式	テ ー マ	講 師 等	時間
1	講義	児童相談所の今日的課題	坂本 正子(厚生労働省専門官)	1.5
	講義	虐待に関する法的手段の適切な活用	磯谷 文明(くれたけ法律事務所弁護士)	1.0
	討議	児童相談所の役割と課題	参加者	1.5
2	講義	被虐待児と家族の理解と援助	津崎 哲郎(大阪市中央児童相談所所長)	3.0
	討議	いかに子どもと家族を援助するか	津崎 哲郎(大阪市中央児童相談所所長)	3.5

平成14年度の全国の児童相談所(以下、児相)数は180カ所です。毎年その内のおおよそ3分の1が新任の児相所長であるといわれています。従って定員を60人として募集いたしましたが、14年度の参加者は31名でした。児童相談所の経験が長い方が所長に就任した場合、「今更研修を…」という意識があったように思います。実際、参加者の児相経験年数は5年と少なく、経験年数0年の方も10名おられ、児童虐待に対する児相の役割など、基本的事項を内容に盛り込む必要がありました。今後どの経験層にポイントをおいてプログラムや研修形式を考えるかが課題として残りました。また、研修後アンケートで今後の研修プログラムとして要望の高かったものは、「関係法令に関する講義」と「事例検討」でした。1泊2日という短時間でこうした要請に応えることは困難で、2泊3日の研修の必要性が感じられます。しかし一方で、所長が、多忙で困難極まる現在の児童相談所の現場をこれ以上離れるのは難しく、研修参加のための担保をどうするかが課題といえます。

(2) 児童相談所スーパーバイザー研修(計2グループ)

この研修は児相で児童虐待に携わっている中心的かつ指導的立場のソーシャルワーカーを対象にした研修です(表5)。グループ1が47名、グループ2が31名で計78名の参加でした。男性が58名で女性が20名と男性の多さが目立ちました。

児童虐待対応における児相の役割は多岐に及びます。通告・相談の受理、早期介入と保護、立入調査、診断、援助などそれぞれが重厚なテーマで、一つのことを掘り下げて研修するだけでかなりの時間を要する事柄です。14年度は可能な限り全体を網羅できるようなプログラムを組みました。その分慌ただしさと個々のテーマの掘り下げの不充分さを感じた参加者も多かったようです。

全体のプログラムの中で一番関心の高かったプログラムは初期対応に関するものでした。虐待死事件の報道が相次ぎ、児相の対応に対する社会的批判の高まりの中、初期対応が緊急かつ急務の課題となっていることが背景としてあると思われます。一方児相職員が初期対応に追われ、その後の親子への援助にまで十分に手が回らない現状も、パネルディスカッションや討議などから伺われました。事前のアンケートで「児童

虐待対応における児相の果たす主な役割」を訪ねたところ、「親と子どもの援助機関である」と回答した参加者が第1グループでは42%、第2グループでは60%を占め、「介入と保護を中心とした機関である」と答えた参加者（それぞれ6%と3.3%）を大きく上回りました。「介入と援助の両方を行う機関である」と答えた参加者は、それぞれ52%と36.7%でした。児相は援助機関であるとの認識を持つ職員が多いにもかかわらず、それが充分に行えないジレンマを皆が抱えていると言えます。在宅による援助や施設入所後の援助についての児相の果たす役割を明確化し、そのためのシステムを整える必要性が痛感されました。児相職員は日々多忙であり、事前アンケートの、「日々の業務に疲れていますか」の質問には、7割以上が「かなり疲れている」「もう辞めたいほど疲れている」という回答でした。それもあって「職員へのメンタルヘルスについて」のプログラムへの関心は高いものがありました。また疲れている参加者に少しでもくつろいでいただこうと「リラクゼーションタイム」を設けました。本年度は横浜野毛の大道芸をみていただき、つかの間ですが笑顔に満ちた時間となりました。

表5 - 1 平成14年度児童相談所スーパーバイザー研修（第1グループ）

日	形式	テ　　マ	講　師　等	時間
1	講義	児童相談所の役割と課題	坂本 正子（厚生労働省専門官）	1.5
	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	平湯 真人（平湯法律事務所弁護士）	1.5
	討議	児童相談所の役割と課題	参 加 者	1.0
2	講義	初期対応のあり方	津崎 哲郎（大阪市中央児童相談所）	3.0
	討議	初期対応のあり方について	津崎 哲郎（大阪市中央児童相談所）	4.0
3	パネル ディスカ ッション	親と子をつなぐ援助のあり方	松橋 秀之（横浜市中心児童相） 小出太美夫（横浜市北部児相） 坂井 勉（フランシスコの町）	3.0
	討議	親と子をつなぐ援助のあり方 - 実例にもとづいて -	同 上	3.0
		リラクゼーションタイム		
4	講義	職員のメンタルヘルスについて	本間 博彰（宮城県子ども総合センター）	3.0
	演習	引き取りを強要する親への対応	加藤 博仁（吉備国際大学助教授）	4.0
5	講義	スーパーバイザーの役割	赤井 兼太（大阪府中央子ども家庭センター）	3.0

表5 - 2 平成14年度児童相談所スーパーバイザー研修(第2グループ)

日	形式	テ - マ	講 師 等	時間
1	講義	児童相談所の役割と課題	坂本 正子(厚生労働省専門官)	1.5
	講義	虐待に対する法的手段の適切な活用	岩佐 嘉彦(いぶき法律事務所弁護士)	1.5
	討議	児童相談所の役割と課題	参加者	1.0
2	講義	初期対応のあり方	津崎 哲郎(大阪市中央児童相談所所長)	2.5
	討議	初期対応のあり方について	津崎 哲郎(大阪市中央児童相談所所長)	4.0
3	パネル ディスカ ッション	親と子をつなぐ援助のあり方	佐藤 隆司(神奈川県相模原児相) 大谷 基恵(名古屋市児童センター) 新美 孝宏(児童養護施設唐池学園)	5.5
		リラクゼーションタイム		
4	講義	職員のメンタルヘルスについて	本間 博彰(宮城県子ども総合センター)	2.5
	演習	引き取りを強要する親への対応	加藤 博仁(吉備国際大学助教授)	4.0
5	講義	スーパーバイザーの役割	赤井 兼太(大阪府中央子ども家庭センター)	2.5

なお月曜から金曜までの4泊5日の研修は、職場を実質9日間も離れることとなります。このため参加を躊躇される方も多かったかもしれません。参加者から「月曜は出勤して指示を出し、火曜日からの研修だとありがたい」との声が聞かれました。こうした現場の実状を鑑みて15年度は火曜日からの3泊4日の研修としました。1日短い分、最終日の終了時間を遅らせるなどして、プログラムを工夫しています。

(3) 児童養護施設主任指導員・個別対応職員・主任保育士研修(計2グループ)

児童養護施設で中心となって子どもの援助にあたられている職員の研修で、2グループに分かれて実施しました(表6)。

表6 - 1 児童養護施設主任指導員・個別対応職員・主任保育士研修(第1グループ)

日	形式	テ - マ	講 師 等	時間
1	講義	児童養護施設の今日的課題	加賀美尤祥(山梨立正光生園)	1.5
	講義	子どもの人権と養護	相澤 仁(厚生労働省)	1.0
	討議	児童養護施設の役割と課題	参加者	1.5
2	パネル ディスカ ッション	出会いと育み	村瀬嘉代子(大正大学人間学部)	3.0
	講義	被虐待児の理解と援助のあり方	村瀬嘉代子(大正大学人間学部)	2.5
		リラクゼーションタイム		
3	ケースカ フェルス	関わりにおいて困難なケース	小倉 清(クリニックおぐら) 高橋 利一(法政大学現代福祉学部)	3.0
	ケースカ フェルス	虐待した親への関わり方のケース	小倉 清(クリニックおぐら) 高橋 利一(法政大学現代福祉学部)	2.0
	対談	ケースのまとめとして	小倉 清×高橋 利一	2.0
4	討議	現場の実状を分かち合う	参加者	3.0

表6-2 児童養護施設主任指導員・個別対応職員・主任保育士研修（第2グループ）

日	形式	テ　　マ	講　師　等	時間
1	講義	児童養護施設の今日的課題	加賀美尤祥（山梨立正光生園）	1.5
	講義	子どもの人権と養護	相澤　　仁（厚生労働省）	1.5
	討議	児童養護施設の役割と課題	参　加　者	1.0
2	パネル ディスカ ッション	出会いと育み	村瀬嘉代子（大正大学人間学部）	2.5
	講義	被虐待児の理解と援助のあり方	村瀬嘉代子（大正大学人間学部）	3.0
		リラクゼーションタイム		
3	ケースカ ンファレンス	関わりにおいて困難なケース	小倉　　清（クリニックおぐら） 浜田多衛子（光の園白菊寮）	2.5
	ケースカ ンファレンス	虐待した親への関わり	小倉　　清（クリニックおぐら） 浜田多衛子（光の園白菊寮）	2.5
	対談	ケースのまとめとして	小倉　　清×浜田多衛子	1.5
4	討議	現場の実状を分かち合う	参　加　者	2.5

児童養護施設は全国で550箇所あります。施設数も多いためか2グループとも定員を上回り、計137人の参加でした。

この研修では事前に参加者全員に事例を一つ取り上げ概要をまとめるよう求めました。いずれも子どもの状態は重く、家庭状況など深刻な課題を抱えている事例ばかりで、援助過程での困難の程が伺われました。研修では、人生早期から過酷な状況で生き抜いてきた子ども達に対しては、日々の営みの中での関わりこそが成長と回復を促す大きな要素であることが再認識されました。子どもの援助には、個々の子どもの生い立ちや援助経過を捉え直し、その都度子どもの成長に適した関わり工夫を続けることが重要です。そのためにもカンファレンスが極めて有効です。しかし事例についての必要な情報をまとめ、経過を振り返り、子どもの理解や援助のあり方を検討するというところに不慣れな方もおられたようです。研修後アンケートに「ケースカンファレンスのやり方そのものを教えてほしい」と書いた方もいました。不慣れということも考慮し、パネルディスカッションやケースカンファレンスでは発表前の十分な打ち合わせの必要があったと反省しております。中には助言者からの指摘がつかく感じてしまう発表者や参加者もいたようです。ケースを発表することは自分をさらけ出すことであり、欠けていた視点に気付くことでもあり、相当の負担がかかります。援助者である以上自分の有り様と向き合い続けることは必須であり、カンファレンスはそうした意味で援助者に大きな示唆を与えてくれます。また研修を通して生育歴などの情報を得る努力や、生活記録を残すことの重要性についても再認識できました。カンファレンスを繰り返すことで子どもをよりの確に理解し、日々の援助の中で、その子にとって意味ある関わり工夫をし続ける力が育つものと思われれます。今後もカンファレンスは必須のプログラムとして位置づけていく方針です。

事前のアンケートで「施設の仕事はどれほど疲れますか」と尋ねたところ、「かなり疲れる」が7割を占め「もう辞めたいほど疲れている」と答えた方も1割以上いました。何について疲れるかを尋ねたところ、「子どもとの関わり」「子どもが起こす問題」「家族との関わり」「職場の人間関係」を主にあげられていました。子どもや家族への援助の困難さもさることながら、職員間の連携について悩んでいる方が随分おられること

に驚かされました。いずれにせよ、施設の職員は高ストレス下に置かれているようです。最終日に「現場の実状を分かち合う」というテーマでグループに分かれ自由に意見を交換しました。中にはためていた思いを話してスッキリしたという方もおられました。話すこと聴いてもらえることの重要性について再認識しました。虹センターでは今後もこうした時間を大切にしたいと考えております。

研修全体を通して、児相との連携の不備が話題となる場面が目立ちました。事例検討やパネルディスカッションでは、子どもを理解する上で、入所時における児相からの情報の少なさや十分な話し合いのなさが繰り返し指摘されていました。中にはあまりに一方向的な児相の措置に、驚きとため息がこぼれる報告もありました。事前アンケートで児相との話し合い、連携について尋ねたところ、「充分でない」が7割以上あり、「充分」の2割を大きく上回りました。児相と施設との連携の問題は深刻のようです。「児相職員との合同の研修の場を設けてほしい」との声も聴かれました。児相の研修に施設現場の声を反映できるようなプログラムを組む必要性を感じました。

(4) 児童相談所心理職員指導者研修

この研修は児相の心理判定員等、心理職で中心的役割を担っており、経験年数が概ね10年以上の方を対象にしたものです(表7)。しかし他の研修同様経験年数には0年から20年以上と大きな幅がありました。男性が17名で女性が32名と女性の多さも特徴的でした。

表7 児童相談所心理職員指導者研修

日	形式	テ　　マ	講　師　等	時間
1	講義	児童相談所の役割と課題	坂本 正子(厚生労働省児童福祉専門官)	1.0
	講義	法規と子どもの人権	才村 純(日本子ども家庭総合研究所)	1.5
	討議	児童相談所の役割と課題	参加者がグループに分かれて	1.5
2	講義	子どもと家族の理解	野間 和子(野間メンタルヘルスクリニック)	2.5
		児童虐待のアセスメントにおける課題	金井 剛(横浜市中央児童相談所) 川崎二三彦(京都府京都児童相談所)	2.5
	討議	改めて児童虐待のアセスメントを考える	参加者がグループに分かれて	1.5
3	講義	被虐待児の心理治療	平岡 篤武(静岡県こころと体の相談センター)	2.5
	ケースカンファレンス	在宅通所による児童虐待への援助	平岡 篤武(静岡県こころと体の相談センター) 小出太美夫(横浜市北部児童相談所) 坂野 啓三(神奈川県立総合療育相談センター)	3.0
	討議	ケースカンファレンスを振り返って	参加者	1.0
4	講義	入所施設での子どもの姿とケアの実際	増沢 高(子どもの虹情報研修センター)	2.5
	ケースカンファレンス	施設入所後の援助	村瀬嘉代子(大正大学人間学部) 滝川 一廣(愛知教育大学)	2.5
	対談	ケースのまとめとして	村瀬嘉代子(大正大学人間学部) 滝川 一廣(愛知教育大学)	1.5
5	講義	青年の非行、犯罪から見た児童虐待	佐々木光郎(東京家庭裁判所)	2.5

心理職は障害児も含めた心理判定業務と通所指導などの治療的援助業務が主であると思われます。事前アンケートによると、児童虐待対応に特化すると、上記に加え初期対応や立ち入り調査なども担っているという参加者が4割程を占めました。一方主であるとされる援助業務ですが、児童虐待ケースについて、継続して担当しているケース数を参加者に尋ねたところ、平均担当ケース数が在宅の児童で3.3人、在宅児童の親で2.2人、施設入所児で2.3人、施設入所児の親で0.6人でした。幼少期の虐待は心身に深刻な影響を残すため、治療的援助が不可欠です。また虐待する親も心理精神的な問題を抱えている場合が多く、何らかの治療的援助が必要とされています。このため児童福祉施設や医療機関ではさまざまな工夫の中これらが行われつつあります。児相もその中心的機関として社会的に期待されています。従って、児相に集まる児童虐待相談件数の割に心理職の担当するケース数の少なさは、大きな問題といえるでしょう。ただ児童虐待の場合、親子とも治療動機が乏しく、児相に通ってこないといったことも背景にあるようです。また障害判定など心理職の業務は日々忙しく、面接を入れようにも予約が一杯で時間がないのが実状のようです。一方、被虐待児への援助における心理治療について尋ねたところ、「既存の心理治療で充分」と答えた参加者はわずかに8%で「不十分」と答えた参加者は84%でした。治療的援助を行うにしろ、現行のノウハウでは対応が困難であるとの実感を抱いていることが分かりました。

研修参加に当たりまして、参加者全員に現在関わっている児童虐待事例の概要を作成するよう求めました。その中から7例をとりあげ、パネルディスカッションとケースカンファレンスで報告してもらいました。研修を通じて、さまざまな治療的技法を学ぶと共に、子どもが生きる日常の生活の場への眼差しを持つ必要性について認識を深めました。また思春期・青年期の非行や犯罪について、それが重度の子どもほどその背景に幼少からの虐待体験があることにも触れました。ケースに継続して関わることは、子どもの成長の過程を深く理解し、見立て力の向上につながることは言うまでもありません。またケースカンファレンスや対談などを通して援助者としてケースと向き合い関わるべき基本的かつ本質的な姿勢についての理解も深めました。

(5) 児童相談所・情緒障害児短期治療施設医師専門研修

児相と情短で勤務する医師の専門研修です(表8)。全国から30名が参加され、内児相19名、情短9名、その他2名でした。また常勤医師が22名、非常勤医師8名でした。

表8 児童相談所・情緒障害児短期治療施設医師専門研修

日	形式	テ　　マ	講　師　等	時間
1	パネルディスカッション	児童虐待における医師の役割	小倉 清(クリニックおぐら) 宮本 信也(筑波大学心身障害学系) 石川敬次郎(情短・ことりさわ学園) 井出 浩(神戸市こども家庭センター)	4.0
2	討議	被虐待児と家族への援助と医師の役割 <児相の症例検討>	参加者	2.5
	討議	被虐待児と家族への援助と医師の役割 <情短の症例検討>	参加者	2.0
	講義	児童虐待と青年期の非行・犯罪と医療的ケアの実際	野村 俊明(創価大学教育学部)	1.5

児童虐待問題に携わっている医師の方々は、それぞれの機関に単独で重責を担っている場合が多く、「孤独な仕事である」との発言がありました。そのせいか皆が集まり話し合える場を望まれていた方が多かったようです。1泊2日の短い研修でしたが、こうした場ができたことの意義は大きいように思います。「来年も参加したい」という声を一番耳にした研修でした。

2日間は、さまざまな立場からの情報や見解が出され、討論も積極的、活発になされ、学ぶことの多い研修でした。

今後の課題として、児相と情短の医師に限らず、児童虐待に関わる他の医師の方々の研修をどのように行うのかがあげられます。

(6) 情緒障害児短期治療施設指導職員研修

平成14年度に全国で21カ所ある情緒障害児短期治療施設（以下、情短）で中心となって親子の援助にあたる職員の研修です（表9）。参加者は19名でしたが、これから情短を設立予定の施設の職員や児相判定員など、直接研修対象でない方の参加も目立ちました。そのため施設経験年数が0年という方が6名おり、全体の平均経験年数が下がることになりました。職種の異なる方々も参加したことで、ちょっとした合同研修の色彩になりました。

表9 児童相談所心理職員指導者研修

日	形式	テ　　マ	講　師　等	時間
1	講義	情緒障害児短期治療施設の今日的課題と子どもの権利擁護	相澤　　仁（厚生労働省）	1.5
	講義	早期親子関係と子どもの人格形成	青木紀久代（お茶の水女子大学）	2.0
2	ケースカンファレンス	理解の困難なケース	野間　和子（野間メンタルヘルスクリニック）	2.5
	講義	被虐待児の理解と治療目標	野間　和子（野間メンタルヘルスクリニック）	2.0
	討議	情報交換	参加者	2.0
3	ケースカンファレンス	家族へのアプローチ	団　　士郎（仕事場D・A・N）	2.5
	講義	虐待する親への援助	西島　平子（興望館沓掛学荘）	2.0
4	ケースカンファレンス	援助システムが問題となるケース	小倉　　清（クリニックおぐら）	2.5
	講義	援助システムについて	小倉　　清（クリニックおぐら）	2.0
	講義	青年の非行、犯罪から見た児童虐待	藤岡　淳子（大阪大学大学院）	2.0
5	講義	職員のサポートを考える	杉山　信作（広島市児童療育指導センター）	2.5

研修は子どもと家族への治療的援助について、ケースカンファレンスを中心としたプログラムとしました。事前課題として参加者がまとめた事例の中から3つ取り上げ、5日間の研修で3日間はケースカンファレンスを行いました。どの事例も検討すべきテーマが多く、活発に討論されました。助言者の先生方からの的を得たコメントに深くうなづく場面もありました。

虐待を受けた子どもと親への治療的援助を行う専門機関として小児精神科医療施設があります。以前から

多くの被虐待児に対する治療を行ってきた機関です。今後こうした機関との合同研修を行うことで、互いに培われた叡智を出し合い、より高度な治療的技術や工夫の検討ができればと考えています。

(7) 乳児院個別対応職員及び家庭支援専門相談員研修

乳児院で中心になって乳幼児の援助にあたられている職員の研修です(表10)。乳児院は全国で115カ所あります。研修参加者は61名で、約半分の施設が参加したことになります。

この研修でも事前課題として、事例の概要を提出していただきました。どの事例も深刻な課題を抱えており、援助過程での相当の苦労が伺われました。また虐待の後遺症として重度の知的身体的障害を残すケース、早期の母子関係に問題があり、対人関係上の問題を呈しているケース、中には乳児といえども極めて激しい攻撃性に保育者が圧倒されるケースもありました。子どもの持つ問題の多様さに改めて乳児院の間口の広さが認識されました。

表10 乳児院個別対応職員及び家庭支援専門相談員研修

日	形式	テ - マ	講 師 等	時間
1	講義	乳児院の今日的課題	相澤 仁(厚生労働省専門官)	1.5
	講義	赤ちゃんの権利擁護	帆足 英一(ほあし子どものこころクリニック)	1.5
	討議	乳児院の現状と課題	参加者	1.0
2	講義	乳幼児母子関係と虐待の心身の発達に及ぼす影響	渡辺 久子(慶應義塾大学医学部)	2.5
	パネルディスカッション	初期発達を考える	渡辺 久子(慶應義塾大学医学部)	4.0
3	講義	家族への援助	鈴木 祐子(二葉乳児院)	2.5
	パネルディスカッション	関係機関との連携	鈴木 祐子(二葉乳児院)	4.0
4	講義	良好なチーム作りと職員のメンタルヘルス	長井 晶子(久良岐乳児院)	2.5

研修は「虐待を受けた乳幼児への理解と援助」と「虐待をした親への援助」という2つの柱をメインにしました。参加者からの事例をもとに両テーマについて報告していただき検討を行いました。どちらも大きな課題であり、特に措置年齢が2歳までという限りの中で援助することの難しさが課題として浮き彫りになりました。特に親子再統合の課題について、戻すことなど到底無理ではないかといった事例が報告され、そこでの児相の見解とのずれが問題となりました。事前のアンケートでも児相との連携について「充分でない」と答えた参加者が69%を占めるなど、児童養護施設同様これについては検討すべき課題が多いようです。児相との連携をテーマにした研修をどのように行うかは今後の課題と考えます。

参加者の施設職員の疲弊について事前アンケートで尋ねたところ、「やや疲れているようだ」との回答が7割、「かなり疲れている」と「もう辞めたいほど疲れているようだ」が2割でした。疲弊の理由として「衣

食住に関する仕事」「職場の人間関係」「子どもとの関わり」が上位を占めました。ケアが困難な子どもや親が増え、無力感や不全感を感じている職員も多いようでした。職員間のコミュニケーションに問題を抱えている施設もあり、世代間のギャップに悩む職員もおられたようです。職員間連携や職員のメンタルヘルスは重要な課題であり、今後も研修で取り上げていく方針です。

(8) 保健機関と福祉機関の指導職員合同研修

保健所や児相をはじめ、市町村保健センター、児童家庭支援センター等で、児童虐待問題に中心となって関わっておられる職員の研修です。児童福祉サイドと保健サイドの両方から参加していただくよう呼びかけました。児童虐待の予防と早期発見、及びその後のケアを行う上で地域のネットワークは重要な意味を持ちます。この研修の参加者希望者は120名で、定員の80名を大幅に上回ったため、参加人数の調整を図り、105名で実施しました。参加希望の多さは、地域ネットワークの必要性を強く認識されている結果と思われます。

表11 保健機関と福祉機関の指導職員合同研修

日	形式	テ ー マ	講 師 等	時間
1	講義	児童虐待防止対策の総合的推進について	古川 夏樹（厚生労働省虐待防止対策室）	1.0
	パネルディスカッション	虐待問題における保健機関と福祉機関との協働をめざして	中塚 恒子（大阪府富田林子ども家庭センター） 中原 裕美（松戸市健康福祉本部障害福祉課） 才村 純（日本子ども家庭総合研究所）	1.5
	講義	市町村における児童虐待防止ネットワークの意義と課題	加藤 曜子（流通科学大学）	2.0
	討議	情報交換会	参加者	2.5
2	討議	事例検討	佐藤 拓代（大阪府健康福祉部地域保健福祉室） 安部 計彦（北九州市子ども総合センター）	2.5
	討議	虐待対応における保健機関と福祉機関との協働	佐藤 拓代（大阪府健康福祉部地域保健福祉室） 安部 計彦（北九州市子ども総合センター）	3.0

情報交換会やグループ討議では同一地域の保健分野と福祉分野の参加者が同じグループになるように配慮しました。地域ネットワークの重要性は認識されても、実際の協働となると、見方や考え方の違いもあって相当の困難が伴います。今回の研修でも、福祉と保健間でのこうした違いやズレが浮き彫りになる場面もありましたが、互いの実状や考え方が理解できたと、同じ場で研修を行い、討議できたことでの意味を好意的に受け止める参加者が多かったように思います。今後もこうした合同研修を大切に考え、より実りある研修になるよう工夫したいと考えています。

3. 今後の課題

一年間センター研修を実施いたしました。虹センターとして、いたらなかったこと、修正すべき反省点など多々あります。ここではその中でも特に重要である事柄について、短期的課題、長期的課題も含めてあげてみました。

(1) 研修対象について

平成14年度の研修では、児相所長、児相福祉司、児相判定員、児童養護施設職員、乳児院職員、情短職員、保健所職員、児相・情短医師等、保健所等保健師が主な研修対象でした。しかし児童福祉領域ではこれ以外に、児相一時保護所職員、児童自立支援施設職員、母子生活支援施設職員など多くの職員が児童虐待問題に携わっています。これらの方々に対しては、これまで研修を実施している機関との連携の上、協力していく方針です。なお平成15年度は児童養護施設や乳児院に配置された心理職に対する研修が新たに設けられました。

(2) 合同研修について

一方、児童虐待に携わる機関や援助者は、保健・福祉分野に限らず、一般医療、司法、教育分野等多岐に及びます。児童虐待問題は一部の機関や専門職のみで解決される問題ではなく、様々な機関の協働があって初めて解決に向けて歩み始めます。しかしそれぞれの分野において、児童虐待についての研修が大なり小なり実施されているものの、分野横断的な研修はほとんどなされていません。その意味では分野別、機関別といった研修のみでなく、それぞれの分野や機関の職員が場を同じくしての合同研修が極めて重要と考えます。

平成14年度に行われました「保健機関と福祉機関の指導職員合同研修」、「児童相談所・情緒障害児短期治療施設医師専門研修」、「情緒障害児短期治療施設指導職員研修」は、それぞれ異なる機関や職種が集まった研修でした。違う分野の援助者が同じ場に集まった合同研修は、実施する上で相当の困難が伴います。それは、研修の規模や方式、募集の仕方、プログラム作成上の視点、時間配分、グループ討議のあり方、事例検討のあり方など、研修を行う上での枠組などや方法について、それぞれの分野ごと築かれてきた「研修とはこういうもの」といった慣習や考え方がすでにあり、それを調整、実施していくことが極めて難しいということです。しかし実際に集まってみると、お互いに不慣れな場面等にとまどいつつも、良い意味で異なる視点に触れ、それまでの見方や考え方の幅を広げる契機となるなど、合同研修ならではの事柄を学び取ることができたと考えております。

児童虐待問題に対する、分野横断的なネットワークの重要性が認識されつつある昨今、センター研修においても、合同研修の充実を可能な限り目指していきたいと考えています。そのためには各分野、機関の協力無くしては何もできません。今後は関係する様々な分野、機関に対しても、積極的に働きかけ、連携協力を得られるよう努めたいと考えています。

平成15年度には、「情緒障害児短期治療施設指導職員研修」が情短施設、小児医療施設、小児精神科医療施設、児相等の職員の合同研修である「治療施設専門研修」として生まれ変わりました。

(3) 研修評価について

研修をどう評価するかについて、二つの視点から考えてみます。

一つは参加者からの研修内容等に対する評価です。平成14年度は、研修直後にそれぞれのプログラムに

対して「良かった」、「普通」、「工夫が必要」の3段階で評価していただき、その上で研修に対する要望を自由記述していただきました。これらは貴重な資料としてその後の研修企画の際に大変役立ちました。

次に参加者自身に対する評価があります。これについては、自己評価と第三者による評価が考えられます。上記の研修直後のアンケートは、参加者の満足度という点で自己評価の一部とも考えられますが、研修を受けたことで参加者がどれだけ向上されたかの第三者による客観的な評価にはなりません。そもそも実施した全ての研修で「何をどれだけ習熟すべきか」の項目やどれだけ達成できたかのスケールの設定をせず、客観的な評価ということに重きを置かなかつたことは否定できません。しかし実際に客観的な評価をしようとしても、研修の目標と達成すべき項目を具体的に明確化することは難しく、またたとえしたとしても、全国各地から集まったの研修は、互いに刺激しあいながら学ぶ要素が大きく、研修主催者が考える以上に深く学べる可能性を有しており、評価基準を作ることがそうした動きへの足かせにならないかとも感じます。センター研修が参加型研修を中心に据えたのは、参加者自身の主体性による研鑽の深まりを期待したことがそもそもの背景です。

ただ研修で得たものが、その後の現場でどの様に有益であったかの評価をする必要があると考えます。そのため研修受講後1年経過した段階で、改めて研修を受けたことの再評価していただくことを考えています。

(4) 現場実習について

平成14年度の研修は、長くて4泊5日、短いものはわずか1泊2日です。知識・情報の習得や何らかの気づきや洞察を得ることはこの間の研修でもある程度なされるものと考えます。しかし研修をより深めていくために、一定期間をおいて繰り返し参加することが必要と思われる。また児童相談所や児童福祉施設などの現場との連携の上、長期にわたる現場実習も有効と思われる。しかしこうした研修を実施するについては、人員配置や予算など、乗り越えなければならない現場の課題があるように思われます。

子どもの虹情報研修センター紀要

No.1

平成15年 8月26日発行

発 行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045 - 871 - 8011 FAX. 045 - 871 - 8091
mail : info@crc-japan.net
homepage : <http://www.crc-japan.net>

印 刷 (株)柏苑社 TEL. 045 - 711 - 5600



CRC Japan

Children's Rainbow Center

Japan Information and Training Center for Problems related to Child Abuse and Adolescent Turmoil

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)